

戦後沖縄の基地と軍用地料問題  
ー地域を内部から問う女性運動ー

同志社大学大学院グローバル・スタディーズ研究科  
グローバル・スタディーズ専攻 博士課程（後期課程）  
学位請求論文

桐山節子

## 目 次

序章	・・・・・・・・・・	1
第1節 研究課題	・・・・・・・・・・	1
第2節 研究の背景と本論文の目的	・・・・・・・・・・	3
1 女性問題の重層性		
2 女性団体と政治参画		
3 冷戦終結と基地の町		
4 軍用地と軍用地料		
5 軍用地料をめぐる女性運動		
6 本論文の目的		
第3節 先行研究の整理と本論文の位置	・・・・・・・・・・	11
1 裁判の争点と慣習		
2 軍用地料と地域		
3 基地と歓楽街		
4 軍事基地と地域		
第4節 本論文の構成	・・・・・・・・・・	15
第1章 戦前の沖縄と金武町	・・・・・・・・・・	16
第1節 社会変化と金武町	・・・・・・・・・・	16
1 琉球処分と旧慣温存期後の変化		
2 金武町と地域		
3 金武区と並里区の慣習		
第2節 人の移動と沖縄差別	・・・・・・・・・・	22
1 農民から賃金労働者へ		
2 人の移動と金武町		
3 県外出稼ぎと雇用状況		
第3節 家制度とヤマト化	・・・・・・・・・・	29
1 女性と家父長制		
2 ヤマト化と婦人会		
第4節 沖縄戦と金武町	・・・・・・・・・・	33
第5節 小括—沖縄の近代と女性	・・・・・・・・・・	34
第2章 軍用地の成立と強化される利権構造	・・・・・・・・・・	35

第1節	米軍占領期と地域変化	35
1	占領の始まり	
2	第二次軍用地接收頃の金武村	
3	金武村の基地受入の経過	
第2節	軍用地の起源と基地問題の概略	43
1	字金武の軍用地の起源	
2	基地の集中と基地問題	
第3節	軍用地と利権構造	48
1	調停役を担う沖縄防衛局	
2	土地連と軍用地料	
3	素顔の軍用地主たち	
4	市町村と財政	
5	軍用地料収入を受領する私的団体	
6	軍雇用員と労働組合	
7	建設業	
8	基地周辺の社交業組合	
9	住民の意思と利権	
第4節	基地被害と町民世論の変化—金武町の事例	60
1	基地被害の増加	
2	基地被害と軍用地料	
3	変わる町民意識	
第5節	小括—基地受入と変わる地域	66
第3章	基地と人の移動—金武町の事例	67
第1節	基地と就業構造の変化	67
1	人口の変化	
2	町の就業構造	
3	地域経済の減速とその影響	
第2節	基地の町と移動する人々	74
1	基地と新開地	
2	新開地の変遷	
3	頻繁に移動する女性たち	
4	暴力事件の多い地区	
5	基地労働者と新開地の営業	

第3節	語られない女性たち	88
第4節	小括一基地と移動する人々	92
第4章	基地の町と社会構造一金武区と並里区	100
第1節	地域を支える軍用地料一区財政と入会団体	102
第2節	区外出身者との関係	105
第3節	地域有力者の姿勢	106
第4節	地域づくりと自治的機能	108
第5節	農業の変容	110
1	農家の戸数	
2	水田と畑作の動向	
3	農家の規模	
第6節	軍用地料をめぐる地域の争い一中川区、金武区、並里区の事例	114
第7節	小括一地域と利権	116
第5章	軍用地料をめぐる女性運動	117
第1節	立ち上がる女性たち	117
1	金武町と婦人会	
2	中心になった女性たち	
3	運動の動向	
第2節	裁判へ	124
1	金武杣山訴訟（2002-2006年）	
2	沖縄における女性の財産相続	
3	地域内の協力と軋轢	
4	入会団体の会員資格をめぐる争い	
第3節	再編・強化された女性差別	137
1	金武区の会則改正	
2	並里区の会則改正	
3	裁判中とその後	
第4節	運動主体の職業と移動	143
第5節	小括一運動の成果と到達点	148
1	裁判はなぜこの時期だったのか	
2	運動の到達点	
第6章	ウナイの会と女性運動の可能性	164

第1節	女性と基地被害抗議—1990年代以降の金武町	164
1	基地・軍隊の存在と女性	
2	新たな基地機能強化に抗する—金武町の事例	
3	軍用地料と基地被害抗議の関係	
第2節	ウナイの会という運動体	172
1	結束の力	
2	枝葉のように拡大する支援者	
3	支援者を自認する研究者	
第3節	ウナイの会とジレンマ	187
1	問題は何か	
2	地域の問題というジレンマ	
3	町内でどのように語られたのか	
4	区外出身者との関係	
第4節	小括—女性運動の可能性	196
1	地域の軋轢と女性たち	
2	女性運動の可能性	
終章	生活の問題を問う女性たち	200
第1節	再構成される地域	200
第2節	地域の内部から問う	201
第3節	今後の課題	203
別添資料	裁判記録	204
<hr/>		
	参考文献	1
	謝辞	

## 序章

### 第1節 研究課題

本論文のテーマは戦後沖縄における女性運動の歴史の一端をたどるものである。特に軍用地料問題に着目し検討する。沖縄の反基地運動や平和運動では、女性たちが牽引者的な位置にあることが際立つ。これは1995年の沖縄米兵少女暴行事件<sup>1)</sup>で性による人権侵害が問われた後、沖縄の女性運動は日常的なグループ活動<sup>2)</sup>を通じて、基地周辺の生活の問題、例えば、基地被害、性暴力事件を問い直すという、本土では見られない構図である。

それはなぜなのか。そこには女性たちが基地周辺の生活圏で頻発する性暴力被害に黙さざるを得なかつただけでなく、固有の家父長制、貧困、その上さらに、基地の軍用地料の利権から排除されてきた問題があるためではないか。こうした問題は地域における生活の安全問題、女性の政治的な参画、軍用地料の配分と用途に関係しているだろう。また基地の町の歓楽街には、女性差別の影とも呼べる女性従業者（例えばホステス）が就業してきた。これは沖縄特有の歴史と現在の状況、日本全体の約74%にあたる米軍基地が集中し重要な問題となっていることにかかわる。

このことから本論文は、軍用地料問題を基地と地域、異議申し立てする女性運動に注目し、女性たちがその問題を生活の問題として捉えている視点から考察する。具体的には、1990年代から2000年代前半に沖縄県国頭郡金武町字金武（金武区と並里区）でたたかわれた軍用地料をめぐる女性運動（金武<sup>きん</sup> 杉山<sup>そまやま</sup>訴訟を含む）を検討する（図1）。この運動で特徴的なことは、軍用地料の獲得を目指した女性たちが地域の基地被



<sup>1)</sup> 米兵3人による小学生拉致・強姦事件、被害者は12歳の少女（沖縄県金武町）。

<sup>2)</sup> 例えば、摸合、婦人会、同級生のグループ。

害抗議行動<sup>3)</sup>にも参加していたことである。生活上の問題は縦割り様の区分が難しく、枝葉のように横に繋がる傾向を持つと思われる。そのため軍用地料の獲得と基地問題<sup>4)</sup>を併行してたたかう行動の根にあるものはなにかという問いが、本論文の出発点である。

ここで、筆者が参与観察した住民運動のうち1990年代から2000年代初めにかけて全国的に展開された公的介護制度の導入をみよう。そこには主に2点の視点がある。

第1は、日本は、長い間女性が家族介護を担うものとされてきた。当時それは個人的な問題でなく地域社会の生活の問題として認識され、女性たちがその実現に向け運動に取り組んだ。他方でそれは医療・福祉費の自己負担を増やすことにもつながった。第2は、経済不況の続く1990年代に働く女性をいかに確保するかである。両者が結びつき、急速に進む少子・高齢化に適合した、公的介護制度の構築へ進んだといえる。

運動の中心となった女性たちは、1930年から40年代生まれであった。彼女らは主に大都市で高度成長期に企業活動からもたらされた環境悪化や食品添加物などに規制を求め住民運動に参加した人や婦人会の中から生まれたボランティアグループ<sup>5)</sup>に参加してきた世代であった。彼女らの特徴は、自分たちが使う制度という自覚を強くもち、自分のことは自分で決めると考えていたことだ。そのことは人権を重視し、制度の質をも問うことにつながった。これは日本ですでに自明のことと目されてきた男女平等が、生活の場で改めて大きな関心を持たれた、「国連婦人の10年」以降の動きと呼応していた。

一方、沖縄は公的介護制度の導入に際しほとんど運動が見られなかった。その主な理由は経済的な負担が増えることや、親の介護は家族がみるものという習慣と地域社会に相互扶助関係があるためといわれた。沖縄女性は固有の慣習の中でどのような生活問題を抱えていたのか。

そのような中1995年には、沖縄米兵少女暴行事件に抗議する県民集会が成功した。そのニュースは衝撃であるとともに、性暴力被害の告発が女性の最優先課題であることを想起させた。集会を成功させた力はどのように蓄積されてきたのか。それは突然わき上がるものでなく、日常のグループ活動あるいは女性運動の積み重ねではないかと考え、基地の町と女性はどのようなグループ活動や運動を行っているかを調査研究することとなった。

---

<sup>3)</sup> 『基地問題を知る事典』よれば、基地被害は「在日米軍基地の周辺地域で起こる墜落事故や実弾演習による事故、NLP2 (Night Landing Practice の略) に代表される爆音、放射線漏れなどによる環境汚染、米兵による凶悪犯罪など」としている。(前田哲男、林博史、我部政明編『基地問題を知る事典』吉川弘文館、2013年、66頁)。

<sup>4)</sup> 沖縄の基地問題は、アジア太平洋戦争末期以降の在沖米軍基地をめぐる諸問題を指す。これは沖縄県民の安全、福祉、経済だけでなく、日本ひいてはアジア地域の安全保障にかかわる重要な問題である。沖縄はアジア太平洋戦争末期、約3か月に及ぶ激しい地上戦の後米軍に占領された。沖縄の米軍基地は戦後冷戦体制のなかで拡大し、米国のアジア戦略の要石といわれてきた。沖縄県では、民有地内に多くの米軍基地が存在することから在日米軍基地をめぐる様々な問題を引き起こし、米軍基地反対運動の大きな原因になっている。

<sup>5)</sup> 例えば、独居の高齢者を対象にした給食会グループ。

軍用地と軍用地料にかかわる運動を振り返ると、土地連と反戦地主<sup>6)</sup>の構図が知られている。その運動では軍用地料がどのように使われ、どのように地域を再編してきたかが問われず、軍用地料の議論は地域経済分野に限られる傾向があり、女性問題からの議論は皆無である。そのため軍用地料問題の考察は、基地の町の女性問題が基地、軍用地料や地域と密接に関係していることを明らかにすると思われる。

また軍用地料問題をめぐる女性差別は金武区だけの問題でないにもかかわらず、なぜ1990年代、それも金武町で提訴されたのかが研究者などから疑問に思われている。本論文はこの疑問を解く一助にもなるだろう。

## 第2節 研究の背景と本論文の目的

本節は本論文の背景である女性問題、経済動向、軍用地料について述べる。論旨を先取りすると、米軍基地が沖縄の地域社会に、約70年間駐留し続けていることにかかわる。

### 1 女性問題の重層性

女性問題の所在を整理すると、その第1は、沖縄固有の家父長制である。それは父系嫡男相続制や位牌継承<sup>7)</sup>を柱にした門中制<sup>8)</sup>をもとにし、財産相続から女性を排除する機能を持ち、様々なアンパイドワークを伴ってきた。そのうち、戦後の地域婦人会活動として知られているのは大宜味村喜如嘉婦人会の火葬場設置運動である<sup>9)</sup>。婦人会長が中心となり、洗骨廃止<sup>10)</sup>を訴えたものである<sup>11)</sup>。この運動は戦前にもあったが戦争で中断した。女

<sup>6)</sup> 反戦地主とは、軍用地にかかわる契約を拒否する地主のことである。1981年から82年に那覇沖縄防衛施設局は契約拒否地主＝反戦地主（150人）に対し「5年間の強制使用」という裁決申請を行った。この裁決により反戦地主はさらなる不利益を被ることとなった。（中略）それでもなお100名をこえる反戦地主が残った。（中略）彼らを支えている共通点があるとすれば、それは戦中戦後の歴史的体験であった。（新崎盛暉、前掲書、80-82頁）。

<sup>7)</sup> 沖縄では先祖の位牌や香炉を丁重に祀る慣行が、近世以降普及し広く定着している。位牌（トートーメ）は、その子孫によって代々継承されることになる。沖縄本島中南部を中心とした門中制度の強固に発達した地域では、男系血縁による位牌の継承にこだわりを示し、嫁や非血縁の養子による継承はタブーとされる。（琉球新報社編『沖縄コンパクト事典』琉球新報社、2003年、37頁）。

<sup>8)</sup> 沖縄の門中は、17世紀後半に士族層が漢民族から姓の制度を受け入れたもので、共通の祖先に父系の血筋で結びつく同姓同士の集まりであった。

<sup>9)</sup> 詳しくは後記両著を参照。沖縄婦人運動史研究会、宮里悦編『沖縄・女たちの戦後—焼土からの出発—』ひるぎ社、1986年。堀場清子『イナグヤナナバチ』ドメス出版、1990年。

<sup>10)</sup> 洗骨は、「埋葬あるいは、風葬の後数年をおいて遺骨を取り出し、水あるいは酒で洗い清める習俗。第二次葬の一種。沖縄諸島では方言でシンクチ（洗骨）、奄美諸島ではカイソウ（改葬）という。洗骨は、韓国、中国大陸（特に福建と広東の漢族及び貴州・広西・四川・雲南の少数民族）、台湾、南北アメリカの原住部族など、環太平洋地域に広く分布した習俗であった。沖縄諸島の骨臓器を用いる洗骨習俗は中国福建の影響を受けている。沖縄では1960年代に火葬が普及し、今では洗骨はごく一部の離島で行われているに過ぎない。（中略）日本本土には南島（奄美・沖縄）と同様な洗骨習俗はなかった。」（福田アジオ（ほか）編『精選日本民俗辞典』吉川弘文館、2006年、308-309頁）。

<sup>11)</sup> 大宜味村史によると、当時は戦禍から逃れる疎開者による人口増加のため地域の混雑が激しかった。



性の運動とともに重要なポイントになったのは、衛生上の問題や埋葬と火葬の費用の差もあったと思われる。

復帰後では、1980年代初めに取り組みられたトートーメ廃止運動である<sup>12)</sup>。それは位牌継承と財産権が結びつき、女性に財産を相続させない慣習に抗する運動である。この慣習が強まった背景には、戦後米軍基地に対する軍用地料が支払われるようになり、「島ぐるみ闘争」<sup>13)</sup>で地料が値上がりしたこと、戦傷病者戦没者遺族等援護法が施行され、給付金が支払われるようになったことが考えられる。

新民法が施行されているにもかかわらず、復帰後も慣習は財産権と結びつき再編・強化され女性を排除する傾向がある。このように地域社会が経済的な利益を確保するために慣習を利用した事例は沖縄だけでなく、モハンティ<sup>14)</sup>はイギリス支配下のインド、足立啓二<sup>15)</sup>は東アジアの事例を論じている。両者は家父長制が、地域の中で自然的・確定的に存在しているのではなく、地域内の経済的利益を検討し再編・強化されることが、各地で行われてきたと論ずる。

第2は、貧困問題を背景に地域内に存する排他性である。職を求めて移動する人々は、地元民から寄留民、あるいはよそ者として排他的な対応を受けやすい。これは第1の家父長制ともかわり、女性が賃金・就業差別を被り貧困層を形成しやすくそこから抜け出せない、いわゆる貧困の世代間連鎖を断ち切れないという社会構造にかかわる。戦後は義務教育を終了し専門教育を受けていない女性の多数が、基地周辺で軍作業員あるいは基地周辺のサービス業（例えばホステス）に従事してきた。

第3は、性暴力とDV被害である。沖縄は男尊女卑の風習が根強く残る地域といわれ、

---

たと記されている（大宜味村史編集委員会『大宜味村史』大宜味村、1979年、252-286頁）。

<sup>12)</sup> トートーメとは位牌継承或いは単に位牌をさす。運動の契機は、琉球新報が1980年に「トートーメは女でも継げる」と特集を組んだことにはじまる。そして、その連載をきっかけにユタ<sup>12)</sup>論争がおこった。その問題では裁判が行われ、1981年に原告女性は勝訴した。墓地移転に伴う位牌継承を親戚間で争い、男系の親戚が慣習に基づき継承を主張したため、直系の女性が那覇家裁に訴えた。1981年の判決では、慣習は男女平等を定めた憲法や民法に違反するとし、勝訴した。その女性は、住みづらくなり本土に引っ越した。

<sup>13)</sup> 島ぐるみ闘争は、「プライス勧告反対闘争としてはじまった。その意味では、軍用地問題が中心にあった。しかしそれはある意味では、10年におよぶ軍政下の圧政、言論弾圧、人権侵害、選挙介入などに対する反発を一挙に爆発させたものであった。従って軍用地問題は、軍用地所有者の問題ではなく、沖縄社会全体の問題であった」（前田哲男・林博史・我部政明編、前掲書、19-20頁）。それゆえ米軍政は危機感をもち、軍用地料の値上げを検討したといえるだろう。

<sup>14)</sup> モハンティは、イギリス支配下のインドの地方社会で行われた寡婦の再婚にかかわる事例を論じている。（Chandra Talpade Mohanty (2003) *FEMINISM WITHOUT BORDERS*, Duke University Press(堀田碧監訳、菊池恵子・吉原令子・我妻もえ子訳『境界なきフェミニズム』財団法人法政大学出版局、2012年、90-91頁)。

<sup>15)</sup> 足立啓二は、慣習は該当集団が、古い慣習を頑なに守る立場でなくその時々部分的に再編・強化してきたものと論ずる（足立啓二『専制国家私論—中国史から世界史へ—』柏書房（株）、1998年、103-104頁。）

竹下小夜子<sup>16)</sup>は「社会文化変動の大きな地域であったことも、女性に対する暴力を生じやすい状況につながった可能性がある」と論ずる。戦後、米軍基地周辺の性暴力被害は急増したが、米軍兵士によるだけでなく親や親族によるDVもあり、第2の貧困問題ともかかわる。「貧困や貧困感が他者に対する攻撃性として表われ、自分より弱い立場のものを支配・従属させようとするもの」で、女性に対する暴力は「『貧困』問題と男尊女卑の文化が結びついて生じた」と思われる。

言い換えると男性は、明治以来世替わりの度に異なる権力構造に従属させられる抑圧を受けてきたが、女性はそれに加え身近な男性からだけでなく、基地兵士から多大な性暴力を受けてきた<sup>17)</sup>。さらに問題なのは、沖縄県の地域に見られる関係性の強さから被害を訴えにくく、米軍人・軍属による被害の場合、それをクリアーして人権侵害を主張しても日米地位協定により日本の警察権は実効性がないことである。これらは女性を二重に苦しめてきた。このことから沖縄の女性運動は、地域内で行われる軍用地料にかかわる家父長制の再編、経済的格差による貧困問題、基地が集中する故に起こる性暴力被害の多発という重層的な課題を持つといえる。しかもこれらは別個の問題でなく、複雑に絡み合う生活の問題と考えられる。

## 2 女性団体と政治参画

沖縄女性の戦後は、生活を立て直すための「相互扶助の活動の中で、自然発生的に部落婦人会がまとまっていった。1947年から48年にかけて、沖縄婦人連合会(略称:沖婦連)、市町村婦人会の結成が盛んに行われた<sup>18)</sup>。金武村婦人会は1948年に設立された。それは戦前の大日本国防婦人会の流れをくみ旧来の部落や小学校区単位で組織される場合が多く、「組織形態も担い手も戦前との断絶はほとんどなく、沖縄の婦人運動の中心的役割」を担い、役員を中心は元女性教員であった<sup>19)</sup>。

婦人会の特徴は主に3点で、第1は「行政の肩代わりの役割」<sup>20)</sup>を担ったことである。このことは組織拡大に大きく作用した。米軍政府はこの「組織力を重視し、沖婦連を親米世論の形成に利用する」<sup>21)</sup>一方、警戒も強めた。沖婦連の活動は常に米軍政府の枠内の運

<sup>16)</sup> 竹下小夜子「第7章 女性に対する暴力の背景」喜納育江・矢野恵美編『沖縄ジェンダー学2 法・社会・身体』大月書店、2015年、191-215頁。

<sup>17)</sup> 世替わりはほぼ江戸期時期が薩摩世、明治期の和世、戦世、戦後のアメリカ世、復帰後の沖縄・大和世といわれる。

<sup>18)</sup> 宮里悦編『沖縄・女たちの戦後—焼土からの出発—』沖縄婦人運動史研究会、ひるぎ社、1986年、73頁。

<sup>19)</sup> 那覇市総務部女性室『なは・女のあしあと』株式会社琉球新報社事業局出版部、2001年、201頁。

<sup>20)</sup> 同上書、32頁。

<sup>21)</sup> 沖縄県教育庁文化財課史料編纂班『沖縄県史 各論編 第八巻 女性史』沖縄県教育委員会、2016年、393頁。

動であったと推測される。「各地区の婦人会はより地域の女性の生活に根ざした課題と『相互扶助』に取り組んでおり、それが全体として沖婦連のあり方にも影響を与えた」<sup>22)</sup>。

第2は、「日米合作による沖縄の生活改善事業」<sup>23)</sup>である。戦前からはじまった生活改善事業は米軍占領下という本土とは異なる様相のなかで、琉球大学家政科を介して「合理性や科学性を全面に押し出した生活改善事業がアメリカ的生活様式の普及」<sup>24)</sup>を促進した。そこには戦前の生活改善運動に含まれていた共通語の使用や貯蓄励行など、日本への「同化や規律化の側面を依然として持っていた」<sup>25)</sup>。第3は、祖国復帰運動の高まりの中で女性団体は復帰にかかわる政治運動の気運が盛り上がり上がらなかった<sup>26)</sup>。その状況の中で婦人団体連絡協議会<sup>27)</sup>（略称：婦団協）が誕生した。しかし復帰後、沖婦連は会員数が減少し、婦団協は活動が「停滞し自然消滅の形をとっていた」<sup>28)</sup>。

1975年からの「国連婦人年」は、全国的に国連という大義名分を背景に、女性の地位向上や地域社会への参画が啓発された。日本は、「国連婦人年」をうけて1985年に女性差別撤廃条約を批准した。“わたしのことはわたしが決める”や“自分のことは自分で決める”は、1980年代後半頃から女性の生活にかかわる啓発事業や運動の場面で頻繁に耳にし、個人である女性が地域に根ざす活動に結集する時に使われる傾向を持つ<sup>29)</sup>。

沖縄でも婦団協は「国連婦人年」を契機に新たな組織体制で再出発し、地域リーダーの養成、グループ活動のネットワークづくりなどで活発になった。この事業は行政とタイアップする女性グループのネットワークづくりに貢献した。例えば、1985年からはじまった那覇市主催の「うないフェスティバル」<sup>30)</sup>や1996年からはじまった沖縄県女性総合セン

---

<sup>22)</sup> 注21、446頁。

<sup>23)</sup> 注21、461頁。

<sup>24)</sup> 注23と同じ。

<sup>25)</sup> 注23と同じ。

<sup>26)</sup> 大城貴代子は1960年代から70年代を振り返り、「婦人運動は、復帰運動と共に成長したが、復帰運動そのものの中には婦人運動といえるものはなかったのではなかろうか」と述べる（大城貴代子「沖縄の婦人運動」特集 女性問題を考える『新沖縄文学』30号、沖縄タイムス社、1975年、50頁）。

<sup>27)</sup> 婦団協は1967年に県内の女性団体—沖婦連、沖縄県教職員婦人部、官公労婦人部、新婦人の会など12団体（原則団体加入、個人参加も可）によって組織された。会の目的は「生活の向上をはかり、婦人の権利と子どもの幸のために力を結集する」であった（沖縄県教育庁文化財課史料編纂班、前掲書、515頁）。1999年に女性団体連絡協議会（略称：女団協）と名称。

<sup>28)</sup> 沖縄婦人運動史研究会、前掲書、276頁。

<sup>29)</sup> 本土では公的介護制度の導入運動の際に使われた。

<sup>30)</sup> 「うない」とは沖縄方言で姉妹の意味である。兄弟はキキー。「うないフェスティバルは、「国連婦人の10年」の最終年1985年に「女たちからのメッセージ」をテーマに始まりました。これまで平和を基調に、人権・子ども・福祉・環境・表現・身体など、多くの課題に取り組んでいる人たちが、ものづくりをしている人たちが、一堂に会して日ごろの活動を発表してきました。2011年度から、新しい「うないフェスティバル」が始まり、「活動展示」を中心とした情報発信型のイベントを開催しています（那覇市HP 最終閲覧日2017年2月9日）。

<http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/heiwanjyo/center/unaifest.html>）。

ターによる「ているるフェスタ」<sup>31)</sup>では、日常的に地域で活動しているグループや地域リーダーの交流会となった。

啓発事業「語やびら出会いを求めて」は出前講座である。県女性総合センターと女団協、沖婦連が連携し、「相互のネットワークの構築と地位向上をはかり、男女共同参画社会の実現を目指して1992年度に県補助事業として開催された」<sup>32)</sup>。

金武町では1993年10月に開催され120名が参加した。町は100名以上の参加者を集めた地域の一つとなり、婦人会は存在感を示した。この講座から県内の女性組織の地図がつけられた<sup>33)</sup>。沖縄ではネットワークづくりが生活問題や文化面からつながり、広範な女性の結集に成功したと思われる。それは県政が革新的な方向へ変わったことや女性管理職が増加したことだけでは説明がつかないものである。

その根底には地域づくりがこれまでの地域秩序に沿うものでなく、新しい女性たちの結束力を産み出すものであったためではないだろうか。新しい女性とは、自分のことは自分で決める女性たちである。このことは、これまで沖縄の字・行政区の中で解決できなかった問題への結集力を産み出し、1995年の沖縄米兵少女暴行事件から普天間基地移転問題へ抗する運動につながったと思われる。

さらに金武山訴訟では軍用地料の用途を地域に問い、地域をつくりかえようと行動した。この一連の運動は軍事的暴力の告発だけでなく、婦人会活動から続く、生活の安心や安全を獲得しようとする女性たちの行動が表に出てきたものではないか。

### 3 冷戦終結と基地の町

軍用地料問題がたたかわれた1990年から2000年代前半の金武町は、米軍再編にかかわる基地返還問題が議論されていた。主な問題は次の2点が指摘できよう。

第1は、バブル崩壊後の不況が沖縄の地域経済にどのような影響をもたらしたかである。日本の1980年代はプラザ合意後も好景気が続いたが、1990年代はバブルが崩壊し一転して不況に陥った。他方で日本企業の多国籍化が進み、1990年代は国内企業が圧倒的に安価な労働力を求め、中国などに生産拠点を移したことから産業の空洞化が進んだ。こう

<sup>31)</sup> 「ているる」とは、「琉球の古謡、いわゆる神遊び（集団の祭式舞踊）にともなう叙事的歌謡のことで、照り輝くような美しいことばとも解されている沖縄県男女共同参画センターHPから、最終閲覧日2017年2月9日 <http://www.tiruru.or.jp/>）。「ているるフェスタ」は沖縄女性財団により企画・運営がされ、文化交流とともに地域リーダー養成講座などが定期的に開催されている。

<sup>32)</sup> それは県内を5地域に分け、それぞれの市町村に行き渡るように1992年度から2001年度までに10回開催された。当初の内容は女性の自立であったが、徐々に世界的な女性の動きや女性自身の生き方、生活環境や子供への関心に広がった。沖縄県女性連絡協議会『沖縄県女団協35年の歩み 平和・平等・発展を燈しつづけて《本編》』琉球新報社、2003年、148-149頁。

<sup>33)</sup> 婦人会が組織されていない地域が判明し、女団協のない地域に女団協が誕生した。さらに女性組織がなく結果開催されずじまいの地域も判明したのである。

したことは他方で、国境を越えた人とモノの移動や情報の流れなどがこれまでになく活発になったことを示している。

日本では産業構造の転換を図るためとして、労働者の大量解雇、金融制度改革など様々な規制緩和の断行、追い打ちをかけて消費税率の引き上げ等がなされた。産業構造の転換政策は日本型雇用制度を崩壊させ、失業者と非正規雇用を急激に増大させ、建設業をはじめとする企業倒産が続出した。産業構造の転換政策は、年功序列型の正規・終身雇用制に位置していた中間層の没落と経済的格差の拡大、社会の貧困化を招いた。もはや貧困は一部の階層を除き、誰にとっても身近で自己責任の有無にかかわらず、ほんの少しのきっかけで陥る現代社会の問題となっている。

沖縄県金武町でも同様に展開したが、経済的落ち込みが特に顕著になったのは1990年代後半からであった。各地にあった共同店や町の商店街が閉鎖に追い込まれ、軍人などの基地関係者が基地周辺でドルを使うことがますます減り、建設業、卸・小売業における倒産と廃業が進んだ。日本全体の中で沖縄県の1人当たりの年間所得は常に最下位グループに属するが、金武町はさらに落ち込んだ。沖縄県の女性と子どもの貧困率は現在も高い。

第2は、米軍再編にかかわる在日米軍の位置づけである。沖縄は冷戦期にアジアのキーストーンと言われてきた。日本政府は沖縄の復帰に際し、「既存施設の改善(建て替えや移設)の名目で米軍基地の再編・再配置計画への財政支援を行った。(中略)その後の財政支援は『思いやり予算』と呼ばれている。(中略)同時に、日本は防衛計画大綱を立て、自主的に防衛力整備を進めている。(中略)それにより海上自衛隊は米海軍との連携を深め、(中略)米軍との補完的役割を任務とするようになった」<sup>34)</sup>。「補完的任務へと自衛隊が重点を移してくると、米軍は沖縄や日本の米軍基地から、北東アジアや東南アジアを越えてインド洋、アラビア海への展開に準備を進めていく。中東への米軍派遣は、1990年8月2日のイラクのクウェート侵攻に対抗して行われた湾岸戦争であった。(中略)沖縄の米軍の活動範囲は中東までおよぶだけでなく、米軍が一体となって世界規模の展開に沿った活動を見せるようになった」<sup>35)</sup>。日本は、自衛隊の海外派遣や日米同盟の強化とアジア・太平洋地域でより積極的な分担を進め、世界規模の米軍再編にかかわっている。沖縄の米軍基地は冷戦終結を境に役割が変化し、アジアだけでなく南アジア・中東などへ出撃する前線基地に再編されてきたのである。

#### 4 軍用地と軍用地料

米軍は沖縄戦の最中に第一次の軍用地の接収を行った。朝鮮戦争後には大規模で暴力的な土地接収が実施され、基地拡張・集中と機能強化に進む。沖縄の基地集中は、冷戦体制

<sup>34)</sup> 前田哲男、林博史、我部政明編、前掲書、121頁。

<sup>35)</sup> 同上書、122頁。

を強固にする米国の軍事基地ネットワークづくりの一環であった。当時の日本本土では総力戦であったアジア太平洋戦争の経験を持つ有権者が多数派を占めた時代で、「国民は、安全保障と軍事の問題に敏感であった」<sup>36)</sup>。そのため本土における米軍基地の拡大には大規模な反対運動が度々行われ、米軍基地は徐々に沖縄へ拠点を移した。

米軍基地の沖縄への集中は米国の東アジア戦略から判断されたものだが、占領下で武力を持って強制的な土地接收が断行できたためと考えられる。日米によるこの安保政策は、他方で基地周辺における事故・暴行事件などを多発させた。農地を失った島民らは、土地接收の強引さや賃料があまりに安いことから新規接收や軍用地料の一括払いなどに反対し「島ぐるみ闘争」をたたかった。後に米軍政は軍用地料の引上げを行い闘争が収束した。

軍用地料は軍用地である米軍基地の賃貸料である。それは、1945年から講和条約の締結までの間支払われなかった。1952年から復帰までは米国、復帰後は日本政府によって市町村、入会団体、個人地主に支払われ、減額されることなく上昇してきた。

特に高額になったのは「島ぐるみ闘争」後の1959年、沖縄返還とともに基地の本土並み使用を要求して激しくたたかわれた復帰運動後の1972年、1995年の沖縄米兵少女暴行事件の後である。来間泰男<sup>37)</sup>は、これら激しい反基地闘争の直後に行われた3回の値上げで、本来の地代に加えて生活保障・見舞金と協力謝金が含まれるようになったとし、地料が一般地価よりも高く、不労所得と言われるほど高額になったことを軍用地と軍用地料の矛盾と論じる。軍用地料は、冷戦や冷戦終結後もアジア太平洋・中東地域における米軍の前線基地を沖縄が担うことに支障が出ないように支払われてきたと言えよう。これは地料の金額決定が市場要因ではなく政治的要因を含むと言われるゆえんである。

## 5 軍用地料をめぐる女性運動

宇金武の軍用地料をめぐる女性運動は、女性問題の課題が複雑に絡まるものである。戦後基地の町となった金武町宇金武の金武区と並里区では、軍用地料の配分をめぐり1990年代前後の十数年間、女性たちの運動が行われた。その運動は並里区からはじまった。並里区では運動目標が地域団体の協議で達成されたが、金武区では裁判に持ち込まれ2006年3月に最高裁判決が出た。裁判の結果は敗訴におわったが、2人の原告のみ和解を勧告され福岡高裁に差し戻された。この裁判は金武きんそま山やま訴訟しよといわれるもので、提訴に際し「人権を考えるウナイの会」(略称：ウナイの会<sup>38)</sup>)が結成された。ウナイの会は軍用地料をめぐる女性差別解消を目的とし、金武区おんなしそんの女子孫<sup>39)</sup>約70人で結成された個人参加のグループ

<sup>36)</sup> 中島琢磨『現代政治史3 高度成長と沖縄返還』吉川弘文館、2012年、3頁。

<sup>37)</sup> 来間泰男『沖縄の米軍基地と軍用地料(がじゅまるブックス4)』榕樹書林、2012年、64-72頁。

<sup>38)</sup> ウナイ、沖縄方言で女姉妹をさす。

<sup>39)</sup> 女・男子孫は1906年4月に旧金武区に居住していた男性の女・男の子孫。

である。金武杣山訴訟は、ウナイの会が2002年に金武入会団体を相手取って、軍用地料の配分における女性差別を告発した裁判である。

金武杣山訴訟は憲法、民法と女性差別撤廃条約にかかわり、地料受領の権利は男女の別なくあるとする原告と、入会権で扱う財産権は、慣習として世帯主である男性の子孫に限られるとする被告の争いとなった。なお、並里区の運動は金武区だけでなく伊芸区にも広がった。伊芸区では区行政委員会を中心に議論され、2002年に並里区と同様に女子孫差別が解消された。本論文は区の境界が曖昧で、主に入会団体との関係で運動が進められた並里区と金武区の女性運動を字金武の軍用地料問題と称し検討する。

また、字金武の女性運動で中心となったのは3名である。並里区のYY(1934年生)<sup>40)</sup>は高卒後基地キャンプ・ハンセンで就労し、復帰後賃金が減額されたことから退職し夫と農業・花卉栽培に従事している。居住地は長年並里区で女子孫である。話題は豊かで、各地の文化後援会などに積極的に参加する区婦人会会長経験者である。NM②(1936年生)<sup>41)</sup>は金武区生まれで、婚姻により並里区に転居した。彼女は長年琉球政府立病院<sup>42)</sup>に勤務し、町・区婦人会会長経験者で後に区議会議員も勤めた。金武区のNM①(1933年生)<sup>43)</sup>は、ウナイの会会長となった。彼女はフィリピンで長女として生まれ、高卒後琉球政府立病院に就職し、戦死した父と兄の代わりに家計を支えた。彼女は婚姻後も働き続け、幾度も転勤したが自動車通勤で乗り切った。夫は並里区出身の元町長である。

論旨を先取りすると軍用地料問題では、金武区と並里区の区外出身者比率や地域有力者の方針などが論点となる。この論点を設定することにより女性を差別する地域とその家父長的な慣習自体が、高額な軍用地料によって再編されてきたものであること、同時にこの再編された地域が単に女性差別というだけでなく、戦後金武町金武区に転入した金武区外出身者に排他的な論理をもっていることを浮き上がらせた。このことを踏まえ、本論文では軍用地料配分のあり方を問う運動が、地域社会を内部から問う運動としてあることを明らかにしようと思う。

## 6 本論文の目的

戦後沖縄の女性運動は軍用地料と家父長制の再編、経済的格差と貧困問題、基地が集中するゆえに起こる性暴力被害の多発という重層的な課題を持つといえる。そしてこれらは別個の問題でなく、基地維持と複雑に絡み合う生活の問題と考えられる。

このような中でたかかわれた字金武の女性運動は、軍用地料の利権構造に入ることとそ

---

<sup>40)</sup> YYの聞き取り(於:金武町並里区、2013年8月29日)。

<sup>41)</sup> NM②の聞き取り(於:金武町並里区、2013年8月10日)。

<sup>42)</sup> 琉球政府立病院の前身は1948年に金武町に設立され、現在は独立行政法人国立病院機構琉球病院である。

<sup>43)</sup> NM①の聞き取り(於:金武町金武区、2012年11月25日、2013年2月3日・5月18日)。

れを変質させようとする反基地運動にかかわってきた。金武杣山訴訟のために結成されたウナイの会は、豊かな財政力を背景に地域社会に強い影響力を持つ入会団体の運営に参画し、軍用地料の用途を変えることによって地域を内部から変えようとする意図を持っていた。ところが金武杣山訴訟は、これまで反基地運動と女性運動の視点から論じられていない。本研究ではウナイの会が、沖縄の女性史にどのように位置づけられるかを浮き彫りにしたい。具体的な問いは3点である。

第1は、金武町字金武がどのような地域かを浮きぼりにし、入会団体の会則を変化させてきた力が、地域をも再構成してきたことを明らかにする。それは軍用地料の用途が地域内でどのような役割を果たしてきたかを問うことになる。

第2は、ウナイの会がどのような女性たちで構成され、約4年間なにによって結束できたのかを検討する。そのことから沖縄米兵少女暴行事件から金武杣山訴訟をへて女性運動の課題はどのような経緯をたどったかを考察する。

第3は、女性たちにとって軍用地料問題と反基地運動の両者をたたくことはなにを意味するのかを考察する。

以上をまとめると、軍用地料問題を浮上させた金武町はどのような地域であるか、その地域社会を変えようとしたウナイの会はどのような特徴を持っていたかを検討する。そして、女性らが軍用地料問題と反基地運動を併行してたたかったおおもとはどのような問題があるかに着目し考察する。このことによって、沖縄の反基地運動や平和運動では、女性たちが牽引者的な位置にあることを浮き彫りにしようと思う。

### 第3節 先行研究の整理と本論文の位置

次に、議論に先立って軍用地料と金武杣山訴訟に関連する先行研究の問題点を整理し、本論文の位置を示しておこう。あらかじめ述べておくと既存の先行研究では、並里区が地域内の協議で入会団体会則の女性差別を解消した詳細は、金武杣山訴訟や軍用地料問題にかかわる女性運動の研究者らに知られていない。訴訟や軍用地料問題は研究者の専門分野ごとに分析される傾向があるためである。

#### 1 裁判の争点と慣習

はじめに、裁判の争点にかかわる女性差別と慣習の研究である。原田史緒<sup>44)</sup>は「慣習が女性差別の温床であることはすでに国際社会の常識であり、(中略)、裁判官が意識的無意識的に持ち合わせている偏見や固定観念が裁判に影響を与える」とし、司法におけるジェンダー・バイヤスについて論じている。筆者はこの点に同意する。比嘉道子は、ウナイの

<sup>44)</sup> 原田史緒「沖縄・金武入会賢訴訟」第二東京弁護士会、両性の平等に関する委員会、司法におけるジェンダー問題諮問会議編『司法におけるジェンダー・バイヤス』明石書店2003年、82-86頁。



会の女性たちが『不労所得漬け』になり勤労意欲が減退しつつある金武区の現状を変えようとする男性への怒りを語り、子孫にまで続く軍用地に囲い込まれた地域で生活を続けるを得ない未来を憂慮していた。(中略) 女性たちは、部落民会の性質を変えたいのである。部落民会を変え、金武区を変え金武町を変えたいのである<sup>45)</sup> という視点を提示している。ところが比嘉道子は、地域社会が軍用地料という利権を堅持するために女性差別を継続してきたことで、金武区外出身者ばかりでなく金武町外出身者への排他性にも影響を与え、地域を再編してきた側面に言及していない。

金武町外出身者への排他的な対応は金武山訴訟以前にもみられた<sup>46)</sup>。その排他性は地域の活性化を停滞させたばかりでなく、融和的な立場にも影響を及ぼした。それゆえ宇金武の女性運動を検討する際に、軍用地料の利権構造がどのように地域を再編し続けているかという視点を持たない限り、問題の全容を明らかにするには不十分と思われる。

小川竹一<sup>47)</sup> は、トートーメ慣習を利用した軍用地料配分方法がもはや地域内を納得させるものではないとし、金武方式の軍用地料配分は、「集団の外部と内部に対して対立構造を持っている。この対立によって、地域内部のねたみとか軽侮とかの感情が生まれるとしたら、地域社会の一体性や豊かさを求める上で問題がある」と論じる。彼はウナイの会がそれを認識し、問題解決の方法として入会団体の正会員となり運営に参画し、女性差別解消ばかりでなく、区外出身者に排他的な地域社会を変えようとしたことに触れていない。

『沖縄県史』<sup>48)</sup> は金武入会団体の「会則改変の過程で、トートーメ継承の慣行が住民を納得させるものとして会員規定に取り込まれ、そして現在、その見直しが模索される段階に立ち至っている」と論ずる。

筆者は小川と沖縄県史が、トートーメ慣習を利用した軍用地料配分方法はもはや区内を納得させるものではないという指摘に同意する。しかし両者は軍用地料問題だけでなく基地被害抗議に取り組むウナイの会の女性らが、地域をどのように変えようとしているかに言及していない。

## 2 軍用地料と地域

次に、地域と軍用地料にかかわる問題である。来間泰男<sup>49)</sup> は沖縄で軍用地料を論じる数少ない研究者の1人である。来間は、「マスメディアでは、ほとんどもっぱら「女性差別」

<sup>45)</sup> 比嘉道子「金武町金武区における軍用地料配分の慣行と入会権をめぐるジェンダー」沖縄大学研究成果報告書『沖縄における近代法の形成と現代における法的諸問題』、2005年、283-284頁。

<sup>46)</sup> 養豚団地問題である。詳細は第4章で論じる。

<sup>47)</sup> 小川竹一「沖縄における入会権の諸相」沖縄大学研究成果報告書『沖縄における近代法の形成と現代における法的諸問題』2005年、109-147頁。

<sup>48)</sup> 沖縄県庁文化財課史料編集班編、前掲書、537-539頁。

<sup>49)</sup> 来間泰男『がじゅまるブックス4 沖縄の米軍基地と軍用地料』榕樹書林、2012年、102-103頁。

問題として取り上げられた。(中略) 軍事基地が解除されて、その土地が返還されたら、全く収入を生まなくなるだろうと思われるのに、そこに巨額の金が流れ込んでいる。(中略) このような、勤労に基づかない、棚ぼたのカネがそこら中にばらまかれていると言うことを異常と感じていない。(中略) しかもこのカネは、ひたすら軍事基地を維持したいという『積極意思』を育てている」と論じる。

彼は入会団体の軍用地料の用途や、入会団体が基地維持の利権構造を形成していることに注意喚起する。この指摘に筆者は同意する。しかし、ウナイの会が基地の利権構造に入ろうする一方で、基地被害抗議運動<sup>50)</sup>に参加し、地域を変えようとしていたことに来間は言及していない。本論文はこの両者の行動の根底にはなにがあるかを考察する。

### 3 基地と歓楽街

藤目ゆきは旧日本軍駐屯地から米軍基地となった岩国の歓楽街にかかわり、軍事基地が周辺の貧困層を巻き込み「複合的な女性差別」を産み出し、「社会的に弱い立場にある女性たちを利用して軍隊買春を蔓延させ、差別を拡大再生産させた」<sup>51)</sup>と論ずる。

さらに2007年の「広島事件」<sup>52)</sup>にかかわり緊急抗議集会とその裁判経過への異議を訴える。これは1995年の沖縄米兵少女暴行事件を想起させる。藤目は、旧日本軍駐屯地から米軍基地となった岩国の歓楽街にかかわり詳しく調査し重要なものである。しかし彼女は、戦前から基地があり続ける地域の利権構造と女性問題の関係に言及していない。

### 4 軍事基地と地域

沖縄の歴史を振り返ると、世変わりには支配関係の変化といえる。それは本土における中央と地方と言われる構図とも異なり、日本・米国と沖縄の関係という独自の歴史的な位置といえよう。その視点からみよう。

宮本憲一は、戦後の基地公害や不平等な日米地位協定にかかわり沖縄の状況を「軍事的植民地」と論ずる<sup>53)</sup>。林博史は、軍事基地がアメリカ主導の世界経済秩序と結びつく一方、「植民地主義と人種主義の表れとしての米軍基地」<sup>54)</sup>の側面を持ち、基地周辺の人々が基

---

<sup>50)</sup> 基地被害は「在日米軍基地の周辺地域で起こる墜落事故や実弾演習による事故、爆音、放射線漏れなどによる環境汚染、米兵による凶悪犯罪など」としている(前田哲男、林博史、我部政明編、前掲書、66頁)。

<sup>51)</sup> 藤目ゆき『女性史からみた岩国米軍基地—広島湾の軍事化と性暴力—』ひろしま女性学研究所、2010年、75頁。

<sup>52)</sup> 2007年10月14日未明、広島市で岩国基地所属海兵隊員4人による19歳女性に対する集団レイプ事件が発生した事件(藤目ゆき、前掲書、134頁)。

<sup>53)</sup> 宮本憲一『戦後日本公害史論』岩波書店、2014年、583-590頁。

<sup>54)</sup> 林博史『暴力と差別としての米軍基地—沖縄と植民地—基地形成氏の共通性』かもがわ出版、2014年、7-8頁。

地軍人から性暴力被害を受け、生活を蹂躪されている状況を述べる。ところが宮本と林は、軍用地料による地域の再編に言及していない。地域社会における軍用地料の役割を検討する時、筆者は地域と日米関係が単なる従属的な依存関係とはいえ、抵抗の側面を持つ中で地料によって地域再編が続けられてきた関係という視点に着目するものである。

上記の4分野における先行研究は、戦後基地の町となった地域が基地維持にかかわる軍用地料によって女性差別を再編・強化したばかりでなく、地域をいかに再構成してきたかを分析できていない。

本論文は、基地維持によって地域が再構成される問題にかかわらざるを得なかったウナイの会は、金武町地域をどのように変えようとしたかを検討するものである。論点を明確にするため2点の研究を参照する。はじめに栗屋利江によるインドの近現代研究である。

栗屋は冷戦終結後のインドで激化した慣習と宗教対立について、「1990年代に本格化した経済自由化の波は、貧富の差の拡大をもたらしつつあるだけでなく、インドの各層の人々の価値観を大きく揺さぶろうとしている。(中略)今日のインドがかかえるさまざまな問題は、イギリス植民地支配の歴史を抜きにして理解できない。(中略)イギリス支配の思想と政策、および、それらに対するインド側からの抵抗の思想と運動が、相互に作用した結果として捉えるべき」<sup>55)</sup>と論じている。ところで字金武の女性運動の考察から、金武入会団体が軍用地料の増額に伴い会則改正を度々行ったことによって、女性差別だけでなく金武町金武区外出身者への排他性をも強めるという地域再編を浮かび上がらせたのである。このことは家父長的な慣習が、地域の中で固定的に存在しているのではなく、地域内の経済的利益に規定され再編されるといえるだろう。ところが軍用地料の増額は、米軍基地を維持するという日米政府の政策と沖縄側の抵抗と運動が「相互に作用した結果と捉えられるべき」ものと思われる。そのため軍用地料問題は日米と沖縄の歴史的な関係を抜きにしては考えられず、軍用地料によって「再構成されつつある」<sup>56)</sup>地域社会という視点が重要であり、それゆえに栗屋の論点は参照に値する。

次に、ウナイの会という運動体にかかわる研究ではマンサー・オルソンを参照する。先述したように、運動体である会の研究は見当たらない。しかしウナイの会が、どのような運動体であったかは分析すべき問題である。オルソンは、「合理的で利己的な個人は、その共通のあるいは集団的利益の達成を目指して行為しない」<sup>57)</sup>と論ずる。ではウナイの会はなにによって運動の正当性を主張し、地域を変えようとする新たな集団となったのか、その結束力はなにかである。その解明にはオルソンの『集合行為論』が手がかりになると考

<sup>55)</sup> 栗屋利江『世界史リブレット イギリス支配とインド社会』山川出版社、1998年、3-4頁。

<sup>56)</sup> 栗屋利江、前掲書、80頁。

<sup>57)</sup> Mancur Olson(1965) *THE LOGIC OF COLLECTIVE ACTION*, Harvard University Press (依田博・森脇俊雅訳『MINERVA 社会学叢書⑧ 集合行為論—公共財と集団理論』ミネルヴァ書房、1983年、2-3頁)。

えられるため、参照し論考を進める。本論文ではこの検討から、ウナイの会が1995年の県民集会における女性運動の意義と成果のなにを引き継ぎ、なにが異なる課題であったかを考察する。

以上のような先行研究の整理から、基地の町の地域社会は日本と米国に必ずしも追随しているだけでなく、対抗する面も持ち合わせ、慣習を維持しつつ再編されてきた地域という視点が重要と思われる。そのような地域でたたかわれた女性運動は、どのような地域を目指していたかを考察する。この考察から、字金武の女性運動を沖縄の女性史に位置づけようと思う。

#### 第4節 本論文の構成

これまでの本論文の問題意識と目的から、構成の概略を述べよう。第1章は、琉球処分から沖縄戦までの歴史を振り返り、なぜ沖縄に米軍基地が集中しているかの背景を検討するものである。それは日本が沖縄に対し、同化と差別の下、従属関係に置こうとしてきたことを論じる。

第2章は、沖縄県国頭郡金武町が戦後基地の町となった経緯を振り返る。それは巨大な米国の軍事力と軍事資本に圧倒され依存する姿勢をとる一方で、葛藤する地域を記すものである。基地経済に組み込まれた地域社会が、基地維持のために利権構造を形成していく概略を記す。一方復帰後には、基地被害の多発が白日の下にさらされ、度重なる告発が町内世論の変化に繋がったことを検討する。

第3章は、金武町の地域経済が、基地関連業種と米軍人用遊興地である新開地と複雑に結びついてきたことを検討する。それは新開地女性従業者をはじめとする流動的な人の移動を招き、軍事基地と歓楽街が緊密に結びつき、変容していく地域を考察するものである。

第4章は、第2章の具体的な事例として金武町の社会構造—区事務所と入会団体—の関係から軍用地料の用途と利権構造の関係を分析するものである。

第5章は、軍用地料をめぐる字金武の女性運動の経過を検討する。それは金武区と並里区の入会団体会則から、女性差別のメカニズムを考察するものである。

第6章は、ウナイの会が基地からの利権を得ようとする運動と基地被害抗議運動をたたかったことから、彼女らはなにを問題としたかを検討する。このことから彼女らがどういう地域社会を想定していたかを考察する。

終章では第1章から第6章までの分析結果を整理し、序章で述べた3点の問いについて総括する。これらにより字金武の女性運動が、沖縄の女性史に位置づけられ、地域社会が受け取る軍用地料が、地域を再構成しつつけていることを浮き彫りにすると思われる。

なお、この研究では戦後から 2000 年代中頃までを対象に金武山山訴訟原告グループ<sup>58)</sup>や新開地周辺でのインタビュー、沖縄県・金武町関係の資料と新聞資料などをもとに考察した。資料収集とインタビューを行った市町村、諸団体、個人(仮名)一覧表は表 A である。

## 第 1 章 戦前の沖縄と金武町

本章は戦前の沖縄を振り返り、日本の帝国主義的な政策が、急速な社会変動と人の移動をもたらし、沖縄差別をも生じたことを考察する。第 1 節は、琉球処分後に施行された同化政策を生活と慣習などから検討する。第 2 節は、人の移動に注目して賃金労働者となった人々が遭遇する沖縄差別を考察する。第 3 節は、明治民法が適用され、女性が「内なる日本化」に向かうことで起きる矛盾と変化を検討する。第 4 節は金武町の沖縄戦の概略を振り返る。第 5 節は小活である。

### 第 1 節 社会変化と金武町

#### 1 琉球処分と旧慣温存期後の変化

沖縄の近代の予兆は、ペルー率いる米国艦隊が 1853 年に沖縄・那覇へ来港したことにはじまる。当時琉球王府は清国と冊封・朝貢関係を持つ一方で、薩摩藩の管理下にあり日清両属関係にあった。ペルーの一行は鎖国中の日本へ開国を迫る約 1 ヶ月前、琉球へ来港し琉球王府に対し、「米軍隊の威嚇の下、和親条約の締結を求めた」<sup>59)</sup>。これは琉球が一国国家であったことを示す。彼らは琉球の生活状態を調査し、土地の測量製図も行い金武村の番所にも宿泊した<sup>60)</sup>。

明治政府による 1879 年の琉球処分は、武力により強権をもって行われた。その発端は「直接には 1871 年の台湾遭難事件」とされている<sup>61)</sup>。日清両属関係にあった琉球の帰属は、この事件を契機に政治課題となった。紆余曲折の末、1874 年に台湾出兵が強行された。これにより、日本は琉球を日本国領と認めさせ、日清戦争後には台湾を植民地とし

<sup>58)</sup> 金武山山訴訟の原告 26 人のうち、在住者で聞き取りできたのは 15 人である。彼女らを原告グループと称する。

<sup>59)</sup> 米国艦隊の主目的は、「日本と朝鮮を開国させて貿易に応じさせる」ことであったが、捕鯨漁などに必要な石炭や水・食糧の補給地を求めると同時に、琉球の地理的位置からアジア、中国大陸へ進出する足掛かりを求めていたといわれる。日本、琉球は当時の欧米諸国の動きから植民地化される恐怖さえ覚え、紆余曲折を経て米国と和親条約を締結した（沖縄県『沖縄県史 通史 第 1 巻』沖縄県、1977 年、33-34 頁）。

<sup>60)</sup> 金武町誌編纂委員会『金武町誌』金武町役場、1983 年、780 頁。

<sup>61)</sup> 台湾遭難事件（1871 年）：「沖縄本島から宮古へ帰る船が北風に追われて台湾南部に漂流・座礁し、上陸した乗員の大部分が、その後いわゆる「生蕃」に惨殺された事件である」（沖縄県『沖縄県史 通史 第 1 巻』沖縄県、135-136 頁）。

た。当時は日本国内の不平士族や地租改正による農民の不満など、政治・経済的な混乱の目を国外にそらす狙いもあった。

琉球処分は日本の領土拡張政策の一環とされ、台湾、朝鮮半島、南洋諸島の植民地化実現に向けた第一歩となった。この処分は「明治政府のもとで沖縄が日本国家の中に強行的に組み込まれた一連の政治過程」<sup>62)</sup>をいう。沖縄にとっては「ヨーロッパ先進資本主義諸国の侵略を受け、植民地・半植民地としての地位にさらされることを通して『近代』へひきこまれた」<sup>63)</sup>といえる。

中央政府は1879年に沖縄県庁を設置したものの、強行した琉球処分により旧来の地方役人層の協力なしには、「旧来慣行弁じ難く、万緒さしつかえる」<sup>64)</sup>と判断した。そのため政府は琉球の古くからの制度を残し、急激な改革は避ける方針をとった。この期間は旧慣温存期(略称：旧慣期)といわれている。その理由は、沖縄の旧支配階級である士族階級の反発を回避すること<sup>65)</sup>、中央政府が政変などの国内の動揺で具体的政策を打ち出せなかったことなどがあげられる。この時期は、1879年の沖縄県の設置から1903年の土地整理事業の完成まで続いた。

旧慣期には義務教育(小学校令)が1886年からはじまり、徴兵制(1896年)、明治民法(1898年)などが施行された。当時、徴兵制と義務教育は相互に関連し一体のものとして捉えられた<sup>66)</sup>。それは日本が富国強兵施策による総力戦を戦うこと、殖産興業を進める上で男女ともに農民から賃金労働者へと職業構造を転換させることや兵士の育成が理由であった。

沖縄県の義務教育は、当初日本への反発から就学率は低迷した。しかし日露戦争後には、沖縄県を含む全国における小学校就学率は男女ともに90%を超えた<sup>67)</sup>。この背景には、日清戦争の頃には明治政府に馴染まなかった沖縄の人々が、皇民化教育の影響を受け日露戦争を境に日本への帰属意識が高まり、天皇制を受け入れていったことがあると思われる。

沖縄の官僚・警察・教育機構の上層部は、中央政府の任命で赴任した。商工業の中心となったのは寄留商人(西南戦争後は主に鹿児島出身者)、中央政府に近い三井・三菱系会社であった。彼らによる事業は気候・風土などにより必ずしも成功しなかった。尚家は「財

---

<sup>62)</sup> 金城正篤『琉球処分論』沖縄タイムス社、1980年、187頁。

<sup>63)</sup> 沖縄県『沖縄県史 通史 第1巻』沖縄県、1977年、32頁。

<sup>64)</sup> 注63と同じ。

<sup>65)</sup> 廃藩置県は士族階級の失業者を多数排出した。彼らは旧慣により本籍地を首里においたまま那覇や北部地域などへ転出することが許され、「寄留民」と呼ばれた。また1890年頃には廃藩置県に反対し、清国への帰属を希望する頑固党と呼ばれる人々もおり日本への抵抗が強かった。

<sup>66)</sup> 言語教育現場では方言札が知られている。この札の使用は米軍統治下まで使用された。

<sup>67)</sup> 斉藤泰雄「初等義務教育制度の確立と女子の就学奨励—日本の経験」広島大学教育開発国際協力研究センター『国際教育協力論集』第13巻 第1号、2010年、41-55頁。

力と特権を背景に 1893 年に琉球新報、1899 年には沖縄銀行を設立し、次々に事業を拡大して寄留商人群に対抗する沖縄の財閥を形成した<sup>68)</sup>。

旧慣期の租税をみると、士族層には免税特権があたえられ、農民だけが負担するという矛盾に満ちたものだった。農民層の困窮化は進行し、国税・県税収入の徴収が困難となっていた。そのため農民らは、役人に対する不正追及<sup>69)</sup> や人頭税廃止運動<sup>70)</sup> をみずからの力で起こした。その運動に謝花昇らの参政権獲得運動が重なり、明治政府による土地および租税制度の改正へと動いた。

中央政府にとっては、近代資本主義確立にむけて安定した租税制度と合理的な支配体制が必要で、そのためにも旧慣の改革は必須事項であった。この状況下で土地整理事業が開始された。沖縄の土地整理事業は本土の地租改正に相当するもので、1899 年からはじまり 1903 年に完了した<sup>71)</sup>。

沖縄は近世期地割制度を取っていたため、一般の農民に原則土地私有制は認められていなかった。しかし梅木哲人が指摘するように、当時すでに「階層分化や資産家も出現する<sup>72)</sup>」ようになっていた。来間は、この事態を指して「私的土地所有の形成過程<sup>73)</sup>」と論ずる。これは旧慣期に都市と農村間だけでなく、農村内にも土地所有の差による経済格差が拡大したことを推測させる。

なお、戦後日本本土では農地改革が施行されたが、沖縄では行われなかった。そのため軍用地の接収では、明治期の土地所有の有り様が反映されたといわれている。

土地整理は農民の生活にどのような変化をもたらしたのだろうか。それまでは原則一方的に土地を割り当てられ、物納を強いられていたが、改革後は農民自身が税金を納めることになった。従来の租税はある程度軽減されたが、一方で国税の増税があったため、実際の租税負担は年々重くなった。これにより多くの農民は納税に苦しみ、土地を手ばなす事態も生じた。

農民間にはさらに経済的格差が生じ、所有地のない農民は小作農民として働くか、賃金労働者として県外への出稼ぎや移民を目指すことになる。

---

<sup>68)</sup> 那覇市総務部女性室、前掲書、74 頁。

<sup>69)</sup> 1881 年から起こった、粟国島の地方役人糾弾闘争、名護屋部村の土地紛争事件（沖縄県、前掲書、225-226 頁）。

<sup>70)</sup> 宮古島・八重山で 1893 年からたたかわれた人頭税廃止運動（沖縄県、前掲書、260-289 頁）。

<sup>71)</sup> 土地整理事業の要点は、①地割制度のもとで使用していた土地をそのまま個々の農民の私有地と認める。地割制度が本来の“公租負担の再配分・平均化”という性質を変容しつつあった側面を含んでいたが、その変容面もそのまま認めた。②土地所有者を納税者とする。③物品納や人頭税を廃止して、地価の査定により地租徴収を可能にする。④杣山は官有地とする、であった（沖縄県『沖縄県史 通史 第 1 巻』1977 年、409-410 頁）。

<sup>72)</sup> 梅木哲人「近世農村の成立」『新・琉球史』近世編・上、琉球新報社、1989 年、202 頁。

<sup>73)</sup> 来間泰男『沖縄経済の幻想と現実』日本経済評論社、1998 年、141 頁。

## 2 金武町と地域

金武町地域は貝塚時代の数千年前から、億首川河口右岸の低湿地で人々が生活していることが確認されている。『金武町誌』<sup>74)</sup>によると、金武は方言で「チン」と発音して、14世紀頃の奄美、沖縄群島の古謡の記録書物である『おもろそうし』に記載があるという。金武の語源は「焼き畑の地」で、大昔、林木に覆われた地帯をヤキハタ式農法により山林を焼き払い、耕地に開墾したことにもとづいた部落名であろうといわれている。金武間切<sup>75)</sup>の村々は近世から17世紀まで、現在の金武町と恩納村、名護市、宜野座村地域からなっていた。1907年当時の金武（後に字金武となり並里区を含む）は、「戸数736、人口3821」<sup>76)</sup>である。その後順次地域が割かれ、1908年の島嶼町村制の施行によって、金武・伊芸・屋嘉村と宜野座村が金武村となった。士族は主に金武区の喜瀬武原と伊保原に居住し、金武区では彼らを排除することはなかった。彼らは一定の木草賃を行政費として支払うことで、旧金武区民とほぼ同等な資格で杣山の使用权を得て、寄留民<sup>77)</sup>と呼ばれた。

字金武では廃藩置県後から現在まで、金武区と並里区の各々に区長が在任していた。金武区・並里区は字金武に属するが、その区界ははっきりせず区民感情も微妙な言い回しで異なるようである。

『金武区誌』は、「金武と並里は実質的には独立した行政区でありながら戦後も未だに公簿上は字金武（中略）を構成しているが、なぜ、あれほど大きな並里が分字しないで、古い制度のまま今日に至ったのか不思議である。（中略）区界設定については、戦後何度か審議を重ね合意一歩手前まで漕ぎつけたが、実現を見ず（中略）長年にわたって培われた区民感情やムラ共同体意識、個人の利権、（中略）部落間の対抗意識などで、不発に終わっている」<sup>78)</sup>とする。

一方、『並里区誌』は、「金武と並里は祭祀集団および字としては一つの単位をなす村落であり、その他の側面においては別個の単位をなす村落である」<sup>79)</sup>と述べている。戦後、1946年に宜野座村は金武村から分離し、金武村は本土復帰後1980年に町制を施行し金武町が成立した。このことから、字金武は金武区と並里区を包含するが、両区は対等な関係が続いてきたと考えられる。

---

<sup>74)</sup> 金武町誌編纂委員会、前掲書、25頁。

<sup>75)</sup> 間切は、琉球王統時代の行政区分の一つで市町村に相当する。1907年島嶼町村制の制定により1908年に廃止。

<sup>76)</sup> 金武区誌編集委員会『金武区誌 戦前編 上』、金武区事務所、1994年、6頁。1920年以降の国勢調査結果は表4を参照。

<sup>77)</sup> 彼らは、主に士族出身で本籍地を那覇や首里においていたため、寄留民と呼ばれた。彼らの男子孫は、1956年金武共有権者会の設立時には準会員として処遇された。

<sup>78)</sup> 金武区誌編集委員会『金武区誌 戦前編 上』、金武区事務所、1994年、54-55頁。

<sup>79)</sup> 並里区誌編纂委員会『並里区誌 戦前編』並里区事務所、1998年、36-40頁。



### 3 金武区と並里区の慣習

ここでは慣習のうち主に3点からみよう。

第1は、通婚圏である。『並里区誌』には、1897年頃まで並里区の女性が他村へ嫁ぐ場合、罰金<sup>80)</sup>を科す慣習があったとされる。旧慣温存政策の廃止後にその慣習はなくなった。これは若者たちの間にシマの娘は自分たちのものという意識があったことが理由とされる<sup>81)</sup>。罰金は金武区へ嫁入りする者に対しても課されたため、金武と並里はお互いに別々で、対等のムラとして扱われていたと考えられる。

第2は、門中制である。17世紀後半に生まれた沖縄の門中は、士族層が漢民族から姓の制度を受け入れたもので、共通の祖先に父系の血縁で結びつく同姓同士の集まりであった<sup>82)</sup>。門中と統治制度の関係は、旧王国時代に門中組織を利用して租税、債務についてまず一門親類に弁償させる習慣を作り、財産上の争いも一門同士間で折衝することとし、「行政及び民刑事の司法上の下級事務を門中に委託したもの」<sup>83)</sup>といわれる。戦後の社会環境の変化は門中や禁忌観念にもおよび、その縛りが緩やかになって行く傾向があるとされる。

『並里区誌』は金武と並里における門中について、「ムートウ（元＝宗家）が並里にあって成員もほとんど並里に居住している門中、逆にムートウが金武にあって成員もほとんど金武に居住している門中、成員が並里と金武にまたがって居住している門中などがある」<sup>84)</sup>と述べ、曖昧なところがある。さらに、「しっかりした強固な組織でなく曖昧模糊とした面が潜在あるいは顕在しており、社会的機能が弱く、世代深度も浅く、いわゆる家系図も所持していない」<sup>85)</sup>と記載されている。

門中と結びつく祖先祭祀として毎年3月頃行われる清明祭<sup>86)</sup>（シーミー）がある。清明祭のはじまりは、「中国系の帰化人を通してであり、18世紀初頭であった」とされる。「なお、嫁出した娘は、実家の清明祭に参加することもあるが、普通はサイ銭としていくばくかの金を実家にあげる」<sup>87)</sup>。

安和守茂は、沖縄の北部地域は「南部地域に比較し、厳格なタブーがなかった土地柄（中略）、実の親子関係が意識されるように」<sup>88)</sup>なった地域と論ずる。厳格なタブーがな

<sup>80)</sup> 例えば、馬酒ウヰャキ。

<sup>81)</sup> 並里区誌編纂委員会、前掲書、1998年、34-35頁。

<sup>82)</sup> 『金武町誌』は、「沖縄において、村落を形成する本源をなすものは、血縁関係の集団をもって形成される。これを門中という」と記す（金武町誌編纂委員会編、前掲書、152頁）。

<sup>83)</sup> 金武町誌編纂委員会編、前掲書、152-153頁。

<sup>84)</sup> 並里区誌編纂委員会、前掲書、48頁。

<sup>85)</sup> 並里区誌編纂委員会、前掲書、52頁。

<sup>86)</sup> 先祖の墓前に子孫が集まって供物を挙げて団らんを楽しむ祭。（比嘉政夫『沖縄の門中と村落祭祀』三一書房、1983年、17-18頁）。

<sup>87)</sup> 比嘉政夫『沖縄の門中と村落祭祀』三一書房、1983年、2頁。

<sup>88)</sup> 北原淳、安和守茂著『沖縄の家・門中・村落』第一書房、2001年、124-145頁。

かったことは、婿養子に財産相続することに積極的になれないこととして現れ、子供が女性の場合、財産を婿養子だけでなく自分の娘にも配分したことを論じている。

次に比嘉道子は、「沖縄で私有財産が可能になったのは、1899年から1903年にかけて実施された土地整理事業をきっかけとする。1900年生まれまでは男女平等にジーワキ（土地分け）を受けたという。ウナイの会会員のNTの母は四人姉妹の四女で1899年生まれ、この姉妹は全員ジーワキを受けたという。同じ場所にある水田を四等分して、長女、ここは次女というふうに順序よく分けられた。ウナイの会会員のNM①の母は、1902年生まれだったのでジーワキはなかった。母の叔父は兄弟中で一人だけジーワキの対象とならなかったNM①の母を不憫がり、叔父はNM①の母に自己所有の土地を分け与えようとした。そして、結婚する時女性は、自分の財産を持って行った。自分の財産以外にもワキムティーといって、女の子どもが結婚するときには、財産のある親は財産を分けて持たせてくれたという」<sup>89)</sup>。

父系嫡男相続制はいつ頃から沖縄の農村に浸透したのであろうか。比嘉政夫は、「シジ（父系血筋）をたどった人々の結びつきが門中であるならば、いろいろな相続もシジを尊重して行なうべきだというのが門中を支えるイデオロギーである。（中略）農村においても二、三代さかのぼっての聞き込みではシジと異なる相続は聞けなかった。（中略）頑なまでの父系血筋の遵守は、近年になって強化洗練されてきたものである」<sup>90)</sup>とする。

第3は位牌継承と財産権である。位牌継承とは男子の父系集団である門中と同様、中国から入ってきた慣習である。当初は琉球王府など支配階級のものであった。位牌とは先祖の位牌のことである。1898年に明治民法が公布され、封建的な家制度によって女性は戸主に隷属させられたが、その家制度とうまく整合性がとれ、家督は長男や婿養子に相続させることが一般の人々にも広がった。財産権を伴うその継承方法には、昔からのタブー<sup>91)</sup>がある。

まず、長男による位牌の承継が重視され、財産権も相続する。ただし、明治の旧慣温存期は多くの土地が個人所有でなかったため、財産相続の対象は家督と家・屋敷であった。ところがある時期から女性は、自分の先祖の位牌を継いではいけないというタブーが加わった。タブーといわれる禁忌事項は、財産相続から女性を排除することを強めてきた。

まとめると、17世紀後半中国で生まれた門中制は、18世紀頃沖縄の首里や那覇に住む士族に伝わったとされる。門中制に父系嫡男相続制や位牌継承などが付随し、財産相続から

<sup>89)</sup> 比嘉道子「金武町金武区における軍用地料配分の慣行と入会権をめぐるジェンダー」沖縄大学研究成果報告書『沖縄における近代法の形成と現代における法的諸問題』2005年、283-310頁。

<sup>90)</sup> 比嘉政夫『沖縄の門中と村落祭祀』三一書房、1983年、58頁。

<sup>91)</sup> 禁忌事項は、①男子血縁でない養子をとることにより他の血縁が混じること②婿養子を取り女性が位牌継承になること③同じ位牌立てに兄弟の位牌が並ぶこと④長男を排除して次男以下が承継者になることである。（比嘉政夫、前掲書、51-62頁）。

女性を排除する機能を持っていた。さらに、ある時期から女性は自分の先祖の位牌を継いではいけないというタブーが加わり、そのいずれも犯すと祟りがあるといわれている。位牌継承は明治期頃から農村でも門中制とともに一般的になったとされる。沖縄北部地域は士族が多かった南部地域に比べ、その縛りが緩やかであったといわれる。

以上から、沖縄は武力を持って日本に併合された後、土地整理事業を契機に日本の政治・経済システムに組み込まれ、同化政策の推進と富国強兵・殖産興業政策に再編されていく。そのことは農民間にも経済的格差を生じさせ、所有地のない農民は小作農民となるか賃金労働者として出稼ぎや移民を目指すことになっていく。

## 第2節 人の移動と沖縄差別

沖縄では旧慣期県内で資本蓄積を可能とする政策がとられず、20世紀に入り地租改正終了後、本土の資本主義経済体制へ組み込まれた。それは生活が改善されるものでなく、地域で生活できる人口が依然限られていたため、急激な社会変動となり人の移動、主に移民、出稼ぎをうながした。それはどのような契機で起こり、沖縄差別はどのような場面で見られたかを考察しよう。

### 1 農民から賃金労働者へ

沖縄の糖産業は在来部門の中心をなす地場産業である。糖産業は国際砂糖市場に組み込まれてきた。沖縄の場合は近代的製糖産業として変化を遂げられなかったといわれる。それはどのような経緯を辿ったのか。

沖縄黒糖価格は、「1910年後半に急激に上昇するが、1920年をピークに大暴落する。その後1930年を底としてしだいに上昇する傾向を見せるが、以前の価格には立ち直れないまま推移している。(中略)その結果、台湾と沖縄の両糖業資本は、1920年代において前者が後者を吸収していく形で再編合理化されていく」<sup>92)</sup>。この経緯は巨大な製糖資本が、沖縄より台湾に資本投下する方が有利と判断したことをあらわしている。

しかも、日本政府は糖業に対し農業保護政策を執らず、植民地台湾におけるプランテーション経営の強化によって糖価低落に対処した。その結果、沖縄の糖業(分蜜糖)は日本の植民地台湾に価格競争で敗れ低迷した。1920年代以降に中央政府による台湾糖業強化・拡大政策が進められ、沖縄の製糖産業は担い手として近代的企業を産み出さないまま整理縮小されていったといえよう。

そのため沖縄県の疲弊ぶりは特に深刻であった。「沖縄県振興計画」―土地改良工事、糖業、港湾など産業基盤整備―が策定された。しかし、それは「戦時体制へ没入という歴史

<sup>92)</sup> 富山一郎『近代日本社会と「沖縄人」「日本人」になること』日本経済評論社、1990年、78-81頁。

的条件に影響され」<sup>93)</sup> 形式化し、戦争に向かう軍事力強化政策に押しつぶされた。政府は沖縄の状況に対し、経済状況を改善しようとする積極性も必然性も持ち合わせず、沖縄は放置されたままであったといえる。そのため過剰労働力となった人々は、移民や出稼ぎを選択することになっていく。出稼ぎは大阪府を中心とする四大工業地帯に吸収されていた。このことは、沖縄が辺境地であったためとか日本に従属的な立場であったためという言い方だけでは説明がつかず、現在のグローバル経済と類似した農産物生産・加工の国際分業にかかわる側面と理解される。

ところで、なぜ沖縄では糖業以外の産業が展開せず、資本が循環する経済構造を作れなかったのだろうか。富山一郎は、「米作のように政策介入もされず、台湾糖業のように積極的に推し進められもせず、世界市場の動向に翻弄されながら、世界農業問題の形成のなかで解体していく沖縄農業の基本像が浮かび上がる」<sup>94)</sup> と論じるが、示唆的である。

## 2 人の移動と金武町

沖縄では土地整理事業により、人々が自由に移動できる条件がつけられた。沖縄県の移民数は1920年代中頃には全国第1位となった。この時代は「ソテツ地獄」<sup>95)</sup> といわれた時期で、海外移民だけでなく本土へのお出稼ぎも増えていった<sup>96)</sup>。石川友紀によると、沖縄「本島の典型的な移民母村をみると、羽地・金武・勝連・中城・西原・大里の6か村である。(中略)土地を集団で所有する地割制が早くから崩壊した地域でもあった。(中略)伝統的な村落社会が壊れつつある地域から移民がはじまった」<sup>97)</sup> と論じている。沖縄県の移民先はハワイ、南米、フィリピン・南洋諸島に拡がり、移住先の職業は、サトウキビ畑、製糖工場で働く労働者や道路建設などの土木作業員である。移民は関東大震災を経て、1920年前後から昭和恐慌期にかけて断続的に増加していく。

沖縄県の第1回ハワイ移民は、渡航費用が準備できる階層が多数を占め、長男も多かった。金武町では土地整理事業で土地を持つようになった層、「支度金や旅費の調達が土地

<sup>93)</sup> 沖縄県『沖縄県史 通史 第1巻』沖縄県、1977年、753-780頁。

<sup>94)</sup> 富山一郎、前掲書、41頁。

<sup>95)</sup> ソテツは、日本の九州、沖縄など南西諸島に自生する。第一次大戦後の恐慌の祭に、砂糖の相場が暴落し、全国規模で農産物の不作も起こり、一時的に飢饉が発生した。当時は農業人口が7割を超えていた。この長引く不況のため「主食としての米や雑穀はもちろん、甘藷までも手に入らないので、やむなく野生のソテツの実や、幹を砕いた粉などを食べるような庶民生活の苦しさを、時に中毒患者を出すこともあるという点を象徴的にとらえた言葉」である。(沖縄県『沖縄県史 別巻 沖縄近代史事典』1977年、337頁)。

<sup>96)</sup> 当時の大阪朝日新聞は、「食料は蘇鉄の根/しかも二食で露命繋ぐ 沖縄県下の悲惨な飢饉(1932年6月4日)」「わが可愛い娘を盛んに売り飛ばす生活難の沖縄の農村」(1930年6月15日)と沖縄から出稼ぎ者の多い大阪の地で掲載。

<sup>97)</sup> 石川友紀「沖縄移民展開と背景と足跡」『南島文化』第23号、沖縄国際大学南島文化研究所、2001年、72頁。

抵当で便じられたから貧農が少なく、多くは中農家族<sup>98)</sup>であった。金武村の移民は口減らし的な意味は少なく、男性は義務教育を終えると一度は行くものと云われた。町民は「移民は儲かるものだということを実感していた。(中略) フィリピン移民へ行くことを『麻山へ行く』<sup>99)</sup> といっ、まるで近くの裏山にでも出かけるような気軽さを感じていた面もあった<sup>100)</sup> といわれる。この気軽さから沖縄では、必ずしも移民・出稼ぎが暗いものと受け止められていなかったと思われる。

石川は、沖縄の特徴とその背景に関して14-16世紀頃(薩摩藩のもとに置かれる以前)まで、東南アジアや中国との交流が盛んであった「伝統」が考えられるとする<sup>101)</sup>。金武町のハワイ移民の例では、5~6人で組合を作り渡航費を工面する方法がとられていた<sup>102)</sup>。1931年に入って満州事変や日中戦争が勃発した際、陸軍省は海外移民の抑制を図ったが、若年層の移民は絶えなかった。国策とされた満蒙開拓移民は、1939年から40年にかけて金武区から3人、並里区から6人の青年が募集に応じた。彼らは引揚げ後無事に帰国した<sup>103)</sup>。

『金武区誌』によると、1899年から1943年までの移民数は金武村全体で2594人、金武区868人、並里区1289人であった<sup>104)</sup>。区の人口に占める移民の割合は金武区で33%、並里区が50%である。金武村の移民は両区が8割以上を占めている。『金武区誌』の海外移民の戸数調べ(1931年現在)では、金武区の喜瀬武原と伊保原<sup>105)</sup>を除く戸数336世帯のうち、約70%が海外への移民経験を持っていた。金武区では移住者のうち女性の比率が29.9%であり、単身男性による出稼ぎが多かった。

金武区の移民は、1位がフィリピンで全体の42.4%、2位はハワイ30.6%、次いで南洋諸島12.0%である。渡航先の特徴は、フィリピンとハワイ中心で南米などが極端に少なかったことである。

なぜ金武町はフィリピン移民が多いのか。『金武区誌』は、「フィリピン移民は身体検査やその他の手続きが比較的容易である上に、労賃はハワイとほぼ同じく、旅費は約半額であったので移民の希望者が多かった<sup>106)</sup>」と記す。

<sup>98)</sup> 金武町史編さん委員会『金武町史 第一巻移民・本編』金武町教育委員会、1996年、15頁。

<sup>99)</sup> 同上書、289頁。

<sup>100)</sup> 注98の310頁。

<sup>101)</sup> 石川友紀「沖縄移民展開と背景と足跡」『南島文化』第23号、沖縄国際大学南島文化研究所、2001年、72頁。

<sup>102)</sup> 鳥越皓之、歴史文化ライブラリー『琉球国の滅亡とハワイ移民』吉川弘文館、2013年、100-106頁。

<sup>103)</sup> 金武区誌編集委員会『金武区誌 戦前編下』金武区事務所、1994年、154頁。

<sup>104)</sup> 金武町史編さん委員会『金武町史 第一巻 移民・資料編』金武町教育委員会、1996年、5-7頁。

<sup>105)</sup> 寄留民の多い地域。金武区誌編集委員会『金武区誌 戦前編下』金武区事務所、1994年、36頁。

<sup>106)</sup> 金武町誌編纂委員会、前掲書、479頁。

歴史を遡ると、「鎖国前の1620年代前半の最盛期にはマニラに日本人町が形成されて、約3,000人の日本人が居住していたころもある。沖縄にとっても500年前の琉球王朝の大航海時代から中国、朝鮮のほか東南アジアに位置するフィリピン、シンガポール、ジャワ、スマトラなどとの交易が営まれていた」<sup>107)</sup>のである。このことから鎖国時期にも本土と異なりアジア海洋地域への渡航や貿易は行われていたことが推測される。歴史的にも沖縄の人々にとってアジアは身近なものといえよう。

それに加えて当山久三や大城孝蔵が、渡航費用を工面するシステムや移民先での生活相談、送金体制、金武村人会、沖縄県人会を作り出したことも重要である<sup>108)</sup>。

1938年当時の金武村役場の助役は、大阪朝日新聞の取材に「金武の人口は8010名。そのうち3800名は海外に雄飛し、現在でも毎年百名以上の海外渡航者を送り出して居ります。毎年の送金額は15万円、最も多いのはフィリピン1004名、ハワイの1000名」<sup>109)</sup>と記されている。同紙における沖縄県全体に関する記事には、「海外移民4万人、1ヶ年の送金は3百万円」<sup>110)</sup>と紹介されている。移民・出稼ぎ者は送金が期待され、海外で過酷な労働に従事していたと思われる。移民は本土復帰頃まで断続的に続いた。

### 3 県外出稼ぎと雇用状況

沖縄の県外出稼ぎは、多くが1920年代以降に本土の四大工業地帯へ流出した。沖縄県人は出稼ぎ先で、「親睦を兼ねた経済的基盤を構成する模合<sup>111)</sup>」を行い、県人会、市町村人会、字人会を結成し<sup>112)</sup>相互扶助関係を築いてきた。大阪は沖縄県人の労働力流出の最大拠点となった。そこには関西沖縄県人会と球陽クラブが設立されていた<sup>113)</sup>。沖縄県出身労働者の特質は「紡績を中心とした工業労働者と日雇が多いことがあげられよう。女性の場合を

<sup>107)</sup> 金武町史編さん委員会『金武町史 第一巻 移民・本編』金武町教育委員会、1996年、561頁。

<sup>108)</sup> 当山久三は金武町字金武の並里区出身である(1868-1910)。彼は熊本移民会社との連携で沖縄各地からハワイへの契約移民を実現した(27人中10人が金武村出身者)。当山は1904年に大陸殖民合資会社、帝国殖民合資会社の業務代理人となり、大城孝蔵とともにフィリピン移民にも尽力した(石川友紀「沖縄県国頭郡金武村における出移民の社会地理学的考察」琉球大学法文学部紀要 史学・地理学篇 第十九号、1976年3月、79頁)。

<sup>109)</sup> 金武区誌編集室『金武区誌』戦前新聞集成1989年 1頁(『大阪朝日新聞』1938年9月4日)。

<sup>110)</sup> 金武区誌編集室『大阪朝日新聞』1935年8月7日。

<sup>111)</sup> 頼母子講と類似している。

<sup>112)</sup> 金武町史編さん委員会『金武町史 第一巻 移民・本編』金武町教育委員会、1996年、13頁。

<sup>113)</sup> 沖縄県人会は1924年3月に設立された。それは単なる親睦会でなく、沖縄出身者が定着していく中で生じた諸問題の解決が活動方針として打ち出されている。会の中心メンバーは、左派系活動家とエリート層グループである。最も特徴的なことは、同郷人＝沖縄人として組織し、活動の眼目として沖縄人に対する差別が据えられていたことだ。具体的活動は、病人の世話、見舞い・職業紹介・宿泊場所の提供などの福利的活動と労働組合的活動の二つに分けることができる。球陽クラブは、実業家中心の団体で、県人会とは別組織である。県人会幹部となっているエリート層は、球陽クラブと共通メンバーである(富山一郎、前掲書、159-161頁)。

みると、圧倒的に工業労働者が多く、そのほとんどが紡績である<sup>114)</sup>。

ところで沖縄差別という言葉は、出稼ぎ先のような場面で使われていたのだろうか。賃金労働者の雇用面からみると、技術的合理化があまり進んでいなかった小規模資本の企業で集中的に雇用され、低賃金を維持する中企業が成長した事例がある(例えば近江絹糸)。沖縄出身者を雇用する背景には、「朝鮮人や被差別部落民に対する差別意識と共通した意識が存在した。富士瓦斯紡の労務係は、「(低賃金労働者を求め) 朝鮮、沖縄などの女性とともに、日本国内では被差別部落に対しても積極的に女工<sup>115)</sup>の募集を行った」<sup>116)</sup>と証言する。また、「安く働こうというものがあるなら、それが済州島人であろうが、琉球人であろうが一向構わぬ」<sup>116)</sup>という某社長の発言にみられるように、1920年代から30年代にかけて紡績工場は「差別意識にもとづいた低賃金労働力の積極的導入をはかっていた」<sup>116)</sup>。

他方で「琉球人お断り」という張り紙が存在したように、その雇用を拒否した会社・工場も存在した。この時期にそのような対応をとったのは、主に高賃金部門である機械や雑工業<sup>117)</sup>であった。熟練労働者を必要とした会社や工場は、定着性が弱い、言葉が通じない、協調性が足りないなどという理由で、沖縄の労働者を敬遠する傾向があった。沖縄県出身労働者がしばしば集団逃亡を図るため、定着性が弱いといわれる場合もあった。

男女ともに沖縄方言にかかわる差別は、「当初言葉が通じないので他県人から『琉球』といって馬鹿にされました」<sup>118)</sup>と日常的にみられた。沖縄県内では、送金によって県経済に貢献している出稼ぎ者たちが経験する、沖縄差別が問題となった。そのため「普通語の普及励行や沖縄独自の風俗習慣の改良」<sup>119)</sup>といった教育が実践された。差別があるゆえに県人会の結束が固く、相互扶助的な活動が活発になるという側面も考えられる。

紡績業で遠隔地募集が本格化するのは1900年代前後である。契約は大半が3年で、募集人制度により九州、沖縄地域から集団で就職し、結婚前の数年働く。彼女らは1部屋8人前後で寄宿舎生活を送った。女性がどの会社・工場で働くかは「募集人制度によって規定されている」<sup>120)</sup>。そのこともあり沖縄出身者の紡績女工には、「『同郷人結合』による職場の転職、つまり集団で『逃亡』する手段がかなり存在した」<sup>121)</sup>。それはしばしば5人から10人で行われていた。

---

<sup>114)</sup> 富山一郎、前掲書、125頁。

<sup>115)</sup> 女工という呼称は現在、差別語あるいは蔑視語とされ放送禁止用語になるなど自主規制がなされている。しかし本論文では、沖縄差別にかかわる眼差しの所在を問題化するため、引用部分を含め別表現に置き換えずあえて使用することとした。

<sup>116)</sup> 注114の130頁。

<sup>117)</sup> 雑工業の代表的業種は木竹類製造(富山一郎、前掲書、59-60頁)。

<sup>118)</sup> 富山一郎、前掲書、16頁。

<sup>119)</sup> 吉原和男編者代表、蘭信三・伊豫谷登士翁・塩原良和・関根政美・山下晋司・吉原直樹編、前掲書、27頁。

<sup>120)</sup> 注118の140頁。

<sup>121)</sup> 注118の152頁。

沖縄出身女性労働者は植民地からきている朝鮮人に対してどのような視線であったろうか。女工経験者が証言する。

会社には鹿児島県、長崎県出身者が圧倒的に多く、朝鮮人もいた。彼女らは会社の外から通勤していた。会社では2年目からすっかり仕事に慣れ、自信がつくようになった。だから沖縄出身女工が「沖縄ぶた」とののしられても、わたしは「同じ教育を受けてきた」といいかえし、逆に彼女をなじったものだ。あの頃は沖縄の女工に対し、「衛生が悪い」とか「着物が違う」、「色が黒い」などと軽蔑の言葉が投げられていた。それに反発し、沖縄出身の女工たちは「沖縄の人間と何が違うか」とか、「同じ三大義務を果たしている」「なぜ朝鮮人と同様に考えるか」と口論の続く毎日でした<sup>122)</sup>。

上記から、沖縄の出稼ぎ女性労働者は、本土の女性労働者から差別的な対応をされる一方、朝鮮人に対し差別的であったことが窺われる。沖縄出身女性労働者への差別的な対応は、「差別・隔離して力で抑え込む」といった朝鮮人女工<sup>123)</sup>とは異なっていたことが垣間見えるが、三大義務を果たしている彼女らは、「日本人」として主張しえていた。

ここで少し時代をさかのぼり、1900年代前後に沖縄県人が植民地の台湾人などをどのように見ていたのかを人類館事件からみてみよう。日本は1903年3月に、大阪で第五回勸業博覧会を開催した(入場者530万人)<sup>124)</sup>。人類館事件<sup>125)</sup>はこの博覧会で起きた差別問題にかかわる事件である。1903年4月11日付の『琉球新報』は、「特に台湾の生蕃<sup>126)</sup> 北海のアイヌ等と共に本県人を撰みたるは是れ我を生蕃アイヌ視したるものなり」<sup>127)</sup>として、抗議キャンペーンを行った。非難の声は、沖縄県全体に広がり県出身者の展覧を止めさせた。他方でこの事件は、沖縄側が台湾やアイヌにもつ差別意識を浮かび上がらせた。

『なは・女のあしあと』は、人類館事件頃の沖縄は、地租改正に当たる土地整理事業が終了し、それまでの「旧慣温存策からかろうじて制度の変革がもたらされ『風俗改良運動』や日本語を使用する『標準語教育』が高まりだしたときであった。日本人であることのプ

<sup>122)</sup> 福地曠昭『沖縄女工哀史』那覇出版社、1985年、96頁。

<sup>123)</sup> 注118の152頁。

<sup>124)</sup> 福田 州平「第2章 博覧会における「文明」と「野蛮」の階梯—人類館事件をめぐる清国人留学生の言説」『現代中国に関する13の問い—中国地域研究講義—』大阪大学中国文化フォーラム、2013年3月、34頁(最終閲覧日2017/11/02 [www.law.osaka-u.ac.jp/c-forum/box5/fukuda.pdf](http://www.law.osaka-u.ac.jp/c-forum/box5/fukuda.pdf))。

<sup>125)</sup> 「1903年、大阪で第五回勸業博覧会が開催された時、会場周辺の学術人類館と称する見世物小屋で、町S念じん、ジャワ人などとともに沖縄のジュリ(遊女)2人が『琉球の貴婦人』として見世物にされた。県民は『沖縄人差別』として猛反発した」(琉球新報社編『最新版 沖縄コンパクト事典』琉球新報社、2003年、232頁)。

<sup>126)</sup> 教化に従わない異民族のこと(那覇市総務部女性室、前掲書、333頁)。

<sup>127)</sup> 世界大百科事典 第2版における人類館事件の説明：最終閲覧2017年11月2日 <https://kotobank.jp/word/%E4%BA%BA%E9%A1%9E%E9%A4%A8%E4%BA%8B%E4%BB%B6-1177042>。



ライドを維持するために、台湾やアイヌをさげすみ、自分たちと違う民族であることを強調した<sup>128)</sup>と論じている。1920年から30年頃の沖縄県出身出稼ぎ女性労働者は、人類館事件と類似した差別的な眼差しを植民地の朝鮮人に対し向けていたのではないかと。

次に、紡績女工の就業状況に抗議するストライキについてみよう。紡績女工の最初のストライキは、1889年の天満紡績女工ストである<sup>129)</sup>。ストはその後、職工同盟会を中心に男性・女性の参加により1937年まで断続的に続き、盧溝橋事件を境に厳しい取締りなされ、労働争議は激減する。1940年には労働組合が自発的に解散させられた。県人会は、労働争議にかかわりどのような役割をもったのだろうか。主に2点が指摘できよう。

第1は、紡績女工を説得する県人会である。県人会は使用者側にたち労働者を説得した。先述したように沖縄県から本土への出稼ぎは、大阪をはじめとする近畿地域を最大の就労先としている。使用者側から見ると、エリート層を含む県人会は労使協調の働きかけに利用できるかと判断されていた<sup>130)</sup>。その際県人会は、沖縄方言の使用を止めて「沖縄風俗を矯正することを求め、『模範女工』になる条件」<sup>131)</sup>により、女性労働者の要求受け入れを図る傾向がみられた。

第2は、スト敢行の支援である。県人会の左派メンバーが1926年8月、東洋紡三軒屋争議（第三次争議）を支援した<sup>132)</sup>。この工場の紡績女工は沖縄出身者が多数を占めた。約200名の争議参加者は15項目の嘆願書を提出した。この中には「工場法の適用、外出の自由、強制送金制度の廃止、賃金2割アップなどの他に差別の撤廃という項目がある。

しかし、会社側はこの要求に組合員40名の解雇で対応した。これに対し、沖縄女工約200名は8月14日の早朝実力で寄宿舎の外へ脱出するが、警察の出動により阻止され全員連れ戻される。（中略）応援部隊約50余名も検挙された<sup>133)</sup>。警察から連れ戻された女工には暴行が加えられ、争議は敗北した。

日本の工場法は1911年に施行された。1919年に採択されたILO第1号条約では、1日8時間・週48時間労働を定めるなど労働条件・労働時間規制が加えられた。その内容は繊維業界の猛反対に遭い、深夜業務を認める変更などにより実質的な施行はされなかった<sup>134)</sup>。

<sup>128)</sup> 那覇市総務部女性室、前掲書、329-330頁。

<sup>129)</sup> 橋口勝利、前掲論文、15頁。天満紡績所在地は現在の大阪市北区である。

<sup>130)</sup> 和歌山紡績ノ川工場の労働争議では、和歌山紡績沖縄県人会が沖縄女工のスト破りを勧奨した。1924年7月3日付け『沖縄朝日』は、和歌山紡績沖縄県人会の会長である池宮城貴輝の談話を報じた。その談話は「和歌山紡績の沖縄出身者は、ストやぶりの一大集団として機能した。（中略）会社の方針に順応することを至当として行動」と記す。

<sup>131)</sup> 富山一郎、前掲書、178頁。

<sup>132)</sup> 橋口勝利「近代日本紡績業と労働者—近代的な「女工」育成と労働運動」大阪の社会労働運動と政治経済研究班編、研究双書第161冊『大阪の都市化・近代化と労働者の権利』関西大学 経済・政治研究所、2015年3月、18-19頁（最終閲覧2016/10/11）。

<sup>133)</sup> 注132の164頁。

<sup>134)</sup> この労働条件に対し、「イギリスの前労働次官ボンドフェイルド嬢は、1926年にジュネーブでの国際労働会議で、「日本紡績女工の夜業は人類文明の汚点」と指摘した（東京朝日新聞6月4日

この労働条件は戦後もしばらく続いた。

欧米諸国が植民地獲得競争をしていた頃から、アジア女性は「もっとも従順で、操作しやすい労働力であり、同時に仕事の生産性が非常に高い」<sup>135)</sup>と捉えられてきた。遅れてその競争に入った日本は、繊維産業の近代化に上記のとらえ方で若年女性を雇用し、資本蓄積を進める一方、女工の間に結核を蔓延させ、女性の劣悪な労働条件を世界に行き渡らせた。

まとめると、沖縄の糖産業や農業は昭和不況の中、日本政府による政策介入もされず世界農業問題の形成のなかで解体していった。その結果、農民は移民や出稼ぎ労働者となり、海外や本土へ移動していった。県外出稼ぎ者は大阪を中心に小規模な企業において、朝鮮人や被差別部落民と共通した差別意識にもとづく低賃金労働者として雇用された。特に紡績女工の労働条件の劣悪さは世界的に知られ、しばしば労働争議に発展した。県人会は労働争議にかかわり重要な役割を果たした。エリート層の仲介では、女性労働者のヤマト化を進め労使協調する一方、左派グループの支援では労働争議で敗北する場合があった。

沖縄出身女工への差別的な対応は、賃金・労働条件だけでなく沖縄方言や慣習の違いまで日常的に行われていた。しかし、朝鮮人女工への対応とは異なり、力で抑え込むといったものではなかった。沖縄出身女性労働者は他府県人から差別的な対応をされる一方、朝鮮人に対しては、同列に扱われることに抵抗する傾向がみられた。他方で彼女らの中には本土女性に対抗し、日本人の賃金労働者としての誇りを示す女性も少なからず存在したと思われる。

### 第3節 家制度とヤマト化

#### 1 女性と家父長制

沖縄では固有の門中制が形成され、地域共同体の結束が強く多数のユイマールや金融・親睦を目的とする模様が形成されてきた。尚家をトップとする士族以外は平民として緩やかな平等関係を保っていたことから、本土にみられた明確な封建時代を経ずに近代へ突入したといわれている。それゆえ日本との従属関係を維持する行程は、日本帝国主義国家によって沖縄の社会を資本主義や日本の家父長制へ組み込む過程ととらえられる。女性の社会的位置付けは、明治民法をはじめとする諸法制により実施され、様々な変化が急激にもたらされた。

第1は戸籍法である。中央政府による新たな戸籍法は一戸籍内の財産権がすべて戸主に属するものであった。琉球処分前後を見ると、明治以前の琉球王府期には儒教道徳を背景

---

付)と口汚く罵倒した」(牧瀬菊江『聞書 ひたむきな女たち』朝日選書、1976年、48頁)。

<sup>135)</sup> Maria, Mies (1994) *Patriarchy and Accumulation on a World Scale*, Zed Books Ltd(奥田暁子訳『国際分業と女性 進行する主婦化』日本経済評論社、1997年、177頁)。

とする門中制に基づく家制度が維持されてきた。それは首里や那覇の士族層中心の制度であった。一方、農村社会では「御嶽(聖地)信仰や地割制<sup>136)</sup>、共同労働など村落共同体中心に生活が営まれ、家長がいない一代限りの「チネー(家内)として存在した」<sup>137)</sup>。ところが『沖縄県史』は、沖縄県となったことで「沖縄の『ヤー(家)』も戸籍制度の導入等国家権力による政法工作によって、制度上『門中』や『チネー』の形態が温存されたまま、近代国家の基礎単位の『家』として組み込まれていく」<sup>138)</sup>と論じる。

明治民法により「戸主の居所指定権や妻の無能力、同居・貞操義務などが定められ、戸主権と家督相続制を基礎とした家父長的『家』制度が、明確な形で確立」<sup>139)</sup>された。それは男尊女卑を貫いたものであった。しかし沖縄では、「一般庶民女性の男性に対する隷属度は日本社会ほど強くなかったとし、その要因として、儒教道徳や仏教道徳が庶民の間に深く浸透していなかったことや血縁共同体(一門あるいは門中)意識が強く、その中で各個人を認め合っていたこと、あるいは貧しい社会であったために女性の労働力が重視されたこと」<sup>140)</sup>などがあげられている。

このように旧慣期頃、沖縄では明治民法により家制度が広がり、政治的、社会的、経済的分野が男性中心に構成され、財産相続から女性を排除する慣習が強まった<sup>141)</sup>。なお、明治民法の施行は「それまで女性は結婚しても実家の名字を名乗ってきたが、氏は『家』の称号となるため夫婦同姓が強制されることになった」<sup>142)</sup>。

第2は、税制が物納でなく金納に変わったことや自由に移動できるようになったことである。そのことにより大量の県外出稼ぎ労働者が生み出され、地縁・血縁関係にしばられない世界が開けた。沖縄固有の慣習のヤマト化は、明治政府の施策である富国強兵・殖産興業政策、大政翼賛体制に対応したものであった。

第3は公娼制度の変化である。沖縄では女性労働の中でも特に貧困と家父長制が結びつき、「前借金」による管理売春が復帰まで続いた。政府は1872年に「娼妓解放令」と「人身売買年季奉公禁止令」(太政官達)を出した。それは沖縄では紆余曲折の末、「『遊女屋』を『貸座敷』と改めて遊郭を存続させ、『身代金』は『前借金』と呼び変え、契約に

<sup>136)</sup> 「村の共同体所有の土地を頭割りなどで地元民に分配し、貢租負担を義務づけた制度」(沖縄県教育庁文化財課史料編集班、前掲書、104頁)。

<sup>137)</sup> 沖縄県教育庁文化財課史料編集班、前掲書、104頁。

<sup>138)</sup> 同上書、104-105頁。

<sup>139)</sup> 辻村みよ子、金城清子『女性の権利の歴史』岩波書店、1992年、107頁。

<sup>140)</sup> 沖縄県教育庁文化財課史料編集班、前掲書、109頁。

<sup>141)</sup> 明治20年代から30年代に、「女性が社会から排斥される法制度が立て続けに出された。その代表的な法制度は、第1に「市制・町村制」により、「公民」(国家の政治に参加する権利を持つ国民)が、2円以上の国税を納めることの出来る有産階級の男性と定められたこと、沖縄では1908年に適用された。第2は明治民法である。民法：人事編、財産取得編で家の構成や戸主の権利が定められた。親族編と相続編により、妻は相続において社会的無能力者とされ、男優先相続の「家」制度が確立した」(沖縄県教育庁文化財課史料編集班、前掲書、112-113頁)。

<sup>142)</sup> 沖縄県教育庁文化財課史料編集班、前掲書、114頁。

よる貸借関係にすり替えた」<sup>143)</sup>。

日本の遊郭の実質的な経営者は男性である。しかし、「沖縄では貧しい農民の娘が娼妓になり、長年勤めて貸座敷業者になっている。(中略)遊郭の経営が『女治』であるという特色を持っていた」<sup>144)</sup>。この業種は明治期以降人の移動が激しくなり、法律の変化はむしろ「繁栄の糸口」になった<sup>145)</sup>とされる。

## 2 ヤマト化と婦人会

日本政府は同化政策を強力に進める施策として、教育、習俗や女性の組織化を図った。そのことを4点からみよう。

第1は女子教育である。児童の就学率は日清戦争後に急速に進み、日本語教育や国家意識を高めることにつながった。当初の女性教員は本土女性が多数を占めた。1880年に沖縄師範学校が設立され、女性教員の養成学校は改編されつつ、1915年に沖縄県女子師範学校が設立された。その卒業生は方言札を使用する授業などヤマト化を進める母集団となり、戦前だけでなく戦後の婦人会や女性活動の中心を担っていく。

第2は婚姻圏の拡大である。土地整理事業頃までは村・字内婚が多く見られたが、男性だけでなく女性の移動が特別なことでなくなり、婚姻対象は同一地域の村外・字外に拡大した。これは旧慣温存期以後徐々に、都市部だけでなく農村へも広がった。

第3は伝統的な習俗の変化である。まず、苗字や琉装・琉髪が和装へ変化した。和装は良妻賢母思想を浸透させ「ヤマト化へ導く布石」<sup>146)</sup>となり、明治民法の公布と相俟って富国強兵政策の一環であった。さらにハジチの禁止である。沖縄では昔から女性が既婚している印として手の甲に入れ墨(ハジチ)を入れていた。1873年から1948年まで施行された「文身禁止令」は、それを禁止した。ハジチの習慣は移民先の日本人社会からも野蛮な風習とみられただけでなく、沖縄県人側でもそれを「恥」と思い、ハジチの女性を排除するようになる。ハジチは移民地の日本人社会に融和するためとして、「沖縄県人の男性にも排除され、女性たちは2重の差別を受けた」<sup>147)</sup>と考えられる。

また、衛生思想の一環として位置づけられた火葬の奨励は、戦前ヤマト化の一環として沖縄県保健衛生調査会によって出されたことにはじまる<sup>148)</sup>。それは火葬場を設置し、埋葬と洗骨を廃止しようとしたものである。米軍占領期の1950年代には女性らの要望であ

<sup>143)</sup> 那覇市総務部女性室、前掲書、52頁。

<sup>144)</sup> 同上書、53-54頁。「女治」とは遊女がそのまま経営者となり、遊郭を運営すること。

<sup>145)</sup> 注141の54頁。

<sup>146)</sup> 那覇市総務部女性室、前掲書、329-330頁。

<sup>147)</sup> 注147の158頁。

<sup>148)</sup> 「沖縄県に火葬場がはじめて設置されたのが1939年9月、西原村であった」(福田アジオほか編『精選 日本民俗辞典』吉川弘文館、2006年、360頁)。

る過酷なアンペイドワークの軽減とマッチし拡大した。

こうしたことから明治政府による習俗のヤマト化は、緩やかに行われた男性に比べ、女性にはより強く生活の多分野におよぶ影響力を持ったといえる。その政策には琉球王府時代を払拭し、女性を家制度に組み込もうとする強い方針があったろう。沖縄の同化政策は、公娼制度や習俗の変化により沖縄県人男性からも差別が強まる中、台湾や朝鮮とは異なる様相で1930年代後半の戦時体制強化に進んだといえる。

第4は、婦人会の結成である。女性の組織化は「人類館事件」に抗議する立場から「婦人懇談会」<sup>149)</sup>が開かれたことにはじまる。それを契機に1904年に沖縄婦人会と愛国婦人会が結成された<sup>150)</sup>。中心メンバーはエリート層の女性（上級官吏や社会的地位の高い男性の妻）で、日本政府の政策をバックアップするため動員された層と考えられる。

それは沖縄人がうける差別からの脱却を目的とする一方、自ら「内なる日本化」<sup>151)</sup>を目指すというものだった。言語の問題では特に生活の矛盾をはらみ、苦渋に満ちたものに思える。会の目的は、家庭教育推進と生活改善運動・衛生思想の普及などである。両婦人会のメンバーは多くが重なっていた。なお、愛国婦人会は辻の娼妓を抱えるアンマー（抱え親・貸座敷業者）たちの寄付行為を受け入れた。しかし彼女らの入会は紆余曲折の末、1937年の国防婦人会沖縄支部の結成まで叶わなかった<sup>152)</sup>。

1930年代の沖縄県では、財政悪化を「沖縄県振興15カ年計画」により好転させることを目指していた。当時政府は全国的に自力更生の経済更正運動を展開し、婦人会の組織化による生活改善運動を大戦翼賛体制の一環としていたため、沖縄県がその運動をさらに推進することの引き替えとして、計画を受け入れたといわれている。それは日本の戦時体制が、身動きできないまでに強まったことの表れといえるだろう。

農村地域の婦人会は少し遅れて設立された。金武村（現金武町）の婦人会は1907年に金武小学校の校長が母子会を発足させたことにはじまる。当初は他地域同様男性がトップに就いていた。その後女性教員に変わり、1932年に金武村婦人会が設立された。1937年には国防婦人会と改称し、国策推進機関として「銃後の守りの要」<sup>153)</sup>に組み込まれ、地域の国防婦人会を統合する国防婦人会沖縄支部が結成された。それは1942年に、国家総動員法により大日本婦人会金武村分団と名称変更し、強制加入に変わった後敗戦となった。

これまで男性主導で共同体を維持し運営してきたことを考えると、女性が組織運営する

<sup>149)</sup> 沖縄県教育庁文化財課史料編集班、前掲書、293頁。

<sup>150)</sup> なお、沖縄県で国防婦人会が初めて設立されたのは1933年の大宜味村喜如嘉であった。その背景には、『大宜味村政改新運動』の広まりがあり、喜如嘉の共産主義者を排除するため『健全ナル修養団体ノ必要』を名目に、青年訓練所の増設とともに設置するという軍の思惑があった（沖縄県教育庁文化財課史料編集班、前掲書、300頁）。

<sup>151)</sup> 同上書、287頁。

<sup>152)</sup> 那覇市総務部女性室、前掲書、406頁。

<sup>153)</sup> 金武町誌編纂委員会、前掲書、330-331頁。

婦人会を設立したことは、一面では画期的な出来事であっただろう。それが戦時統制の一環でたとえ共同体のつながりを相互に監視した負の面があったとしても、その意義は評価される要素を持っていたと思われる。

まとめると、明治政府の同化政策のうち家父長制度は、制度上「門中」や「チネー（家内）」の形態が温存されたまま、明治民法により戸主権と家督相続制を基礎とする家父長的な家制度が根柢となり、財産相続から女性を排除する慣習が強まった。公娼制度は女性労働の中でも特に貧困と家父長制が結びつき、「前借金」による管理売春が復帰まで続いた。大政翼賛体制は沖縄の農村地域にも婦人会を組織し、貯蓄の奨励や方言の矯正など生活改善運動を強力に進めた。

#### 第4節 沖縄戦と金武町

沖縄には明治以来旧日本軍の駐留はなかったが、1944年3月に沖縄守備軍として陸軍第32部隊が創設され、駐屯を開始した。それはアジア太平洋戦争の終盤を迎え、本土決戦を先延ばしするため沖縄を捨て石とする作戦であった。

読谷村には「1940年9月から米軍の来攻を予期して、急遽建設された旧陸軍の中飛行場」<sup>154)</sup>が1944年に完成した。金武村の唯一のブルドーザーは守備軍による小禄海軍飛行場設営のため徴用され、開墾事業がストップしていた。

金武村には1944年7月以降、第22、42震洋特別攻撃隊が約100人規模で駐屯した。後に陸軍と海軍が交互に駐屯するようになった。屋嘉区には慰安所もつくられた。一般住宅の慰安所には、3人の沖縄県人慰安婦がいた<sup>155)</sup>。

沖縄県は軍の要請により、中南部の住民10万人の疎開計画を作成した。疎開先は九州、台湾、本島北部などである。金武村の疎開の受入は1944年末に計画された。

金武村では他地域と同様、村行政の軍隊への協力、勤労奉仕活動、女子挺身隊、勤労戦士、生活改善運動、標準語、貯蓄など、生活の隅々まで総力戦体制が構築され、生活が戦時色に切りかわっていった。婦人会・青年会が炊事、山仕事に徴用された。供出は1941年頃からはじまっていたが、旧日本軍の駐留後には食料の供出がますます頻繁になった。金属類の供出では、1944年に金武村のシンボルである当山久三の銅像が没収された。「それまで戦争は外地でやるものと思っていた村民も、多くの兵が駐屯するのを目のあたりし、戦争を身近に感じるようになった」<sup>156)</sup>。

1945年1月には米軍機が来襲し、金武製糖工場周辺を爆撃した。3月23日以降米軍は

<sup>154)</sup> 後に大拡張されアメリカ空軍嘉手納基地となった（前田哲雄、林博史、我部政明編『〈沖縄〉基地問題を知る辞典』吉川弘文館、2013年、3頁）。

<sup>155)</sup> MEの聞き取り（於：屋嘉区事務所、2015年9月16日）。

<sup>156)</sup> 金武町史編さん委員会『金武町史 第二巻戦争・本編』金武町教育委員会、2002年、112-113頁。

金武村に銃弾爆撃を開始した。住民の避難は、主に金武・並里内のガマ、国頭方面、地元の山中の3通りであった。沖縄戦では、「集団自決」をはじめとする日本軍による様々な戦争犯罪が起こった。「集団自決」<sup>157)</sup>は主に旧日本軍の駐屯地区で起こったと言われているが、金武村ではその話を耳にすることはない。

米国を中心とする連合軍は4月1日に読谷村に上陸し、進撃と占領が始まった。それは「鉄の暴風」といわれる沖縄本島の地形が変化するほどの爆撃で、おびただしい死者を出した。米軍部隊は4月5日頃に金武村に侵攻し、占領が開始された。

『金武町史』に重要な指摘がある。「日本軍についても、体験者の証言は気をつけて聞かねばならない。沖縄守備軍のうち、およそ4分の1に相当する25000人以上の軍人・軍属は沖縄県出身者であったという事実。本土出身者の将校（ヤマト兵隊）のみが住民に対して残虐行為をはたらいたかのごとく証言をする体験者がいるが、これは事実と反する。天皇の軍隊の本質をぼかして、ヤマト対ウチナーという構図に置き換えて、問題を矮小化するものである。そして、結果的に天皇の軍隊の残虐行為を免罪することになる。事実関係は明確にしておかねばならない」<sup>158)</sup>。

沖縄戦はアジア太平洋戦争末期に日本で唯一、日常生活の場でたたかわれた大規模な地上戦である。沖縄本島上陸の際、「米軍は、地上戦闘部隊だけでも18万人余り、後方支援部隊を加えると54万人におよんだといわれる。これに対して日本軍はわずか10万人。しかもそのうち約1/3は、沖縄現地徴集の補助兵力だった」<sup>159)</sup>。沖縄戦では、「本土出身の約6万5000人の兵隊と沖縄でかき集められた約3万人の即製の兵隊と、一般民間人約9万4000人が犠牲になった。そのほかに、朝鮮半島から、軍夫や従軍慰安婦として強制連行されてきた約1万人の死が犠牲になったといわれているが、その数はいまなお明らかになっていない」<sup>160)</sup>。

日本軍の組織的戦闘は1945年6月23日に敗北し終結した。沖縄で6月23日は慰霊の日である。日本は1945年8月にポツダム宣言を受諾した。

## 第5節 小括—沖縄の近代と女性

沖縄は武力をもって琉球処分を受けた後、土地整理事業を契機に日本の政治・経済システムに組み込まれ、同化政策の推進と富国強兵・殖産興業政策に再編されていく。その再編はソテツ地獄の時期に農民間にも経済的格差を生じさせ、所有地のない農民は小作農民

<sup>157)</sup> 「集団自決」について金武町史は、「基本的には「天皇の軍隊の強制と誘導によって、肉親同士の殺し合いを強いられた」と記す（金武町史編さん委員会『金武町史 第二巻戦争・本編』金武町教育委員会、2002年、12頁）。

<sup>158)</sup> 金武町史編さん委員会『金武町史 第二巻戦争・本編』金武町教育委員会、2002年、13頁。

<sup>159)</sup> 新崎盛暉『沖縄現代史 新版』岩波書店、2005年、2頁。

<sup>160)</sup> 同上書、3頁。

となるか賃金労働者として出稼ぎや移民を目指すことになっていった。

1920年代以降は、沖縄社会の近代化がまがいに結実しはじめた時期といえる一方、皮肉にも帝国主義的な世界経済に巻き込まれた経験といえる。結局沖縄は日本の中でもっともおくれた地域として、主として低賃金労働力の供給地と位置づけられたと考えられる。

このことから沖縄差別は同化と差別に曝される中に見られ、方言の違いが侮蔑の対象となり、労働現場の賃金・職種差別などに使われていたといえる。しかし、沖縄県人は朝鮮人と同列に扱われることに抗議する傾向を持った。

また、明治民法による家制度は、旧来の沖縄の門中制・家内が温存されたまま拵がり、財産相続から女性を排除する慣習が強まった。大政翼賛体制は沖縄の農村地域にも婦人会を組織し、貯蓄の奨励や方言の矯正など生活改善運動を強力に進めた。その後沖縄はアジア太平洋戦争で捨て石とされ、激しい沖縄戦がたたかわれた後、米軍占領を受けていく。

## 第2章 軍用地の成立と強化される利権構造

本章は、金武村が戦後基地の拡大を受け入れ、基地維持と基地経済の体制に組み込まれていく過程を振り返るものである。第1節は、金武村<sup>161)</sup>が基地を受け入れた経緯を記述する。第2節は、宇金武で軍用地となった地域の帰属の変化と主な基地問題を検討する。第3節は、軍用地料をめぐる利権構造が強化されていく経緯を振り返る。第4節は、復帰後に反基地運動が高まる様相とその中にひそむ矛盾を金武町の事例から考察する。第5節は小括である。

### 第1節 米軍占領期と地域変化

本節では、米軍占領期における第2次土地接收時期の軍用地の拡大を検討する。事例は金武村の基地キャンプ・ハンセン受け入れである。

#### 1 占領の始まり

米軍は1945年4月に読谷村に上陸し、旧日本軍との戦闘もなく北上を続け、5月には金武村に侵攻した。金武村は米軍占領と同時に第一次土地接收を受け、飛行場の設営がはじまった。この飛行場は1週間で完成したため地元の人々を驚愕させた。それは旧日本軍が読谷村に飛行場を作るため毎日数千人を2年あまり動員したためだ。NM①(1933年生)が当時を証言する。

---

<sup>161)</sup> 金武村は1980年に町制移行され金武町となった。



——米軍が金武村に侵攻した頃を覚えていますか？

子ども（12歳頃）だったが、当時のことは鮮明に覚えている。その頃、米軍はたくさんさんの村の家を焼き払った。敗残兵が居るかもしれないからだと言いたけど、じつは違った。1週間ほど夜に明かりを煌々とつけて工事をやって、飛行場を作ってしまった。みんなびっくりした。米軍は目が青くて夜は目が見えないから、ライトを付けるのだろうとあきれて見てたのに、飛行機が着陸した。爆撃で村内を焼き払ったのは、最初から飛行場建設の目的だった。その時はわからなかったが、飛行場ができてわかったさー」<sup>162)</sup>。

この飛行場は後にキャンプ・ハンセンへと拡張した。彼女の驚きには大人の話もあわせて語られている。この逸話は米軍の軍事技術と豊かな財政力を目の当たりにした村内の様子が見て取れる。

当時米軍は、村内で飛行場をつくりながら、海上では艦隊が金武湾周辺を取り囲んでいた。その後、旧日本軍が米軍飛行場の爆撃を行ったため、金武・並里区域は米軍の掃討作戦を受けた。6月には、多くの住民が石川、宜野座や中川の収容所に収容された。6月22日、日本軍の組織的戦闘が終わった。金武村の爆撃は、NM①の証言から飛行場設置の意図

図2 金武町周辺と基地キャンプ・ハンセン



<sup>162)</sup> NM①の聞き取り(於：金武町、2013年5月18日)。

を持って行われていたことがわかる。その後、朝鮮半島情勢が悪化し、金武村の飛行場周辺が演習場へと変わっていった。

日本が1945年8月にポツダム宣言を受諾した後、金武村では1946年9月から、順次収容所からの帰還許可がおりた。住民が収容所生活を送っていた頃、第一次土地接收が行われ、帰村してみたら家がなく、基地が広がっていたのである。

日本の敗戦後もアジア情勢は日増しに変化し、内乱の続いた中国では1949年に中華人民共和国が成立した。これを受けて、GHQは1950年2月に「沖縄に恒久的基地建設を始める」と発表した。同年6月には朝鮮戦争が勃発し、第三次世界大戦ともいえるアジア情勢になった。米国政府の軍事・外交政策は、それに対応するため見直しが行われた。第二次土地接收は冷戦体制の強化を背景に行われたものであった。

日本は1952年4月28日に連合国とサンフランシスコ講和条約を結び、国際社会に復帰した。同時に、沖縄県は日米安保条約によって米国の軍事的支配下におかれた。沖縄から見ると、日本国の独立は沖縄を分離することで回復したため、4月28日は「屈辱の日」と呼ばれている。



図3 1956年「島ぐるみ闘争」で抗議する伊江島の島民  
(沖縄県公文書館資料 2012年8月)

## 2 第二次軍用地接收頃の金武村

金武村の戦災復興は、インフラ整備と農業再興からはじまった。それは金武村農業組合設立(1946年)、小・中学校の建設、金武保養院の建設(1948年)、琉球精神病院開設(1949年)と続き、1952年には並里区に製糖工場が設置された。他方で食糧の増産は進まず、生活の安定とはほど遠かった。

沖縄の経済復興は朝鮮戦争と密接にかかわり、人の移動は基地建設とその周辺商業地域の雇用拡大から激しくなった。当時の金武村は、既に基地建設がはじまっていた南部や中部のように、急激な人口増加の様相は見せていなかった。占領後すぐに「金武村に建設された飛行場は、その後一時放棄されたこともあったが、1947年頃から断続的に演習に使用されてきた」<sup>163)</sup>。沖縄県内で基地受け入れを議論していた頃の金武村は、「陸上の砲撃だけでなく、戦闘機の爆撃、金武湾からの艦砲射撃など、屋嘉から伊芸・金武の一带は再び戦場と変わらない危険にさらされ、生活は荒廃」<sup>164)</sup>していた。

<sup>163)</sup> 『金武町と基地』編集委員会『金武町と基地』沖縄県金武町、1991年、23頁。

<sup>164)</sup> 同上書。

軍用地地主らは、サンフランシスコ講和条約を受けて沖縄戦の中で接収された軍用地（第一次土地接収）の地料問題に 1955 年から具体的に取り組んだ。それは「講話発効前補償」獲得の運動である。1956 年に沖縄市町村長、沖縄市町村議会議長、土地連会長の連名で米国・日本政府に陳情書を提出した。結局それは支払われることになり、金武村は 1957 年に見舞金を、1968 年 3 月 12 日に講話前補償支払いとして、差し引き支払額 197、266 ドル 46 セントを受け取った<sup>165)</sup>。この運動は占領期であるが、米軍政に対し積極的に動くとなんらかの対価が得られると確信させただろう。

米軍第三海兵師団支援航空部隊が沖縄に配備されることが決まり、その情報が金武村にも届いた。旧金武部落民はキャンプ・ハンセンとなる米軍基地の整備・拡大計画を知った。基地の整備・拡大計画はいわゆる第二次軍用地接収である（図 2）。そこで金武村は 1954 年 2 月に、沖縄で最初の軍用地問題にかかわる地主大会を開催し、同年 3 月に「金武村土地を守る会」を結成した。

1955 年 1 月に米国大統領は「琉球諸島の無期限占領」を言明した。これに抗議する立法院の土地四原則は全島・全会一致で確認された。ところが米軍政は島民の声を全く無視し、1955 年 7 月に「金武村をはじめ北部 6 町村、中部 2 町村に 1 万 2000 エーカーの新規土地接収」を通告した<sup>166)</sup>。ところが同年、全沖縄軍用地地主大会が開催された矢先の 9 月に「由美子ちゃん事件」が起こった。その事件にかかわる沖縄の世論を無視し、米国大統領は 1956 年 1 月に「沖縄の無期限確保」を言明し、6 月プライス勧告を発した。その勧告は土地接収問題を「島ぐるみ闘争」<sup>167)</sup>に発展させた（図 3）。

### 3 金武村の基地受入の経過

米国による新規土地接収の通告を受けて、「金武村は 1955 年 7 月 23 日に金武小学校で村内の地主大会を開催。金武村内地主約 2000 名近くが集まった。その中には乳呑子を抱いた婦人や七、八十才の老婆なども交えた地主」<sup>168)</sup>が参加した。米軍の通告は、金武村の約 8 割が軍用地となるものであった。この地区大会では、地主代表一村土地委員 10 名と他 5 名一が軍と交渉することを決め一任した。

金武村金武区長、並里区長、伊芸区長らは、1955 年 9 月 6 日に軍接収地に関する陳情

<sup>165)</sup> 金武町軍用地等地主会編集員『金武町軍用地等地主会 四十周年記念誌』金武町軍用地等地主会、1993 年、123-130 頁。

<sup>166)</sup> 金武町軍用地等地主会編集員、前掲書、202 頁。

<sup>167)</sup> 島ぐるみ闘争は、「プライス勧告反対闘争としてはじまった。その意味では、軍用地問題が中心にあった。しかしそれはある意味では、10 年におよぶ軍政下の圧政、言論弾圧、人権侵害、選挙介入などに対する反発を一挙に爆発させたものであった。従って軍用地問題は、軍用地所有者の問題ではなく、沖縄社会全体の問題であった」（前田哲男・林博史・我部政明編、前掲書、19-20 頁）。それゆえ米軍政は危機感をもち、軍用地料の値上りを検討したといえる。

<sup>168)</sup> 注 167 の 203 頁。

書を提出した。その内容は①村内耕地面積の62%が軍用地化するため、軍と政府は代替え地の開発と生活保障を与えること ②既設内の軍用地の使用及び山への立ち入りを従来通り許すこと ③戦前戦後住民が施設した水道が1948年に軍用地接収とともに軍に接収され不自由しているので軍の余剰水を使用させること ④新規施設のため住民の地上物に損害を与えた場合に保障すること ⑤軍の雇用する労務者は優先的に地元から採用することなど8項目であった<sup>169)</sup>。この陳情書に対する回答が2年後の1957年2月にあった。先記①～③と⑤に対して“住民の要望にそう”旨の回答であった。

ところが陳情書提出後の1955年12月11日に、海兵隊の演習による墓や畑荒らしが起った。そのため「金武村墓やキビ畑等損害調査」が実施され、「墓荒らしは法で処罰、損害は海兵団で善処 金武村へ軍が回答」された<sup>170)</sup>。この回答からも住民の要望は、一定聞き入れられる感触を掴んだのではないだろうか。

新規土地接収に反対する島ぐるみ闘争が始まった頃、旧久志村辺野古の地主と米軍は、1956年12月に新規接収にかかわる借地契約を結び四原則闘争の一角を崩した。辺野古の動きは全島を激震させた。辺野古の原野は基地となり、商業地域が出現した。各地から米軍相手の業者が流入した。

金武村の基地受入は村会<sup>171)</sup>を中心に議論され、金武村と宜野座村の村会議員と有志は辺野古も視察している。その後金武町は「<苦渋の選択>をし、金武・宜野座における本格的な米軍基地（キャンプ・ハンセン）建設となった」<sup>172)</sup>。それは第二次土地接収の受け入れである。その際旧金武区民は積極的に動き、軍用地料を直接管理するため、1956年に金武共有権者会を設立した。当時軍用地となった杣山は名義上金武村になっていた。管理は金武区事務所が行っていたため、それを入会団体である金武共有権者会へ移管したのである。この動きは戦前から金武区に在住する旧金武区民の利益を確保し、守ろうとする積極的な行動といえる。『沖縄タイムス』（1957年9月7日）は、その後の動きを「土地連脱退めぐり複雑な底流・軍部隊誘致策に両論・注目される金武村の動き」の見出しを付け報道した。

主催者側の村議から「大会後に発表したいから遠慮してくれと記者取材を拒否される複雑な状態で」<sup>173)</sup>、金武村が事実上土地連の脱退を決めたこと、駐留部隊誘致策は地主

<sup>169)</sup> 注167の205-206頁。

<sup>170)</sup> 注167の207頁。

<sup>171)</sup> 戦後米軍政下の金武村では1946年に原則戦前首長の再任命がなされ、実質旧村会が復活した。復帰前まで各部落（＝行政区）には男性世帯主を主たる構成員とする部落会（区会ともいう）があった。

<sup>172)</sup> 金武町議会史編纂委員会『金武町議会史』金武町議会、2004年、45頁。

<sup>173)</sup> 『金武町と基地』編集委員会、前掲書、150頁。

大会で12名の折衝委員を選出（金武区長に村議長、区制議員二名、土地委三名）、彼らによって交渉一軍及び政府への働きかけを進めると報道され、(中略) マリン部隊誘致するにはどのような最短コースを選ぶべきかが問題の焦点」とし、“頼りにならない“政治“欲しい基地の経済的恩恵”と報告している。

また、「広大な新規接収には反対だが、既設収地の周辺を部隊駐留用として多少の接収を認め、村民経済に対する米兵の直接ドルで“くらし”の向上をはかるべきということにつぎる」<sup>177</sup>と経済的利益が常に強調されている<sup>174</sup>。

土地連の脱退については、「村内一部有志の中には、『土地連を脱退すれば、基地部隊を設ける』との軍の示唆に動かされているのではないかと見る向きもあり、土地連切り崩しの政治的含みもあるのではないかと懸念している」と、米軍による土地連の切り崩しに金武村民が加担する事態を懸念する声があった。

とはいえ、「一部の者の策動で、実際には地主はつんぼ状態に置かれている。5日夜の地主大会も地主の発言は全くなされず、ただ“悪いようにしないからわれわれ12名の委員に一任してくれ”との主催者側の説得で終わっている。ともかく金武村としては重大な段階に立たされているといえ、この際全指導者がジックリと村民の将来を考えまた一面向外的面も考えて慎重に対処しなければならない。駐留基地が必要であれば、米軍事態が乗り出してくる、それをこちらから積極的に進めようとする事は解せない」と基地誘致が金武村の指導的な立場に在る人々の間で進められてきていることを示唆している。そして、そのことが早計すぎるのではないかと懸念を語っている<sup>175</sup>。

上記の様相の中、軍用地地主の代表者らは辺野古の地域経済の動きを見定め、米軍政府との交渉に入っていた。その交渉では、当時の地域の力関係や地域有力者の行動が窺われる。

次に『沖縄新聞』（1957年10月9日）は、「金武村海兵隊基地の永久建設を陳情一括払いも進んで村の繁栄に新規接収も認める」の見出しが掲載され、地主らが基地の誘致運動をすでに行っていることを報道している。その行動は在沖米軍の財力と圧倒的な軍事力を、日々目の当たりにする中で判断されたものといえようか。

その後、宜野座村が新規接収に同調しキャンプ・ハンセンの建設へと進み、切り崩された島ぐるみ土地闘争は、軍用地料の値上げを勝ち取り終息へ向かった。

『金武町と基地』は金武村と宜野座村から村会議員をはじめ、有志たちが辺野古の視察に出かけた頃の議論の一部を、掲載しているのでみよう。

<sup>174</sup> 注174と同じ。

<sup>175</sup> 『金武町と基地』編集委員会、前掲書、152頁。

金武に弾は落ちるけど、ドルは落ちない、(中略) 演習は金武でやり、遊興は辺野古とコザ。軍用トラックの往来で子どもたちの通学も危険だ。(中略) 土地を守る四原則はどうする。激しい議論はつきなかつた。実態として演習場となっている山林の利用もできない状態にあり、危険にさらされているばかりで、経済的には何のメリットもない現実に人々は苦悩した。部落常会を幾度も開き、衆議をつくした上での結論は、新規接收を受入れ基地を誘致することであった。「苦渋にみちた選択」であった<sup>176)</sup>。

この議論の背景には主に3点の問題があるだろう。

第1は、島ぐるみ闘争の最中に旧久志村辺野古は基地受け入れを行い商業が繁栄していること。ところが海兵隊の駐留については「2、3年前から約6000人のマリン部隊の金武駐留が予定されていたのが、辺野古に駐屯するようになった」<sup>177)</sup>。このことからマリン部隊駐留にかかわる打診は、順序は不明だが金武村にもあったことが覗かれる。結局辺野古の駐留が決まり、演習は金武村で頻繁に行われていた。当時村長であった宜野座達雄は「思い出」を語る。

金武村では一部有志の間で民政府土地課アップル土地課長の説得に動かされ軍用地連合会脱退、新規接收を認める、軍用地料の一括払いを認めることを承諾し基地の建設を訴えていました。我々反対闘争を進めている者は、一部村民の希望にそって基地の建設がなされる筈はない、アメリカの軍事上、もっとも必要との認定によってしかできない、焦ることはないと静観いたしておりました。

その頃、旧久志村字辺野古では民政府と地価のアップル課長に通じ色々の建設資材を有志の方々が貰い受けていた。金武村の一部有志の方々も、これを夢見ていたようだが、(中略) その夢は実現しなかつた。ブルドーザー二台を貰っただけで終わっている。

(中略) その他枚挙にいとまがないほど、いろいろなことがありました。闘争の連続でした<sup>178)</sup>。

宜野座達雄の「思い出」からは、一部の積極的な動きをした有志の人々によって、金武村は基地受入の端緒がつくられ、勧められていったと推測される。その推進力は「頼りにならない政治 欲しい基地の経済的恩恵」という『沖縄新聞』の見出しが示唆的である。公開されなかつた集会の様子は『沖縄タイムス』(1957年9月7日)で一部報道された。

---

<sup>176)</sup> 同上書、33頁。

<sup>177)</sup> 注177と同じ。

<sup>178)</sup> 金武町軍用地等地主会編集員、前掲書、20頁。

以下はその既述である。

“爆弾は金武に落ちて、ドルは中部に落としている”。他の軍用地と違って金武は演習のみに使用されている。(中略) その状況はひっきりなしの機上からの射撃、砲撃、銃撃などの演習、それに上陸演習だ、その演習による山林<sup>179)</sup>、原野及び農耕地に及ぼす被害は大きなもので、それだけ犠牲を強いながら、経済的には何らの恩恵もなく住民の不満は、大きなものがある。(中略) とくに水源地が軍用地域にあるため、水不足は極度のものがあるようで、ここ数年来水道施設を訴えているが、未だにその実現を見ない<sup>180)</sup>。

水問題とは演習場内に水源地があるため村は十分な水を確保できないというものだ。それにかかわり宜野座村長は「政府の力では一向に実現を見ない水道に、このような動きの原因の1つがある」と政治不信といえる言葉を口にする<sup>181)</sup>。“このような動き”とは、主に基地の誘致に踏み切ろうとする行動を指すのだろう。水問題は1955年に陳情書を提出し、先述したように2年後の1957年に、住民の意向が受け入れられ解決を見た。

第2は、当時の村経済の逼迫した状況である。「村人口6770人のうち軍用地地主が1374人そのほとんどが林産場(主として薪)に頼り、僅かに残された耕地で農業は、ほそぼそとしたもの。村経済の逼迫は著しく、何とか軍用地域を利用しての生活建直しをしたいというのが村民全体の考え方といわれる。その点駐留部隊誘致の空気は村全体の空気といえ、問題は分担金拒否によって土地連を脱退すべきかが大きな焦点となっている」<sup>182)</sup>。

1957年9月時点の金武村は、立法院で確認された四原則堅持から抜けるために土地連を脱退するかどうかを議論していたのである。

第3は、米軍駐留に伴い起こり得るトラブルの問題である。「辺野古の(中略)すばらしい繁栄に刺激され早くから金武村にも米軍を誘致して村の経済を繁栄させるべきであるという動きと米軍駐留に伴い起こり得るいろいろのトラブルを予想してそれに反対する動き」<sup>183)</sup>である。性暴力事件・事故の議論は、新聞報道で説明されていない。この問題がどのように議論され、クリアされたかは定かでない。先述したように金武村の村会議員らは辺野古を視察している。辺野古では「古くからの集落の中に入り込んできた歓楽街で起こる

<sup>179)</sup> 金武町軍用地地主会では、当時を「山火事は、昼も夜もよくあった。煙も臭いもすごかった、風向きによって民家に火が移ることもあって、そんなときは町中大騒動だった。この周辺の山は、赤土が見える位木が低い、しょっちゅう爆撃で燃えるから木が育たないんだ」と述べた。(2013年2月)

<sup>180)</sup> 『金武町と基地』編集委員会、前掲書、151-152頁。

<sup>181)</sup> 『金武町と基地』編集委員会、前掲書、151頁。

<sup>182)</sup> 同上書。

<sup>183)</sup> 注182の152頁。

様々な治安の問題に、村当局は、住宅地と歓楽街を分離する方針で新たな町づくりの構想<sup>184)</sup>を進めていた。この構想を聞き知ったため、金武町では性暴力事件・事故を一定地区に封じ込めようと居住区から離れた松林を造成し、新開地としたのではないかと推測される。

ところで、戦前の日本における軍隊の誘致運動はどのようなものであったか。日清戦後の軍拡で12個まで師団は増設された。その運動はさらに1895年頃から鳥取にはじまり、静岡、福島、秋田へ拡大し、東京での陸運相へ多くの陳情が展開された。しかしここには「土地買収をめぐる紛議」<sup>185)</sup>が度々起こった。松下孝昭は「多くの所では、地価を釣り上げようとする動きは説き伏せられ、陸運省の予算内でおさまるように決着している。地価高騰が原因で兵営の立地を逃してしまつては、繁栄が他に移ってしまうという恐れが、反対者を説伏したり寄付を募ったりする際の論拠となった」<sup>186)</sup>と論ずる。その結果軍隊は日露戦争中に第16師団まで増設された<sup>187)</sup>。

誘致運動が盛んに行われた理由は経済効果と考えられる<sup>188)</sup>。さらに軍隊に遊郭はつきものというのが一般の通念であった。それゆえ、師団の設備・維持管理、軍人にかかわる商業だけでなく、多くの地域で遊郭も整備された。旧日本軍の師団設置地域では、様々な事件・事故が起こっていたが多くは表に出ずじまいであった。

基地誘致の問題は複雑である。戦前の日本本土の軍隊誘致と沖縄のそれは同類ではない。旧日本軍の誘致はまがりなりにも陸軍省で対応された。一方沖縄は、「帰属する国家はなく、住民はいかなる主権の保護からも外され、いわばむき出しで軍事支配下に置かれていた」<sup>189)</sup>。金武町や辺野古の基地誘致問題を振り返ると、伊佐浜や伊江島の土地接収にかかわる強権的な執行は、地域が恐怖とともに諦め感も漂わせたことを推測させる。

一方、軍隊のもつ経済効果への期待は大きく、その延長線上で考えられていたと思われる。米軍駐留は予想される事件・事故より、経済問題が優先されたといえよう。その後1995年まで50年間女性らは、性暴力被害に口をつぐんできた。基地の町における性被害の不可視化は、戦後の占領状態が形を変えつつ継続しているといわざるを得ない。

## 第2節 軍用地の起源と基地問題の概略

沖縄における軍用地の所有形態別基地面積の割合を見ると、本土では約88%が国有地である。沖縄では34.0%が国有地、市町村有地が29.1%、民有地が33.5%である<sup>190)</sup>。本節

<sup>184)</sup> 名護市史編さん委員会『名護市史・本編7 社会と文化』名護市役所、2002年、607頁。

<sup>185)</sup> 松下孝昭『歴史文化ライブラリー 軍隊を誘致せよ 陸海軍と都市形成』吉川弘文館、2013年、75頁。

<sup>186)</sup> 同上書、76頁。

<sup>187)</sup> 注186の95頁。

<sup>188)</sup> 注186の97頁。

<sup>189)</sup> 西谷修「接合と剥離の四〇年」『世界』第831号、2012年6月、102頁。

<sup>190)</sup> 沖縄県金武町『統計きん』2012年度版、13頁。



では軍用地料問題にかかわり字金武（金武区と並里）における軍用地の帰属の変遷を述べる。それは明治期に遡り、民有地の帰属の違いに注目するものである。

## 1 字金武の軍用地の起源

字金武の軍用地は、多くが部落所有の杣山と山林原野である。その杣山は古くから王府の主要な山林で、王府の山林資源の需要に応じて必要とする木材を納付した。日常の管理は地元任せられており、地元民が建築材、薪炭材や木材などを利用する時は無償であった。所有権は王府であるが利用権の一部は地元にもあった。琉球処分によって薩摩藩の権利を受け継いだ明治政府は、杣山制度を旧慣温存政策として残した。

ところが日清戦争以後に、明治政府の対沖縄政策は旧慣温存から日本一体化を急速に進める政策転換をおこなった。その政策の一環として先述したように、土地整理事業が開始され1903年に終了した。その後土地整理事業で官有地とされた杣山は、有償で払い下げ事業の対象となった。結局、沖縄県は官有林となった杣山を県全体で約56%減らして、1906年払い下げを実施した。杣山の処分では奈良原知事と謝花昇の論争が知られている<sup>191)</sup>。

金武区で軍用地となった土地は、明治期杣山であった場所と金武村の公有地として登録されていた場所の2種類がある。前者は、1930年代に部落有地のうち公有地とならなかった杣山と里山である。それは、それぞれ部落代表者の個人名で登記され、管理・処分が行われてきた。その杣山は旧金武区民が沖縄県杣山特別処分規則によって、1906年から1935年の30カ年年賦で8328円<sup>192)</sup>を支払い<sup>193)</sup>、1908年に金武区に所有権が移転された。その部落有地は旧金武区民によって使用され、米軍占領後1945年に接收された。1952年から少額ではあるが軍用地料が配分されてきた。旧金武区民の男・女子孫は、県へ支払いをした人々の子孫である。

後者は、1937年に公有地として金武村に編入された地域である。その地域は、明治政府の部落有林野統一事業、治水事業や「公有林野造林奨励規則」施策の対象となった<sup>194)</sup>。統一事業<sup>195)</sup>は1939年の森林法改正と同時に終焉するが、その間に部落有地の一部が、1937

<sup>191)</sup> 琉球政府『沖縄県史 第2巻各論編1 政治』琉球政府、1970年、36-39頁。

<sup>192)</sup> 『沖縄県史1 通史』「杣山官有をめぐる親泊説の検討」は、杣山の払い下げ代金の負担が大きかったとする親泊康永説を批判し『ほとんど無価値同様のものであろう』（『山林の整理』『琉球新報』1906年7月18日（『沖縄県史』16、762-763頁））という説明の方が真実に近いと考えるべきである」と論じる（沖縄県『沖縄県史1 通史』沖縄県、1977年、420-428頁）。

<sup>193)</sup> 金武町誌編纂委員会、前掲書、85頁。

<sup>194)</sup> 部落有林野統一事業は1907年。治水事業1911年、「公有林野造林奨励規則」施策の実施は1914年。

<sup>195)</sup> 仲間氏は、明治政府の行ったこの一連の事業について「町村を国政遂行の要具とし、天皇制の末端機構として再編し地方自治の強化を図るためには、部落割拠の経済的基礎である部落有地、その強化を阻む主要な障害物である」とみなし、「増大する国政事務に応じて、膨張の一途を辿る町村財政をカバーするためには、地方自治を自弁する必要がある」、その対象として、部落有財産の町村移管・造林が不可欠とした。「つまり、地方自治体の財政基礎を強化するための方策」

年頃公有地として金武村に編入された。それは前者と同様 1945 年に軍用地として接収された。入会団体の詳細は第 4、5 章で述べる。

並里区で現在軍用地料を扱う団体は、並里区事務所と並里財産管理会である。並里区事務所が管理する軍用地は杣山ではない。すべて山野として並里区が所有し、土地収用法の対象になっていない。ただし、名義は個人である。その地区は 1945 年米軍に接収され軍用地になった。並里区の軍用地の管理・運営も第 4、5 章で述べる。

以上により、両区の軍用地の起源は金武区が主に県から払い下げられた杣山、並里区は一貫して区有地で、両区ともに一部の公有地が組み込まれて軍用地となった。金武区は県からの買い取りに際し支払いが生じ、並里区は所有の変更が生ずることなく区有地として存していた。

## 2 基地の集中と基地問題

基地問題の背景の第 1 は、日本の米軍基地面積のうち約 74%が沖縄にあることで、基地の集中は地域に不公平感をもたらしている。その不公平感は基地被害、例えば、航空機騒音、土壌・水質汚染、海洋汚染や軍人・軍属による事故・[性]暴力事件が頻発し、被害が沖縄に集中していることからの不公平感である。ここには米軍基地という「迷惑施設」<sup>196)</sup>の立地や是非が、日本全体の安全保障政策や国際関係にかかわる問題であるにも関わらず、「立地の対象とされた地元自治体が受け入れるかどうかという地域問題に矮小化され」<sup>197)</sup>続けている問題がある。

「1998 年以降の主な選挙では、振興策という名目の予算措置をちらつかせ経済か基地かという争点のすり替えが常態化している。基地問題は沖縄の人々に基地か経済かという「不条理な選択」<sup>198)</sup>を強いてきたと言わざるをえない。

また、米国の都合・意思により戦争や紛争がおこされ、テロの標的とされる可能性も意味する。2011 年 9 月の『琉球新報』は、9. 11 テロ発生後「在沖米軍基地の警戒レベルが上がり、基地警備体制は強化され、原潜の寄港情報の報道機関への事前通告は非公表となった。(中略)むしろ住民が巻き込まれる可能性があることが浮き彫りになった」<sup>199)</sup>と報道した。当時、観光客が激減し沖縄経済が打撃をうけた記憶は新しい。これらは、沖縄の人々の努力の範囲を超えている。

---

として、部落有林野整理統一事業がすすめられたと論じている。(仲間勇英『沖縄林野制度利用史研究―山に刻まれた歴史像を求めて―』1984 年、157-158 頁。

<sup>196)</sup> 川瀬光義『基地維持政策と財政』日本経済評論社、2013 年、5 頁。

<sup>197)</sup> 同上書。

<sup>198)</sup> 注 197 と同じ。

<sup>199)</sup> 「9. 11 テロと沖縄 中東作戦に在沖米軍 極東条項なおざり」(Web『琉球新報』2011 年 9 月 10 日)。

第2は、日米地位協定<sup>200)</sup>が不平等条約であること。この地位協定は日本に駐留する米軍への対応を定めた協定で、1952年に旧日米安保条約が締結された際に結びつけた日米行政協定を前身としている。「その協定を結ぶに当たってアメリカ側がもっとも重視した目的が、①日本の全土基地化、②在日米軍基地の自由使用だった」<sup>201)</sup>。旧日米安保条約の不平等な内容に日本国民の不満が高まり、それが1960年の日米安保条約改定へつなげる一因となった。ところが、「行政協定の多くの不平等な内容がそのまま地位協定に残された」<sup>202)</sup>。その後改定はされていない<sup>203)</sup>。日米安保条約に基づき基地公害では地位協定第3、6、9条、事故・[性]暴力事件は地位協定第17、18条などで、日本政府は直接介入できず警察権も行使できない状況が続いている。

ここで駐留する軍人・軍属にかかわる刑事・裁判権についてみてみよう。米国は世界中に数百もの基地・軍隊を駐留させているが、刑事・裁判権は地域で異なり同一でない。それは3種類に分けられ、(1)受入国のみが裁判権を持つ、(2)競合裁判権で双方が裁判権を持つ。NATO地位協定は駐留軍が勤務中に犯した場合、派遣国が第1次裁判権を持つ。勤務外では受入国が第1次裁判権を持つとされた。しかし、第1次裁判権を有する国が裁判権を放棄すれば、第2次裁判権を有する国が裁判権を行使するものである。(3)派遣国のみが裁判権を持つもので治外法権である。(2)は「1953年にNATOの地位協定が取り入れた方式であり、その後米国が駐留する国で一般化した」<sup>204)</sup>。日本の場合、占領下では日本にまったく裁判権はなかった。

日米安保条約の締結時に米軍の駐留条件が行政協定という形で(2)として決められた。それが、1960年以降継承されている。その中で問題となるのは、勤務中かどうかである。

林は「勤務中かどうかの判別については議論がありそれほど単純には決められないが、簡単に言えば、犯罪容疑者の所属部隊長が勤務中であると認める証明書を発行すれば、勤務中として扱うべきだというのが米軍の主張である。(中略)原則としてその証明書がそのまま通用することが多い」<sup>205)</sup>。林によると、裁判権放棄率は「イギリスとカナダは10%程度で英語圏諸国のみが例外である」とする<sup>206)</sup>。

---

<sup>200)</sup> 正式名称は「日米安保条約第6条に基づく基地ならびに日本国における合衆国軍隊の地域に関する協定」である。

<sup>201)</sup> ①と②は、サンフランシスコ講和条約第6条(a)の後半による(前泊博盛『本当は憲法より大切な「日米地位協定入門」』創元社、2013年、19頁)。

<sup>39)</sup> 前田哲男・林博史・我部政明編、前掲書、2013年、54頁。

<sup>203)</sup> 日米安保条約は「全権(吉田首相)すら条約の内容を直前まで知らされず、国民が知ったのは調印後であった。日米安保体制には絶えず秘密外交、密約が密接不可分だが、安保体制はその成立当初から国民主権の理念に反し、政府の秘密主義の土壌の中で成立した」(前田哲男・林博史・我部政明編、前掲書、11-12頁)。

<sup>204)</sup> 林博史『歴史文化ライブラリー 米軍機との歴史』吉川弘文館、2012年、61頁。

<sup>205)</sup> 同上書、159-160頁。

<sup>206)</sup> 注205の162頁

日本はほとんどのケースで放棄している状態が続いている。近年の数字を見ると「1997年から2005年の間は、受け入れ国の放棄率が84.9%から94.2%の間を推移している。(中略)最近の方が1950年代よりもはるかに高い水準で受け入れ国が第1次裁判権を放棄している」<sup>207)</sup>。これは米国が形式的には受け入れ国の第1次裁判権を認める協定を結んだが、実際には「かつての植民地あるいは属国に対する帝国の特権を今日においても堅持しようとしている」ことである。また、協定以外に様々な密約の存在が懸念される<sup>208)</sup>。

第3は、軍用地料が県民を分断することである。それを端的に表しているのは、1995年の沖縄米兵少女暴行事件に抗議する県民集会で沖縄県軍用地等地主会連合会(略称:土地連)が「基地返還は土地連の総意ではない、基地返還に繋がっては困る」として唯一不参加を表明したことだ。人々はこれを忘れていない<sup>209)</sup>。

第4に軍用地料は毎年値上がりが続いている。沖縄の一般地価(2010年を基準)は、本土同様値下がりが続いているにもかかわらず、軍用地のみ値上がりをするのである。そのため軍用地が金融商品化されるのではないかと懸念されている。軍用地の県外所有者が増える傾向から、跡地利用計画が進みにくくなるのではないかという問題である。

金武町金武区・並里区の入会団体は、軍用地の売却を希望する人のために毎年予算を組み、購入している。それは、地権者が区外に分散することを防ぐためである。2005年頃から在沖米軍用地が県外在住者に購入されるようになり、軍用地が金融商品として利殖の対象とされている。Web上の売買情報も目立つ。防衛省の資料によると2007年・08年度の2年間で県外在住者の購入は65人に上ったことが明らかになった。関係者からは「県外に軍用地主が散らばると、跡地利用の前提となる地主の合意形成作業に支障が出るのではないか」<sup>210)</sup>と懸念も出ている。

こうしたことから見えてくるのは、米軍基地は賃貸契約で軍用地料は賃貸料であるが、日米地位協定の不平等性をはじめ米軍があらゆる場面で未だに占領軍意識があると思われることである。

先述したように宮本は、軍事基地からの公害問題から沖縄を軍事的植民地と論じている。彼は「カルフォルニア大学国際政治学のC・ジョンソン教授によれば『アメリカ帝国』の地域支配戦略は旧帝国主義国家のように占領地域で領土を要求しない。それにかわって必ず巨大な基地を存続させ、それによって事実上その国・地域を植民地あるいは衛星国にしている」<sup>211)</sup>と論じている。

---

<sup>207)</sup> 注205の166頁。

<sup>208)</sup> 注205の167頁。

<sup>209)</sup> 沖縄県軍用地等地主連合会『土地連のあゆみ=創立五十年史=新聞編集編I』2004年、781頁。

<sup>210)</sup> 基地と沖縄経済『ひずみの構造』琉球新報社、2012年、8頁。

<sup>211)</sup> 宮本憲一、前掲書、586-587頁。

### 第3節 軍用地と利権構造

本節は、復帰前に軍用地にかかわる賃貸借契約が米国から日本に変更する際に強化された軍用地料をめぐる利権構造の概略を振り返る。

日本政府は沖縄の基地が、復帰後も縮小されることなく維持・継続するために沖縄密約、核密約を行い、様々な財政支出を行ってきた。それは常に米軍の再編を伴う強化を遂行するものであった。基地維持政策と巨額な財政支出の配分にかかわり、地域にはそれを支える緊密なネットワーク、いわゆる利権構造が形成されている。その構造は必ずしも政府に従順とはいえず、絶えず政治的な駆け引きが渦巻いてきたと思われる。「個人が独自の情報と動機に従って反応して」<sup>212)</sup> きたと考えられるためだ。さらに当事者固有の価値観や利害があると思われる。

日本は戦後米軍基地維持にかかわる財政支出が、他国と比較して格段に多いことから、ケント・E・カルダーは、「日本の基地維持政策を補償型政治」<sup>213)</sup> と特徴づける。あらかじめ確認しておく、「基地はそれ自体が何らかの付加価値をもたらす経済活動の主体ではない。特に復帰後の在日米軍基地の存在がもたらす『経済効果』の多くは、思いやり予算や軍用地料など、日本政府の政治的思惑に左右される財政支出によってもたらされるもの」<sup>214)</sup> である。

日本の米軍基地維持は、復帰以後に基地反対派に対して強権を行使せず、実質的な補償＝利益を図る政策がとられてきたと考えられる。その補償は基地によって不利益を被る様々な関係者に支払われてきた。典型的な例は、市町村や個人に支払われる軍用地料である。このような補償によって「国は基地反対感情を和らげ、外国軍基地プレゼンスの安定をはかろう」<sup>215)</sup> とする。この手法は財政が豊かな時期には有効であろうが、今後は未知数である。

ここで重要なことは、「補償型政治には、補償とともに補償を正当化する手続きが必要になることである。反対派への財政支援が、反対派自身と地元社会の批判的な目を買収と見られないような理由付けが必要なのである」<sup>216)</sup>。それを踏まえ、補償型政治を支える機関・団体を9点から検討する。

#### 1 調停役を担う沖縄防衛局

沖縄防衛局の業務は、防衛省の諸政策の企画・立案の過程で必要となる地方公共団体と

---

<sup>212)</sup> ケント・E・カルダー『米軍再編と政治学—駐留米軍と海外基地のゆくえ—』日本経済新聞出版社、2008年、194頁。

<sup>213)</sup> 川瀬光義、前掲書、2頁。

<sup>214)</sup> 注214の69頁。

<sup>215)</sup> ケント・E・カルダー、前掲書、199頁。

<sup>216)</sup> 同上書、200頁。

の調整や意見集約などの協力確保事務、沖縄県内にある米軍および自衛隊施設の管理などである。沖縄には、嘉手納町、那覇市、金武町、名護市に関係機関が設置されている。

具体的には、日米地位協定にかかわる在日米軍の構成員等による事故等の損害賠償に関する事務など駐留米軍と県・市町村、個人にかかわる一連の事務を実施している。

ここで重要なことは、沖縄防衛局が基地軍人によって引き起こされる性暴力事件など微妙なことも含め「あらゆる問題に迅速に、そして物惜しみせずに対応できる、独特な権限を持っている」<sup>217)</sup> ことである。これは旧防衛施設庁の沿革にかかわる業務体系で「おそらく最も重要な利点は、政府の最上層部に直結しているので、業務遂行を妨げかねない行政や低いレベルの政治的抵抗を回避できることだろう。(中略) 独立した組織であったため、より軍事的な政治的要素の薄い防衛庁の思惑にとらわれず、基地の安定経営を中心とする独自の限られた関心事の下で優先順位を決められたことがあげられる」<sup>218)</sup>。

そのことに関連して金武町金武区の地主は、以前は事件や調整事項があると「酒を持って地域に回ってきたが、最近は少なくなった」<sup>219)</sup> と証言した。この談話は職員が夜まで語り明かし、地域の中に好意的なネットワークを築き、維持することを業務の一部としていたことがわかる。しかし、近年はそれが減ってきたという。それはネットワークへの対応が変化していることを窺わせる。

## 2 土地連と軍用地料

沖縄の軍用地等地主会連合会（略称：土地連）の前身組織は1953年に遡る。1955年頃の「島ぐるみ闘争」は知られている。土地連は軍用地地主の代弁者的役割を持ち、毎年軍用地料の値上げ交渉の窓口として利権構造の中心に位置する。土地連の理事は軍用地を抱える市町村の首長・議長をはじめ、地域の地主会会長などで構成される（図4）。

「現在、43、087人（2012年3月末現在、米軍及び自衛隊基地それぞれの地主数の合計）の軍用地主が存在し、軍用地料を受け取っている。2013年度における沖縄県の人口と世帯数は、1、416、587人、548、603戸である<sup>220)</sup>。（但し、契約拒否地主（国との米軍用地賃貸借契約を拒否している地主）約3、870人は含まない」<sup>221)</sup>。土地連の会員は、県世帯数の約7.3%を占める。

前述したように軍用地料は、復帰時にこれまでの約6倍支払われることとなった。下記はこの交渉に参加した直接の当事者、砂川直義（当時の土地連事務局長）の証言である。

<sup>217)</sup> 注216の204頁

<sup>218)</sup> 注216の205頁

<sup>219)</sup> GSの聞き取り（於：金武町社交業組合事務所、2015年2月10日）。

<sup>220)</sup> 沖縄県企画部統計課『第57回 沖縄県統計年鑑 平成26年度版』沖縄県統計協会、2015年、15頁。

<sup>221)</sup> 沖縄県知事公室基地対策課『沖縄の米軍基地』沖縄県、2013年、137頁。

まさに政治主導っていうんですか、これを目の当たりにしたという実感はありますね、ああなるほど。国の予算の仕組みとか、どこで決められるとかいうことは全く知らないままきいているわけでしょ。それを当時の政調会長の“鶴の一声”で決まるというやり方ね、まさしく政治的解決だなということを実感しましたね<sup>222)</sup>。

上記の証言から軍用地料の金額決定は、時の政府の政治判断で決まることが改めてわかる。さらに、毎年この交渉では政権の意向と土地連の利害が、双方で確認される関係が推測される。一方、土地連と相反する立場で反基地闘争の旗手となってきた反戦地主<sup>223)</sup>は、政府・沖縄防衛局から地料額で差別されている。沖縄の基地維持を国防上の至上命題とする政府にとって、軍用地料は“魅力ある収入”にし続けなければならない。そのため反戦地主（契約拒否地主）への「差別」は、明確にされなければならないのである。

差別的対応その1は復帰後、契約地主には「提供施設契約協力謝金」が四回も支払われているが、反戦地主にはない。その2は契約地主の土地は一施設一評価方式だが、反戦地主の土地は個別評価方式。2点が損失補償金の減額をもたらし、反戦地主が激変する要因になった<sup>224)</sup>。政府は土地連加盟の地主を厚遇する一方、契約拒否地主を冷遇し、政府と土地連の関係をさらに強くしていったのである。

こうしたことから沖縄の基地維持を支える構造は、その中心に沖縄防衛局と土地連が位置し独自の権限とネットワークを持つ。土地連は沖縄防衛局を介し政権に強いにパイプを維持し、毎年軍用地料の値上げを実現している。軍用地主は代替わりしていくが、それにも関わらず土地連は政権与党と結びつき、共済組合（1968年設立）も運営し、独特な強い調整機能を持ち続ける組織である。

その中で日々航空機の騒音、環境汚染、演習被害など「軍用地料に縁のない基地周辺住民は、ムチを受任するだけなのか、政府のアメとムチ政策の狭間で、多くの県民が抱く素

<sup>222)</sup> NHK取材班『基地はなぜ沖縄に集中しているのか』NHK出版、2011年、90頁。

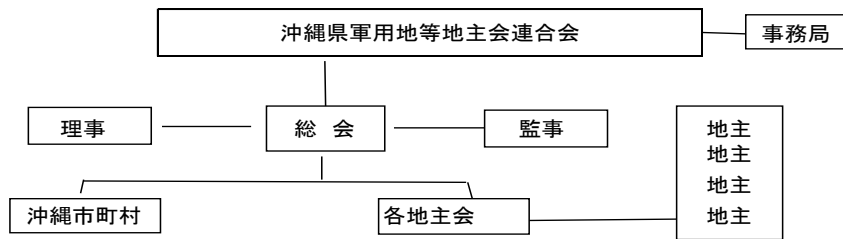
<sup>223)</sup> 反戦地主：日本政府は復帰に際し、強制収用されて米軍基地となった軍用地に対し新たな賃貸借契約を結ばねばならなかった。その状況の中で、前述したように軍用地料を従前の約6倍以上に値上げし、1950年代には島ぐるみ闘争の牽引者だった土地連を、基地維持政策の支柱に変質させた」（新崎盛暉、『岩波沖縄現代史 新版』岩波書店（岩波新書）、2005年、42-43頁）。「それでも復帰の時点で約3000人の軍用地主が契約拒否の意向を表明した」。彼らは反戦地主となり、反戦地主会を結成した。しかし、その後政府＝那覇沖縄防衛施設局は軍用地を強制使用しつつ、彼らの中に分断と対立をあり、切り崩しを計ったが、1977年時点でなお396人の契約拒否地主が残っていた。「反戦地主は職業も、年齢も、イデオロギーもまちまちで、自分たちの土地を、もうこれ以上軍用地として提供したくないという志のみがその共通点であった」（新崎盛暉、前掲書、44頁）。2000年時点で軍用地主は土地連加盟約3万人、那覇防衛施設局との直接契約者は約2000人、一坪反戦地主を除く反戦地主が約100人である（最終閲覧2016/10/20 <http://www.gettounohana.com/order/report/after-4.html>）。

<sup>224)</sup> 喜久村準・金城英男『どこへいく、基地・沖縄』高文研、1989年、66-67頁。

朴な疑問<sup>225)</sup>である。

図 4

組織図



国頭村  
本部町  
名護市  
恩納村  
宜野座村  
金武町  
伊江村  
うるま市  
沖縄市  
読谷村  
北谷町  
北中城村  
宜野湾市  
浦添市  
那覇市  
糸満市  
南城市  
八重瀬町  
久米島町  
渡名喜村

国頭村軍用地地主会  
名護市軍用地等地主会  
恩納村軍用地地主会  
宜野座村軍用地等地主会  
金武町軍用地等地主会  
伊江村軍用地等地主会  
うるま市石川軍用地等地主会  
うるま市勝連軍用地地主会  
うるま市軍用地等地主会  
沖縄市軍用地等地主会  
読谷村軍用地地主会  
嘉手納町軍用地等地主会  
北谷町軍用地等地主会  
北中城村軍用地等地主会  
宜野湾市軍用地等地主会  
浦添市軍用地等地主会  
那覇市軍用地等地主会  
那覇軍用地等地主会  
糸満市軍用地地主会  
南城市佐敷軍用地等地主会  
南城市知念軍用地等地主会  
東風平町軍用地等地主会  
具志頭村軍用地地主会  
具志川市軍用地地主会

会員 : (市町村21・地主会24)45組織  
地主会 : 約40,500人  
代議員 : 112名  
役員数 : 理事14名 監事3名 計17名  
(2013/3/31現在)

出典 : 沖縄県軍用地等地主会連合会の概要(2013年3月3日)、15-16頁。(最終閲覧、2017年5月7日  
<https://www.okinawa-tochiren.jp/wp-content/uploads/qw-event60.pdf>).

表1から1972年と2003年を比較すると、地料は増加し続け約6倍となった。そこには日米の米軍再編と強化、基地維持にかかわる政治的動向が透けて見える。その時期は、ベトナム戦争後における米軍の財政状況の悪化とそれに伴う再編、さらに冷戦終結後における世界規模の米軍再編である。政府は、地元住民の反対の声を鎮める必要があったといえよう。

再編・強化をあらわすもっとも象徴的なことは、1995年の県民抗議集会後の値上がりである。当時は好景気が続いた後にバブルが崩壊した不況の最中で、規制緩和やリストラの急増など拡大する越境的なグローバル経済の影響がでていた。それは日本経済だけでなく基地の集中する沖縄経済の低迷も招き、公示地価が下落していたにも関わらず、軍用地料は増額された。その時期の軍用地料の値上げは、戦後50年経ってもまだ続く米軍兵士による性暴力事件に、日本政府が県民の怒りを静めるため執られた政治的判断といえる。金武

<sup>225)</sup> 同上書、67-68頁。



町婦人連合会は抗議の県民集会に参加した。

他方で、町役場と入会団体は政府に償い金として軍用地料の増額を要求した。広報金武に掲載された1997年度金武町長による施政方針演説は、「軍用地料については、各区財産管理会とともに関係機関へ要請行動を実施し、県平均を上回る地料の増額を得ました」<sup>226)</sup>と述べ、金武町と土地連・入会団体が陳情した様子が述べられている。軍用地料に含まれている迷惑料を考えると、軍用地料の恩恵が全町民に公平に行き渡っているのか疑問である。

先述したように土地連は、1995年10月沖縄米兵少女暴行事件に抗議する県民集会へ不参加を表明した。このことにかかわり沖縄タイムスは、県土地連の事務局長である砂川直義にインタビューをおこなった。砂川の証言を見よう。

県民大会の趣旨は、人権にかかわるだけに県民として当然賛同できる。しかし、大会決議に基地の全面返還が盛り込まれることが十分予想されることから、それを危惧する意見が強い。返還後の跡利用の目途がつかない中で、無条件に返還を求めることについては抵抗がある<sup>227)</sup>。

これに対し当時の太田昌秀沖縄県知事は「それぞれの団体には、それぞれの立場がある。地主にとっては自分たちの生活の糧の問題であり、理解できる。基地に頼る構造が出来ており、行政がそれを解きほぐさないと心配は変わらない」<sup>227)</sup>とした。

そして、県知事太田が10月21日県民集会に出席するかどうか注目されていた。彼は宜

表1 沖縄県の米軍基地の状況 基地面積等の推移

年	沖縄県、駐留軍従業員数	沖縄県年間賃借料(百万円)	キャンプ・ハンセン年間賃借料(百万円)	金武町従事者数(キャンプ・ハンセン)	施設面積(ha)	施設数
1972	19980	12315	617	353	28661	87
1975	12735	25951	1772	165	27048	61
1980	7177	31116	2377	213	25587	49
1985	7457	38314	3235	350	25373	47
1989	7689	42650	3898	377	25026	45
1993	7813	55140	4986	390	24530	43
1998	8443	68245	6112	427	24283	39
2003	8678	76568	6969	500	23687	37
2008	8928	78375	7220	555	23293	34

出典：「沖縄の米軍及び自衛隊基地（統計資料集）」（沖縄県総務部知事公室から作成、1990年20頁、2010年8頁）と金武町従業員数は金武町総務課からの資料提供により作成（2013年3月12日）。

<sup>226)</sup> 広報金武縮刷版1997年3月28日P.269 各区財産管理会は各区の入会団体のことである

<sup>227)</sup> 土地連五十周年記念誌編集委員会、前掲書、782頁。

野湾市の大会に海上から出向き集会に参加した。その後土地連は、県知事選挙で稲嶺恵一氏支援を決定した。機関誌には「必勝へ軍用地地主会一丸の臨戦態勢を」<sup>228)</sup>と記載されている。稲嶺は自民党県連が擁立した沖縄県経営者協会特別顧問であった。沖縄県知事選は振り子のように揺れる。

ここで後に土地連会長となった花城清善が、復帰前後の軍用地料の値上がりについて語っているのみよう。花城清善（1930年生）は宜野湾市と県土地連の会長を1983年から24年間務めた。彼は1945年4月母と弟、学校の同級生とともに米軍に投降した。父は戦死し、彼は軍雇用員となり基地との共存生活を続け、個人タクシーをはじめた。

——軍用地料の6倍の値上がりについてどのような心持ちでしたか？

1972年頃日本復帰ということへの不安があった。飼いや慣らされていた。もう慣れっここになっていた。戦後の放心状態からやっところまできたのかなという感じはあったけれども、契約の相手である国に対し、抵抗とか何とかするなんて考えなかった。すべての面でお上が決めることだと<sup>229)</sup>。

——1999年に“防衛庁長官からの感謝状が送られました。この感謝状を受け取ったことに対しては、どのようにおもわれましたか？

それは、「永年わたり防衛施設の安定使用と防衛基盤の育成に貢献されるどころ大なる」ことが認められたものであった。土地は取られたが、これは国の防衛のためであるということであれば致し方ないのではないかという気持ちになる。(中略) 生き残るための一つの方法という考えであった<sup>230)</sup>。

一方、彼は軍用地料が年々増額してきたことから軍用地の権利の奪い合い、軍用地料にかかわる身内のトラブル、例えば相続にかかわることが増えてきたともいう。沖縄県全体の軍用地料は、2011年度で総額918億円（米軍基地798億円、自衛隊基地120億円）が計上されている。

沖縄防衛局の資料によると、個人に渡る軍用地料は支払額別所有者数（自衛隊分も含む）から年間100万円未満が54.2%、100万円～200万円未満が20.8%、200万円～300万円未満が9.1%、300万円～400万円未満が4.8%、500万円以上が7.9%である。

<sup>228)</sup> 同上書、612頁。

<sup>229)</sup> NHK取材班、前掲書、100-102頁

<sup>230)</sup> 同上書、106-109頁。

全体を見ると、高額取得者はいるものの約7割は、200万円未満である。金武町では土地連に加入し個人で軍用地料を受領する人と入会団体からの地料を受領する人が重なっている場合がある<sup>231)</sup>。金武入会団体は現在年間50万円、並里入会団体は24万円である(2013年3月末)。金武町でも過半数の人は200万円未満と推測される。これは少ない金額ではない。市町村が受領する軍用地料は課税されないが、個人は課税される。こうしたことから土地連は、防衛省・沖縄防衛局と軍用地主の間に立ち、独立した調停・調整組織の役割を担ってきたといえる。

### 3 素顔の軍用地主たち

約20年前の1993年に土地連が行った調査結果によると、「地料を含めた年収をみても500万円以下というのが全体の73.9%、1000万円以上というのも中に入るが、ごく一部(1.8%)である。大多数は普通のサラリーマン並である。特に地主の43.4%が無職というのは注目される。50才以下の人が全体の84.7%を占めていることと併せて考えると、多くの人が地料を重要な収入源としていることがわかる。(中略) 県の調査結果の分析の中で、職業によって意識の違いが明確に認められることを指摘している。例えば返還や跡利用を希望するのは、公務員が28.8%で最も高く、農業が最も低い。年齢構成などを考えると一概に職業の違いだけで片付けられないとしながらも、公務員の理解度を評価している。収入に占める地料の割合の調査がないので、推量になるが公務員の場合年収に占める地料の比重が小さいために、返還に積極的とも考えられる」<sup>232)</sup>。この調査結果から地主の年齢は、60才以上が約6割を占める。そのため『琉球新報』による地主モデルは、「高齢化が進み返還にためらう60歳代で無職男性」<sup>233)</sup>の見出しで掲載された。

次に、地料はどのように使われているのだろうか。1980年代後半を反映した田島利夫(地域計画研究所代表取締役)の講演では「結局、この(軍用地料)収入も個々に見るとそんなに大きくはない。としますと、これはどうも家計の手助けにはなっているけれども、それ以上の投資とか事業資金に回ってくる経済環流は行われていないのではないかと。生活資金としての重要性はなお依然として続いている、(中略) 沖縄経済が何かを始動するかと云うこととなりますと若干疑問だなと思います。(中略) 全体で見ますと事業資金として環流してくるとは思えない。使われ方としては、どうも個人消費として消えていくしかないのではないかと見ている」<sup>234)</sup>。この講演会記録は1988年のもので、好景気であったバブル崩壊前の沖縄を反映していると思われる。

<sup>231)</sup> 金武町土地連会員数は1486人(2015年2月23日現在、電話の聞き取り)。

<sup>232)</sup> 土地連五十周年棄捐し編集委員会、前掲書、506-507頁。

<sup>233)</sup> 同上書、507頁。

<sup>234)</sup> 喜久村準・金城英男、前掲書、131頁。

その後地料は増額したが、深刻な不況が継続する中で後述するように沖縄県の建設業でさえ打撃を受け倒産が続くようになった。1人当たり県民所得（単位：千円）の沖縄県と全国平均計をみると、1996年の沖縄は2066千円、全国平均3226千円、2000年では2098、3122、2005年では2027、3016、2010年では2032千円、2922千円である<sup>235)</sup>。1990年代後半から2000年前後までは増加傾向を示したが、その後減少傾向を辿っている。

軍用地料は微増しているにも関わらず、個人所得から見ると投資や事業創出に結びつかないどころか、所得水準は全国最下位を続けている。軍用地料が家計に組み込まれ生活費となっているというだけでは、割り切れないものが残る。さらに詳しい調査が求められる。

ところで、沖縄防衛局と土地連や金武町の入会団体では、軍用地の売却を希望する人のために毎年予算を組み、購入している。それは、地権者が区外に分散することを防ぐためである。なお、軍用地料には更新協力費<sup>236)</sup>が加算されている。しかし2010年に「大蔵省は軍用地が金融商品化していることを材料に『政策的使命は終えた』<sup>237)</sup>と更新協力費の予算削減を求めた。このようなことから昨今自衛隊予算が巨額になるにつれ、思いやり予算がどのように組み変えられていくかに関心が持たれている。

#### 4 市町村と財政

金武町の財政における軍用地料の占める割合は約30%である。表2は基地キャンプ・ハンセンを包含する恩納村、金武町、宜野座村の基地面積と財政に占める軍用地料の割合を示したものである。面積と財政に占める地料の比率はほぼ相関していることがわかる。

基地を持つ自治体と持たない自治体では財政の豊かさが異なる。しかし、軍用地のない自治体は、財政が苦しいが「基地に由来する地域のもめ事や被害がとても少ないので、軍用地がないことはよいことだ」<sup>238)</sup>とも聞く。

1990年代以降の沖縄振興開発事業費と沖縄県内の基地関係収入の推移を比較すると、「沖縄振興開発事業費は復帰以降、ほぼ毎年増加し、1990年代は1998年度を除いて概ね3000億円台で推移しているが、2000年代になると減少が続き、10・11年度は2000億円を下回っている。

表2 町・村における米軍基地面積と軍用地料の割合 単位：%

地域	①町・面積に占める基地面積の割合	②町・村予算に占める軍用地料の割合
恩納村	29.4	18.0
宜野座村	50.7	31.7
金武町	59.3	30.0

注①「沖縄の米軍及び自衛隊基」（統計資料集）平成24年3月」沖縄県知事公室基地対策課2012年、9頁。②金武町は町役場総務課の聞き取りで作成、2013年8月2日。恩納村・宜野座村は各村役場総務課への聞き取りから作成、2015年2月5日。

<sup>235)</sup> 内閣府統計データ、1人当たり県民所得（1996年度-2013年度）（最終閲覧2016/10/28、[http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data\\_list/kenmin/files/contents/main\\_h25.html](http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kenmin/files/contents/main_h25.html)）。

<sup>236)</sup> 沖縄県内で米軍用地の長期賃貸契約（20年契約）をした地主への礼金。これは反戦地主（5年契約）と差別するために支払われてきた経緯がある。

<sup>237)</sup> 琉球新報社『ひずみの構造 基地と沖縄経済』琉球新報社、2012年、12頁。

<sup>238)</sup> 大宜味村村史編さん室での聞き取り（於：大宜味村村史編さん室、2012年9月4日）。

そしてこれに代わって基地関係収入の相対的大きさが増しつつある。それは沖縄振興開発事業費が減少に転じた 98 年度以降も増加を続け、最近では微減傾向にあるものの、近年は 2000 億円近い水準で推移していることがわかる<sup>239)</sup>。

このことは沖縄県内全自治体を対象とした事業の経費と、基地所在自治体を対象とした財政支出がほぼ同額ということである。これは沖縄経済の低迷が続くことへの配慮ばかりでなく、普天間基地移設にかかわる反基地運動が全島的に広がっていることにもかかわるだろう。好景気であった 1980 年代後半の金武町の産業構造の概算を見ると、「軍用地料が 18 億円、社交業組合関係の収入が 30-40 億円。これに対し農畜産物が 14 億円、町の予算が 40-50 億円」<sup>240)</sup>であった。この数値は、社交業組合関連の営業利益が町の経済や財政にいかんにかんがって貢献しているかを表す一方、不労所得といわれる軍用地料の多額さも目をひく。

金武町長は基地被害抗議決議を町議会が行っても、必ずしもその決議に同調しない。例えば、それは米軍施設の受け入れを決定する際に見られる。金武町では 1990 年代後半に、基地返還（ギンバル訓練場）とセットで提案された「象のオリ」<sup>241)</sup> 受入に町全体が揺れ、町議会は「象のオリ」受入反対決議を行ったが、結局金武町長は受入を決定した。その背景には町財政における軍用地料収入と基地関連収入が大きな割合を占めていることにかかわるだろう。復帰頃から沖縄県知事をはじめとする基地を抱える市町村の首長選挙では、立候補者が基地問題にどのようなスタンスをとっているかが注目されてきた。このことから基地を抱える県・市町村の首長は、基地維持にかかわる鍵を握る立場といえる。そして彼らは土地連役員を構成している。

## 5 軍用地料収入を受領する私的団体

この事例は第 4 章で金武町の区事務所と入会団体から取り上げる。

## 6 軍雇用員と労働組合

軍雇用員は復帰前後の数年で大量解雇となり約半減した。その後思いやり予算が増額されるにつれ、沖縄県の軍雇用員は徐々に増加してきた。中でも金武町の従業員数は増加傾向が続く（表 1）。1975 年には 165 人まで減少したが、「県道 104 号線越え実弾射撃演習」や山火事など基地被害が増加した 1989 年には 377 人に増加し、75 年比にすると約 2.3 倍となった。さらに 2000 年台はじめには 500 人となった。これは金武町役場が毎年米軍と沖

<sup>239)</sup> 川瀬光義、前掲書、105 頁。

<sup>240)</sup> 喜久村準・金城英男、前掲書、105 頁。

<sup>241)</sup> 「象のオリ」は、沖縄県読読谷村にあった在日米軍の楚辺通信所のことを指す。それは巨大な円形ケーシング型アンテナを形容している。「1999 年 4 月、金武町長は読谷村から「象のオリ」移設受入を表明した。それは、「ギンバル訓練場の跡利用計画と引き替えにキャンプ・ハンセン内への楚辺通信所（通称（象のオリ）移設の受入であった）」（『沖縄タイムス』1999 年 5 月 16 日朝刊）。

縄防衛局に働きかけ、軍雇用員の採用には金武町民を優先するよう申し入れきた成果といえる。しかし雇用の増大は、金武町と住民が基地に依存する体質を強めこそすれ、弱めることに繋がらないといえるのではないか。

軍雇用員の多数は、全駐労軍労働組合沖縄地区本部（略称：全駐労）に所属する。全駐労は軍雇用員の労働組合で、1961年に結成された全沖縄軍労働組合（略称：全軍労）を前身とする。全軍労は復帰に伴う米軍基地従業員の大量解雇に反対し、沖縄の本土並返還を掲げ激しい運動を展開したことで知られている。

ところが、全駐労は1995年の事件とその後の反基地運動を反映し分裂した。1997年当時のニュースをみると、「沖縄県内の基地従業員は約8300人いるが、このうち約6300人は全駐労沖縄地本に加入。沖縄駐留軍労働組合（略称：沖駐労）は1996年8月、全駐労の日米安保条約に対するスタンス、運動方針に反対し結成された。組合員は約200人が加入」<sup>242)</sup>。全駐労は当時約76%の組織率で復帰運動後も沖縄平和運動ネットワークに参加し活動を続けてきた。

一方、沖駐労は結成当時約2.4%の組織率で、沖縄平和運動ネットワークと決別する方針とともに基地維持を公言する組合である。1997年沖駐労は、防衛施設庁に要請を行い「自民党本部で開かれる同党沖縄県総合振興対策に関する特別調査会にオブザーバーとして出席」している。この行動にたいし全駐労委員長はインタビューに答えて「沖駐労は組合として機能しているかわからない。自民党は基地従業員の意向を聞きたいのなら、なぜ全駐労に聞かないのか。社会的に見れば、非常識である」<sup>243)</sup>と述べた。

これは要請行動の中身が問題ではなく、基地従業員のなかで反基地運動が拡大することを懸念した政府の労働組合対策の一環ではないか。1995年以降の沖縄県内と政府間の亀裂が、労働組合レベルでは分裂という形で表れたと思われる。この分裂は全駐労の影響力を弱め非組合員を増加させる契機になった。

その後、2008年に全駐労は沖縄平和運動ネットワークを離脱した。全駐労地本の座間味寛書記長は「基地がなくなれば仕事なくなる。10年ほど前から組合の中から、基地撤去を求めることや米軍再編に対し不安の声が上がっている」<sup>244)</sup>と述べた。基地労働者は家族とともに基地維持を掲げる一大勢力に組み込まれたようである。軍雇用員の労働組合は、分裂後2008年に2組合ともに沖縄平和運動センターから離脱し、組織的には基地維持を掲げる団体となった。

---

<sup>242)</sup> 『琉球新報』、1997年5月28日 Web ニュース（最終閲覧2016/10/25 <http://ryukyushimpo.jp/news/preentry-91602.html>）。

<sup>243)</sup> 『琉球新報』、前掲記事、1997年5月28日。

<sup>244)</sup> 『琉球新報』、2008年11月5日、web ニュース（最終閲覧2016/10/24、<http://ryukyushimpo.jp/editorial/preentry-137870.html>）。

## 7 建設業

この業種は土地連と並び長らく基地維持の強力な支持団体である。先述したようにこの業種は、1990年代後半以後経済不況と日本の財政状況の悪化に影響され、経営が低迷し2000年代に至っている。この経過を名護市の建設会社の変遷からみよう。

渡嘉敷組はかつて、振興策による基地関係の工事など、公共事業の売り上げが全体の半分以上、多い時には7割を占めていた。そのため、これまでは基地の”恩恵”を受け続けようと、名護市への基地移設を容認、基地関係の仕事を率先して受注することで、業績を伸ばしてきた。(中略)名護市の移設案が浮上した1996年当時は建設業界全体が、公共事業の受注が増え続け地域が活性されるのではと歓迎した<sup>245)</sup>。(中略)2000年代に入り、移設計画によってもたらされた何百億という振興策があったにもかかわらず、各社の利益は伸びず、疲弊し、やがて倒産に追い込まれた。(中略)基地依存からの転換を図ることにした<sup>246)</sup>。

長引く構造的な不況の影響は、沖縄の建設業であっても逃れられないことがわかる。沖縄県の建設業はながらく基地経済に依存し、基地維持の利権構造に組み込まれてきた業種である。渡嘉敷組は一例であるが、建設業界では他にも基地依存から転換する企業が出始めている。特に中小の自営業者への影響は大きいといえよう。

## 8 基地周辺の社交業組合

これは、金武町社交業組合を事例とし第3章で検討する。

## 9 住民の意思と利権

沖縄では反基地運動が強まると、日本政府が財政措置を増額するという状況が続いている。その予算増額と基地返還運動は常に天秤にかかっており、いずれにしても反基地運動は沖縄にとって不利益にならないと考えられている側面がある。

一方、反基地運動からは日米安保条約や日米地位協定の改正が政府や他府県人に問われている。日本政府からは安全保障・防衛政策が政府の専権事項であるため、一県民の異議申し立ては聞く立場にないし、聞かないという言葉が1995年以降度々聞かれる。政府のその言説は度々マスコミに流され、その上、それが当たり前であるかのように同調者がマスコミに登場する。

地方自治法ではどのように規定されているのか。地方自治法第一条には、専権事項とい

<sup>245)</sup> NHK取材班、前掲書、199-200頁。

<sup>246)</sup> 同上書、200頁。

う言葉から連想されがちな国の裁量で何でも決め、住民、県はそれに従わなければならないというような記述はない。専権事項とは役割分担として国がやるべき仕事のことであって、それに異議申し立てすることを禁じているかどうかではないと考えられる。

むしろ条文にあるように、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」ため、「地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるよう」国は尊重しなければならないのである。住民の生命、財産、自由、あるいは住民の生活基盤である産業にかかわることであれば、それが外交や安全保障に関連しようがしまいが、地方公共団体は住民の福祉のために意志を表明すべき立場にあることを示しているのである。

そのことから沖縄では、他府県人が、沖縄の世論を聞こうとしない、あるいは聞かなかったことにしている人々が多いと感じている。1995年以降の動きを見ると、軍用地料や財政予算の増額で反基地の声を黙らせることは、すでに限界に来ているのではないか。

ここで、米国の軍事基地をめぐるグローバル企業の利権に触れよう。米国はベトナム戦争後、反戦運動や財政危機に陥り様々な部門で機構改革を行った。代表的なものは、徴兵制から志願制に変わったことや基地維持にかかわる部門の請負企業が増加したことである。その事業は、世界の米軍基地の建設、物資供給、維持を担うなど基地運營業務である。従来兵士の仕事であった洗濯、食事の準備、掃除などは、民間請負企業の業務である。企業は「世界でも特に安価な労働力を探すようになった。それはフィリピン人や世界の旧植民地であった地域の国民」<sup>247)</sup>である。行政部門の民営化は、米国では1970年代後半に軍隊にも導入されてきた。

1990年代の軍事作戦で有名になったケログ・ブラウン・アンド・ルートは、基地維持にかかわる広範囲な「基地支援と兵站に関する契約を請け負った」<sup>248)</sup>。この企業は副大統領であった人物とつながっていることから、軍産複合体との関係が白日の下にさらされた。軍産複合体は軍需関連部門として兵器部門だけでなく、基地運営の支援部門にも拡大してきたのである<sup>249)</sup>。

この状況から沖縄の米軍基地の運営と維持管理は、すでに国際的なグローバル企業関わっているといえる。沖縄の基地建設時には、英語が話せるフィリピン人が雇用されていた。ベトナム戦後には、現地採用の沖縄県人である数万の軍雇用員が大量解雇された。その後には、上記のようなグローバルな請負企業に雇用された英語圏の旧植民地出身者であるフィリピン、インドなどの低賃金労働者が就業するようになっている。

<sup>247)</sup> デイヴィッド・ヴァイン『米軍基地がやってきたこと』株式会社社原書房、2016年、282頁。

<sup>248)</sup> 同上書、283頁。

<sup>249)</sup> 「チエイニー副大統領は軍需関連部門を抱えるハリバートン社のCEOであり、ラムズフェルド国防長官はゼネラル・インスツルメントCEOである。ケログ・ブラウン・アンド・ルートはハリバートン社の子会社であった」。(朝日新聞、2013年4月12日)。



こうしたことから日本・沖縄の米軍基地の維持管理では、沖縄防衛局が実施する WEB 上の競争入札を介して、中小企業と米国の軍産複合体に関係するグローバル企業が競合する。そして入札では、しばしば地元の中小企業が敗北する。

#### 第4節 基地被害と町民世論の変化—金武町の事例

本節では、沖縄県民の反基地運動が 1995 年の県民集会以降に強まったようにみえるが、その運動は突然起こったことでなく、長年の積み重ねであることを振り返る。事例として、金武町の基地被害と町議会決議の概略をみてみよう。

##### 1 基地被害の増加

沖縄の基地被害が、公然と住民によって告発できるようになったのは復帰後である。その被害は、絶え間なく戦争や紛争を続ける米軍により引き起こされてきた。金武町では復帰前後に米兵による殺人事件が数件発生し、その後次々事件・事故が基地被害として計上されてきた。暴行事件は訴えた事件のみが公開されている。

金武町では 1979 年に、伊芸区長から金武町長宛に「アメリカ合衆国軍隊基地演習被害に対する抗議」を行った。ついで金武町議会は 1985 年に、地方自治法の規定により、米兵による犯罪に対し犯人の引き渡しを求めた意見書を採択した。

金武町が公表している基地に関する事件・事故の総数は、1972 年から 2010 年までの期間、324 件で、町道での事件・事故が多い。同時期、金武町議会在が抗議、意見書を採択した件数は、70 件であった（表 3）。

期間別で基地被害件数と町議会決議の件数をみると、1981-1990 年では被害件数 103 件、決議が 6 件、1991-2000 年では、100 件と 32 件である。後者では町議会決議が 5 倍に増加した。

その主な内容は基地返還に関する意見書、基地返還要求決議、暴行・殺人事件に対する抗議、「象のオリ」移設反対、キャンプ・ハンセンへの米軍普天間基地の移設に反対する要請決議、米軍による山火事と赤土汚染に対する要請決議、米軍基地関係に関する要請決議などである。

山火事は甚大な環境破壊をもたらす。それは県道 104 号線越え実弾砲撃演習により多発し、24ha から 100ha と広い範囲で燃え広がってきた。煙や火は数日間続くこともまれではない。1980 年代に入ると、それは年間二桁台の回数が続いた。SACO の合意後、その訓練は 1997 年に本土へ移転した。ところが訓練が移転したにもかかわらず、山火事は近年も発生しており 2005 年 4 月のそれは記憶に新しい<sup>250)</sup>。山火事は赤土流失を引き起こし、

<sup>250)</sup> NT②の聞き取り（於：金武町並里区、2013 年 3 月 25 日）。NT②は「米兵が県道を通行止めして海から実弾で砲撃してくる。もう、すぐ山火事がおこる。あれはなれない」と証言した。

海洋汚染の原因になり、近海の珊瑚が死滅していくばかりでなく、粉じんとなり舞い上がり、ギンバル訓練所近隣の並里区や中川区では花卉や野菜栽培に被害を出してきた。

米兵らによる殺人・暴行事件は訴えた件数のみが記録され、新開地の事件・事故は、エリアとして新開地であるが、それを見ると金武町は5区でなく6区である。これらの事件は1985年以降、町議会で議論の対象となり抗議・決議が行われている。1995年には金武町議会が、内閣総理大臣らと駐日米国大使、在沖米国総領事、キャンプ・ハンセン司令官らに抗議し、決議文を提出した。軍人による暴行事件は、皮肉にも沖縄振興計画費の増額や基地返還と跡地利用計画の策定などロードマップ作成を進めSACOに繋がった。しかし計画は進んでいない。

## 2 基地被害と軍用地料

ところで、なぜ基地被害が減らないのだろうか。被害が減らない理由は、多くの人が指摘しているように日米政府が、日米地位協定の見直しを進めていないことや基地被害は軍隊のもつ本質に根ざすものであるためと思われる。金武町議会の日米地位協定の見直しにかかわる最近の決議は、2010年12月「日米地位協定の抜本な改定を求める要請決議」であった。

軍隊の本質について前泊は、「遵法精神や、基本的人権を尊重するような兵士は戦場で役に立たない、『殺せと言ったら殺す、死ぬと言ったら死ぬ』と軍隊の中では言われていることです。それが軍隊、道徳観や倫理観、正義感の強い軍隊は戦場では使い物にならない<sup>251)</sup>とし、兵士と暴力性は一体であると論じる。

では米軍でなく自衛隊ならばよいのか。沖縄戦頃と現代では軍隊の本質は異なるのだろうか、軍隊の本質は自衛隊も同様と考えられる。基地キャンプ・ハンセンは、2007年から自衛隊が共同使用している。2009年に金武町議会は、「自衛隊ヘリのキャンプ・ハンセン内レンジ4使用に対する意見書」を採択した。自衛隊は日米地位協定と無関係であるため、日本は裁判権をもつが、米軍同様自衛隊も地域環境を配慮して演習を行ってこないのだ。基地が存在し、軍用地を温存したまま基地被害は減らせないのではないのか。

基地被害が甚大である中、軍用地料はすでに深く地域経済に浸透し、不労所得と認識されている。他方、記述したように軍用地料は、基地被害に対する迷惑料・償い金として支払われる側面があるにもかかわらず、受け取りには不公平感がある。

償い金として増額された例として、前述したように1996年度金武町長は宜野座村・恩納村長や入会団体とともに陳情をした。これは通常の行政行為とされている。性暴力事件をはじめ生活の安全問題は、基地があり続けながら軍用地料の増額で担保されるのだろうか。

---

<sup>251)</sup> 前泊博盛『沖縄と米軍基地』角川書店、2011年、1頁。

地域に軍事基地が存することによる弊害は、主に3点といわれている。第1は、軍用地料を受け取ることから勤労意欲の減退を招き、受け取る本人だけでなく周辺の人々の勤労意欲もそぎ、将来が憂慮される面が指摘されている。後述するウナイの会も指摘している。

第2は、基地の存在は在日米軍が戦争にかかわることを示し、基地があることにより他国の戦争や紛争に巻き込まれることが懸念される。2011年9月の『琉球新報』は9.11テロ発生後「在沖米軍基地の警戒レベルが上がり、基地警備体制は強化され、原潜の寄港情報の報道機関への事前通告は非公表となった。（中略）むしろ住民が巻き込まれる可能性があることが浮き彫りになった」と報道した<sup>252)</sup>。当時観光客が激変し、沖縄経済が打撃を受けた記憶はまだ新しい。これら

は沖縄の人々の努力の範囲を超えている。前泊は「アジア太平洋を舞台に動き回る海兵隊は沖縄を留守にすることが多い。米軍が魔除けの『シーサー』のように沖縄から日本の安全を見守ってくれている、というのは勝手な思い込みだ。（中略）2010年春頃、沖縄の海兵隊基地はもぬけの殻だった」<sup>253)</sup>ことを、一般住民は知らされていないのである。

金武町は米軍再編計画の一環である「象のオリ」移転にかかわり、1999年に最新の軍事通信施設を受け入れた。その受け入れは町が他国の標的にされる可能性を高めたといわれている。

第3は、表3のように1980年代以降、金武町では基地被害数が増加し、抗議の町議会決議件数が増えた。

ここでは健康被害、暴力事件と事故をみよう。催涙ガス流出事故

表3 復帰後の金武町基地被害と町議会決議数

年	町議会決議	被害数	基地内・町道		4区内	
			暴力事件	事故	暴力事件	事故
1972		1	1		-	-
1973		3		1	1	1
1974		1	1		-	-
1975		2	1	2	-	-
1976		8		4	-	4
1977		5			-	-
1978		8		2	-	5
1979	1	4		1	-	3
1980		6	1	3	-	2
1981		17		13	-	4
1982		21		15	0	5
1983		11		10	-	3
1984		11		11	-	-
1985	1	1	1		-	1
1986		3		2	-	1
1987	2	5		3	-	2
1988	2	20		15	-	5
1989		8		4	0	3
1990	1	6		4	-	2
1991	2	6	1	2	-	3
1992	2	11		5	0	5
1993	4	11		5	0	5
1994	5	13		6	-	7
1995	4	4		2	0	1
1996	5	8		7	-	1
1997	3	17		15	-	2
1998	2	12	1	10	0	1
1999	2	7		5	0	2
2000	3	11		9	0	2
2001	3	6		3	-	3
2002	1	11		10	-	-
2003	2	8		7	0	2
2004	3	7		2	0	5
2005	5	5		2	-	2
2006		5		4	-	1
2007	3	14		10	-	2
2008	6	12		11	-	1
2009	6	8		4	-	2
2010	2	7		4	-	1
合計	70	324	7	213	0	89

出典：金武町企画課と金武町議会事務局（2013年11月）から作成。

<sup>252)</sup> 「9.11テロと沖縄 中東作戦に在沖米軍 極東条項なおざり」Web『琉球新報』2011.9.10。

<sup>253)</sup> 注252の1頁。

が1980年頃に起きた。それは1980年3月27日に、キャンプ・ハンセン内演習場から琉球精神病院に催涙ガスが流れ込み患者、職員に多大の被害を与えた事件である。特にガスが流れた近隣には、病院の保育所があり幼児へも被害が及んだ。『琉球新報』<sup>254)</sup>は以下のように報道した。

村当局によると、このような症状の訴えは1979年9月以来5回もあり、(中略)金武小学校の全生徒が一度に目やのどの痛みを訴えた、基地近くの住民が役場に通報、27日は同村浜田にある国立・琉球精神病院の職員らが同様な症状に、(中略)しかし米軍側は「いっさい知らない」との態度をとってきた。

この事件では琉球精神病院支部の看護師・事務職員をはじめとする女性たちが、米軍に強く抗議することを全日本国立医療労働組合(全医労)沖縄地区協議会に訴えた。沖縄地区協議会は、1980年4月7日に在沖米総領事館と那覇防衛施設局に軍事演習即時中止を強く申し入れた。事件の顛末を振り返ると、1979年の9月以来約半年たった1980年3月29日に金武村はやっと「訓練施設の移転要求へ」動いたのである<sup>255)</sup>。それは健康被害への抗議であった。

全医労沖縄地区協議会は、「催涙ガス事件で基地被害が表面化した格好だが、琉球精神病院は日頃から砲声、照明爆弾に悩まされているほか、病院敷地内に米兵たちが侵入し、ふる場を覗いたり、患者を抱きすくめようとするのが以前から起きており、病院管理そのものに支障をきたしている」<sup>256)</sup>と抗議が出された。なお催涙ガスによる健康被害は、訓練以外でも発生している。1987年の12月5日夜、金武町新開地「クラブオリオンで米兵が催涙ガスらしき白い粉をまき散らし従業員や客が目や鼻などに激痛を訴える事件があった。(中略)その米兵は威力業務妨害で逮捕」された<sup>257)</sup>。

ここで、金武町金武区における基地問題にかかわる町内の動きをみよう。金武町役場・金武区事務所<sup>258)</sup>によると、1980年代頃から運動の流れは数種類ある。まず、①町議会が抗議決議を採択する ②実行委員会形式の町民抗議集会を行う ③金武町長が抗議・集会を決意する場合である。①(月1回の町議会資料各戸配布のみ) ①+②、①+②+③ ②のみのほぼ4種類ある。しかし、集会決定の方途は異なっても、その通知は、区事務所を通じ町内へ回覧などで周知されてきたようである。賛同署名運動と多くの場合カンパも募る。

沖縄県の基地問題における抗議集会は、1995年の県民集会が注目されるが、金武町では

<sup>254)</sup> 「基地内でガス弾使用? 金武 目やのどの痛み」『琉球新報』1980年3月28日朝刊。

<sup>255)</sup> 「訓練施設の移転要求へ 金武村」『琉球新報』1980年3月29日朝刊。

<sup>256)</sup> 「米兵が施設内にたびたび進入」『琉球新報』1980年4月7日夕刊。

<sup>257)</sup> 「催涙ガスの粉まき散らす 金武 米兵を逮捕」『琉球新報』1987年12月7日朝刊。

<sup>258)</sup> 金武町役場企画課と金武区事務所の聞き取り(於:金武町、2013年3月4日・8月8日)。

下記のように度々開催されてきた。基地被害は長年地域の重要問題であることがわかる。

あらかじめ述べると、軍用地料問題をたたかった女性たちは、仕事や学業で町外へ出た人々も 1980 年代初めには金武区へ戻っている。先述した字金武の女性運動参加者は、基地被害抗議運動が頻繁に行われる地域で暮らしてきた人々であった。軍用地料問題が動き出した 1980 年代後半以降の動きを見よう。

- 1987 年 8 月 酔った米兵が金武小学校へ乱入。町議会、教育委員会など抗議
- 1988 年 10 月 米軍演習を糾弾する町民総決起大会
- 1993 年 4 月 米軍人による町民殺害事件に抗議する町民総決起集会
- 1995 年 10 月 沖縄米兵少女暴行事件に抗議する県民集会
- 1996 年 4 月 県道 104 号線越え実弾砲撃演習防止、・ギンバル訓練場における米軍ヘリ騒音防止を要求する町民大会
- 1996 年 7 月 普天間飛行場返還に伴うヘリポート移設に反対する町民大会
- 1997 年 4 月 県道 104 号線越え実弾砲撃演習防止に関するアンケートの結果公表  
(隣接した地域限定でアンケートを実施 回収率 92.8%)  
実弾砲撃演習を止めて欲しい 93.1%、  
軍用地料についてどう思うかはわからない 74.14%

この中から、米軍演習を糾弾する町民総決起大会を広報金武<sup>259)</sup> から紹介する。1988 年 10 月金武町議会は、総理大臣、沖縄県知事、駐日米国大使などへ宛てて、キャンプ・ハンセン実弾演習場の即時撤去と被害者への速やかな補償を求めて抗議決議を採択した。同時に「米軍演習を糾弾する町民総決起集会」が開催され、町長の挨拶の後、参加者らによる意見表明がされた。

高校生の YA は「白昼、銃弾が飛んで来るのは異常としか言いようがない。米軍の無謀な演習は、もう我慢ならない。私たちが、平和で安心して暮らせる生活をするには、軍事基地を撤去する以外にない」。

青年会代表の IN は、「米軍は多くの人命が失われなければ、演習を中止しないのか。米軍基地は諸悪の根源、基地撤去を希望する」。

宜野座安雄金武町議会議長は、「年々事故は多発傾向にある。これらのことから事

<sup>259)</sup> 金武町『広報金武 縮刷版 201 号～250 号』230-231 頁。

件・事故をなくすには、演習場の即時撤去しかない」と訴えた。

金武町議会議長の発言は、金武町の人々の代弁であるとともに自身の考えもあったと推測される。そして、町には安心して暮らせる生活をなおざりにするなという声が日増しに高まっていく。

### 3 変わる町民意識

金武町では冷戦終結後の米軍再編計画を受け、1994年2月金武町軍用地跡地利用フォーラムが開催された。そのフォーラムの背景は、「広報金武」1992年4月1日号における仲間輝久雄町長の施政方針<sup>260)</sup>が示唆的である。

国際情勢の変化、超大国ソ連邦の解体は世界の潮流を変え、新たなうねりの中で東西の緊張緩和や軍縮が進んでいます。このことは米軍基地を抱える本町や本県にとって重大な意味を持ち、海兵隊の削減計画など本町の行財政及び経済的基盤を揺るがすようなインパクトを与え、(中略)それに加えバブル経済の崩壊も景気後退に拍車をかけている状況。(中略)基地問題については、本町の行財政及び経済基盤に深くかかわりがあり、その動向を常に注視しておりますが、将来削減されることが懸念され、今後の推移を見ながら対応策を講じていくとともに、土地利用上不可欠な地域については、積極的に返還を要請し基地の整理縮小を考えてまいります(1992年度3月定例議会)。

フォーラムでパネリストとして登場した安富朝栄金武町軍用地等地主会長は、「軍転特借法を法制化しない限り、跡地利用は難しい」と軍用地地主会の複雑な内情を述べた<sup>261)</sup>。盛岡平次金武町商工会長は、このフォーラムの前に一部の会員にアンケートを実施しその結果を述べながら、軍用地料がもはや不労所得であると指摘し、リゾート開発と自衛隊使用の検討に言及した<sup>262)</sup>。商工会の言動の背景には世界的な米軍再編計画が浮上しているば

<sup>260)</sup> 金武町『広報金武 縮刷版 251号～300号』162-163頁。

<sup>261)</sup> 「地主のみなさまはそれぞれの考えがあり私自身意見を言いにくい立場にある。県地主連合会としては、このたびの懸案である軍転特借法に関しては賛成している。特借法が法制化しない限り、跡地利用は難しい。米軍用地はこれまで使い捨てのようなどころがあり、市町村も地主も困っている。土地の賃借料についても納得できる額ではない。米軍はあんなに広い土地に住んでいる。金武湾を埋め立てて町民が使える土地を作るなどして欲しい」(金武町『広報金武 縮刷版 250号～300号』414-415頁。

<sup>262)</sup> 「これまで町の商工業は、基地とのかかわりを維持しながら推移してきた。1993年度の軍用地料は25億円。企業と言う純利益である。一般土木建設工事業がこの純利益を上げるには約7百35億円の売り上げが必要となり、軍用地料が以下に大きいかわかる。フォーラムを前に一部の会員にアンケートを実施した。ブルービーチの海浜リゾート化にはほとんどの人が賛成。キャンプ・ハンセン跡地へのゴルフ場建設、自衛隊使用には一部反対意見もあったが、多くの方が賛成。そのほか、全国一の青少年旅行村、プロ野球Jリーグなどを誘致する本格的な施設を建てるなどであっ

かりでなく、基地の存在が多大な基地被害をもたらすことを実感しているためではないか。

盛岡金武町商工会長の発言は、後のギンバル跡地利用計画の経過をみると全て検討された。1999年には米国のドジャーズタウンとして若手の野球選手養成学校を誘致したが、2001年に断念した。その後ギンバル跡計画は、医療機関の誘致、リゾート開発計画と各種出されてきたが、遅々として進まない。

自衛隊誘致の経過を見ると、金武町・宜野座村・恩納村は2005年当初使用の反対を表明したが、2007年11月8日に各首長は防衛省説明会に出席した後、共同使用の受入容認に転じた。また金武町は11月28日に、金武町商工会より陸上自衛隊の訓練期間中にかかわる要請を受けた。自衛隊の使用内容は、演習と不発弾処理などである。その受入に伴い金武町は、「再編関連特定周辺市町村」に指定され、再編交付金は原則10年間2017年まで交付されることが決定された<sup>263)</sup>。

米軍再編計画は、冷戦終結により主要な問題が2点といわれている。第1は、宗教と民族あるいは加速するグローバル経済の拡大と地域のせめぎ合いに対し、米国が世界戦略の見直しを迫られたこと。第2は1980年代後半頃から、兵器開発に情報通信・電子機器技術が応用されはじめたことにより、米軍の海外駐留が見直されたことである。

こうしたことから、金武町でも「跡地利用は返還された土地を再開発するだけでなく、基地であるうちに整備させ、跡利用するという考え方」<sup>264)</sup>が町長によって披瀝された。フォーラムは米軍再編計画が取りざたされている情勢を背景に、基地の利権構造を構成する町役場と各種団体が、基地に替わる経済振興対策を検討する場であったといえるだろう。

その後、米軍再編計画は順次提案されていく。先述した基地返還とセットで提案された「象のオリ」移設もその一つである。その受入に町全体が揺れた。町議会は「象のオリ」受入が新たな基地機能の強化であるとして反対決議を行ったが、金武町長は受入を決定した。地域住民や女性たちは、これ以上の基地負担を拒否するとして、町長の決定に抗議行動を行った。

まとめると、基地は絶え間なく基地被害を引き起こし、その被害は生活の安全問題として住民に認識されていったと考えられる。一方で、日本の経済不況、冷戦終結により米軍再編計画が浮上し、金武町民は基地と地域経済、生活の関係を見直すことになっていく。

## 第5節 小括—基地受入と変わる地域

金武町が基地を受け入れた経緯は、地域経済の復興を基地に託していく過程に思える

---

た」(金武町『広報金武 縮刷版 250号～300号』414-415頁)。

<sup>263)</sup> 「広報金武」2008年3月特別号外、最終閲覧日2017年12月7日

(<http://www.town.kin.okinawa.jp/userfiles/files/guide/koho/kikakugo002.pdf>)。

<sup>264)</sup> 金武町『広報金武 縮刷版 251号～300号』414頁。

が、じつは複雑である。そこには沖縄戦後全島が、軍事基地化へと進む米軍の方針を前に、米国の財政力と卓越した軍事技術を目の当たりにし、その豊かさに圧倒され、経済的利益を期待する側面が窺われる。その背景には、米軍占領下に置かれたことから、地域が自力で復興を目指さざる得ない意識が存在したのではないか。

そのことを踏まえ基地と地域の関係をみると、基地キャンプ・ハンセンの受け入れは、戦後地域が基地経済と基地維持の利権構造を形成する契機となり、再編されていくはじまりと考えられる。その再編は地域社会が軍用地料を介して日本と米国に従属的な立場におかれていくかにみえる。沖縄県民は、従属的であらざるを得ない面を日本がもたらしたことを忘れていないが、その立場は単に従属的とはいえず、基地被害抗議運動など日米との軋轢が生じている。

町には基地建設当時から雇用や経済効果だけでなく、長年生活の安全をどう確保するかという地域の問題があったろう。金武町の基地被害から見ると、基地の活動は生活の安全を脅かし、環境破壊を引き起こしていることは明らかである。1980年代以降、住民は被害の増加で抗議せざるを得なくなってきたと考えられる。そこには基地の存在に対する住民の変化が見受けられ、1990年代に入ると軍用地料の引き上げだけでは、基地被害抗議行動を止められない所まで来ていたのだろう。

軍用地料は町役場や区事務所の予算として、全住民に使われる面をもつ一方、軍用地料の配分における不公平性がもたらす経済的な格差は、1990年代後半以降さらに拡大していく。

### 第3章 基地と人の移動—金武町の事例

本章は、基地維持が流動的に雇用できる基地関連労働者を必要とし、基地周辺の商業地区では、景気に敏感に反応し転出入する自営業者や低賃金女性たちが、就労してきた様相を考察する。第1節は、人口の増減と就業構造の変容を分析する。第2節は、基地建設頃に金武区の基地門前に形成された新開地の盛衰を人口との関係で検討する。第3節は、新開地の女性従業者（ex. ホステス）へ向けられた差別から、地域の女性差別を考察する。第4節は、小括として町の地域経済が安保政策に影響されてきたことを述べる。

#### 第1節 基地と就業構造の変化

##### 1 人口の変化

町の人口は、1960年前後の基地建設で急増した（表4）。なかでも注目するのは、新開地を含む金武区の人口変動である（表5）。金武区は1965年から2010年にかけて、金武



町の人口と世帯数の約4割強を占めてきた。その特徴は区外出身者が多いことである。そのため、この地区の人口増減が、金武町の人口に大きく影響を与えてきた。基地建設の時期にあたる1955年から1960年の人口は、男性人口が3111人から4462人へと43%増加し、女性は3774人から4384人へと16%増加した。役場の広報誌「広報金武」は、基地建設当時を「これに動員された労働人員は150万人（2年間延べ）、工事の多い時には1日3000人以上が従事した。この地域を平坦にするために投入された機動力はブルドーザー70台。これが半年間も続いた」と記す<sup>265)</sup>。

ところが基地完成後の1965年には、男性人口が4235人と5%減少する一方、女性は4956人と13%増加した。基地完成後、金武区では電灯がとまり、町内の様相が一変した。

さらに、1970年前後のベトナム戦争が町に与えた影響も大きかった。1970年代の基地労働者の人数は、「現在、同基地で働く沖縄の従業員は1種から4種まで1102人（中略）、しかし、事実上は1300人以上といわれている」<sup>266)</sup>。

その後、基地労働者は米国経済の悪化とベトナム戦争の終結で大量解雇と離職に見舞われ、約1300人から復帰直後1972年には353人に減少した。

海洋博後の1975年には、「人口が減少した年齢層は、女子15歳～34歳までの309人が最も多い。これは基地経済依存度の高い地域にありがちなサービス業の景気の動向によるもの（中略）、1970年国調でのサービス業者は1312人で今回（1975年）は903人」と報じられた。新開地を中心とする飲食店の廃業、サービス業経営者・従事者

表4 金武町人口と世帯数の推移資料：国勢調査

年	世帯数	総人口	男性	女性	1世帯当たりの人員
1920	1785	7720	3482	4238	
1925	1768	7616	3502	4114	
1930	1820	7709	3488	4221	
1935	1879	8143	3847	4296	
1940	1925	8270	3935	4336	
1947	-	-	-	-	
1950	1626	7209	3216	3993	
1955	1470	6885	3111	3774	
1960	1980	8846	4462	4384	
1965	2319	9191	4235	4956	
1970	2641	9953	4454	5499	3.61
1975	2676	10120	4772	5348	3.65
1980	2756	9745	4585	5160	3.45
1985	3009	10005	4751	5254	3.21
1990	3104	9525	4463	5062	2.97
1995	3216	9911	4716	5195	2.91
2000	3378	10106	4933	5173	2.83
2005	4056	10619	5162	5457	2.48
2010	4613	10950	5396	5554	2.37

出典：沖縄県金武町平成56年、9年、24年度版「統計さん」金武町役場から作成。（単位：人と戸）

注①1945年までの金武町の人口・世帯数は、金武村と宜野座村の合計。②1970年から1990年までの1世帯あたりの人数は計算による。

<sup>265)</sup> 金武町『広報金武縮刷版1号～100号』金武村役場、197頁。

<sup>266)</sup> 同上書、197頁。

の転出が読み取れる<sup>267)</sup>。2010年当時の人口と世帯数は1万950人、4613戸であり、人口の性別内訳を見ると、男5396人、女5554人である。当時、沖縄の北部地域は過疎化が進んでいたが、金武町は2000年代も人口は微増している。

表 5 金武町の行政区別人口と世帯数

年	金武		並里		屋嘉		伊芸		中川		合計	
	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口
1965	954	3843	627	2641	225	1152	114	561	121	648	2041	8845
1970	1109	4136	645	2624	234	1125	120	538	129	658	2237	9081
1975	1406	4902	723	2576	280	1210	150	622	145	608	2704	9918
1980	1418	4791	714	2486	308	1279	154	594	151	631	2745	9781
1985	1547	4886	742	2394	343	1326	174	651	166	615	2972	9872
1990	1584	4724	808	2432	374	1361	189	683	195	660	3150	9860
1995	1665	4560	853	2473	416	1435	281	806	230	738	3445	10012
2000	1771	4584	906	2452	464	1518	315	842	261	823	3717	10219
2005	2073	4710	1016	2609	579	1625	364	900	314	927	4346	10771
2010	2272	4806	1111	2699	708	1797	419	968	338	900	4848	11170

出典：沖縄県金武町平成56年、9年、24年度版「統計きん」金武町役場から作成。

資料：金武町住民生活課

## 2 町の就業構造

金武町の経済は、基地収入の動向と「基地需要に応じて産業が成立する」<sup>268)</sup> 基地経済に大きく依存してきた。2011年度の金武町予算は、約102億円で前述のようにそのうち3割が軍用地料で賄われていることにも現れている。では、町の暮らし向きはどうであろうか。

表6から金武町の産業別15歳以上就業者総数の推移は、1965年5463人、85年6431、2000年6406人と伸び悩んでいる。男女別で見ると、男性は1965年2444人から2000年の3319人まで徐々に増加し、女性は1970年の3449人がピークでその後減少傾向をたどり、2000年は3087人である。産業別就業者数の推移では、第一次産業の比率は1970年19%、75年16、90年19、2000年には13%と低下した。第二次産業は同じく、13%、20、19、21%、第3次産業は同じく69%、64、63、66%と推移している。全体的に停滞傾向である<sup>269)</sup>。

ここで、産業別15歳以上就業者のうち、建設業と卸売・小売業・飲食店業・サービス業の就業者数と金武山訴訟直前の1990年代に注目する。なお、卸売・小売業・飲食店業は新開地の就業者も含み、サービス業には軍雇用員なども含まれる。建設業の就業者数は、1970年が401人、90年608、2000年には670人と徐々に増加している。

一方、卸売・小売業・飲食店の就業者数の推移を見ると、1970年は男性が397人、女

<sup>267)</sup> 注265の401頁。

<sup>268)</sup> 琉球銀行調査部編『戦後沖縄経済史』株式会社琉球銀行、1984年、237頁。

<sup>269)</sup> 金武町「昭和56年度版・平成19年度版 統計きん」金武町役場、2008年、38頁。

性 887 人で、女性数が男性の倍以上あった。75 年には男性 355、女性 699 人と男女ともに減少し、85 年には同じく 365、746 人とやや増えたが、90 年には再度 300、637 人に減少した。95 年には 268、486 人と落ち込み、2000 年にさらに 240、450 人と減少した。

また、卸売・小売業・飲食店事業所数の推移を見ると、1991 年に 428、96 年に 324 に減少し、2001 年にさらに 305 と落ち込んだ<sup>270)</sup>。この地区の店舗と従業者数は、1996 年に 100 軒と 100 人余り減少したのである。1975 年頃の変化は、海洋博後の不景気が関連しているといえる。1990 年代後半の減少は、日本のバブル崩壊による不景気と国・県が主にバー・スナックなどの外国籍就労に対する労基法の厳しい適用などを行ったこと、沖縄では米兵の夜間外出禁止令が断続的に発令されたことなどにより、休業や廃業が増加したと考えられる。

サービス業の就業数は、男性が 1970 年に 541 人、85 年 450、90 年 534、95 年 625、2000 年 629 人と増加する一方、女性は同じく、771 人、560、657、695、678 人と推移し、増減があるものの横ばい傾向である<sup>271)</sup>。以上をまとめると、1965 年から 2000 年にかけての推移は、農業は半減、建設業は基地需要や沖縄振興計画を反映し 45%増、サービス業は 72%増である。サービス業は 1990 年代後半から福祉施設が開設されはじめ、介護施設や介護職の増加も一因と考えられる。

建設業は基地の町に欠かせない業種である。表 7 は沖縄県と金武町の 1980 年から 2005 年の建設業純生産額である<sup>272)</sup>。①県計：建設業純生産額は 1995 年に減額に転じ、その後増加していない。一方、②金武町：建設業純生産額は 1995 年に減額に転じた

表 6 金武町・産業別15才以上就業者の推移

年	性別	建設業	卸売、小売業、飲食店	サービス業	生産年齢人口 (15~64歳)
1965	総数	427	877	815	5463
	男	391	242	364	2444
	女	36	635	451	3019
1970	総数	401	1284	1312	6125
	男	387	397	541	2676
	女	14	887	771	3449
1975	総数	580	1054	903	6294
	男	552	355	423	2944
	女	28	699	480	3350
1980	総数	591	961	841	6068
	男	557	320	392	2886
	女	34	641	449	3182
1985	総数	684	1111	1010	6431
	男	632	365	450	3107
	女	52	746	560	3324
1990	総数	608	937	1191	6213
	男	534	300	534	3005
	女	74	637	657	3208
1995	総数	646	754	1320	6537
	男	570	268	625	3319
	女	76	486	695	3218
2000	総数	670	690	1307	6406
	男	570	240	629	3319
	女	100	450	678	3087

出典：昭和56年版・平成19年度版「統計きん」金武町役場、1982年・2008年から作成。

<sup>270)</sup> 金武町「平成14年度版 統計きん」金武町役場、2002年、45頁。

<sup>271)</sup> 同上書、44-45頁。

<sup>272)</sup> 県民経済計算は、経済活動により新たに生み出された付加価値を生産、分配、支出の三つの側面から把握したもの。「生産」された付加価値は、労働者や企業に所得として「分配」され、それを財源として家計や政府が支出するという経済循環を想定している（沖縄県統計協会『長期時系列データ 沖縄県市町村所得及び県民経済計算』沖縄県統計協会、平成25年3月、64頁）。

が2000年には増加した。これは1995年の事件に対する県民の抗議を受けて策定された、SACO合意にかかわる北部振興事業によるものと思われる。

本島北部では普天間基地移設の代替地とされた名護市とその周辺地域に、10年の期限付きで予算措置が行われた。それはあくまでも受入の見返りではないという“建前”であった。その予算措置は、10年を越えた現在も継続されている。

また沖縄県土木建築部では、「バブル崩壊を期に民間投資が減少を続ける一方、公共投資は1998年度まで増額を続け、建設投資全体の約6割を占めていた。ところが1999年以降は、厳しい財政事情を背景に公共投資が減少し、今後も建設投資の大きな伸びは期待できないなど、厳しい状況が続くものと予想される」と記す<sup>273)</sup>。金武町の建設業就労者比率をみると、④はおおむね16%を推移してきたが2005年は若干減少に転じた。

沖縄県の全産業の倒産件数に占める建設業の傾向をみると、1990年56件で33.9%、1995年66件、39.3%、1996年64件、41.0%、1999年27件、32.5%、2000年62件、44.6%、2003年59件、49.6%、2004年45件、54.2%である<sup>274)</sup>。1990年代を見ると1995年を境に倒産割合が増加するが、1999年に一時的に倒産が減少する。しかし、2000年以降その割合は約5割にまで上昇した。

沖縄県土木建築部は、「建設業の倒産件数は年々減少しているといえるが、全産業の倒産件数に占める建設業の割合では、2004年は1998年以降最大となっている。

表 7 沖縄県と金武町の建設業純生産額と金武町の就業者数の推移 単位：人

年	①県計：建設業純生産額(百万円)	②金武町：建設業純生産額(百万円)	②*100/①：県計に占める金武町の割合%	③金武町：建設業就業者数	④金武町：産業別就業者総数のうち建設業就業者数の割合%
1980	219,159	1,197	0.55	591	16.6
1985	314,400	1,968	0.63	684	16.0
1990	329,295	3,896	1.18	608	14.9
1995	308,614	3,776	1.22	646	16.1
2000	297,416	5,434	1.83	670	18.0
2005	225,459	4,654	2.06	602	14.1

出典：①②③④のデータから筆者作成。①と②は建設業純生産額。沖縄県統計協会『長期時系列データ 沖縄県市町村民所得及び県民経済計算』沖縄県統計協会、平成25年3月、21-44頁。但し、この統計データは1982年から記載されているため、1980年分は1982年の数値を代用した。

③建設業就業者数、「市町村データ集」（平成24年度）（内閣府沖縄総合事務局総務部、2015年2月5日より。

(<http://www.ogb.go.jp/soumu/003102.html>)

④は各年の産業別15歳以上就業者の総数における①の割合を示す。出典は金武町役場企画課「統計きん」による。

<sup>273)</sup> 沖縄県土木建築部土木企画課「沖縄県における建設産業活性化支援ガイドブック」沖縄県土木建築部土木企画課、2006年、1頁（出典：建設投資見直し（国土交通省）／許可業者数調べ（沖縄県土木建築部土木企画課）。

<sup>274)</sup> 沖縄県土木建築部土木企画課「沖縄県における建設産業活性化支援ガイドブック～建設業の経営基盤強化と再生のために～」2006年、1頁。

景気が回復傾向にある中、建設投資の減少が受注競争の激化や収益低下を招くなど県内建設業の経営環境の厳しさが伺える<sup>275)</sup>と記すが、金武町も例外ではない。

また、金武町の建設業就業者数は1990年代の半ばに若干変動はあるものの安定していた。それは北部振興事業により2000年に持ち直したためであろう。しかし、それも長く続かず2005年時には減少した。

### 3 地域経済の減速とその影響

第1は、1人当たりの市町村所得の推移である。金武町の1991年は約187万円で、その後1996年188、2000年190、2005年181万円と推移している。1996年で他地域と比較をすると、県平均が約207万円で、恩納村248、宜野座村204万円と周辺地域よりもかなり低額である<sup>276)</sup>。これが、金武区と並里区で軍用地料の配分に対する女性らの運動が行われた1990年代の特徴であった。10数年というこの期間、金武町民の所得は周辺地域よりもかなり落ち込んでいた。

1人当たりの市町村所得の低下は、失業率、生活保護率や高齢化率などとの関係が推測される。2010年の失業率をみると金武町は12%で、恩納村の11%や宜野座村の8%より高い。金武町の新開地周辺では人口移動が激しく、不景気になると転出が増える傾向がある。これは、失業率を上げない一要因になっていると思われる。

第2は、生活保護率の変化である。2005年と2010年の変化をみると、金武町では18%、28%と上昇する。恩納村は6%、10%、宜野座村は6%、11%である。金武町の所得は低く生活保護率は高かったが、一段と上昇している。これは人口が減少しないが、高齢者比率が上昇するにつれ就労人口比率が低下していること、金武町内では高齢者の雇用機会が少ないことなどにより、生活保護率の上昇をもたらしているのではないだろうか。

生活保護率の高さを関係者に聞くと、「金武町は琉球病院があること、高齢者の雇用機会が少ないことに関連するのではないか。例えば宿泊施設の多い恩納村は、金武町より高齢者の雇用機会が多いと考えられる。高齢になっても働く場所が比較的見つけやすいから、例えば、ホテルのベットメイキングなど」との回答であった<sup>277)</sup>。1人当たりの市町村所得の低下、生活保護率の高さと高齢化率の関連は、今後詳しい調査が必要であろう。

第3は、金武町の母子世帯数である。全国、沖縄県、金武町の母子世帯数を2000年と2010年についてみると、全国、沖縄県はともに低下傾向であるが、金武町は両者より高値である。金武町の2010年総世帯数比率に占める母子世帯数は3.0%で、沖縄県の2.7%

<sup>275)</sup> 沖縄県土木建築部土木企画課、前掲文、2頁。

<sup>276)</sup> 平成24年度「市町村データ集」内閣府沖縄総合事務局総務部（最終閲覧2015年2月5日 <http://www.ogb.go.jp/soumu/003102.html>）。

<sup>277)</sup> 沖縄県中部福祉保健所への電話による問合せから、2015年2月6日。

に比べ若干高率である<sup>278)</sup>。母子世帯数が高値であることは、基地の町特有の現象であろう。金武町では、これに対応する施策として1983年から町営住宅の賃貸を開始し、2014年度末で173戸入居しており、母子世帯や単身高齢者が入居しやすい募集条件が設定されている。

第4は、中学校卒業生の進学率推移である<sup>279)</sup>。金武町、沖縄県、全国を比較すると、1990年では、金武町90.1%、沖縄県91.0%、全国94.4%、1995年では、金武町90.5%、沖縄県91.9%、全国95.8%、1998年は、金武町96.9%、沖縄県93.6%、全国96.8%、1999年は、金武町88.4%、沖縄県93.2%、全国96.9%、2000年は、金武町89.7%、沖縄県92.7%、全国97.0%、2005年は金武町、90.5%、沖縄県95.4%、全国97.6%である。全国の中学校卒業生の進学率はほぼわずかに上昇を続けている。沖縄県は2000年前後に若干落ち込んだが2002年から持ち直し上昇を続けてきた。

一方、金武町の進学率は1990年代前半には沖縄県と遜色のない率であった。しかし1998年をピークに減少し、ジグザクを続けながら2005年になってやっと1995年水準まで回復した。この減少は、1人当たりの年間所得に関係するのではないか。

以上をまとめると、1990年代の全国的な不況の中、1996年以降金武町の1人当たりの町民所得は減少した。次に就業構造から見ると、卸売・小売業・飲食店の就業者数の減少、建設業は不況を背景に全国的に倒産が増加した。先述したように、沖縄では90年代後半にその影響が出てくる。その影響は基地維持にかかわる基地関連収入や北部振興事業により、2000年前後には一時的に持ち直した。ところがその後徐々に低迷していく。また、中学校卒業生の進学率は建設業の不振に合わせ、若干変動している。この進学率の動きは今後さらに調査せねばならないだろう。

新開地の中小自営業者へも不況の影響が及んだ。その営業不振は繰り返すが、労基法などが厳しく取り締まられたこと、兵士の外出禁止令が漸続的に出されたこと、基地と性産業の関係が問われたこともあるだろう。こうしたことから基地の町の経済・雇用は、新開地の営業や北部振興事業に端的に現れているように、日米の安保政策や経済政策の強い影響下にある一方で、依存を強めてきた側面も考えられる。

<sup>278)</sup> 平成24年度「市町村データ集」内閣府沖縄総合事務局総務部、2015年2月5日。  
<http://www.ogb.go.jp/soumu/003102.html>）と金武町「平成14年度版 統計きん」金武町役場、2002年、45頁から作成。

<sup>279)</sup> 金武町と沖縄県の数値は、金武町役場「平成24年度版 統計きん 第7号」103頁による。全国は文部省統計調査企画課『文部統計要覧』の「性別高等学校・大学への進学率：1950～99年」による（最終閲覧2016年11月26日  
[http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Data/Relation/2\\_Factor/3\\_work/1-2-C08.htm](http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Data/Relation/2_Factor/3_work/1-2-C08.htm)）。

## 第2節 基地の町と移動する人々

基地周辺には他の米軍基地同様、基地完成頃から米軍人用の遊興地区が形成された。そこは新開地という名称で、金武町の中に質の異なるエリアが作り出された。この地区は移動の激しい女性従業者が集まり、復帰前は離島を中心に宮古島・奄美から、復帰後は外国籍女性などが占めてきた。外国籍女性従業者は2000年代半ばに皆無となった。

### 1 基地と新開地

1950年頃の新開地周辺は、谷間で松並木の美景がありハブの多いところであった。基地建設が決まり、新開地周辺は徐々に区画整理がはじまった。新開地は基地門前に位置するが、南側の洞穴を境に新興住宅街と接する。その住宅地域には1980年代から町営住宅も建設された。

先述したように辺野古では、住宅地と歓楽街を分離する方針で新たな町づくりの構想を検討していた。そのため、金武町では性暴力事件・事故を一定地区に封じ込めようと居住区から離れた松林を造成し、新開地としたのではないかと推測される。

既述したように基地建設は、金武町金武区に急激な人口増加をもたらした。商業地区新開地のリーダーは、町役場とともに基地関係者と積極的に関係を作り、地域経済を振興してきた。地区形成の経緯を振り返ると、1950年沖縄民政府は「米兵に提供する特殊慰安施設」の設置を米軍政府に要請した。当時は「同性の中にも両家の子女を守る防波堤論で賛成の声、女性の人権を守るために反対する声など両論が興り、それに沖縄経済を復興させるドル獲得論まで絡んで世論がわいた」<sup>280)</sup>。沖縄婦人連合会の反対活動は強弱があり、結局売春防止法の施行は1972年5月であった。

GS(1936年生)は字金武の旧区民で引き揚げを経験し、沖縄県中南部を7回移動し、昨今の政治情勢から戦争への懸念を訴える人である。彼は妻とともに1980年頃から90年代にかけて新開地で営業した。彼はこの地区の歴史について証言する。

——新開地はどのような経緯で区画整理されたと聞いてますか？

新開地は、米兵のもつ暴力性を吸収・緩和する憩いの場を提供するために、琉球政府と村・地主のみなさんの協議で決まった。暴力が町内に広がらないようにする役割を課せられた地区として作られた。当初、ここは宮古島・八重山・奄美出身者ばかりで軍人の暴力・暴行事件は聞くに聞けないことが多かった。

戦後、この町内ではその種の事件が、1000件を超えているのではないだろうか。

<sup>280)</sup> 那覇市総務部女性室編、前掲書、203-205頁。

公表されているのは氷山の一角で、当事者や地域の人々は隠し通すことに懸命だった<sup>281)</sup>。

彼の語りは、この地域のはじまりとともに、基地被害の深刻さを訴えるものであった。

次に、米軍政の投下した軍事予算の増減が新開地と人の移動に与えた影響を振り返る。金武町でその影響を最も受けたのは、基地建设が行われた新開地を含む金武区である。

表8は金武小学校保護者の出身地調査である。基地完成後の1964年には、大島・宮古島出身者が多いことや基地の町特有の軍作業員やサービス業が一定数存したことがわかる。

表9は1980年当時の金武町社交業組合員の出自別一覧である。1964年時の社交業組合員登録は、大島郡4世帯、17人、宮古島は1世帯、5人で組合はまだ小規模であった<sup>282)</sup>。その後Aサイン<sup>283)</sup>の取得などで組合のメリットが明らかになり組合員数が増加した。彼らの出自は徐々に多様になっていった。

## 2 新開地の変遷

第1期は基地建设頃である。当時の基地周辺は、地域経済の中心地としてドルの稼ぎ手とされた<sup>284)</sup>。ベトナム戦争当時にはキャンプ・ハンセン駐留軍人数が約8000人、これに対し1970年の町の人口は9953人である<sup>285)</sup>。駐留軍人数はほぼ町の就業人口に匹敵した。

当時は新開地とその周辺地域が最も利益を上げた時期であった。このような商業活動を支える一貫として、金武町と金武町社交業組合は、新開地形成時からオフリミッツ対策<sup>286)</sup>やAサイン取得に奔走した。1965年にはキャンプ・ハンセン周辺の村と市が、「キャンプ・ハンセンへ庭園の贈り物」を行った<sup>287)</sup>。当時から「基地司令官の交代式に出席したり、全組合で歓迎会を開いたり、部隊に招待を受けるなど、親善行事」<sup>287)</sup>も行っている。一方で1960年代後半には復帰運動が激しくなる。

<sup>281)</sup> GSの聞き取り（於：金武町社交業組合事務所2015年2月10日）。

<sup>282)</sup> 金武町社交業組合『金武町社交業組合創立20周年記念誌』、1981年、53-63頁。

<sup>283)</sup> 米軍は、1953年頃米軍人・軍属の健康のため厳しい風俗営業施設許可基準を設け、その基準に合格したバー・キャバレー・クラブ・飲食店・原料店に営業の許可を与え、米軍、軍属の出入りを許した。Aサインとはこの「許可」(approve)の頭文字Aを取ったもの。(山城善三・佐久田繁編『沖縄事始め・世相史事典』月刊沖縄社、1983年、642頁)。

<sup>284)</sup> 広報金武は新開地には「基地キャンプ・ハンセンの建設と米兵の増加に伴い質屋、バー、レストランなどが次々と建ち、金武村最大の繁華街と化した。(中略)隣接する浜田やターキンチャにもアパート、住宅が建ち並び新開地は衛星都市を思わせる」と報じた(金武町『広報金武縮刷版1号~100号』、81頁)。

<sup>285)</sup> ベトナム戦争当時のキャンプ・ハンセン駐留軍人数は金武町役場企画課の聞き取りによる。(於：金武町役場企画課、2013年8月8日)。

<sup>286)</sup> オフリミッツは、米軍によって出される指令で米軍人・軍属・家族が民間地域へ出入りすることを禁止する内容を言う。基地に依存する地域への経済的なダメージを与えるという意味合いがある(金武町社交業組合、前掲書、38頁)。

<sup>287)</sup> 注283の16頁。



第2期は、ベトナム戦後である。復帰前後の基地労働者は、米国経済の悪化とベトナム戦争の終結で、大量解雇に見舞われた。先述したようにキャンプ・ハンセンの軍作業員は「事実上1300人以上」とされていたが復帰直後には353人に減少した<sup>288)</sup>。海洋博後に「人口が減少した年齢層は、女子15歳～34歳までの309人が最も多い。これは基地経済依存度の高い地域にありがちなサービス業の景気の動向によるもの」と報じられた<sup>289)</sup>。海洋博後の不景気から軍人用の新開地ばかりでなく国内客向けのうしな一街でも、軍作業員の大量解雇のあおりを受け客足が減り、多くが閉店へ追い込まれていく。その結果金武町の社交業組合は、うしな一街と新開地の2地区で構成されていたが、1本化され新開地のみとなった。店舗数の減少は、飲食店の廃業、サービス業経営者・従事者の転出として読みとれる。女性従業者らの転出後、1980年代にその労働を埋めたのはフィリピンを中心とする外国籍女性であった<sup>290)</sup>。基地地域のサービス労働が沖縄県人から外国籍女性らに代わったのは、低額な賃金という経済的背景であった。

表 8 生徒数及び出身地調 (金武小学)

出身地	人員	出身地	人員	出身地	人員
金武村	786	西原	4	美里	1
大島群	30	東風原	4	玉城	1
宮古群	23	宜野湾	3	計	955
那覇	17	北谷	3	職業欄	
本部	15	浦添	3	職積	人員
宜野座	14	石川	3	農業	481
名護	13	国頭	2	商業	83
八重山	12	粟国	2	公務員	65
今帰仁	11	屋嘉地	2	建築業	71
具志川	9	東	2	サービス業	
コザ	7	中城	2		68
羽地	7	屋部	1	軍作業	75
読谷	7	大里	1	労務	54
久志	6	豊見城	1	会社員	7
勝連	6	知念	1	漁業	5
与那城	6	嘉手納	1	その他	28
糸満	6	伊平屋	1	計	955
久米島	5	伊江	1		
奥納	5	南風平	1		

出典：広報金武縮刷版1号～100号「金武村広報」金武町、1964年11月1日、8頁。

表 9 金武町社交業組合員数

地域	世帯	世帯員	地域	世帯	世帯員
恩納村	3	11	那覇市	5	20
大島群	10	48	嘉手納町	1	4
今帰仁村	7	25	宜野座村	8	25
宮古群	34	157	鹿児島県	1	2
金武町	26	103	東村	1	5
勝連村	1	3	栗国村	1	2
具志川市	5	16	上海	1	4
与那国町	4	11	与那城村	1	1
南風原町	3	13	具志頭村	1	1
糸満市	1	1	石川市	2	6
福島県	1	5	浦添市	1	6
東京都	1	1	竹富町	1	5
島根県	1	3	久米島	1	7
石垣市	1	9	国頭村	2	8
名護市	13	73	沖縄市	1	5
本部町	3	10	久志村	1	5
読谷村	2	3	沖縄市から	1	—

出典：「金武町社交業組合創立20周年記念史」（金武町社交業組合、1981年）53-63頁より作成。

<sup>288)</sup> 金武町『広報金武縮刷版1号～100号』金武町役場、197頁。

<sup>289)</sup> 同上書、401頁。

<sup>290)</sup> 「金武で働いているフィリピン人は79名である」（鈴木規之・玉城里子「沖縄のフィリピン人一定住者としてまた外国人労働者として—(2)」琉球大学法文学部編『琉球法學』(58)琉球大学、1997年、257頁)。

ところが彼女らの多くは、観光ビザで入国するため人口変動として現われない。

第3期は、2000年前後の新開地の人々が移動と定住に分かれた時期である。先述したように1995年の県民集会以後、町と新開地の営業は、米国のさらなる財政悪化と日本の不景気などにより「平日の客足はほとんどない状況」で、「米軍の給料日であっても客足は少ない」<sup>291)</sup>。観光客や修学旅行は、アメリカ同時多発テロ事件などによって減少した。自営業者は高齢化が進み、休業や閉店が相次ぎ、営業利益は縮小していった。

2000年代半ばには外国籍女性労働者が皆無となり、兵士の暴力性やあからさまな買春春の実態は見えにくくなっている。とはいっても沖縄では、米軍人・軍属による事件・事故が続いている。近年軍人・軍属による性産業にかかわる遊興は、リバティ制度<sup>292)</sup>の抜け道<sup>293)</sup>を使って行われていると考えられる。金武町では、若い人は名護市へ行くと聞く<sup>294)</sup>。基地周辺では若いホステスは見当たらない。新開地の近年の経営者は、1人ママが多数を占め高齢化が進み、退役軍人の男性経営者が目立ち始めている。金武町社交業組合の会員数は65人で、経営者は5年で2割が転出していく<sup>295)</sup>。

### 3 頻繁に移動する女性たち

この地区の特徴のひとつは、転出入が多いことである。金武村社交業組合加入者の世帯と人数をみると、1961年の1戸、7人から1980年には146戸、598人に増加した<sup>296)</sup>。その出身地をみると、最初の10年は宮古島と奄美大島出身者が7割を占め、復帰後は離島、金武町周辺、本島北部からの転入者で占められている(表9)。組合員の本籍地別内訳を見ると、宮古島が約26.2%、奄美大島が約8.0%、金武町出身者として登録した数は約17.2%、名護市が約12.2%であった。ただし、旧区民による営業数は至って少ない<sup>297)</sup>。常に1ケタで推移してきた<sup>298)</sup>。現在は皆無で借地・借家権を持つのみである。

復帰前の1969年頃金武町一帯における「売春婦と思われる者」の数は、699人で県下で

<sup>291)</sup> 金武町「金武町新開地整備事業基本調査—報告書—」1998年、26頁。

<sup>292)</sup> 『琉球新報』(2014年11月27日付け)によると、在沖米軍の飲酒や夜間外出に関する主な規制(リバティ制度)は、①在沖米軍人の全階級で午前1時~5時の外出を禁止 ②午前0時以降の基地外での飲酒禁止 ③浦添市キャンプ・キンザーより南の地域での宿泊禁止(公務を除く) ④軍E-5(軍曹級)以下の弊誌の題出は同伴者を義務付け(最終閲覧日 2017年5月7日、<https://ryukyushimpo.jp/news/preentry-235081.html>)。

<sup>293)</sup> 外出制限措置(リバティ制度)は以前から基地ゲートの出入りを規制するのみで、深夜の禁止時間帯を過ぎて戻れば問題視されないことが指摘されている。但し、制度は見直しが度々行われている。

<sup>294)</sup> GSの聞き取り(於:金武町社交業組合事務所、2015年9月16日)。

<sup>295)</sup> YSの息子の聞き取り(於:金武町2014年12月)。

<sup>296)</sup> 金武社交業組合「金武社交業組合創立二十周年記念誌」1981年、20-36頁。

<sup>297)</sup> 金武町誌編纂委員会『金武町誌』金武町役場、1983年、703頁。

<sup>298)</sup> GSの聞き取り(於:金武町社交業組合事務所 2016年2月10日)。

も上位に位置した<sup>299)</sup>。組合員の世帯人と女性従業者の区別は判然としないが、少なくとも約800人以上の人々によって地区が形成されていたと考えられる。

しかし売春防止法が1972年に施行され、沖縄県人の経営者を含む女性らは、ベトナム戦後の不景気も重なり徐々に転出した。海洋博後の女性の転出増加も「基地経済依存度の高い地域にありがちなサービス業の景気の動向によるもの」と報じられた<sup>300)</sup>。

既述したように1980年代にその労働を埋めたのは外国籍女性だった。当時のフィリピン女性は79人という調査があるが、実数はさらに多いと思われる<sup>301)</sup>。1980年代後半の社交業の収益は、2章でみたように「軍用地料が18億円、社交業組合関係の収入が30-40億円。町の予算が40-50億円」と社交業は地域経済の牽引者といえ、ベトナム戦争後も多額の利益を上げていたことがわかる<sup>302)</sup>。

当時の経営者KN<sup>303)</sup>は、夫とともに宮古島から那覇市に転入し一定開業資金をつくり、1970年から金武町でクラブを経営した。KNは当時のことを証言する。

——1980年代の新開地はどのような状況でしたか？なぜ、フィリピン女性を雇うことになったのですか？

1980年代の金武町は、午後3時位から軍人が町にあふれ出した。夜中に軍人が基地へ戻っていくまで商売をした。当時は肌の色によって行く店が決まっていたね。この地区は、宮古島出身者が6割、奄美が2割位だったと思う。

ブローカーが女性エンターティナーを仲介したので、フィリピン人を雇った。ブローカーに仲介料を払うだけで、手続きを全部やってくれた。ここは米軍人相手でフィリピン女性は英語が話せ、米兵とうまくやれた。冗談も言えたから経営が成り立った。日本人の場合それが難しく、接客を言葉から教えなくてはならず営業にならなかった。法の適用が厳しくなり、採算が合わなくて2002年に廃業した。

——復帰頃はどうか？

多くの女性たちが転出していった。その中には身一つで稼ぎ、開業資金を蓄え那

<sup>299)</sup> 琉球政府法務局調査「沖縄における売春の実態調査」市川房枝監修『日本婦人問題資料集成 第一巻 人権』ドメス出版、1978年、775・786頁。当時の法務局調査ではコザ・センター胡屋が931人、辺野古一帯が130人である。

<sup>300)</sup> 金武町『広報金武縮刷版1号～100号』401頁。

<sup>301)</sup> 鈴木規之・玉城里子、「沖縄のフィリピン人一定住者としてまた外国人労働者として—(2)」琉球大学法文学部編『琉球法學』(58)琉球大学、1997年、257頁。

<sup>302)</sup> 喜久村準・金城英男『どこへいく、基地・沖縄』高文研、1989年、105頁。

<sup>303)</sup> KNの聞き取り（於：金武町社交業組合事務所前広場、2015年1月13日）。

覇へいった人々もいた。みんなよく働いたよ<sup>304)</sup>。

多くが貧困層で経済動向から直接的な影響を受け、性産業の搾取構造といえる中に身を置いていた人々と考えられる。なかには、将来を見越し自覚的な女性も含まれていた。新開地の中心広場で不特定の住民に人の移動にかかわり聞き取りをした。GK①<sup>305)</sup>は、新開地でウエイトレスから居酒屋経営者となった女性である。金武町で開業資金をつくり、開業し定住した。

——生まれはどこですか？どのようなきっかけで金武町へ見えたのですか？

フィリピンで生まれた、父は麻工場を経営していた。現地人を20人ほど雇用していたと覚えている。父は現地徴用され戦死した。母と5人の兄弟・姉妹でしばらくジャングルを逃げ回り、敗戦後福岡へ引き揚げた。そこで母がなくなった。

兄弟・姉妹で糸満の叔母の家に身を寄せた。高校卒業後那覇に出てウエイトレスをしていた。その後、沖縄市から金武町へ行った友人から、金武はたくさん仕事があるよと誘われた。

1966年に金武町のレストランで働き始めた。その経営者は奄美出身で、新開地に3件もレストランを営業し、成功した人だ。その人は一財産つくって奄美へ帰ったね。よくして貰った、いろいろおしえて貰って。貯金をして開業するといいとアドバイスも貰った。それを励みに一生懸命働いたよ。

開業資金を貯めて焼き肉屋を開業した。その間“寄留民のくせ”<sup>306)</sup>にと何度もいわれた、そうゆう時には同じように税金を払っていると言い返した。経営に困ったときに8人ほどで模合いを起こし、なんとか経営をやってきた。

2回離婚したが息子が1人いる。関東に行っている、1人暮らしだが別に良いと思う。

GK①の話からは、働きながら開業資金を貯蓄したことがわかる。彼女が「頼れる地域社会」<sup>307)</sup>を持たない人であったことや、地域内で女性に対する出自や職種などによる差別が

<sup>304)</sup> KNの聞き取り（於：金武町社交業組合事務所、2015年1月15日）。

<sup>305)</sup> GK①の聞き取り（於：金武町社交業組合事務所、2015年10月14日）。

<sup>306)</sup> 寄留民とは、金武区誌によると、19世紀後半1872-1879年の期間に首里の下級士族（無禄）は職を失った。彼らは本籍を首里に置き金武町に入植し、「寄留民」として居住した。当時は旧慣温存政策期にあたる。士族出身の寄留民は、一定の現金あるいは木炭を支払いことで金武区の入会地使用权を得ている。つまり、当時寄留民への差別意識は強くなかったのである（金武区誌編集委員会『金武区誌 上巻』金武区事務所、1994年、86-91頁）。

<sup>307)</sup> 鳥山淳『沖縄／基地社会の起源と相克 1945-1956』勁草書房、2013年、180頁。

あったこと、また自営業を営むには模合いが必須であることもわかる。次に YI は、親子三代にわたり金武区に定住した経緯を証言する。

——ご両親の出身はどこですか。金武町へはどのような経緯で住むことになったのですか？

父 YG は今帰仁村出身者で、母は本部町出身だ。1950 年代に那覇を経てコザ（現在沖縄市）へ移動し、1959 年頃から金武町で営業を始めた。私 YI は沖縄市で生まれた。父は、すでに那覇市・沖縄市で貿易商や飲食店などの経営経験を持った。呼び寄せに応じて金武町へやってきた。母は、昼間自動車を使用して沖縄中を駆け巡り化粧品のセールスとして成功した。それにもかかわらず夜には飲食店の営業と、よく働き財産を作り成功した<sup>308)</sup>。

ベトナム戦争で好景気だった頃、私は宜野湾市の大学に進学し台北へ留学した。当地で結婚後、さらにミュンヘンに留学し、1983 年に日本に戻り、サラリーマンを 1 年経験した。父が病気になり、跡を継ぐため 1984 年に金武町へ戻った。

1990 年代の不景気に入りつつある頃、妻とともにスナックを営業する傍ら、野菜のハウス栽培をはじめた。多角経営といえるかな。2000 年代初めには息子が 3 代目を継いだ。妻は大学に入学し、54 才でアモイ大学博士号を取得した。彼女は頑張りました<sup>309)</sup>。

彼は各地を移動し、外との交流の中で経営の多角化を目指したといえる。彼の息子はバー・スナック経営だけでなく、父同様、ビルメンテナンスなど多角経営を行っている。彼らは地域の景気が悪くなくてもこの地区から移動せず、多角経営を行い定住する人々である。

既述したように金武町社交業組合員数は 1981 年がピークで 146 人、その後減少を続け 2014 年には 65 人となった<sup>310)</sup>。このことはベトナム戦争後、性産業が国際分業のなかに組み込まれてきたことによる影響も含まれるだろう。基地軍人の消費動向に左右される中小自営業は、日米の財政・安保政策、不景気が改善されず経済的格差が拡大する中、生き残ることが困難な時代といえる。

YI<sup>311)</sup> は金武町在住者で、金武町から転出した経験はない。彼女は義務教育終了後に、新

<sup>308)</sup> YG の家族の聞き取り（於：金武町社交業組合事務所 2015 年 1 月 15 ・17 日）。

<sup>309)</sup> YI の聞き取り（於：金武町の自宅、2015 年 1 月 17 日）。

<sup>310)</sup> 表 9 と YS の聞き取りから（於：金武町社交業組合事務所、2015 年 1 月 15 日）。

<sup>311)</sup> YI の聞き取り（於：2015 年 1 月 16 日金武町社交業組合前広場）。

開地の従業員として働いた経験を持つ、60歳代前半の女性である。

——この地区で働き始めたきっかけは、どのようなことでしたか？

初めは、兄の経営する店で働き始め、金武区の人と結婚した。夫は働かない人だった、結局子どもを4人連れて離婚した。その後は昼と夜の掛け持ちで働いた。忙しかった。今は一人暮らしで生活保護を受けている。

彼女の話は義務教育終了後に、専門的な職業訓練を受けず財産もなく、離婚により母子家庭となったことから、生計を担う女性の生活状況を現している。

MOは、新開地の食品・雑貨屋で働く女性である。すでに80歳を超えている。彼女が金武町で働くことになった経緯を証言する<sup>312)</sup>

——生まれはどこですか？ 金武町で働くことになったきっかけはどのようなことでしたか？

南洋諸島から中城へ引き揚げた。そこで結婚しボリビアへ移民した。7人の子どもがいる。生活をよくするため復帰を期に、中城市へ戻った。その後、金武町へ転入し、1980年代からこの地区のスーパーでパートとして約30年間働いている。当時から町の移り変わりを見てきた。すっかり人が少なくなり、変わった。今ダンサーは大阪からきた女性1人だ。

KY①<sup>313)</sup>は、中卒後、宜野座村から金武町へやってきた。年齢は60歳を超えている。彼女はどのようにして自営業（スナック）をはじめたかを証言する。

——生まれはどこですか？どのようにして自営業をはじめたのですか？

義務教育を終えて隣の宜野座村からきた。はじめアルバイトとしてスナックで働きはじめ、通っていた。途中からこちらに引っ越した、今はパートナーがいる。固定客もいるので、このまま続ける。

<sup>312)</sup> MOの聞き取り（於：金武町社交業組合事務所前の広場、2015年1月14日・15日）。

<sup>313)</sup> KY①の聞き取り（於：金武町、2015年1月17日）。

これまでの聞き取りからわかるように、この町では移民や出稼ぎ経験を聞くことがまれではない。新開地で聞き取りのできた人は、1960年代から70年代に金武町に転入し、ほとんどが開業資金を蓄え自営業となり定住した人々である（表10）。

彼らは1950年代から60年代はじめの戦後混乱期に、出生地あるいは引き上げ後に那覇市や沖縄市に学業や職を求めて出てきた。それは親族や知人の呼び寄せである。当時は占領期で、本土への出稼ぎや学業は、パスポートが発行されねばならなかったため、近くの都会である那覇へ行ったというものだ。

多くの人はその後また呼び寄せにより金武町へ転入し、1990年代後半には定住を決めていた。彼らは後述する金武山訴訟の原告よりも、頻繁に移動している。

中村牧子は日本本土にかかわる人の移動について、1936年～65年の30年間に「人々は、地域的には大都市―地方間を右往左往し、職業的には雇用と農業や自営との間で揺れたのちに、再び雇用へと一斉に流れ込んだ。（中略）この30年間における変動は部分的には戦争という特殊事情がもたらしたもので、また部分的には被雇用者が主流をなす社会への転換期であることによる、一時的なものだった。戦争が終わり産業構造の転換が終わりに近づくにつれ、被雇用者の移動も活発さが失われた」<sup>314)</sup>と論じている。

中村の使用した戦前・戦後のデータには沖縄県が含まれていない。聞き取りした人々は13人で少数である。これを踏まえた上で、中村が論ずる移動にかかわり2点の疑問がある。①沖縄県における那覇市と基地の町の人々の移動は、他府県人における都会と出生地間の移動要因と類似した傾向があるのか、②基地の町のバー・スナックなどの女性経営者の移動は、全国的な同業種に見られる傾向か（5年で2割が移動する）。この業種の移動要因は米軍の消費行動の影響を受けた経営不振によるものかどうかである。この2点は今度の課題である。

#### 4 暴力事件の多い地区

ここは暴力事件などが絶えない地区であった。しかも、性暴力・暴行事件の多くが隠されてきた。例えば、1960年代後半に報道された金武村内のホステスの殺害・暴行事件は、1965年1件、1967年は2件であった<sup>315)</sup>。これは先述したGSのいうように氷山の一角であろう。この年（1967年）は、「ベトナム戦争からの帰還兵による強盗、ホステス殺しが続発、（中略）米兵相手のバーでは、女性が1人でトイレに行くのは自殺行為だ」<sup>316)</sup>といわれた。ベトナム戦後の1975年頃、「金武はカフェー・キャバレー、料亭などの総数は155軒

<sup>314)</sup> 中村牧子『人の移動と近代化―「日本社会」を読み換える』有信堂高文社、1999年、159頁。

<sup>315)</sup> 基地・軍隊を許さない行動する女たちの会『沖縄・米兵による女性への性犯罪(1945年4月～2012年10月) 第11版』、2014年、20-21頁。

<sup>316)</sup> 基地・軍隊を許さない行動する女たちの会、前掲書、20-21頁。

で、深夜飲食店 21 軒。また、石川地区刑法班認知件数の中で傷害事件は石川・恩納・宜野座がゼロであるのに対し、金武は 189 件、窃盗なども他の 3 地区に比べ多い」<sup>317)</sup>。ここは、ネオン街であるが周辺市町村に比べ物騒な夜の町であった。

表 10 金武町社交業組合事務所周辺の人々・移動表 (丸文字はイニシャル)

在在先\移動年		1950年代	1960年代	1970年代	1980年代
金武町	在住	YI	YG, YE, KY①, GK①	GS, ST①, NS①, MO, KN, KG	YT
	転出	GS	GS, YT		
宜野座村		KG			
沖縄市		GS, YG, YT, ST①	KY①		
うるま市		YE			
中城市		MO			
宜野湾市			YT	KG	
名護市			NS①		
今帰仁村		NS①, YG	NS①		
本部町					
那覇市		GS, YG, GK①	GS, KN, KG, NS①		
糸満市		GK①			
宮古島市		KN			
関東					YT
ボリビア		MO			
台湾				YT	
ドイツ				YT	

出典：於：金武町社交業組合事務所と周辺広場での聞き取りから作成。2015年1月11日・1月12日・1月14日・1月15日・1月16日・1月18日・10月13日。注：破線は学業・実線は就業のための移動を示す。

1980年代に入り、社交業組合は米軍との懇談会で「表沙汰にはならないが、地域住民がいかにか日常生活で被害を受けているか、米兵らによる窃盗事件や無銭飲食はきりがなく、わいせつ行為も多い。(中略)小さな問題から大きな問題に発展する」<sup>318)</sup>と訴えている。

基地キャンプ・ハンセンの第1ゲート前には交番がある。夜になるとパトカーが地区を数回巡回する。外からは地区の女性従業者がどのような就業環境にあるのかは見えにくい。多くの方は地区で働く女性たちの就業状況や被る暴力性について語らない。その女性たちは比較的短期間で他の地域へ移動する傾向をもつ。

こうした状況のなか、那覇周辺地域のキリスト教会のグループは、1981年から1995年までこの地区で相談活動を行った。中心になったのはシスターMR<sup>319)</sup>(1935年生)である。彼らは総勢10人で毎週末女性従業者の相談活動を行った。彼女はなぜその活動をするこ

<sup>317)</sup> 金武町『広報金武縮刷版1号～100号』334頁。

<sup>318)</sup> 「基地被害なくせ」『琉球新報』1983年6月1日付け朝刊、16頁。

<sup>319)</sup> MRの聞き取り(於：与那原町、2016年6月2日)。



とになったのかを証言する。

—どちらのご出身ですか？

わたしはフィリピンで生まれた。父母は大宜味村出身で、父は17歳の時にフィリピンの麻山に出稼ぎに行った。兄弟は旧日本軍によって殺傷された。引き揚げ後石垣島で育ち、高校生の時に教会に通い始めた、高卒後代用教員として2年間働き、25歳でシスターになった。その後東京やアメリカで幼稚園教諭と修道女の教育を受けた。

—相談活動はどのようなきっかけではじめられたのですか？

1981年にフィリピン・ダバオで体験学習プログラム、いわゆる再教育を受けた。生まれ故郷であったため、懐かしくて出かけた。その際、現地でお手伝いすることはないかと問うた所、「フィリピンで手伝うというより、沖縄で出来ることがあるだろうと、多くのフィリピン女性が日本・沖縄・韓国などアジアでエンターティナーとして出稼ぎに行っている。それらの国のシスターは何をやっているのか」と問われた。信徒の need に応えることが使命と考えてきたが、自分の足りなさを痛感した。私たちは1981年の帰国後から毎週土曜日に金武町新開地へ約10人で出かけ、フィリピン女性の相談活動を1995年まで続けた。

—どのようなグループでしたか？

当時わたしは、修道会の幼稚園の仕事をしていた。そのかわり性産業にかかわる女性の駆け込み寺のこともやっていた。売春婦をやっていたが、男性あるいは夫の暴力などに耐えきれず、子連れで修道院に逃げてきた女性をかくまうことだ。本土へ逃がしたことも何度かある。

この頃は、戦後占領期のウミを出した時期であった。多くが行政施策だけではにっちもさっちもいかない状況で、母子家庭女性の生活をやり直す手助けであった。グループは教会のシスターばかりでなく、駆け込み寺の中で知り合ったり助け合ったりした人々、例えば公務員や自営業者らと一緒につくった。教会の仕事と併行して、歓楽街の相談活動もやっていた。金武町だけでなく真栄原や辺野古の歓楽街へもいった。

—服を着替えるとかは現地でされたのですか。金武町の協力は得られたのですか？

当時は吉田町長だった。趣旨を説明したら、快く着替えとかに使えるよう町役場の多目的ホールを貸してくれた。いつも午後2時から4時まで新開地へいった。営業で忙しくなる前に行かないと話が出来ないので、その時間だった。

—どのように声をかけたのですか？

大抵2人1組で、何か困っていることはないですかと声をかけ電話番号を書いた名刺を渡した。初めのうちはお客のように座って世間話をしていた。健康状態はどうか、給料はもらえているかなど話すと、教会へ行けてないこと、家族に会えないことがつらいと訴えられた。しかし、私たちは何も出来ないのです、それを痛感しました。でも毎週シスターが見回りに来るという事実が信徒であるフィリピン女性の支えになってくれればと思っていた。

—店でトラブルになることはなかったですか？相談の内容について町役場で話されましたか？

毎週行くうちに徐々に店の主人に疎んじられ、店で長居が出来なくなった。名刺を渡すタイミングが難しくなって。でも、根気よく毎週行った。帰ってくれとか店に入れないという所も出てきた。町役場では時々報告もした、吉田町長は協力的だった。1995年の県民集会後、軍人の夜間外出禁止令が出て新開地の女性従業者数は激変した。それをきっかけに歓楽街の様相が変わり、この活動は終わった。今は辺野古に連帯する活動や座り込みに交代でいっている。

MR は、後に当時を次のように記す。「金武町のクラブマネージャーが『フィリピンの女性がいるから 町民が枕を高くし、安心して寝られるんだ……。それに貧しい国の女性が、ここで働くことは、彼女らの家族を助けているんだ』と豪語した」<sup>320)</sup>。

1983年には、新開地で女性従業者の宿舎が火事になった。彼女らは屋外から施錠されていたため逃げられずフィリピン女性2名が焼死した<sup>321)</sup>。この事件は女性らの就業実態の側

<sup>320)</sup> 宮城涼子「基地沖縄の女性たち」『今、この現実のなかで・・・共に生きる』女性パウロ会、1988年、197頁。

<sup>321)</sup> 『沖縄タイムス』1983年11月12日夕刊。鈴木・玉城の聞き取りによると、「8年ほど前（1970年代後半）に金武町でエンターティナーが脱走したことがあり、プロモーションが外鍵を準備するようになった。それ以降はほとんどの寮で管理が厳しくなり施錠するようになってしまった。（中略）（火事後）現在は鍵が常備されているだけで、実際にはかけなくなった」（鈴木規之・玉城

面を白日の下に曝すことになった。人権を無視した就業条件などが問題となり、地元消防署だけでなくフィリピンのNGOによる現地調査も行われた。

——1983年に新開地で火事があり、フィリピン女性がなくなりました。フィリピンでも問題になったと聞きますが、新開地の様子は変わりましたか？

消防署が調査に入り、結局火災を出した店は廃業した。じつのところその後の宿舎の状況はあまり変化がなかった。

火災後宿舎の様子はどのようなものであったかを見ると、MRの証言と鈴木・玉城の聞き取りでは鍵の扱いについて微妙に異なり曖昧である。いずれにしても、鍵は破棄されたのではなく雇用主の手元に常備されていたのだろう。

先述した1980年代後半の金武町社交業組合長は、新開地の営業は地域経済の主要業種であるが、隠されている暴力・暴行事件などの多さを述べている<sup>322)</sup>。新開地で暴力にあってきたのは、主に金武町外出身者や外国籍の女性従業者であった。より多く暴力に遭い移動の激しい女性従業者は、金武町の他の女性とどのような関係性であったかは後述する。

## 5 基地労働者と新開地の営業

基地建設以後新開地とその周辺は、先述したようにドルの主要な稼ぎ手であった。金武町社交業組合は復帰運動の時期に、「基地撤去反対推進委員」を選出し、大量解雇反対と反戦復帰運動をたたかう全軍労対策に「生活を守る会」を結成した<sup>323)</sup>。この頃元キャンプ・ハンセンマリン支部部分会長であったIK<sup>324)</sup>は次のように証言する。

——復帰前の全軍労のストライキについておしえてください？

1968年～69年にかけて、全軍労は人員削減に反対しストライキをうった。マリン支部全体で303名、金武では180名の人員削減と賃金の引き下げ提案がされた。24時間体制で基地ゲート前にバリケードをつくりストに入った。それはスト破りをさせないことである一方、軍人が新開地に出て行けないことにもつながった。

35日間のストだったが、自分たちの雇用がかかっていたのでやり通した。クリーニ

---

里子、前掲論文、251頁)。

<sup>322)</sup> 「基地被害なくせ」『琉球新報』1983年6月1日付け朝刊、16頁。

<sup>323)</sup> 金武町社交業組合、前掲書、28-31頁。

<sup>324)</sup> IKの聞き取り(於：うるま市石川、2013年9月18日)。キャンプ・ハンセンには1966-2002年在職。

ング、ハウスメイドや清掃の作業員は、15日目頃から仕事についた。結局、支部全体では30数名の人員削減で妥結し、金武の人員削減は撤回された。その後復帰に際し、賃金が月給制になり、ドルから円に切り替わったことから数割の賃下げになった。多くの人が離職した。

後述するYYもこのとき離職した。なお金武のマリン支部には婦人部はなかった。

——米軍からの嫌がらせはなかったですか？反基地運動の関係はどうでしたか？

嫌がらせはいろいろあった。まず、オフリミットの発令となった。米軍人がバリケードの所まで差し入れにきた、コーヒーやお菓子を持ってね。これはからかいというか嫌がらせだよ。防衛局は、マリン支部の三役をなるべく採用しないようにしていた。金武町の分会はそこまでなかった。

——金武町社交業組合の関係者とは、話し合いをもたれたのですか？

オフリミットの関係では、社交業組合の代表者がテントの所までやってきた。なんでストをやるのか、いつまでやるのか、基地がなくなるとは困るとか、いろいろ言われた。それで、首切りと賃下げ提案とたたかっていることを説明した。自分たちの生活がかかっているのだと。復帰運動の項目である反基地運動も全軍労の方針で、復帰に際し、核兵器を持ち込ませない本土並み返還を求めることであることを説明した。丁寧に話しわかってくれた。

IKの証言は、当時「生活を守る会」を結成した金武町社交業組合の緊迫感とは少し異なるように思える。

——復帰後、全軍労は分裂し、一方で1978年全駐労と組織統一をしました。金武の分会はどうでしたか？

復帰後、組織統一し名称が全軍労から全駐労に変わった。職場集会是外でやったが、ハチマキ闘争はできた。第2組合は平和運動、反基地運動、基地撤去に反発した。自分たちの職場がなくなるから？と。第2組合は1/10位だった。

金武の分会はマリン支部と少し違って、活動は分会の実情に合わせて考え、それが完結していた。復帰前軍作業員は金武町の人が多かった。その頃の仲間と模合もつく

った、今も続いている。

新開地はベトナム戦後の不況で営業利益が縮小した。それは自営業者や女性従業者が数百名転出する形で現れた。そしてオフリミット、基地警戒態勢のレベルアップは、兵士の夜間外出禁止令などを招き、営業は打撃を受けてきた。1995年の事件以後も金武町社交業組合は、夜間外出禁止令が出される度に早期解除を要請してきた。新開地は基地軍人の消費動向で営業利益が左右される自営業者で組織され、基地に寄り添い営業を行っている。そのため、軍人・軍属の行動を制限するリバティ制度や基地撤去をはじめとする反基地運動は、新開地の営業と利害が一致してこなかったといえるだろう。

既述したように、復帰後金武町の基地労働者は、1972年頃約1000人の減員となった。それは賃下げによる自主退職も含んでいた。復帰後の全駐労はストライキを打つことが少なくなった。1995年の事件以後、組合が分裂し反基地運動は語られなくなった。

まとめると、金武町の遊興地区と基地労働者は、互いに基地の存在によって生活を成り立たせきた。そのため両者は、反基地運動と利害が一致してこなかったと考えられる。町の人口変動をみると、基地の動き—基地建設、ベトナム戦争、復帰や1995年の県民集会など—と連動して労働者が転出入を繰り返してきたことがわかる。他方で1980年代以降、地域では基地被害抗議集会が度々開催されるようになっていく。

### 第3節 語られない女性たち

新開地は1990年代初めまで米軍人専用の遊興地区であった。現在、金武区事務所における旧金武区民居住地域と新開地を含む新興住宅街は、区事務所の班分けが異なる。

金武山訴訟の原告のうち金武町内に居住する女性は、15人（2013年現在）と少数であるが、彼女らを原告グループとして新開地の関係を検討しよう。

原告グループは日常的な買い物を金武区内の商店街や町外で行い、新開地では買い物をしなかったと述べる。金武区内には1990年代2カ所の商店街と一般食料品などを扱う商店があった（ただし商店街は現存しない）。1994年「買物動向」調査はそれを裏付けている<sup>325</sup>。例えば、一般食料品の購買先は地元が76.1%で、そのうち区内の主な店舗が63.0%、金武町内商店街での購入は4.6%、新開地は5.3%である。外食をする場所は、地元が20%で、そのうち金武大通り商店街が6.4%、新開地が5.0%、その他が8.6%である。地元以外が80%を占める。両者の数字は新開地区での購買者は一定数あるが、それは金武区民というより新開地内とその周辺の住民を推測させる。

一方、1990年代のエンターティナーの聞き取りでは、「外出はママさんの知っているよ

<sup>325</sup> 金武町「第3次金武町総合計画(基本構想・前期基本計画)」金武町役場、1996年、141頁。

うな範囲で、近所の店に日用品を買いに行く程度は許可を取る必要はない。遠出は禁止されている。(中略)ほとんどの女性たちが各自のボーイフレンドに米軍基地内で買ってきて貰っている(図5)。その理由について(1)基地内の物価はかなり安く、フィリピンの製品も手に入りやすい、(2)英語の表示がついているので、使用法がわかりやすい、の2点をあげる。特に薬については、病院に行く機会がないので、普段は市販の薬に頼らざるを得ないが、日本の薬は値段が高い上に英語の表示がないので服用できないと訴えていた<sup>326)</sup>。

上記の聞き取りから、女性従業者は新開地区内の限られた店を利用し、基地内のマーケットの利用率が高いことがわかる。金武町内の商店街を利用することは皆無とって良いのではないか。これは、女性従業者が新開地区外の女性たちと接触することが、少なかったことを示していよう。

地域活動はどうであろうか。新開地の女性の多くは、午後から夜中までを就業時間としている。宮古島から那覇市を経て金武町へ来た元女性経営者 KN は「社交業組合だけでなく婦人会や自治会へ入会し役員を受けた」と述べる。しかし、長年経営者である世帯主は5年で2割が転出する傾向をもち、女性従業者は米軍占領期、復帰後も定住者が少なく地域活動の力になりにくい。1981年の社交業組合加入の世帯主は、女性/男性が107/39人で、世帯人員は平均4人である。世帯人員の続柄は不明である。

商業地域には「通り会」という自営業者の団体がある<sup>327)</sup>。原告グループのTY②は、新開地周辺の自営業者で「通り会は楽しみで今も参加している」と述べる。新開地の商店街はこの会に属する人々が多い。

一方で、先述したGK①は「生活や商売で困ったときには、模合を起こし商売仲間と助け合ってきた。地元民との付き合いはない。当時、通り会の参加もしなかった。婦人会や老人会、公民館祭りも行ったことがない。何度か“寄留民のくせに”といわれたが、税金を払っているのに文句言われる筋合いはないと言い換えした<sup>328)</sup>」と述べた。

IH は、職場が新開地に近いことから「給料をもらおうと職場の人たちと新開地のレストランへ行った」。だが、日常的な利用はなかった。原告グループの夫らは、夜の飲食には新開地を利用せずうしな一街や石川市などへ行くとした。この地区は、米軍人の憩いの場として形成されたことが改めてわかる。

上記から、原告グループと新開地区の人々との日常的な付き合いは見えてこない。繰り返すが、新開地の女性の多くは午後から夜中までが就業時間であり、婦人会や「通り会」などの地域活動に参加するものは少ない。

こうしたことから、新開地区女性従業者と後述する裁判をたたかった女性は、別の世界

<sup>326)</sup> 鈴木規之・玉城里子、前掲論文、249-250頁。

<sup>327)</sup> 通り会は商店街の通りに面した商店で構成される自営業者の集まりである。

<sup>328)</sup> GK①の聞き取り(於：金武町社交業組合事務所、2015年10月14日)。

に生きているようである。新開地女性従業者は地域社会と隔絶した位置にいた人々と言える。彼女らはグローバル経済の国際分業に組み込まれた人々ともいえよう。

先述したGSのインタビューから、この地区の女性従業者は、貧困層に属する本島地元民と離島出身者、後に外国籍女性(主に観光ビザで入国する女性)が多数を占め、階層分けされ差別的な対応がされてきたと考えられる。

また、基地の町の女性差別を考える上で、新開地の女性従業者の実態を知ることは必須と思われる。それは基地の町の底辺に位置し、性産業に従事する低所得女性の存在によって、女性間の階層性を形作れたのではないかという問いのためだ。第5章で詳しく記す区外出身者男性と婚姻した旧金武区民女性への抑圧を成立させるには、新開地区の女性従業者という働くよそ者が存在し続けることが、抑圧の構図に必要なのではないかと考えさせられる。歓楽街として形成された経緯を考えると、地域の人々はその内情はわかっていたのだろう。彼らと日常的な接触がみられないため、口を閉ざす一方、差別意識を持ち続けてきたと思われる。

マリア・ミースは「東南アジアの女性が大々的な規模で最初に売春婦にされたのは、ベトナム戦争と太平洋地域にアメリカの空海軍基地が設置された状況においてであった」と述べる<sup>329)</sup>。秋林は、「軍隊に性暴力はつきものだという考えから地域社会が対策として基地周辺に性産業を設置してきた」ことや性産業の設置は「性暴力を受ける女性たちと性暴力からは守られるべき女性たち」という女性間の分断を容認すること<sup>330)</sup>であると論ずる。

女性従業者らは、基地経済を支える底辺労働者といえる人々であり、景気の動向で移動を繰り返す傾向がある。それは、金武区民全体との交流の少なさや労働条件の改善にかかわる発言権の乏しさなどから移動するともいえるし、それ故に地域内の重層的な女性差別を隠すことができたといえるだろう。

那覇やコザで長年ケースワーカーをしてきたMKは、戦後長い間「義務教育後に職業訓練を受けていない女性は軍作業員かホステスしか現金収入の道はなかった。(中略)ホステスを選ぶ人は母子家庭が多くて、本当に気の毒だった。しかし、何もかも足りない状況の中で自活していくための相談や援助を増やしつつ地域の中で見守ってきた」と回想した<sup>331)</sup>。それは、金武町でも類似した状況と推測される。MOは「子供もいるが、地域の人は何も聞かないし、何も言わない」という。GSも同様に「地域で黙ってやってきた、(中略)そうやってきたんだ」と述べた。

一方で、石川真生は、「観光ビザなどで入ってきて、ヤクザたちにくいものにされる女

<sup>329)</sup> Maria、Mies、前掲書、210頁。

<sup>330)</sup> 秋林こずえ「3 ジェンダーの視点と脱植民地の視点から考える安全保障 軍事主義を許さない国際女性ネットワーク」日本平和学会編『平和研究』第43号、2014年、51-68頁。

<sup>331)</sup> GSの聞き取り(於：金武町社交業組合 2015年9月16日)。

性と（中略）労働ビザをもらってやってきた女性を一緒に考えるのは危険だ」と述べる<sup>332)</sup>。なぜならそれは、「クラブの経営者だけでなく、レストランや洋服屋などその他大勢の人が寄り集まり、支え合って生きている金武の町すべての人を批判していることに繋がる」からだと問いかける。この発言は女性従業者を労働者とし、その視点から彼女らの職業の選択や労働環境、人権問題を考えようとするものであろう。むしろこの職種を選ばざるを得なかった社会構造こそ問われるべきだろう。GS<sup>333)</sup>は、新開地の暴力について証言する。

——なぜこの時期に新開地の暴力について語るようになったのですか？

私はフィリピンで暮らしていた。敗戦直前に1年間フィリピンのジャングルで母と弟と一緒に逃げながら生き延びた。その後関東に引き揚げ途中、上陸する検査の途中で1人になってしまった。その収容所では水さえろくになく、結局10歳の時1人で沖縄へ送還された経験をもつ。

その後基地の町で生活し、口に出せないような暴力事件が相次いだことを知っている。最近のニュースを見るとまた戦争へ進みそうでとても心配だ。いま、体験したことを話さなくてはと思っている。

繰り返すが新開地は、基地建設と同時期に米軍人用として形成された。町役場と新開地は、基地関係者と積極的に関係を作り地域経済を振興してきた。1983年の火災事件から、新開地で就労する女性従業者の中には、地区をはじめとする金武町内を自由に行き来することが出来なかった人々がいたことがわかる。

このことは、女性間に出自や職種などによる差別があったことを物語る。女性従業者が景気の動向などから頻繁に移動する背景から、人の移動を促す基地経済は、一面女性差別や人権侵害を覆い隠す作用を含んでいるのではないか。

加えて、原告グループは新開地女性について一言も話さず、その関係は聞き取りや日常的なつきあいからは見えてこない。新開地の女性らと裁判をたたかった女性は別の世界に生きている。前者は地域社会と隔絶した位置にいた人々と言える。語らない彼女らは女性間の差別構造を容認してきたかに見える。

けれども、そこには更なる問題が浮かび上がる。既述したように、原告グループは区外出身者の夫とともに旧金武区民から差別を受けてきた。それにも関わらず、彼女らの中に

<sup>332)</sup> 石川真生「素顔のアングルーフィリピンの出稼ぎ女性たち」『沖縄タイムス』1989年8月14日夕刊、1989年9月22日朝刊。

<sup>334)</sup> GSの聞き取り（於：金武町社交業組合 2015年9月16日）。



も新開地区への差別意識があり、新開地区の状況を見ないようにしてきたとも思えることだ。しかし、性暴力事件から見ると、GS が言及する新開地区の役割は予想より機能しなかったのだろう。つまり地域では、性暴力被害はより多く新開地の女性従業者が受けてきたが、町の全住民がその可能性を持つ立場であり被害も受けてきたとし、町中が全てを隠し通してきたという。現在も事件は減っていない。

既述したように、軍用地料の女性差別に抗する運動で中心となった人々は、性暴力事件に抗議する 1995 年の県民集会でマスコミ対策を初めとして企画段階から活動した。

YM は県民集会について「戦後 50 年経って、沖縄の女性・少女はまだ性暴力に我慢しなければならぬのかが強くあった」と述べた<sup>334</sup>。長年の怒りと屈辱は、日米地位協定の見直しや基地と性産業の関係を問い 1990 年代にやっと行動にできたのだろう。

こうしたことから見えてくるのは、原告グループが新開地への差別意識を持ちながら、自らの経験を含め町内全ての性暴力事件を押し隠してきたことである。それゆえ、原告グループは女性従業者だけでなく新開地についても語らないのではないかと思われる。この地域の女性間関係は重層的な差別構造と言わず、逆に語らないことが複雑な女性間の繋がりを現していると考えられる。

以上から、新開地は基地の軍人・軍属の消費に左右され営業されてきた中小自営業の集まる地区である。他の米国軍事基地に見られるように 1990 年代まで地区は約 10 カ国の人々が仕事を求めやってきた。なかでも性産業に従事する女性たちは、流動性の強い低賃金女性労働者たちが多数を占めた。この傾向はベトナム戦争後のアジアの傾向である。しかし、性産業に就業する女性たちは就業する地域社会から隔絶した世界で生き、地域の家長制のなかで性暴力と差別に晒されてきた。

#### 第4節 小括—基地と移動する人々

好景気の続いた後の 1990 年代は全国的な不況に見舞われ、金武町も例外ではなかった。その影響は 90 年代後半から目に見えだしたが、2000 年前後には一時的に持ち直した。しかしその後また徐々に低迷していく。

不況の影響は、新開地の中小自営業者にも及んだ。加えて 1995 年の県民集会以後には基地と性産業の関係が問われたこと、軍人・軍属から派生する性暴力被害が女性の人権侵害であること、性産業のグローバル化が深まったことや兵士の外出禁止令が断続的に出されたことなどが重なり、新開地の営業を直撃したのである。

また新開地は地域社会から異なる地域と見られ、性産業に従事する女性たちは、地域とは隔絶された世界で就労する低賃金女性労働者たちであった。この地区の特徴は人の移動

<sup>334</sup> YM の聞き取り（於：那覇市 2015 年 5 月 21 日）。

が激しいこと、性暴力事件をはじめとする暴力事件・事故の多いことである。この傾向はベトナム戦争前後のアジアの傾向である。性産業に就業する女性たちは地域の家父長制のなかで性暴力と差別に晒されてきたといえよう。性産業に従事する低賃金女性従業者の存在は、金武区内の女性差別を階層化し、維持する役割があったのではないかと思われる。

金武町の人々の移動を見ると、戦争や紛争が莫大な資本の動きを伴うこと、町が基地経済に大きく依存しつつ、日米経済や安保政策に影響されてきたことがわかる。基地の存在は多数の不安定労働者を生み出し、性産業をはじめとする低所得グループの人々の移動を促してきた。その契機は、良い暮らしを求めることや呼び寄せである。

戦後町の地域運営は、基地との利権とつながる様々な地域有力者によって行われてきたといえよう。軍用地料の配分は不公平感があり、地料の受領が地域内の排他性を助長している。こうしたことから基地の町の経済・雇用は、日米両国の政治・軍事・経済の強い影響下にあり、また一面で依存を強めてきたと考えられる。

一方で、近年新開地でも多角経営する経営者が現れ、基地への依存から徐々に離れ、基地軍人の消費に影響されない業種を拡大する変化もみられる。

図5 基地キャンプ・ハンセン



表 A

## 沖縄調査：面談日程一覧(2012年～2017年)

1	沖縄県	保健医療部保健医療政策課	2015/9/15、17
2		行政情報センター	2012/09/3、2015/9/14
3		男女共同参画センターていりる	2012/9/02、2017/2/27
4		沖縄県立図書館	2012/7/15～2017/3/1
5		沖縄県立公文書館	2012/8/8～2016/12/12
6	那覇地方裁判所		2013/4/30
7	那覇市	女性センター	2012/8/21
8		歴史博物館	2013/8/7
9	沖縄県看護協会		2015/9/15
10	金武町役場	総務課	2013/3/14～2014/9/19
11		住民生活課	2014/11/26
12		企画課	2013/8/8、2014/5/16・18
13		社会教育課	2013/5/17、9/18・19
14		保健福祉課	2013/3/4
15		産業振興課	2014/9/19
16		基地跡地推進課	2013/5/17
17		学校教育課	2014/11/27
18		教育委員会	2013/2/3、2015/9/17、 2016/12/14
19		町議会事務局	2013/9/19
20		町立図書館	2012/8/24～2017/3/1
21		金武区事務所	2013/2/5、3/4
22		並里区事務所	2013/3/5、5/19
23		伊芸区事務所	2015/9/16
24		屋嘉区事務所	2015/9/16
25		金武町立金武中学校	2014/11/26
26		金武町軍用地等地主会	2013/2/7
27	軍用地関係	金武入会権者会	2013/2/5～7、2013/8/9、 8/29、2016/12/14
28		並里財産管理会	2013/2/6、7/20、8/29
29		伊芸財産管理会	2013/2/6、拒否

30	金武町商工会		2014/11/26
31	宜野湾市	教育委員会	2012/9/20
32	名護市	教育委員会・史誌編纂室、企画部	2012/8/22、2014/11/27
33	沖縄市	平和・男女共同課、市史編纂担当	2013/8/29
34	糸満市	教育委員会	2012/9/19
35	佐敷町	津波古区事務所	2012/7/13、8/27、2013/3/7
36	読谷村	渡慶次公民館	2012/8/21
37	大宜味村	史誌編纂室	2012/9/10
38	アジア女性資料センター		2014/3/7
39	赤嶺政信	琉球大学	2012/8/23
40	鳥山淳	沖縄国際大学	2012/7/14
41	中村誠司	元名桜大学	2012/7/15
42	末本誠	神戸大学	2012/7/30
43	来間康男	元沖縄国際大学	2013/8/7
44	大城(比嘉)道子	大学非常勤講師	2012/09/19、2012/011/25、 2013/02/02、3/5、 2013/04/30、2013/09/02
45	宮城晴美	大学非常勤講師	2012/08/28、2016/3/16
46	宮國英男	ゆあ法律事務所	2013/2/8
47	新垣勉	コザ法律事務所	2013/3/7
48	高里鈴代	基地・軍隊を許さない行動する女たちの会	2014/05/13、2016/3/16
49	わびあいの里	伊江島	2014/9/18
58	YS①	金武区・原告	2013/08/10、2015/1/26
59	NN①	金武区・原告	2013/08/10、2015/01/15
60	GT	金武区・原告	2013/08/08、2015/01/13
61	OT①	金武区・原告	2013/08/09、2015/01/13(妻と夫)
62	IS②	金武区・原告	2012/11/25、2013/02/03、 2013/05/18
63	NH①	金武区・原告	2013/8/9

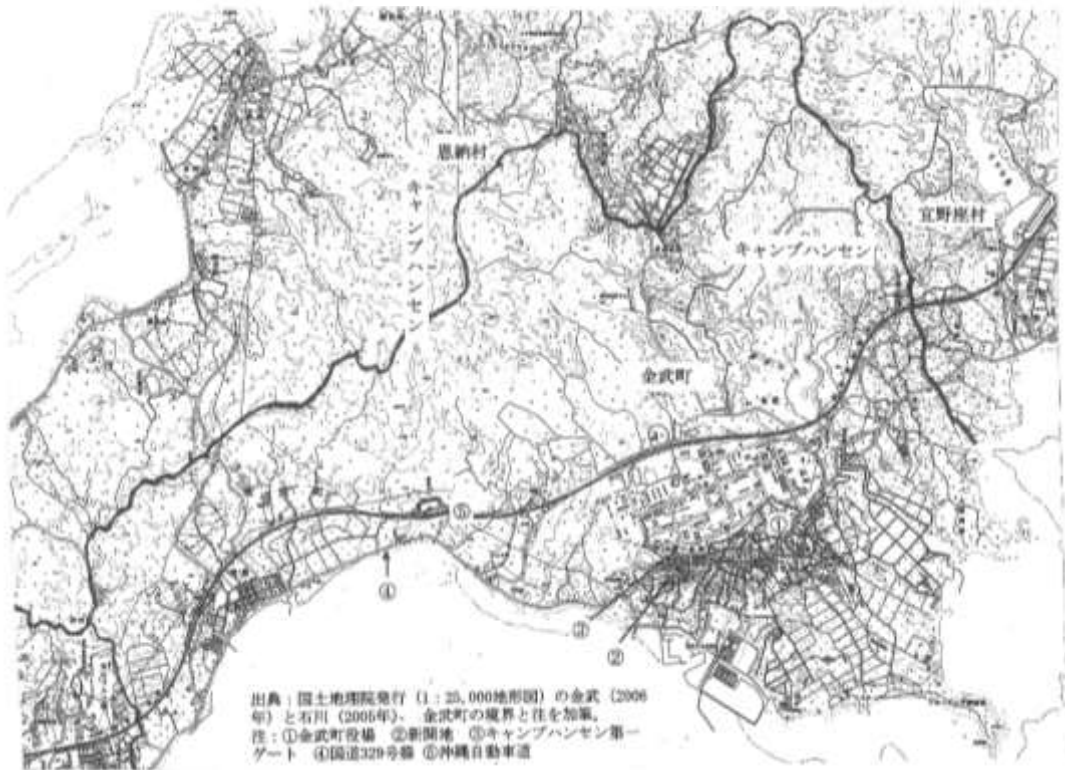
64	NM①	金武区・原告	2012/11/25, 2013/02/03、 2013/05/18
65	NN②	金武区・原告	不在、NHから聞き取り
66	KS	金武区・原告	2015/1/13
67	IH	金武区・原告	2013/5/17、2015/01/16
68	NT①	金武区・原告	2013/08/10、2015/01/17
69	TY③	金武区・原告	2013/5/17、2015/01/11
70	TY①	金武区・原告	2013/5/17
71	TY②	金武区・原告	2013/5/17
72	GJ	金武区・原告	2013/8/10
73	IS①	金武区・男性支援者	2013/5/19
74	NH②	金武区・支援者	2013/2/5、3/25
75	TA	金武区・支援者	2013/2/5-2/8
76	NK	金武区・男性支援者	2013/2/3
77	UH	金武区行政委員、金武町・ 金武区婦人会	2013/2/27、3/6、5/15
78	GS	金武区・新開地周辺	2015/1/13、2015/09/16、 2016/2/10
79	GE	金武区・新開地周辺	2015/1/15
80	YS	金武町商工会・社交業組合	2014/12/2
81	YT	金武区・新開地周辺	2015/1/15、17
82	MO	金武区・新開地周辺	2015/01/14, 15
83	KN	金武区・新開地周辺	2015/01/15, 16
84	NS①	金武区・新開地周辺	2015/1/17
85	KY①	金武区・新開地周辺	2015/16
86	KG	金武区・新開地周辺	2015/1/16
87	YI	金武区・新開地周辺	2015/1/17
88	ST①	金武区・新開地周辺	2015/1/16
89	YG	金武区・新開地周辺	2015/1/15
90	YE	金武区・新開地周辺	2015/1/17

91	KM	金武町社交業組合	2013/9/18
92	TS①	金武町社交業組合	2015/9/16
93	NS②	金武町社交業組合	2015/9/16、2016/02/10
94	OM	金武区・新開地周辺	2015/09/16、2016/2/10
95	GK①	金武区・新開地周辺	2015/10/14
96	NS③	元金武入会権者会会長	2013/2/8、2013/08/09、 2015/01/16
97	NM④	元金武入会権者会会長	2013/3/6
98	NT②	並里婦人会	2013/08/9、2013/03/25、 2015/01/18、6/26
99	YY	並里区	2013/8/29
100	NM②	並里区	2013/8/10
101	IY	並里区	2014/12/2
102	NM③	並里区	2013/8/31、2014/11/30、 2015/1/12
103	MH①	屋嘉区	2015/9/16
104	IK	元全駐労（キャンプ・ハン セン：マリン支部分会長	2013/9/18
105	AE	那覇市在住、著述家	2012/8/25
106	IS③	佐敷町在住	2012/8/27
107	TE	佐敷町在住	2012/8/27
108	UE	名護市在住、著述家	2012/7/12
109	BJ	宜野湾市	2012/8/25
110	MT	ゆうがおの会	2012/08/21、9/18
111	TK	大宜味村憲法九条を守る 会・対馬丸	2012/11/23
112	TC	伊江島出身	2012/10/20
113	HR	伊江島	2013/3/1
114	UT	不屈館	2013/9/3
115	TS	愛知県沖縄県人会会長	2013/2/22

116	IA	辺野古社交業組合	2014/11/27
117	ME	宜野座村会議員	2014/2/2
118	NM⑤	元医労連支部長（中部・琉球病院関係）	2014/11/24
119	YM	生協理事	2014/11/29、2015/05/21、 2016/3/17、5/11
120	HH	新婦人の会元会長	2014/08/06、2016/6/3
121	TM	沖縄市在住	2015/9/16
122	MK	元県職員	2015/9/13、2016/03/16、5/14
123	NR	新婦人の会	2015/3/16
124	IM	女団協会長	2016/7/14
125	US	慰安所マップ、金城清子基金	2016/5/10
126	KT	沖縄市：女団協会員	2016/5/12
127	NY	元県職員	2016/5/8
128	TO	牧師	2016/3/3
129	MR	シスター	2016/7/14
130		在韓米軍 平澤について：京都 IG	2013/6/26
131		釜山：Salim	2014/8/25
132		釜山：東亜大学校 GM	2014/8/27
133		釜山：東亜大学校 JS	2014/8/26
134		釜山：「日本軍・慰安婦のための民族と女性の歴史館」	2014/8/26
135		釜山：グループ 生活企画空間・タバン	2014/8/28
136		釜山：東亜大学校 グループ アプコム	2014/8/27
137		Durebang（京畿道議政府市ゴサンドン）	2015/7/29
138		ソウル：国立中央図書館	2015/7/28、30



図6 金武町とキャンプ・ハンセン



#### 第4章 基地の町と社会構造—金武区と並里区

本章は、基地の軍用地料が地域内をどのように関係づけているかを検討する。はじめに金武町の概略をみよう。「金武町は、沖縄本島のほぼ中央部、北緯26度27分、統計127度56分に位置している(図6)。北東に宜野座村、南西に石川市、北西は恩納岳(363メートル)連山をはさんで恩納村と境界をもち、南東は太平洋に面し、勝連半島や浜比嘉島、平安座、宮城、伊計の島々と対峙する緩やかな台地をなした町である。総面積は37.56平方キロメートルで県土の1.67%に相当する」<sup>335)</sup>。沖縄自動車道では、那覇から金武ICまで約40分である。行政区は、金武区、並里区、屋嘉区、伊芸区、中川区の5区である。

次にこれまでの検討から、金武区と並里区の特徴をみてみよう。第1は、地理的な位置である(図7)。両区は字金武として隣接するが、区の境界は曖昧である。にもかかわらず両区は、お互いに別々で対等のムラとして扱われてきた。第2は、慣習のうち明治期頃から一般的になった門中制である。沖縄北部地域はその縛りが緩やかであったといわれる。両区のそれは強固な組織でなく、社会的機能が弱く差異は曖昧である。第3は、1899年から1943年までの移民・出稼ぎである。区の人口に占める移民の割合は、金武区で33%、

<sup>335)</sup> 『金武町と基地』編集委員会、前掲書、3頁。

並里区で50%である<sup>335)</sup>。金武村の移民は両区が8割以上を占めている。

第4は、軍用地である。金武区では県からの買い取りに際し支払いが生じたが、並里区の大部分は所有の変更が生ずることなく区有地として存していた。金武区は旧金武区民によって杣山として使用されていたが、1945年に軍用地として米軍占領後接收された。旧金武区民は1956年に入会団体を設立し、管理・運営を移管した。

並里区も同様に、1945年に軍用地として米軍に接收された。軍用地料は並里区事務所と入会団体が、条例と会則により管理・運営する。両区の世帯数における旧区民比率(2002年当時)は、金武区で約30%、並里区は約80%で、入会団体の会員である。

第5は、行政にかかわることである。復帰前まで旧金武区民には、男性世帯主を構成員とする部落会があった。復帰後は部落会が解散し金武入会団体がその流れを受け継いでいる。金武区事務所は、自治会的な活動を行うとともに行政委員会を運営する。並里区は戦後から一貫して並里区事務所を中心に運営されている。

このことを踏まえ、第1節は、区事務所と入会団体の財政状況と軍用地料の関係を考察する。第2節は、区外出身者との関係、第3節は、両区の地域有力者の行動と発言から概観する。第4節は、両区の地域づくりを検討する。第5節は、両区の地域経済の中で農業がどのような位置を占めてきたかを分析する。第6節は、金武町では軍用地料にかかわる訴訟が、3回争われたのでその概略を考察する。第7節は、小括として地域の社会構造から軍用地料の用途と地域の間を整理する。

図7 金武町の略図



出典:①と②から筆者作成。①金武町地図は、金武町HP金武町の地図と交通 (<http://www.town.kin.okinawa.jp/site/view/index.jsp>最終閲覧日2014/05/20)。

②区の境界は、「人口統計ラボ」を参照 (<http://toukei-1.abo.com/2010/?tdfk=47&city=47314&id=6> 最終閲覧日2014年4月8日)。

注: 金武区と並里区の区界は、曖昧なため点線とした。キャンプ・ハンセン内の金武区と並里区の区界は、資料が入手出来ず宇金武として記した。

宇金武 伊芸区 屋嘉区   
金武区 並里区 金武町役場   
新開地

<sup>335)</sup> 金武町史編さん委員会『金武町史 第一巻 移民・資料編』金武町教育委員会、1996年、5-7頁。

## 第1節 地域を支える軍用地料一区財政と入会団体

両区の入会団体は、女性らの運動に対し異なる対応をした。年度は異なるが提供を受けた財政資料をもとに、入会団体と区事務所のありようを検討しよう（表11）。

金武入会団体は法人格を持つ私的団体で、年一回総会を開催する。会員は先述した会則に合致した旧金武区民で、裁判後には金武区全世帯の約40%を占め、年間50万円の軍用地料が配分されている（表12）。この入会団体は毎年金武区事務所へ補助金を配分しており、2008年度は決算額の約13%で8000万円であった。その決定は、区が入会団体へ翌年度予算計画を報告した後に入会団体が補助金額を決定する。このことから、金武入会団体は、区事務所へ補助金の配分で大きな影響力を持ち、高額な軍用地料によって区を遙かに上回る絶大な力を持っているといえる。

旧金武部落民会は、先述したように入会団体を設立し、復帰後、金武区事務所が年中行事や自治会活動を行うようになり、サービス対象者も全区民とされたことから解散した。旧金武区民は、金武区事務所の様々な行事に参加するが、旧金武部落民会の流れを継承し、多額の軍用地料を管理・運営する金武入

会団体に、より帰属意識を持っていると考えられる。それは、後述するウナイの会が教育・福祉サービスの改善を述べる際、金武町への要望は一言も出されず、入会団体の軍用地料の使途として裁判やインタビューで主張していたことからもうかがわれる。

一方、並里入会団体は、並里区事務所から派遣された準備委員七名による設立準備委員会で協議され、1982年に設立された。その会則は、並里区の町会議員や中学校長など有力者らの合議で決定された。入会団体は、現在、並里区全世帯の約80%に当たる旧並里区民に対して軍用地料の配分を毎年一会員当たり24万円支払っている<sup>336)</sup>（表13）。並里区事務所は財源が豊富なため、入会団体から補助金を受け取っていない。

上記から、旧金武区民による運営を行う金武入会団体は、金武区だけに留まらない金武町の地域経済を左右する力を持っていると考えられるが、他方で区内の不公平感を産み出している。

並里入会団体は、その設立経緯から区事務所に準じた管里・運営体制がなされていると考えられる。さらに並里区は、戦後民主的な村づくりを目標とし、復帰後基地経済からの

表11 字金武 区事務所と入会団体の予算額など

(単位千円 百円以下は四捨五入)

2008年度金武入会団体決算額	総額	593,471 円
	軍用地料	584,747 円
	会員へ配分	補償費 448,800 円
	金武区事務所	補助金 80,000 円
	積立金	2,182,097 円
2011年度並里区事務所予算額	総額	145,364 円
	軍用地料	120,920 円
	補助金	0 円
2012年度金武区事務所予算額	総額	130,270 円
2010年度並里区入会団体歳入額	総額	260,000 円

出典：金武入会権者会・金武区事務所・並里区事務所・並里区入会団体の資料から作成  
(2012年3月から8月に入手)

<sup>336)</sup> 並里区・並里財産管理会『配分金等請求訴訟事件—杣山・区有地裁判記録集』、2012年、235頁。

脱却を掲げ農業振興策を推進し、地域の文化・福祉・教育などを含む地域づくりを行ってきた。それらは区事務所の潤沢な軍用地料からの財源を運用したもので、並里区の運営はあたかも金武町行政の肩代わりをしているようである。特に、奨学金制度は町内外でも知られており並里区の区事務所と入会団体で運営する。

表 12 金武区入会団体会員数と軍用地料の推移

年	補償金金額	会員数	金武区世帯数における入会団体会員数の割合 %	事項
1956		456		金武共有権者会設立
1961	\$50	456	54	①金武入会権者会に改名
1972	5万円	415	37	復帰
1982	7万円	480	33	②金武町「旧慣条例」による金武部落民会設立
1992	18万円	525	33	
2000	30万円	587	32.7	①と②合併、名称を金武部落民会とする
2002	60万円	608	32	金武杣山訴訟はじまる
2007	50万円	899	40	2006年3月最高裁判決言い渡し。同年5月会則改正。成人の男・女子孫の世帯主に
2012	50万円	1086	47	軍用地料を配分。

出典：「共有権者会沿革誌」と金武入会権者会の聞き取りから作成（2013年8月から9月）

注 1) 1961年の会員数は1962年確認調査後の数 2) 補償金額は会員の額 3) 補償金額と会員数は「共有権者会沿革誌」と金武入会権者会からの聞き取りによる。

4) 金武区世帯数における入会団体会員数の割合：1956年から1972年の数値は（表3）を参照した推定値。復帰以前の金武区世帯数は公表されていないため。

次に、区事務所の運営についてみてみよう。金武区と並里区民は区費を支払っていない。区事務所は主に自治会的活動を行い、決定機関として金武区行政委員会、並里区議会を持ち、町役場と類似した運営がされている。それぞれ公民館活動を行い伝統的な年中行事は、区事務所が執り行う<sup>337)</sup>。ここで、並里区の特徴をみよう。並里区事務所の2011年度予算額を見ると、独自収入として軍用地料が約83%を占めた。並里区事務所は、財源が豊富なため入会団体から補助金を受けていない。金武区と並里区の人口比は、約2対1である（表5）。これらから、区財政における区民一人あたりの軍用地料の割合を単純に人口から見ると、並里区民は金武区民より多いと考えられる。

金武区と並里区事務所の運営の違いは、毎年入会団体から補助金を受け取る区と独自収入により運営を行う区における差といえる。軍用地料には迷惑料を含むというが、基地被害を受けるすべての住民がその恩恵を公平に受け取っていないだろう。区事務所の財政を考えると、金武区は並里区に比べて予算規模が人口に対して少額であり、独自収入がない分入会団体からの軍用地料を使用した補助率が高い。そのため区事務所の力は弱いと考えられる。

<sup>337)</sup> 金武区事務所で行う代表的な年中行事は、浜下り、腰ゆくい、観月祭（聞き取り：金武区事務所、2013年2月5日）。

一方並里区は、軍用地料からの独自収入が区の裁量によって使われているため、区民の結集力は強く、地域内で力を持っているといえる。

ところで、金武区事務所が毎年私的団体である入会団体から多額の財政補助を受けていることは、どのように考えるべきか。区事務所に対する財政補助が町役場から人口に比例して区事務所に配分される、あるいは町役場の事業計画に応じて予算措置がなされるのであれば、一定公平性が保たれると考えられる。しかし私的団体と毎年予算計画を協議した後、区事務所が財政補助を受ける場合、全区民に対する公平性はどのように担保されるのか。また区事務所運営は私的団体である入会団体の方針に左右されることはないのだろうか。

並里区事務所の事業・予算計画は全区民対象に作成され、そこには多額の軍用地料が組み込まれている。

そのため軍用地料に含まれる迷惑料部分は、より公平に区民に配分され

ていると考えられる。この両区の違いは大きいと言わざるを得ない。

ここで復帰後の読谷村についてみてみよう。読谷村では戦後転入してきた新区民が字組織に加入できない・あるいは加入しないことにより、行政サービスの公平性と整合性が保てない・字の結束が弱くなるなどの問題が、復帰を契機に明らかになった。村役場の字行政区<sup>338)</sup>はそれぞれ複数の字で構成されている。

そして読谷村では、字によって軍用地料の用途や会員資格が異なり、しかも会員資格要件は徐々に変化しつつある。そのため村役場は、字行政区における住民間の公平性を進めるために行政努力を行った。ところがその差違は、行政主導で解決できなかったため、字行政区内のルールを作るに留まった<sup>339)</sup>。

類似した課題を抱える金武町は、軍用地料にかかわり区事務所のサービスに不公平性が見受けられる。全町民や町役場はこの状況をどのように考えているのだろうか。金武・金武山訴訟がはじまった後に、金武区行政委員会では訴訟問題が取り上げられた。しかしここでは1906年に発生した金武山買い取り時の支払いに参加したかどうかの問題とされた<sup>340)</sup>。軍用地料の用途における区行政サービスの差違は、全町民の問題でありながら、旧金武区民

表 13 並里区人口・入会団体会員数などの推移

年	並里区			
	人口	①世帯数	②入会団体会員数	②*100/ ①
1985	2,394	742	620	83.6
1990	2,432	808	665	82.3
1995	2,473	853	657	77.0
1998	2,452	891	680	76.3
2000	2,609	906	715	78.9
2005	2,693	1016	804	79.1
2010	2,699	1111	890	80.1

出典：並里財産管理会・並里区『配分金等請求訴訟事件 金武・金武山・区有地裁判記録集』並里財産管理会・並里区事務所、2012年、235頁。

<sup>338)</sup> 橋本敏雄 『沖縄 読谷村「自治」への挑戦』彩流社、2009年、252-256頁。

<sup>339)</sup> 読谷村渡慶次区長の聞き取り（於：渡慶次公民館、2012年8月21日）。

<sup>340)</sup> 金武入会団体事務所の聞き取り（於：金武入会団体事務所、2013年3月4日）。

の男子孫と女子孫の問題に留め置かれたのである。

以上から区財政を支える軍用地料は、金武町役場、金武入会団体、並里区事務所の重要な財源で、その巨額さゆえに各々があたかも独立した団体とさえ思える側面を持つ。

金武区と並里区では、区事務所と入会団体のあり方がかなり異なっている。軍用地料の利権構造は町役場、区事務所、入会団体間を複雑な関係で結びつけ、それぞれの団体が持つ矛盾は言葉にできない程深く生活に根付いていると思われる。

## 第2節 区外出身者との関係

入会団体会則改正で、金武区と並里区の対応の違いをもたらした背景として、次に注目することは、基地建設や基地周辺の開発などにより金武町、特に金武区に転入した区外出身者への関係である。

金武村では、1955年から1965年の10年間で約2,300人の人口増があった(表4)。これは、基地建設と新開地開発が盛んに行われた頃である。特に金武区では人口増加が進んだ(表5)。彼らは基地建設に就労し、その後定住した人びとや基地周辺労働を求めて集まった人々であった。金武区の入会団体会員数と区外出身者比率の推移は、表12から1956年当時旧金武区民は約60%と推測される。その後、金武区総世帯数に占める入会団体会員数は逆転し少数派になっていった。1970年には37.4%、2000年は32.7%、そして2006年の裁判判決前は30.9%に減少した。このことから旧金武区民の増減は少ないが、区外出身者が増加したことがわかる。金武入会団体会則改正前後での会員数を見ると、2007年には123人の女性会員が新規加入した<sup>341)</sup>。これは、会則改正の影響が大きかったといえる。

一方、並里区でも世帯数・人口はともに増加するが、相対的にかなり緩やかである。世帯数が千戸を超えるのに金武区に比べ1965年から2005年までの40年間かかっている(表5)。それだけ地域の変動が緩やかであったといえる。表13は並里区における並里入会団体会員数比率の推移を示したものである。会員数比率は、1985年83.6%、2000年76.9%、2005年80.4%で、約80%を推移して変動は小さい。区外出身者の比率は約20%にとどまる。ここで一点確認しておきたい。並里区では1991年に区外出身者と婚姻した女子孫への軍用地料の配分が決定された。1990年から1995年にかけて会員数は5年で8人減であった。区の人口・世帯数は若干増えているが会員数の変動は少なかった。

さらに1995年から2000年にかけての区の人口は21人減少したが、世帯数は53戸増加し、その間の会員数は58人増である(表13)。区の世帯数増は、成人し軍用地料の配分を受け取るために親世帯から独立して生活する子ども世帯の増加が要因であろう。1999年の改正により、会員が死亡した後その配偶者が軍用地料の配分を受け取れるようになったこ

<sup>341)</sup> 金武入会団体の聞き取りと資料から (於：金武入会団体事務所、2013年8月9日)。

とから、世帯数の増加には繋がらない。このことから、会則改正を行ったことで、入会団体会員数は急激に増加することはなく緩やかに増加してきたと見られるのである。

以上から、区外出身者比率は、金武区の方が並里区に比べて多数を占めたことがわかった。そのため、金武区では軍用地料の配分先が拡大することを嫌い、区外出身者を配偶者に持つ女子孫差別を解消する合意が取れなかったと考えられる。金武入会団体では、「区外出身者が多いので旧金武区民だけで会を維持したかったのだろう」<sup>342)</sup>と聞いたが、上記を裏付ける談話である。一方、並里区は区外出身者が少数派のため、軍用地料の配分が区外域出身者へ渡ることの障害が少なかったといえる。

### 第3節 地域有力者の姿勢

次に、女性らの運動から浮き彫りになった地域有力者の政治的姿勢を検討しよう。はじめに基地問題における町長の発言である。金武区出身の町長 YK は、1985 年 3 月定例議会における施政方針演説の中で金武町が軍用地料や基地関連収入によって財政が潤っていることを述べ、事件・事故があるからといって「性急な判断による対応は混乱を招く」<sup>343)</sup>として、具体的な行動について言及しなかった。これに対して、並里区出身の町長 NK は、YK の後任で復帰後 16 年ぶりの競争選挙によって町長に就任した。先述したように、金武町が軍用地料や基地関連収入によって財政が潤っていることを述べながら、基地の返還とその跡地利用計画に取り組む姿勢を協議したいと主張した。金武区出身の前町長とは姿勢が異なるのであった<sup>344)</sup>。彼はウナイの会会長 NM①の夫、NK である。

さらに並里区出身の町議会議員 GY<sup>345)</sup> が、基地問題に対してどのような考え方をしていたのかを町民集会の発言から紹介しよう。先述した「米軍演習を糾弾する町民総決起集会」では、町議会議員の挨拶として「金武町では事件・事故が(中略)1981 年までは一ケタ台の発生だったが、1982 年から二ケタ台(中略)になり年々増加傾向にある。(中略)事件・事故をなくすには、演習場の即時撤去しかない」と訴えた<sup>346)</sup>。この発言をした GY は YY が長老と呼んだ人である。その発言には、1980 年から 1990 年頃の並里区の有力者の政治的特徴が現れているだろう。

GY は 1922 年生まれで、1954 年から 25 年間 7 期、町議会議員を務めるとともに 1978 年から 1988 年まで町議会議員の地位にあった。その功績により 1989 年、全国町村議会議員会長並びに沖縄県庁村議会議員会長から表彰を受けたうえに、1994 年国からも勲章を授与

<sup>342)</sup> 金武入会権者会の聞き取り(於: 金武入会権者会事務所、2013 年 3 月 2 日)

<sup>343)</sup> 金武町『広報金武 縮刷版 201~250 号』273-274 頁。

<sup>344)</sup> 1994 年 2 月 5 日金武町軍用地跡地利用フォーラムにおける仲間輝久雄町長の主催者挨拶(金武町『広報金武 縮刷版 251~300 号』414-415 頁)。

<sup>345)</sup> GY (1922-2006) の党派は無所属。彼は並里区議会の監査役や入会団体設立にも関わった。

<sup>346)</sup> 注 343 の 230-231 頁。

された。町は町民祝賀会を開催した。彼は、地方自治分野では金武町だけでなく沖縄県でも著名な人である。

このような経歴から、YYの要望や運動に対しても良識的な対応を取ることができたといえる。なお、ギンバル訓練場の返還は、1996年以降の基地返還協議で課題となり、2011年、紆余曲折の末に達成された。

一方、金武区の有力者はどうか。ウナイの会の女性たちの要望に対して入会団体の対応は強硬かつ高圧的であったが、有力者は一枚岩ではなかったと考えられる。1998年頃、女子孫らが相談に行ったのは、後に入会団体の会長となるNS③であった。ここでNS③の言動に注目したい。彼は、2003年那覇地裁で入会団体が敗訴した時に、会長として団体の立場を地元新聞に投稿した。彼は元教員である。NS③はそこで「金武町は米軍基地とともに、外から移住者が増え、祖先伝来の財産を守るために入会団体を設立した。単純に女性差別だけで結審された感を受ける。任意団体が昔からの慣習、伝統を守ることの指導ならともかく、なぜ国家権力が介入するのか疑問である」と述べ、2002年以来はじめて入会団体の立場を地元新聞に表明した<sup>347)</sup>。

ところがNS③は、2006年3月の最高裁判決を受けて会則改正に奔走した。それは、裁判で違憲とされた「世帯主の男子孫」の文言を「世帯主の子孫」にするため、強硬な反対者を説得する行動であった。彼は、「会則改正は私の使命と考え、反対する役員の家を一軒一軒訪ね説得した、なかなか承知してくれない人がいて、何度も家に行った」と経緯を述べた<sup>348)</sup>。この努力が実り、2006年5月には会則改正に至ったのである。

裁判中のNS③の対応は、組織の長としてやむを得なかった面があるだろう。けれども、その言動は彼のその時の意識のすべてを現すものでなく、女性たちの要望に対して共感する面を持ち合わせていたと考えられる。それが、裁判後の行動に繋がったといえる。その点で、金武区も排他的な人ばかりではなかったのである。

最後に、並里区養豚団地建設問題から町外・区外出身者に対する地域の対応を検証し、地域の諸相を浮かび上がらせよう。取り上げるのは、1988年9月に町を揺るがした金武町議会リコール運動である。ここで注目するのは、リコール請求の中心となった金武区の人々と町議会側の町外出身者の業者に対する視線である。当時の町長はNKで、町議会議長はGYであった。NKは金武区在住であるが、GYとともに並里区出身者である。養豚団地は、既に金武区と屋嘉区で建設されてきた<sup>349)</sup>。新たに並里区にも設置する計画は、県とも協議済みで進んでいた。しかし、それに異議を唱えた人々は町議会のリコール請求を行ったの

<sup>347)</sup> 資料13、「[金武部落民会会長の談話] 一審に不服、控訴を議決/入会権と祖先伝来の財産を守る」(『沖縄タイムス』2003年12月18日論壇)。

<sup>348)</sup> NS③の聞き取り(於:金武入会団体事務所、2013年2月5日)。

<sup>349)</sup> 金武区の養豚団地は1981年に建設され、屋嘉区は1982年であった。



である。同年11月に町議会のリコールが成立し、12月に町議会議員選挙を行った。

議会解散請求住民は、「わずか5人の業者、しかもよそからの“かけこみ”、団地を取得する業者は町全体の養豚業者約60人のうちたったの5人」と主張した。金武町議会は「解散請求者は、関連する業者についてわずか5人のよそからの駆け込みと主張しているが、それこそ偏見で排他的であります。5人とも10年以上金武町で養豚業を営んでいる町民です。こういう歪んだ考えが、町の発展を阻害し町民の和を壊します」と反論した<sup>350</sup>。これは、悪臭にかかわる公害問題も伴い主に金武区民が主導した町議会リコール運動であったが、県からの補助事業であったため県議会でも問題になった。出直し選挙の結果は、建設反対派の票が伸び推進派と同数となり、議会勢力は拮抗した。結局、並里区養豚建設計画は頓挫した。

上記の反論文書は町議会名となっているが、当然町議会議長であったGYは、同様な見識の持ち主であったろう。並里区出身者の町議であったGYと並里区出身のNK町長は、金武町外出身者に対し偏見を持たず、融和的であったことが上記の主張からわかった。

さらに、その姿勢は、出身地を問わず町内に在住するすべての人々の輪を作ろうとするもので、軍用地料による地域の格差や分断を解消し、町の発展を願う極めて真っ当なものであろう。

この事例から、金武区には、金武山訴訟以前にも根強く町外・区外出身者に対する排他的な対応があったことがわかった。一方、並里区の有力者は、町外・区外出身者に対して融和的な対応をしていたこともわかった。

けれども、こうした見解は金武町で常に多数派を占めるものでなく、並里区全体のものでもないこともわかる。人々の判断は、課題によって変化しているのだろう。なお、GYは、結局この出直し選挙に出馬することなく町議会議員をおりた。しかし、その後も地域の長老として影響力を持ち続け、YYの要求に対しても尽力し1991年に会則改正を達成した。

ここで示された排他性と融和性は、県からの補助金事業をめぐる問題だけでなく金武山訴訟にみるように軍用地料の用途にも大きく関係してきた。

#### 第4節 地域づくりと自治的機能

既述したように、並里区は復帰後、基地経済に依存した地域経済からの脱却を目指し農業を中心とした地域づくりに取り組み、土地改良計画を推進した。「広報金武」によれば、並里区は「農林水産まつりのむらづくり部門で受賞」し、さらに「金武町の地域特産品として水芋を栽培しはじめた<sup>351</sup>」。農業生産額も1983年には億単位に伸びている。並里区は

<sup>350</sup> 金武町『広報金武 縮刷版 201～250号』224-225頁。

<sup>351</sup> 田芋はサトイモ科の一種で水田に栽培されることから水芋という。植えてから約1年で収穫でき、芋茎や若い葉も食用となる。水中で栽培され、保存できるためネズミやモグラに荒らされるこ

区民が一体となり、村づくりのために盛んな集落活動が行われている」と報じた<sup>352)</sup>。同区では、農業による経済振興と地域づくりが進められ、集落活動が活発であったとされていることが注目される。

加えて、並里区事務所には、YYの発言から自治的な機能が働いていたと考えられるので、先に地域有力者のところで触れたGYについて検討する。

足立啓二は「日本のムラは（中略）規範を共有する構成員によって、合議のもとに自主的に運営される、紛れもない一つの自治団体であった。（中略）一つの自立した公権力主体であった」としている<sup>353)</sup>。並里区では1980年代にGYが町議会議長となり活躍したが、彼をはじめとする町議会議員らは足立が論ずる「村の自治」的機能の中心となった地域の有力者といえるだろう。YYらは、並里区の長老に相談し指導を受けた後、入会団体へ請願し短期間で会則改正を達成した。これは、YYが復帰後並里区事務所に勤務し婦人会役員を担う中で、地域の長老によって統括されている区事務所の「村の自治」的機能を熟知し、地域の力関係を知り尽くしていたためであろう。

並里区における二回の入会団体会則改正の請願は入会団体の協議で決定されたが、先に述べたように区事務所の運営が豊富な軍用地料によって賄われていること、改正によって会員数が急激に増加せず入会団体が改正を受け入れても障害が少なかったことに加えて、上記のように並里区内における自治的な機能の働きも作用したのではないかと考えられる。これらにより、並里入会団体会則の女性差別が解消し、地域の公平性が進展したのであろう。

一方、金武区はどうか。金武区は、1950年代にはすでに離農が進んでおり、区外・町外から基地建設や基地周辺労働などに多くの人々が集まり、金武町の中で最初に商業が発展した地域だった。金武区では入会団体を設立した頃、村の自治的機能は、旧金武部落民会の中で機能していたと考えられる。区外出身者が急激に増加したため、旧金武区民の中でのみそれは機能しており、金武区全体の中では機能していなかったのではないだろうか。

例えば、NM①は女子孫の連絡網があると述べていたが、これは旧金武区民のみの結束を示すものといえる。金武入会団体はそれを受け継いでおり、その特徴は区外出身者には閉鎖的と受け取れるだろう。

こうしたことから並里区は、戦後、村の自治的機能を維持しながら、農業を中心とする経済政策と地域づくりを展開してきた。一方、金武区は、区外出身者が増加したことから基

---

とがなく台風にも強い。祝事の料理として使用されてきた。並里区事務所『並里区誌』1998年、378-379頁。

<sup>352)</sup> 日本政府農林水産省、日本農林漁業振興会により1985年11月26日開催されたもの「広報金武」1985年11月30日。

<sup>353)</sup> 足立啓二『専制国家私論—中国史から世界史へ—』柏書房、1998年、61-62頁。

地を中心とする商業振興に努め、旧金武区民の中でのみ結束を強めていたと考えられる。社会構造に着目すれば、両区における区のあり方のこの相違も入会団体会則改正に対する対応の違いをもたらしたといえる。一方、基地経済に依存した地域を農業や他産業の育成で転換することは、軍用地料の利権構造を崩す一歩となるのではないかと思われる。

## 第5節 農業の変容

沖縄の農業は、衰退の一途を辿っているが、金武町も例外ではない。金武町全体の就業者人口における農業人口の割合は、1965年35.3%、1970年18.5%、1980年16.7%、1990年17.4%、2000年11.9%、2005年14.7%であった。

農業部門にかかわる金武区と並里区の違いで前もって述べておきたいことは、戦後字金武はその80%を軍用地に接収されたことである。そのうち金武区は区外から基地建設や基地周辺労働などに多くの人々が集まり、1950年代にはすでに離農が進んでおり、金武町の中で最初に商業が発展した地域だったことである。

次に、農地をみると金武区は畑中心であるのに対し、並里区は田と畑ともに充実している。この場合、田は水田で、稲作と田芋が生産されている。さらに、両区の農業就業者のうちほとんどが、旧金武区民と旧並里区民の子孫であるため、入会団体会員数に占める農業就業者の割合からも記述する。

また、1975年には米価が値下がりし、金武区、並里区などで稲作農家が消えた。並里区の田芋栽培は、1975年から福花土地改良工事がはじまり、1977年には増産に入った。福花土地改良工事は1979年に完成し、さらに田芋栽培が盛んになった<sup>354</sup>。これらを踏まえたうえで、両区の傾向を農家戸数、水田と畑作の動向、農家の規模—経営耕地面積規模と農産物販売規模について検討する。以下で使用する統計データは、「統計きん」（1981年から2010年）と「農林業センサス」（1970年から2010年）、金武区・並里区両入会団体の資料による。

### 1 農業の戸数

金武区における世帯数に占める農家の割合の推移を見ると（表14）、1975年は10.5%、1980年は9.2%、1990年は6.9%、2000年は3.8%、2005年は2.2%であった。1975年以降一路減少をしている。また、入会団体会員に占める農家の割合は、2000年11.4%（会員数587人）、2005年7.1%（会員数637人）である。一方、並里区における農家の割合は、1975年は25.0%、1980年は27.2%、1985年は28.8%、1990年は24.0%、1995年は25.2%、2000年は16.7%、2005年は11.5%であった。また、入会団体会員に占める農家の割合は、

<sup>354</sup> 金武町役場企画課「平成24年度版 第7号 統計きん」金武町役場、4頁。

2000年21.1%（会員数715人）、2005年14.5%（会員数804人）である。

両区における農家の割合も、入会団体会員に占める農家の割合も減少しているが、金武区の方が大幅に減少しており、それに対し並里区は緩やかに減少していることが特徴である。この点でも、両区における地域社会の変動は違いが見られる。

## 2 水田と畑作の動向

農地の耕作状況からみよう。この地域の畑は主にサトウキビである。田のある農家は、金武区では1970年に46戸であったが、その後減少傾向は止まらず2005年には7戸まで減少した。田のある農家は1995年に13戸と少し伸びたが、その後半減していった。これらから金武区では田のある農家はほとんどなくなったといえる。この地域では畑は、1975年139戸で、1995年には92戸に減少し2005年に46戸となり、対1975年比で約1/3まで減少した。

一方、並里区の田のある農家は1970年77戸、1995年119戸をピークに、2010年には56戸と推移した。1979年に福花土地改良工事などが完成し田芋と稲作が倍増した。稲を作った農家は、1985年に39戸と伸び、1995年には109戸に増加した

後、2005年には49戸と減少してきた。けれども、金武区に比べ稲作の経営基盤は、まだ残されていると考えられる。稲は台風の影響を受けやすいが、同じ水田作物である田芋は台風の影響をほとんど受けなため、金武町の田芋は生産量が多い。畑は、1975年180戸で、2005年には95戸まで減少したが、畑の面積は2000年にピークに達し、2005年では1975年とほぼ同等量を有する。

田の面積は、金武区では1970年から1975年までの間に約1/5に減少した（表15）。1995年に増加するが、その後増減を繰り返しながら耕作面積は減少傾向を示している。そのうち稲作の面積は、1985年に22aとなり、1995年に1.6haと増加し、2000年は台風の被害に遭い収穫できず、2005年には1.5haとなり、2010年は減少傾向であった。

畑の面積は、1970年が最高の面積であるが、その後1990年に45.4haと増加するが1970

表14 金武町全農家に対する金武区・並里区販売農家と兼業農家の推移

年次	行政区別	世帯数	農家戸数			①*100/ 区世帯数	②*100/ 区世帯数	③*100/ 区世帯数
			①総数	②販売農家	③第2種兼業農家			
1975	町総数	2,704	542	178	364	-	-	-
	金武	1,406	147	57	90	10.5	4.1	6.4
	並里	723	181	60	121	25.0	8.3	16.7
1980	町総数	2,745	553	228	325	-	-	-
	金武	1,418	131	54	77	9.2	3.8	5.4
	並里	714	194	102	92	27.2	14.3	12.9
1985	町総数	2,972	603	314	289	-	-	-
	金武	1,547	113	70	43	7.3	4.5	2.8
	並里	742	214	123	91	28.8	16.6	12.3
1990	町総数	3,150	525	256	269	-	-	-
	金武	1,584	110	55	55	6.9	3.5	3.5
	並里	808	194	107	87	24.0	13.2	10.8
1995	町総数	3,445	542	278	264	-	-	-
	金武	1,665	112	72	40	6.7	4.3	2.4
	並里	853	215	121	34	25.2	14.2	4.0
2000	町総数	3,717	384	215	169	-	-	-
	金武	1,771	67	35	32	3.8	2.0	1.8
	並里	906	151	94	57	16.7	10.4	6.3
2005	町総数	4,346	287	179	108	-	-	-
	金武	2,073	45	31	14	2.2	1.5	0.7
	並里	1,016	117	89	28	11.5	8.8	2.8
2010	町総数	4,818	260	174	86	-	-	-
	金武	2,272	41	25	16	1.8	1.1	0.7
	並里	1,111	100	76	24	9.0	6.8	2.2

出典 「統計きん」金武町総務課

・販売農家とは、経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間の農産物販売金額が50万円以上の農家を言う。専業と第1種兼業の合計

年の面積には及ばず、2010年には並里区の4割の面積にすぎない。

一方、並里区は1975年から増加傾向を見せ始め1995年にはピークに達し、その後徐々に減少していく。この地域は土地改良と村づくりの地域活動の中で田芋の生産が増えた。

稲は、田と歩調を合わせ面積が増え、1995年にピークに達した後、徐々に減少傾向を見せている。

畑の面積は1970年現在、70.2haであったが、その後増減を繰り返し、2000年にはピークに達した後、徐々に減少していく。

表15 金武区・並里区 経営耕地状況の推移

金武	販売目的で作付け(a)				
	稲	工芸農作物	花卉類・花木	野菜類	ハウス・ガラス室
1970	60	1590	*	380	*
1975	11	552	-	210	2
1980	-	2127	50	214	1
1985	22	1572	167	343	7
1990	138	955	595	187	11
1995	270	784	1282	182	20
2000	98	424	1239	173	6
2005	212	544	1354	287	13
2010	80	543	X	213	10

並里	販売目的で作付け(a)				
	稲	工芸農作物	花卉類・花木	野菜類	ハウス・ガラス室
1970	260	1650	*	510	*
1975	12	3241	18	644	1
1980	-	5188	142	1199	1
1985	968	4238	775	1399	17
1990	2047	1728	934	1461	23
1995	2560	1966	3183	460	31
2000	1713	1967	3942	415	8
2005	1188	X	X	X	32
2010	1003	2540	X	317	26

・2010 野菜類、花卉類・花木は、露地と施設を含む、工芸農作物は主にさとうきび

・出典 農林業センサス (1970年から2010年)

### 3 農家の規模

金武区の2000年における農家の経営規模を見ると、0.5ha未満は51戸で、0.5～1.0haは12戸、1.0～2.0haは2戸であった。2010年は、0.5ha未満は22戸で、0.5～1.0haは14戸、1.0～2.0haは5戸である。10年の間に0.5ha未満の農家は約4割に減少した。

一方、並里区は、同様に2000年の農家の経営規模を見ると、0.5ha未満は83戸で、0.5～1.0haは37戸、1.0～2.0ha23戸、2.0～3.0haは1戸、3.0～5.0haは2戸であった。2010年は、0.5ha未満は41戸で、0.5～1.0haは42戸、1.0～2.0haは15戸、2.0～3.0haは2戸、3.0～5.0haは1戸である。10年の間に農家数は146戸から101戸へと45戸減少し、その中で0.5ha未満の農家も半減した。金武区と同様、農家数は減少しているが、減り方は緩やかである。

経営耕地面積規模を見ると、金武区では1990年と2000年を比べると総耕作面積にほぼ

変化が見られない(表16)。これは、作物の転換が行われ、花卉類・花木の作付けが増大したことを示すものであろう。一方、並里区は、金武区と同様に1990年から2000年にかけて、作物の合計面積がほぼ同数であるため、工芸耕作物から田での稲生産や田芋生産への転換が行われたことがわかる。金武町の特産物である田芋は主に並里区で生産されている。

農産物販売額を見ると、2010年のみのデータであるが、金武区では100万円未満は19戸、100～500万円は19戸、500～1000万円は3戸、1000万円以上は1戸であった。

一方、並里区では、100万円未満は52戸、100～500万円は35戸、500～1000万円は12戸、1000万円以上は2戸である。

このようなことから、農業における金武区と並里区の違いをまとめる。金武区の農業は、戦後宇金武の80%が軍用地として接収されたので、1950年代にはすでに離農がかなり進んだと考えられる。離農は、復帰後もさらに加速したが、それでも、1990年までは金武区世帯数の6.7%を占め、畑作面積も並里区の約63%を占めていたが、その後減少の一途を辿ってきた。2005年現在、農業は2.2%と極少数派であり、入会団体会員に占める割合も14.5%まで減少している。同区における地域変動の現れでもあるだろう。金武区には、500万円から1000万円と1000万円以上の所得を得る農家が4戸あるが、工芸農作物、野菜類など数種類の作物生産を行っている層と考えられる。

一方、並里区は、金武区と同様戦後軍用地の接収は行われたものの、復帰後、並里区事務所を中心とした米軍基地雇用依存からの脱却をめざす方針を持ち、福花・武田原の土地改良工事を行うとともに耕作地の造成に努めてきた。それは、農業の振興と農業を主体とする村づくり活動が行われてきた成果であろう。そのため、1995年頃まで全世帯の約30%が稲作農家を含むであった。この地区は、田芋栽培、稲作、さとうきび、野菜づくりなど多品目栽培が行われ、それも市場の動向に合わせて作付けの変更をしながら、充実した農業経営が行われてきたのであった。

広報金武にも「農業生産額も1983年には億単位に伸びている<sup>355)</sup>と報じられた。2000年をピークに減産に入ったが、それでも農業戸数は2010年で1割近い。金武区との差は、約30年以上といえるのではないか。次に、農家の規模を見ると、2000年と2010年の比較では、0.5ha未満の農家は金武区と同様半減しているものの、金武区に比べ、総じて経営規模が大きく農産物販売額も多い農家らしい農家が多く存在しているのが並里区の特徴である。

以上のことから、金武区では農業を基盤とする結束力より、むしろ、旧金武区民は旧金武部落民会の流れを汲む金武入会団体へ結束し、その中で復帰以前の村の自治的機能を維持してきたと考えられる。これが、区外・町外出身者の急増による地域の変動の激しさと

<sup>355)</sup> 金武町『広報金武 縮刷版 201～250号』、336頁。

相俟って、女性たちの要望に強硬で高圧的な対応に繋がった1つの背景になったと考えられる。

一方、並里区では、区事務所の予算に農業関係の助成金が組み立てられており、農業就業者は区事務所の方針をともに作りながら農業を続けてきたことになる。地域の変動が金武区ほど激しくなかったことと農業が行われていたなどにより区の自治的機能を支えられたと考えられ、女性たちの要望に対して、融和的な対応を取ることに繋がったと考えられる。

表16 金武区・並里区分析指標等・作付け種類

金武	経営耕地 (a)							世帯数
	面積計	田のある経営体数	稲を作った経営体数	田の面積	稲を作った面積	畑のある経営主体	畑の面積	
1970	6,520	46	/	810	*	*	4,980	1,109
1975	2,705	11	3	148		139	2,413	1,406
1980	4,295	14	-	95	-	126	4,103	1,418
1985	3,799	6	3	55	22	110	3,719	1,547
1990	4,777	10	4	164	99	107	4,537	1,584
1995	5,128	19	13	273	163	92	3,756	1,665
2000	3,432	10	/	159	/	93	3,227	1,771
2005	3,023	7	7	239	146	46	2,758	2,073
2010	2,504	8	6	191	89	39	2,188	2,272

並里	経営耕地 (a)							世帯数
	面積計	田のある経営体数	稲を作った経営体数	田の面積	稲を作った面積	畑のある経営主体	畑の面積	
1970	8,580	77	/	700	*	*	7,020	645
1975	6,248	106	2	1,035	6	180	5,146	723
1980	8,973	91	-	1,492	-	183	7,311	714
1985	8,878	74	39	1,792	592	203	7,083	742
1990	10,578	114	97	3,261	1,556	168	7,276	808
1995	11,132	119	109	3,252	2,026	163	6,373	853
2000	10,451	62	/	2,436	/	173	7,850	906
2005	9,149	65	49	3,219	1,224	95	5,595	1,016
2010	8,236	56	49	2,687	1,215	80	5,495	1,111

・出典 農林業センサス（1970年から2010年）と「統計さん」金武町総務課

・水田は、主に田芋と稲作。稲作は二毛作面積を含む。

## 第6節 軍用地料をめぐる地域の争い—中川区、金武区、並里区の事例

復帰後、この地域では軍用地料をめぐる3件の訴訟が争われた。それは、1977年の中川区、2002年の金武区、2003年の並里区である。2002年の金武区で争われた金武山訴訟は、第5章と6章で詳細を検討する。

事例の第1は、1977年に中川区事務所が金武村役場を提訴した裁判である<sup>356)</sup>。これは金武村の5行政区のうち中川区のみが、軍用地を持たないことにかかわる。

原告による提訴の事由の第1は、金武村は1935年に、県から買い取った山の利用権を各区が保有する条件で統合し、その利用権の対価として分収率を5対5とした。しかし協定文書は存在していなかった。戦後村有地が米軍用地として接収された時、部落と村との間で軍用地料の収益配分率を6対4にする場合もあり、収益配分率が区によって若干異なる年があった。そのため1967年3月には議員協議会で以後5対5とすることにした。さらに村役場は、分収金を歳入予算に計上しないで直接4区に配分していた。

第2は、4区に支払っている分収金を中川区にも配分するべきと言うものであった。中

<sup>356)</sup> 中川区は戦後並里区から分区した。

川区は 1938 年頃から入植し 1942 年頃までに形成された部落である。金武村（現在の金武町）は、杣山を県から買い取る際に、1906 年から 1935 年までに 8328 円を支払ったことを主張した。中川区はその代金を負担していないため、軍用地料の分収金はないというものであった。中川区住民からこの 2 点を違法として提訴とされた。

1982 年の判決では、「地方自治体 210 条の規定により、（中略）分収制度の内容にしたがって支出すべきである。町長・収入役は重大な過失をしたから 1976 年度各区へ支払った分収金を弁償すること」<sup>357)</sup> などであった。この裁判は中川区が勝訴した。

この是正を行うために、金武町は 1982 年に「旧慣による金武町公有財産の管理等に関する条例」（略称：旧慣条例）を制定した。その条例の要件は、町が分収金を交付する団体（名称は各区に任せる）を設立することと町と区に分収率を 5 対 5 と定めること、使用権や利用に関することの変更などは金武町の同意を得ることとした。このことが町の広報誌によって町民に知らされたことから並里区や金武区では軍用地料が住民らの話題にのぼるようになった。

その後金武町役場は中川区事務所に対して、補助金を交付することになった。町誌によると、中川区は「町からの補助金だけでは金額が不十分で、他区なみに区行政を運営することは困難であるといっている。それで軍用地料の適正配分を叫んでいるが、まだその念願はかなえられていない」<sup>358)</sup>。

事例の第 2 は、並里区でたたかわれた「配分金等請求訴訟事件」である。これは 2003 年に中川区の一部住民が並里区事務所を相手取って提訴したものである。

裁判の原告は、戦前まで並里区に属していた源原組の一部の住民（134 人）で、戦後すぐの分区まで入会権を持つ人々であった。彼らの提訴事由は「戦後所属する行政区は変わったが、住所は変わっていないから、元々の入会集団並里区からは離脱していない。入会権を放棄したこともない。したがって、源原組には現在も並里区民としての入会権があるから、杣山などの入会地の軍用地料を、並里区民並に配分せよ」<sup>359)</sup> というものであった。

入会権者が入会権を喪失する事由は以下の 3 点が挙げられる。①は離村失件で、村を離れたときは権利を失う。②は自ら入会権を放棄した場合。③は、入会集団の義務や役割等を果たさなくなった結果、入会権が剥奪される場合である。被告側である並里区事務所の主張は「戦後も並里区住民は入会地の維持管理のために大変な努力を重ねてきた事実がある」<sup>360)</sup>。それを見落とし、入会地に対する戦後の関わりが源原組も同等であるというのは不当というものであった。

<sup>357)</sup> 金武町誌編纂委員会編、前掲書、628-629 頁。

<sup>358)</sup> 同上書、734 頁。

<sup>359)</sup> 並里区・並里財産管理会、前掲書、25 頁。

<sup>360)</sup> 同上書、26 頁。



区事務所を中心とする入会地の維持管理が、並里区住民によりどのようにおこなわれていたかの資料が約5年の裁判期間中に見つかった。それが物証として採用されたことから、2008年の最高裁判決では並里区事務所が勝訴した。その物証は、「昭和20年代からの並里区の区政委員会の会議録などであった。その資料には、討伐対策、山係の設置、タキダキブーやその実施状況等が具体的に記録されていた」。並里区民による杣山の維持管理はその会議録から実証された。源原組は戦後何らそれに関わってこなかったことが裏付けられ、原告は敗訴した。この裁判は入会権にかかわる問題として対応されてきた。

原告が勝訴した場合会員数は、百単位で増加したと推測される。それは軍用地料の受領者が増加することにより財政負担が大きく変わることを招く。後述する金武杣山訴訟では、入会団体が同様な状況を嫌った要因が考えられる。これは並里区でも類似していたと思われる。

まとめると、復帰前後に軍用地料にかかわる金額交渉が大きくマスコミに取り上げられ反戦地主を生み出し、復帰後の毎年の金額交渉も知られるようになった。それが高額であるがゆえに、地域住民が区事務所あるいは入会団体の受け取る軍用地料の使途に注目してきたことがわかる。復帰前後から町役場や町議会は、広報誌を発行し町行政の情報を町民に配布するようになった。これはそれまで町政について十分知らされなかった住民に、様々な情報提供・公開をしたことになる。

## 第7節 小括—地域と利権

基地キャンプ・ハンセン受入後、基地門前の金武区では旧金武区民と区外出身者の比率は逆転した。金武区は基地を中心とする商業振興に努め、区外出身者が増加したことから旧金武区民の中で結束を強める一方、並里区は村の自治的機能を維持しながら、農業を中心とする経済政策と地域づくりを展開してきたといえる。

しかし、両区には、区外出身者に対する排他性と融和性が存しており、金武杣山訴訟以前にも根強く区外出身者に対する排他的な対応が見られた。それは常に一様でなく問題によって表れ方が異なることもわかった。軍用地料は、金武町役場、金武入会団体、並里区事務所の重要な財源で、その巨額さゆえに各団体が並び立つと思える側面を持つ。軍用地料の利権構造は町役場、区事務所、入会団体と町軍用地等地主会間を複雑な関係で結びつけ、町内で度々裁判がたたかわれた。それぞれの団体が持つ矛盾が徐々に露わになるが、入会権にかかわる問題として扱われており、その利権構造を変質させるまでに至っていない。

海兵隊の演習場は平時の施設であるが、地域経済に利益をもたらし、軍用地料を管理する入会団体や区事務所をはじめ軍事施設にかかわる関連業者が肥大化し、彼らは地域の中で発言権が強まったと考えられる。このように基地にかかわる利権構造は複雑で、単純で

はない。しかし「一見変わりようもなくがんじがらめにみえる」<sup>361)</sup>が、基地と地域の関係はその後 1990 年代後半以降主体的に変化していく。

## 第 5 章 軍用地料をめぐる女性運動

本章は、軍用地料をめぐる字金武（金武区と並里区）の女性運動の経過と運動の成果、到達点を検討するものである。

第 1 節は戦後の婦人会活動、金武区と並里区の軍用地料問題で中心となった女性たちを検討する。第 2 節は金武山訴訟の経過と争点を分析する。第 3 節は、入会団体の会則改正の経緯を振り返る。第 4 節は、原告グループのライフヒストリーから女性らがどのような人々であったかを考察する。第 5 節は、小括として金武山訴訟の成果と到達点を考察する。

### 第 1 節 立ち上がる女性たち

#### 1 金武町と婦人会

米軍政下の金武村では、1946 年に原則戦前首長の再任命がされ、実質旧村会が復活した。金武区は復帰前まで部落会が機能し、復帰後その役割は区事務所の行政委員会に移管された。並里区は復帰後、区会が区議会となった。両区はともに代議員である戸主が議決権を持っていた。寡婦をはじめとする世帯主の女性は部落会・区会の傍聴は出来たが、発言権・議決権はなかったといわれている。他に女性代表として婦人会長が出席した。婦人会長が議決権を持っていたかどうかは曖昧である。

そのような中で村の婦人会は、区（＝小学校区）ごとに設立され、先述したように 1948 年に金武村婦人会が設立された。女性たちの相互扶助組織は、地域婦人会であった。婦人会活動の課題は戦前同様生活改善で、例えば、かまど改善・料理・綿入れ講習会、赤ちゃんコンクール、社会教育、リーダー養成、文化活動などであった。

元小学校教頭の岡村トヨは 1952 年から村婦人会長となった。彼女は県理事にも選出され、「組織作り、会員獲得運動に力を入れ会運営に努力した」<sup>362)</sup>人物である。岡村は通算 3 回、3 年村婦人会長をつとめ、その間新民法啓蒙運動にも取り組んだ。

金武区と並里区では婦人会の支援を背景に、時々女性議員を輩出した。特に 1990 年代は意欲的に取り組まれた。それは町・区婦人会が、生活の問題をはじめとする女性の発言

<sup>361)</sup> 荒川章二『シリーズ日本近代からの問い 6 軍隊と地域』青木書店、2001 年、311 頁。

<sup>362)</sup> 創立 50 周年記念誌編集委員会『金武町婦人連合会 創立 50 周年記念誌』創立 50 周年記念事業期成会、1998 年、209 頁。

の場所であったこと、地域リーダーの養成の場であったこと、それゆえに婦人会を中心に生活問題を話し合う中で政治参加を進めたといえる。米占領期から復帰後もこの地域婦人会は脈々と生活の問題に取り組み続けてきたといえよう。

金武区と並里区の活動は基本的に共通である。両区とも、区外・町外出身女性が役員を引き受ける傾向をもつ。婦人会は町役場を中心とする地域社会の一翼を担ってきたが、その会員数は徐々に減少してきた。1990年代以降における金武区と並里区婦人会の会員数と動向をみよう。

金武区の会員数は1995年209人、2000年173人、2013年70人<sup>363)</sup>で、2000年から2013年の間に、約60%減少した。会員数の減少は婦人会の運営を困難にした。役員は決まるものの、開催事業への参加率が悪くなったためである。

会員減少の理由は、この地域の離農が益々進んだことによる就業構造の変化、新開地をはじめとする女性自営業者の減少、高齢化が進んだこと、個人の主体性が高まったことなどが考えられる。地元の関係者からは、区民が団体活動を好まなくなったと指摘されている。金武区婦人会長UHは「5～8人の場合は、みんな盛んにやるのですが、数十人の団体で行動することを好まない。今は、運営を立て直すために焦らず、少しずつ活動をしている」<sup>364)</sup>と述べる。そして婦人会は地域の規範の中で活動することが課せられるため、その枠を息苦しさと感じるのではないかと思われる。

並里区の会員数は、1995年150人、2000年117人で、2013年69人であった。両区の会員減少は、徐々に進んできたが、特に2000年代以降顕著になったと思われる。金武区と並里区の人口比からすると、並里区は、金武区の約1/2の人口や世帯数である。会員は減少をしているものの、人口に対する会員の比率は金武区のほぼ倍存在していることになる。

とはいえ並里区婦人会は1998年に創立50周年を迎え、記念誌の発行・婦人会館の建設（青年会と共同使用）を行った。そのことから2000年代前半は、活発な活動を行う力を持っていたといえる。ではなぜ、並里区婦人会が1998年に創立記念式典を開催するまでの力があつたのであろうか。NM②は新聞報道された並里区婦人会50周年記念式典で、「並里区婦人会は、戦後の混乱の中で地域社会が民主的な村づくりをめざした」<sup>365)</sup>と挨拶した。このNM②の挨拶が示唆的である。前章で見たように地区の区外出身者比率が低いため、自治的機能が長らく緩やかに保たれてきたといえよう。そのことが婦人会活動にも影響を与えてきたと考えられる。

## 2 中心になった女性たち

<sup>363)</sup> 金武町婦人連合会総会資料（於：金武町社会教育課、2013年、9月18・19日）。

<sup>364)</sup> UHの聞き取り（於：金武区事務所、2013年3月6日）。

<sup>365)</sup> 記念誌編集委員会『並里区婦人会創立五十周年記念誌』金武町並里区婦人会、2000年、12頁。

金武町では自分のことは自分で決めるというフレーズが、地域社会の秩序や生活問題を問おうとする時に使用されていると思われる。その言葉はそれまで口にしなないとされてきた性暴力事件の告発、軍用地料の女性差別問題の提訴で、女性が発言し行動する契機に使われた。例えば、金武山訴訟の原告団結成に際し誰に相談したかを問うた所、KSは「誰にも相談しなかった、自分で決めた。自分のことは自分で決める」<sup>366)</sup>と述べた。KSとNM②は、「女性の権利は黙っていても手に入らない」<sup>367)</sup>と信念を述べたことからいえる。

金武町の啓発事業を見ると、1990年に「ふれあい懇談会」<sup>368)</sup>が、[男女共同参加型社会の形成を目指して]をテーマに開催された。新民法の運動で尽力した岡村は、そこに県関係者2名とともに助言者として出席した。

上記のような活動を経て1990年代後半に、婦人会のリーダーであった女性たちが地域団体へ参画していった。金武区では1995年当時役員を担っていたUHが、1996年婦人会の支援で金武区行政委員に選出された。並里区では、1970年代に会長を務め当時文化部長であったNM②が、1996年2回目の並里区婦人会長に選出され、1980年代後半婦人会長であったGAが、農業委員に選出された。NM②は、金武町婦人会長、並里区会議員を歴任し2009年に公職から退いた。彼女らは30才代で婦人会会長を経験した人たちである。この配置の中で、1990年代後半以降の基地被害抗議行動が取り込まれ、NM②も軍用地料の配分に対して請願を行った。

先述したように宇金武の軍用地料問題では、金武区と並里区で3人の中心となる女性が存在した。彼女らは日常的に情報が集まり、キーパーソンの役割を持っていた。3人は婦人会をはじめとする地域活動を担ってきた人々である。しかし、軍用地料問題をたまたまたグループは従来の婦人会組織から派生したものでなく、個人の要求で集まったグループである。ここで改めて10数年に及ぶ運動の中心となった3人の女性を紹介しよう。

それは金武区のNM①(1933年生)、並里区のYY(1934年生)、NM②(1936年生)である。彼女たちの日常的な地域活動は、婦人会活動や区事務所主催の年中行事への積極的な参加である。彼女らは宇金武という地域の中で区を越えたつながりを持っており、互いの情報は同級生や女子孫の連絡網を介して多くを共有していた。YY<sup>369)</sup>が基地で働いていた頃のことを証言する。

——基地で仕事をしていた頃のことをおしえてください。辞められたのは復帰頃です

<sup>366)</sup> KSの聞き取り(於:金武町金武区、2014年8月9日)。彼女は福岡高裁の敗訴にかかわる新聞インタビューに、実名で答えた婦人会会長経験者であった。

<sup>367)</sup> 注41と同じ。

<sup>368)</sup> 主催:沖縄県・沖縄県教育委員会・金武町(出典:1990年3月1日『広報金武 縮刷版 201号~250号』386頁。

<sup>369)</sup> 注40と同じ。

か？

私は並里区に生まれ育ち、高校卒業後 1972 年まで基地キャンプ・ハンセンで働いた。仕事は会計などであった。1960 年代には全軍労（全沖縄軍労働組合）に所属し、復帰運動にも参加した。本土並みでがんばったけど、出来なくて無念だった。

結局、復帰後給料がドルから円に切り替わって、賃下げになったので退職した。退職の頃子供を出産し、並里区事務所へ就職した。

その頃、那覇市内で華道の有名な先生の講演会を聞いた。沖縄では亜熱帯気候の利点を生かした植物栽培が、仕事になる。本土で需要があると言われた。その講演を聴き農業・花卉栽培をしようと思い立ち、区事務所を1年で止めた。年配の女性たちは、せっかく区事務所で働けるのに止めるなんてもったいないとみんなが引き留めた。でも、農業・花卉栽培をすることにした。今は息子を含め家族でやっている。自分に向いている、後悔していない。

—婦人会役員の時をおしえてください？

出産してばたばたしている 1973 年から並里区婦人会会長を 4 年務めた。特に説得もないまま、家の前に関連資料が置かれた。子どもも小さくて忙しくてとてもできないので、そのままにしていた。そしたら説得にきた。それでやむなく引き受けることになった。その後通算 16 年婦人会役員を歴任した。その間に、世帯主でない女子孫へ軍用地料の配分を求めて請願運動をした。

NM②は金武区出身である。彼女が婦人会の役員を引き受けた頃を証言する。

—婦人会の役員はどのような経緯で引き受けられたのですか？

結婚して金武区から並里区へ来た。35 才から 60 才まで琉球病院で働いた。婦人会会長を受けた時は、並里区民になって 3 年目だった。主人の後押の言葉“引き受けなさいよ”があり引き受けた。婦人会活動は地域の活性化になくってはならない組織と痛感している<sup>370)</sup>。

—当時のことで思い出に残っていることはありますか？

---

<sup>370)</sup> 並里区婦人会『創立 50 周年記念誌』金武町並里区婦人会創立 50 周年記念事業実行委員会、2000 年。

金武町婦人連合会会長の時、“女性のつどい”をやろうとした、那覇市でないフェスティバルをやってる<sup>371)</sup>、あれの金武町版をやろうとした。でも紆余曲折があり断念した。女性の権利は黙っていても掴めないのよ、いろいろ考えた。

上記から彼女が、共通の要求や信念で互いの多様性を認め連帯を強めようとする意志を持っていたことがわかる。それは生活の問題が政治問題であることを認識し、女性たちがそれに対しどのような行動を取るのかを問うものであろう。

金武区のNM①はフィリピン生まれの長女である。父と兄は戦死、母は戦争未亡人であった。どうしても高校へ行きたかった彼女は、母の反対を押し切り進学した。学費などは農業を手伝いながらアルバイトで稼ぎ、力仕事など何でもこなした。彼女は高校卒業後、琉球政府立病院に就職した。NM①は25歳の時、金武町で初めて女性名義で銀行融資（住宅資金）を受けた人で、58歳まで公務員・事務職として勤務した。夫は並里区出身者で6年間町長を勤めた。NM①は元町長夫人としても知られ、地元では女性の有力者である。婦人会長の経験はない。68歳の時、「ウナイの会」を結成し会長となり、金武山訴訟をたたかった。夫婦ともに保守を自認する人たちであるが、NM①は当時を振り返って「どうしてこんなに女が差別されているのかが、原動力になった」<sup>372)</sup>と証言した。

### 3 運動の動向(表17)

はじめに運動を進めた並里区のYYが、その経緯を証言する<sup>373)</sup>。

——どのような契機で、請願をすることになったのですか？

1980年代後半に並里区では、離婚した女子孫が世帯主という理由で軍用地料を貰っていた。それで、女性が世帯主になることに制限とか申請の難しさがあるかと役場に問い合わせた。役場では、世帯主の変更は何の制限もないから、すぐできますといわれた。それを聞いて、世帯主であるかどうかを理由に地料を受け取れないなんて、おかしいとみんなで話し合った。

<sup>371)</sup> 主催 那覇市「国連婦人の10年」の最終年1985年に「女たちのメッセージ」をテーマに始まりまった。これまで平和を基調に、人権・子ども・福祉・環境・表現・身体など、多くの課題に取り組んでいる人たちやものづくりをしている人たちが、一堂に会して日常の活動を発表してきた。(Web 那覇市うないフェスティバル2013年12月9日)。

<sup>372)</sup> NM①の聞き取り（於：金武町2013年2月3日）。

<sup>373)</sup> 注40と同じ。

——仲間の中で、世帯主変更をされた方はみえたのですか？

いいえー、誰もいなかった。むしろ、入会団体の会則を変えようということになった。それで、部落の長老であったGY、GTに相談に行った。すると、「運動をやったほうがよいと言われて、どのようにするといいか指導を受けた」<sup>374)</sup>。請願の進め方を聞いたが、それは区議会議員や入会団体理事らの賛同署名を集めることだった。

仲間は約20人位だったかしら、2人1組で、手分けして、集めた。それを入会団体へ請願した。

——請願が可決されるのに時間がかかりましたか？

すぐという感じだった。1991年だった。

次に、並里区のNM②が入会団体へ請願をするに至ったいきさつを証言する<sup>375)</sup>。

——どのような契機で、請願をすることになったのですか？

夫の死去後、すぐに軍用地料の配分が切られた。遺族として妻の権利がなぜ保障されないのか、おかしいと思った。それで女性の権利を主張しようと考えた。そのような仲間は周りにいるので相談し、他の入会団体会則や種々の資料を集めた。あの時は一所懸命学習したわ。請願書は男性も含めた7人の連名で1996年に入会団体に提出した。

——請願はいつ頃実ったのですか？時間はかからなかったのですか？

いいや、なかなか可決して貰えなかった。何度も話しに行って、3回目にやっと可決された、1999年よ。

この請願について後日談がある。1990年代後半並里区出身の町会議員であったGS<sup>376)</sup>が証言する。

---

<sup>374)</sup> GT (1920年生)の職業は農業、1981年には金武町議会の副議長を勤め、町会議員の当選回数は5回。区議会の監査役や入会団体設立にも関わった。

<sup>375)</sup> 注41と同じ。

<sup>376)</sup> GSの聞き取り (於：金武町、2015年1月13日)。

——並里区では入会団体の会則改正が、1991年と1999年の2回ありました。その経緯を知っていますか？

1991年のことは知らない。1999年のことは知っている。その頃は町会議員だった。GYさんから電話があつて“夫を亡くした人たちが生活に困っている。力になってやってくれ”と頼まれた。彼から頼まれて断ることは難しいからね。相談して可決できた。

この経緯から当時、男子孫・女子孫の配偶者が死亡した後、遺族が軍用地料を引き継ぐことは簡単でなかったことがわかる。当時もGYの影響力は強かった。ただし、女子孫である配偶者が死去したのち、遺族である区外出身配偶者の男性は対象にならない。なお、金武入会団体では設立当時の1956年から、この事項が実施されている。

金武区のNM①は1980年代前半に入会団体があり、軍用地料を配分していることを知り個人的に入会を申し入れたが断られた。NM①がその後の経緯を証言する。

——運動の経緯をおしえてください？

私以外にも、個人的に入会団体事務所へ行って直談判した人が何人もいた。1990年代になって並里区で請願が通ったことを聞いて、印鑑をもっていったさー。門前払いだったけど。他に、夫を亡くして世帯主であるにも関わらず息子に支払われている人もいた。

その後もばらばらと1人ずつ行って、掛け合った。みんな断られたので女子孫のグループで話し合つて、7人で入会団体の事務所へ行った。そうすると、「何回来ても同じだ。会則は変えられない」の一点張りで「女の腹は借り物」とさえ言われた、ひどい話だった。どうしてこんなこと言われるのか、柚山の労働も知っていてずっと金武で生活してきたのに腹が立った、納得できなかった<sup>377)</sup>。

——それでどうされましたか？

困り果て、入会団体の理事で後に会長になったNS③に相談を持ちかけた。彼は”慣習原則の私的団体が会員以外の意見に左右されると組織は崩壊する。総会で会員の声を多くすることが資格獲得への道“という趣旨をのべた<sup>378)</sup>。それで、金武区でも署名運動をすることにした。

<sup>377)</sup> NM①の聞き取り（於：金武町2013年11月25日）。

<sup>378)</sup> 注347と同じ。



1998年6月に入会団体宛での「男子孫限定会則の撤廃署名」を会員に求めた。並里区は入会団体理事や区会議員の署名を集めた。金武の入会団体の態度はわかっていたから私らは、会員の署名を集めることにした。NM①は会則のことや署名、運動について並里区のYYやNM②の協力と助言を求めた。署名用紙も見せて貰って、いろいろ実情を話し合った。

——それは妨害に遭ったとお聞きしましたが？

そうよ、金武の会員、一軒も漏らしはいけないと1998年6月に入会団体の「男子孫限定会則の撤廃署名」を会員に求めた、「署名のお願い趣意書」<sup>379)</sup>も持参して。目標署名数は350筆とし、順調に集まって2日間で289筆をがんばって集めた<sup>380)</sup>。

だけど、3日目の朝に入会団体からの妨害文書(資料10)が会員宅のポストに配布された、運動は失敗したね。それで、また署名を貰った家を1件1件まわり、お詫びと趣旨説明<sup>381)</sup>をもう1回やった。署名はその人の目の前で消したよ。悪いから。

当時、入会団体の女性会員は「約80名程度、また現行会則48条の規定に基づく入会保障の支給を受けている女性は約50名程度である」<sup>382)</sup>。金武区の女性人口は2,408人、男性は2,341人、世帯数は2,080戸、入会団体会員数は約650世帯であった。

## 第2節 裁判へ

### 1 金武杣山訴訟(2002-2006年)

署名運動に失敗した女性らは、2002年夏裁判を決意した。ウナイの会は軍用地料の女性差別解消を目的とし、金武町金武区に在住する女子孫約70人で結成された。そのうち、当時90歳から51歳の戦争未亡人を含む26人が原告となり、金武入会団体を相手取って2002年12月に金武杣山訴訟が始まった。2006年3月の最高裁判決では、入会団体会則の男子孫要件を違法としたが、会則における慣習の正当性を認め世帯主要要件を合法とし、ウナイの会は敗訴した。また、離婚した女性は、旧姓に服した場合のみ会員資格を得られるという条項は違法とされた。判決を受け2006年5月の総会では、入会団体の会則改正が行われた。その改正は会則から男子孫を削除し、その部分を子孫とした。

会員基準の居住区域は1962年の会員確定時のものに戻し、申請により世帯主である女

<sup>379)</sup> 資料9を参照。

<sup>380)</sup> 「人権を考えるウナイの会通信」2005年1月。

<sup>381)</sup> 資料11。

<sup>382)</sup> 福岡高裁判決(2002年第1195号)、2003年11月19日、9頁。

子孫も正会員となり、軍用地料の配分を受け取れることになった。それにより裁判の原告のうち全く地料の配分を受け取れなかったのは、26人中3人であった。会則改正後の会員数を見ると、2006年度末の会員は640名(正会員479名：準会員161名)であったが、2007年度の新規加入数は、正会員209名、準会員は56名となった。女性会員は123名(うち92名が正会員)の加入増であった<sup>383)</sup>。2012年には会員数が1086人へ増加している<sup>384)</sup>。宜野座村など近隣の入会団体では、同様に会則から男子孫を削除し子孫に改正した。しかし、金武入会団体では、現在も世帯主でない女子孫の加入は認められず、軍用地料の配分もない。

一方、隣接する並里区では二人の女性が中心となって署名・請願運動を行い、1991年と1999年の二回入会団体の会則改正を達成した。その内容を見ると、1991年の改正は2002年金武山訴訟で争点となった条項についてであり、1999年のそれは、金武入会団体設立当時から実施されている条項についてであった。

表 17 金武区と並里区 入会団体会則改正の運動経過

年号	金武区と並里区 入会団体会則改正の運動経過	沖縄県・金武町
1990年	並里区で世帯主でない女子孫のYYが中心となったグループは、部落の有力者と協議・指導を受け署名活動を行い、入会団体へ請願。	
1991年	並里区で世帯主でない女子孫へ軍用地料の配分を決定。YYが中心となったグループは、部落の有力者と協議・指導を受け署名活動を行い、入会団体へ請願、その後総会で決定。	
1993年		女団協と金武町婦人会主催：北部女性集会(120名参加)
1994年		金武町主催：跡地利用シンポジウム(米軍再編：岡本行夫の参加)
1995年		県民集会：沖縄米兵少女暴行事件
1996年	並里区のNM②を中心としたグループは、軍用地料の配分を受けていた男・女子孫が死亡した後、その配偶者が権利を引き継ぐことを請願した。	県民集会の中心メンバー、並里区婦人会長に再度選出される。
1998年	金武区のNM①を中心としたグループは、女子孫の軍用地料の配分を求める賛同署名を入会団体会員へ実施。その際YYと相談した。しかし、数日で入会団体の妨害に遭い挫折。	①「像のオリ」移設反対町民抗議集会 ②女性の役職者選出：金武区行政委員、農業委員
1999年	並里区のNM②らのグループの請願が入会団体で決定された。3回目の申し入れで達成された。	女性の役職者選出：並里区：区会議員
2002年	金武区のNM①を会長にウナイの会は金武山訴訟を開始。その際、NM②と相談した。	
2003年		伊芸区：「都市型」戦闘訓練施設建設反対抗議のはじまり
2006年	金武山訴訟、事実上敗訴	

出典：NM①の聞き取り(2012年11月25日、2013年2月3日・5月18日)・YYの聞き取り(2013年8月29日)・NM②の聞き取り(2013年8月10日)から筆者作成。

## 2 沖縄における女性の財産相続

次に、軍用地料問題にかかわり沖縄女性が財産相続から排除されてきた経緯をみてみよう。それには3点の視点に注目する。1点目は入会権とはどのような権利かである。入会権は、一定地域の住民が山を共同利用する慣習上の権利である。それは1896年制定の民

<sup>383)</sup> 金武入会権者会総会資料、2013年8月9日に入手。

<sup>384)</sup> 第4章の表12。

法、第 263 条、294 条で保障されている。地方自治法には、間接的に触れた規定 238 条の 6 がある。入会権は物権法である。

中尾英俊によるとその性格は、主に以下の 5 点である。①入会権の内容は各地方の慣習に従う ②入会権は一定の部落に住むものが持つ権利である ③入会権は世帯が持つ権利である ④入会権は相続されない ⑤入会権は他人にゆずることができないである<sup>385)</sup>。

沖縄は 1972 年に日本の施政権下に入ることになり、様々な実態調査が行われた。入会権については、中尾により報告されている。中尾によるその要旨<sup>386)</sup>は、沖縄の入会権は日本のそれと異なるものではない。だが入会権の権利意識として沖縄的特色がある。沖縄の入会権の特色は、入会集団すなわち村落の構造にあるとする。沖縄の集落においては、村落一門中一世帯(家)一個人という系統の中で世帯と言うよりもむしろ個人(家族員)の方が表面にでて、入会権の主体が世帯であることが直ちに理解されがたい感がある(入会権者数を部落住民個人全員と答えている所もある)。

これは地割制度、人頭税など歴史的事情によるものと考えられるがなお今後研究を要する。入会権の新たな取得は、大部分は村びと(部落の住民)としての資格が得られれば権利の取得を認める、というものである。

2 点目は、先述したように沖縄県における明治民法の施行が 1899 年であること、3 点目は土地整理事業が 1903 年に終了したことである。この 3 点が柚山をもつ地域の慣習にどのように影響したかである。繰り返すが福岡高裁の判決は、入会権が「地方の慣習に根ざした権利であるから、そのような慣習がその内容を徐々に変化させつつもなお存続している時は、これを最大限尊重すべき」<sup>387)</sup>としている。

2・3 点目をみると、沖縄は近世期地割制度を取っていたため一般の農民に原則土地私有は認められていなかったといわれている<sup>388)</sup>。これに対し梅木哲人は、「現実の沖縄農村では近世後期になると階層分化や資産家も出現するようになる」とし<sup>389)</sup>、来間はこの事態は、地割り制度が崩れるというより「私的土地所有の形成過程にした方がいいのではないかと論ずる<sup>390)</sup>。両者から旧慣温存政策の終了頃は、私的土地所有の形成過程に入っており、土地私有が一部の農民により行われていたといえよう。

先述したように安和は、沖縄の北部地域は「南部地域に比較し、厳格なタブーがなかった土地柄」<sup>391)</sup>とし、子供が女性の場合、財産を婿養子だけでなく自分の娘にも配分し

<sup>385)</sup> 中尾英俊『入会林野の法律問題』勁草書房、1984 年、60-73 頁。

<sup>386)</sup> 中尾英俊編『沖縄県の入会林野』沖縄県、1973 年。

<sup>387)</sup> 福岡高裁判決、2004 年 9 月 7 日、29 頁。

<sup>388)</sup> 那覇市総務部女性室、前掲書、51 頁。

<sup>389)</sup> 梅木哲人「近世農村の成立」『新・琉球史』近世編・上、琉球新報社、1989 年、202 頁。

<sup>390)</sup> 来間泰男『沖縄経済の幻想と現実』日本経済評論社、1998 年、141 頁。

<sup>391)</sup> 北原淳、安和守茂著『沖縄の家・門中・村落』第一書房、2001 年、124-145 頁。

たことを論ずる。比嘉道子は先述したように「沖縄で私有財産が可能になったのは、1899年から1903年にかけて実施された土地整理事業をきっかけとする。1900年生まれまでは男女平等にジーワキ（土地分け）を受け、（中略）財産のある親は財産を分けて持たせてくれた」<sup>392)</sup>と論じている。

まとめると、北部の金武町地域で財産相続から女性を排除した時期は、南部地域より遅れ1903年頃と思われる。それゆえ、金武町周辺の財産のある親は、土地整理事業頃まで女性にも財産相続を行っていたといえよう。

加えて、明治民法による家制度の拡がりには、女性を財産相続から排除するだけでなく、「あらゆる政治的、社会的、経済的分野が男性の手中に納められ、男による女の支配という体制」<sup>393)</sup>をもたらした。そのため、女性は生活の諸分野で男性に従属的な位置に置かれることとなったとされる。このことを踏まえ地域の慣習を考えると、入会団体は、慣習として、嫡男相続制と位牌継承を頑なに守ってきたと述べているが、家父長的な女性差別は1903年以降から強められたといえるだろう。そして、1906年に金武村の柚山の払い下げが行われたのである。

また『なは・女のあしあと』は、「いつ頃から女性が実家のトートーメ（位牌）を継ぐと“祟り”があるといわれるようになったのだろうか。誤解を恐れずにいうと問題が出てくるのは戦後、1950年代の軍用地料や戦傷病者戦没者遺族等援護法（略称：援護法）に基づく『遺族年金』の支払いが始まったことを土台に、女性の財産相続が認められる1957年の新民法施行以後だと思われる」と記す<sup>394)</sup>。こうしたことから、父系嫡男相続制や位牌継承の慣習は、明治民法の適用を受けた頃から広まったが、厳しく言われるようになったのは、沖縄の新民法の施行後の1950年代後半と考えられる<sup>395)</sup>。

こうしたことから、明治期以降女性は財産相続から排除されていたが、そこには位牌継承など沖縄固有の慣習が組み込まれていた。そして、戦後新民法が施行された後にも、時代に逆行するような家父長的な女性差別の強まりが行われてきた。それは山野で金銭を生み出すとは思われなかった地域に地代として軍用地料が支払われ、援護法により戦争未亡人など女性に遺族年金が支給されるようになった頃からといわれてきた。金武柚山訴訟は、この一例といえる。

### 3 地域内の協力と軋轢

<sup>392)</sup> 比嘉道子「金武町金武区における軍用地料配分の慣行と入会権をめぐるジェンダー」沖縄大学研究成果報告書『沖縄における近代法の形成と現代における法的諸問題』2005年、283-310頁。

<sup>393)</sup> 沖縄県教育庁文化財課史料編集班『沖縄県史 各論編 第八巻 女性史』沖縄県教育委員会、2016年、105頁。

<sup>394)</sup> 那覇市総務部女性室、前掲書、574-577頁。

<sup>395)</sup> 比嘉政夫『沖縄の門中と村落祭祀』三一書房、1983年、51-62頁。

軍用地料の配分をめぐる運動は地域の女性全員の問題ではなかったが、今まで口に出せず、はっきり言えなかった女性差別を表に出し男性協力者も現れた。

一方、地域内では兄弟姉妹が原告・被告となったことをはじめ、男子孫と区外出身者男性による軋轢が生じた。それは金武区と並里区で同様にあった。また、金武町議会、金武区行政委員会では議題となり、県議会でも発言がされた。

ウナイの会の協力者には男子孫の男性もいた。彼女らの問題は区外出身者の男性を差別し、軍用地料の配分から女子孫を締め出していることに他ならないため、女子孫差別問題は男性問題であることを現している。IS①は町会議員を長年勤め、早い時期から最後まで協力を惜しまなかった。彼が裁判について証言する<sup>396)</sup>。

——軍用地料が地域を分けているように見えます。応援をされたと伺いましたが、裁判をどのように見ておられましたか？

ウナイの会の言い分は、当たり前だと思った。彼女たちは予想以上によくがんばったよ。NKも特に酒の席なんかでいろいろ言われたらうに、よく支えたよ。このあたりでは、ミズヒラサーと言う言葉があつてね、楽しんで得た者はみんなのものと言う意味だが、軍用地料がもらえるようになったら、女性にはあげないと変わってしまった。

那覇地裁で勝訴した後、控訴しないように自分たちがもっと入会団体へ働きかければ良かったよ、最高裁へ上告し、情けなかったよ。地域内で覆せなかったから仕方ないけどね。この話はもうしたくないね。

彼の話から、金武区では町が軍用地料を得るようになってから区外出身者への排他性が強くなり、変化してきたことが裏付けられる。NM①の夫・NKは、署名運動の頃から裁判まで支えた。彼がこの裁判について証言する<sup>397)</sup>。

——裁判の頃、いろいろあつたと思いますが、振り返られてどうですか？

裁判中は裁判を中心に生活が動いていた。でも、あの運動そのものが正論だ、いろいろ言われても気にしなかったよ。入会団体の役員には女子孫にはやらないという意志があつたのだろう、既得権を失いたく)。ない人たちだった。嫌がらせや邪魔する人がいたねえ。当事者に対する直接の応援は表に出てこなかったけど、裏では応援してくれていたよ。でも、運動は大変だ、労力もお金もかかるからね。

<sup>396)</sup> IS①の聞き取り（於：金武町、2013年5月19日）。

<sup>397)</sup> NKの聞き取り（於：金武町、2013年2月3日）。

——軍用地についてはどのように考えていらっしゃいますか？

軍用地は経済格差を生む、原発と同じだ。原発被害はみんなが受けるが、一部の人が利益を受けるからね。基地被害もみんなが受けるが道路隔ててお金が入る人と貰えない人がいて経済格差があるよ。

——裁判後このときの苦労話などすることはありますか？

いいや、軍用地料の配分が平等でないので話はしないね。もらう人ともらわない人がいるので、話さない。

この運動は、NM①にとって、パートナーとともに行動した約8年間であったことがわかってきた。並里区のYYにも聞いてみた。YYが証言する。

——請願をされた頃、地域でいろいろ言われませんでしたか？

あったわよ、嫌がらせや悪口もいろいろ言われたわよ。ほら、軍用地料を受け取る人数が増えると1人分の金額が減るでしょう、それでいろいろ言われたのよ。でもそんなこと気にしなかったわね。正しいことをやっているんだから。

そのような嫌がらせは、金武区でも同様であった。YYの行動はNM①や近隣の入会団体へも影響を及ぼした。またウナイの会は、裁判の開始とともにマスコミを介して、他地域で同様な問題を持つ人々と運動の情報を共有し助言も行った。詳しくは次章で述べる。

その頃地域の人々は、彼女らをどのように見ていたのであろうか。金武区の行政委員UFが証言する。

——裁判をどのようにみられていましたか？

ウナイの会の活動の時には、口出しできなかつたですよ。この地域で生まれ育っていないので見守ることしかできなかつた。でもね、彼女たちは頑張ったんですよ、何年もかかってね。軍用地の予算は大きくて、現実の男女差別はすぐわかないから、理解できたのよ。

——あの裁判中、入会団体の人と話したことはありますか？

話したわ。1906年に払い下げ金を払った人たちが会員と言うけど、それがそんなに重要なことなのかって、聞いたのよ。

——それで答えはどうでしたか？ 裁判後地域内で変わったことはありますか？

重要だ、値段が高かったから<sup>398)</sup>って。裁判後、トートーメは、女の子も継げると最近変わってきているのよ。以前は、男の子が生まれないのは女性が悪いからだと言われたけど、この頃はそう言わなくなってるわね。

ここで、町立図書館長で並里区の男性NMが証言する。

——裁判で何か思うところはありましたか？

びっくりしたよ、金武でまだ女子孫差別しているとは知らなかったよ、すでに同等になっていると思っていたからね。

入会団体の事務局では、裁判をどのように受け止めたかを聞いた。事務局員が証言する。

——基地被害が多い中での、裁判でした。裁判の問題は、どのようなことだったのでしょうか？

基地はない方がいいに決まっている。しかし……。裁判はお金が欲しかったんだ、それだけだよ。

基地被害の多発はどの立場の人にも地域の問題と思われていることがわかる。それと女性は財産権として軍用地料を要求してはいけないのかという問いが生まれる。ウナイの会の活動趣旨が十分伝わっていないのだろうか。

---

<sup>398)</sup> 『沖縄県史1 通史』(P.420-28)には、『琉球新報』1906年7月18日の記事として「入会権官有をめぐる親泊説の検討」で、杣山の払い下げ代金の負担の問題について親泊説を批判し、「ほとんど無価値同様のものであろう」と言う説明の方が真実に近いと考えるべきである」としている(『沖縄県史』16、762-763頁)。

——姻戚関係のある女性にも聞いてみた。TA が証言する。

兄弟親戚がこの問題で対立したのよ、私がウナイの会を応援したら、「NM①を応援すると金武では、商売をやっていけないよ」と言われて・・・、それで本気で応援したわよ。人の活動を上から押さえつけることはいけない、自由に自分の意見を言える町にしたいから。でも、お金がかかわることなので、子どもが女子ばかりの人は応援できなかつたわね。

並里区 YY と金武区 NM①は、区内の会員たちから様々な嫌がらせなどを言われたのは同じであった。何気ない言葉の端々から女性が今まで口に出せなかったことを言えるようになって良かったという人々の言葉が、段々理解できるようになってきた。

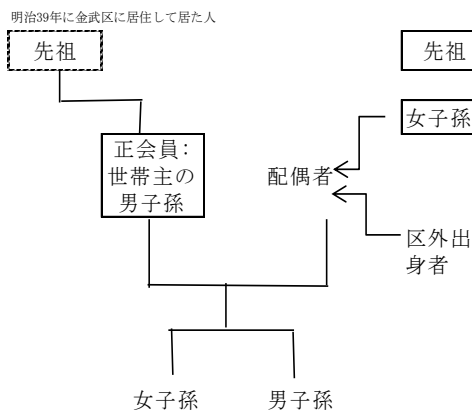
ウナイの会は、もう一点目的を持っていた。女性の政治参画として正会員となり、入会団体の運営にかかわることであった。これは、入会権者会も含めて多くの人に理解されていないことも解った。このことは第6章で検討する。

#### 4 入会団体の会員資格をめぐる争い

字金武の女性らが軍用地料の配分で女性差別があることに気付いたのは、1982年に制定された金武町の旧慣条例が施行された後であった。1980年代後半は金武町の基地被害が増加していた。女性差別撤廃条約が批准された頃でもある。

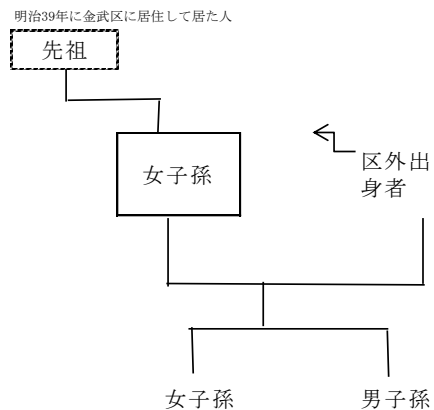
ウナイの会の女性らは1906年杣山払い下げ当時の金武部落民で、杣山等の使用収益権（入会権・民263）を有していた者の女子孫であり、旧金武区民以外の男性と結婚した女性たちであった。この入会団体は1956年の設立当時から世帯主の男子孫のみで運営し、女性は正会員になれなかった。

図8 <正会員>の例



出典: 金武入会権者会資料から作成 (2013年2月5-7日、8/9・29)

図9 <ウナイの会会員>の例



出典: 金武入会権者会資料から作成 (2013年2月5-7日、8/9・29)



訴訟が始まった頃金武入会団体会則の正会員の主な資格要件は、①1906年杣山払い下げ当時の部落民の子孫で、かつ②世帯主である男子孫であった(図8)。

ウナイの会の女子孫は、①はクリアしていた。しかし②の要件は該当せず、正会員になれなかった<sup>399)</sup>(図9)。

一方、1982年に旧慣条例により設立された並里入会団体会則の会員資格要件は、①1946年4月1日以前に旧並里区に本籍を有した者の血族たる子孫で、②旧並里区に本籍を有し、かつ、並里区に居住している世帯主である<sup>400)</sup>。先に述べたように、この団体は女性らの請願運動を受けて1991年と1999年に会則改正を行い、女性差別を解消した(資料8)。

金武入会団体会則は、1956年入会団体設立と同時に作成された。当時沖縄の民法は明治民法であり、その中で入会団体の会則がつくられた<sup>401)</sup>。

裁判の主な争点は上記の会員資格要件で、①男子孫要件、②世帯主要件の改正であった。加えてウナイの会は、③女性の政治参画の視点から、女性が入会団体の運営に参加することを求めた。

これらは、憲法14条(法の下での平等)、29条(財産権)、民法90条、民法263条・294条、女性差別撤廃条約にかかわるものであり、その権利は男女の別なくあるとするウナイの会と、入会権で扱う財産権は慣習として世帯主である男子孫に限られるとする入会団体の争いとなった。裁判所は、入会権に基づき金武部落民会を以下のように規定した。

福岡高裁(資料17)は入会権について、「入会団体の構成員としての資格を画する上で重要な意味を持つ入会権者の負担が事実上消滅」している現在の状態、すなわち、軍用地となり「入会団体が第三者との間で入会地について賃貸借契約等を締結したその対価を徴収したとしても、その収入は入会権者の総有に帰属するので、入会権の内容や入会団体としての性質が変容するものでもない」<sup>402)</sup>とした。

最高裁(資料18)は入会団体について、「金武部落民会は、明治39年土地払い下げ当時の住民等の子孫で、現に金武区域内に居住している者により構成され「権利能力なき社団」である、旧慣による使用権(入会権)の設定されている公有財産及び個人名義で登記されている部落有地である土地の管理・処分等を活動の目的とするものである」とした<sup>403)</sup>。

<sup>399)</sup> 「金武入会権者会会則」1972年・1977年・2006年、「金武部落民会会則」2000年(金武入会権者会から2013年2月から7月に入手)。

<sup>400)</sup> 並里財産管理会から入手(2013年5月19日)。

<sup>401)</sup> 沖縄における新民法の適用は1957年であった。

<sup>402)</sup> 福岡高裁判決、2004年9月7日、16-17頁。

<sup>403)</sup> 最高裁判決2006.3.17、8頁。資料12の被告弁護団長の談話を参照。

① 会員資格が男子孫限定であること

那覇地裁は男子孫限定を違法とし、ウナイの会の主張を支持した。

ウナイの会は、「部落有地や町有地から生じる収入について、男だけが会員になり金銭の配分を受け、男だけが部落の財産について発言権があるというのはおかしい」「それが慣習である。女に権利はない」「果たして本当にそうなのか、女には女であるが故に権利を持ってないと言うことがあっていいのか、そんなはずはない」「おんなである、ただそれ故に不平等に扱われていいはずがない」<sup>404)</sup>。「金武町と宜野座村に 8 カ所の入会団体があるが、そのうち個人に支払いをしているのは 5 カ所であり、その中で金武以外は「現時点ですべて会員資格は払い下げ当時の住民の子孫」であればよく、会則に男子孫と記載されていても運用上補償金の支払いに男女の差をもうけていない」<sup>405)</sup>と主張した。

これに対し被告の入会団体は、「旧慣は社会的批判の中で是正されるべきもので、法が強制的に介入すべきでない」とし、その理由として、旧慣は「社会的実態、慣習として現在でも金武区域を含む国頭郡区だけでなく中頭郡区においてもなお広く色濃く残存するもの」であり、「家制度や戦前の男性中心の意識の払拭は、たゆまない国民的努力により形成されるべきものであり、法が強制的に介入すべき問題ではない」<sup>406)</sup>とした。

さらに、入会団体は「男子孫中心の入会団体の例として、中部地区の財団法人嘉手納町野里共進会、伊金堂郷友会、兼久郷友会、千原郷友会があり、ウナイの会側から出された、国頭郡周辺ですでに、女子孫差別を解消している入会団体は、それが行われたのはまだ近年である。特に金武町伊芸区は、2003 年この裁判の一審が出た後に改正をした」<sup>407)</sup>と主張した。

しかし最高裁は、那覇地裁(資料 16)と同様男子孫要件を無効とした。最高裁の論旨は以下のものである。

男子孫要件は、専ら女子であることのみを理由として女子を男子と差別したものであるべきであり、遅くとも本件で補償金の請求がされている平成 4 年(1992 年)以降においては、性別のみによる不合理な差別として民法 90 条の規定により無効であると解するのが相当である。その理由は、男子孫要件は世帯主要件とは異なり、入会団体

---

<sup>404)</sup> 陳述書、2003 年 9 月 3 日

<sup>405)</sup> 福岡高裁判決 2004. 9. 7、3 頁。

<sup>406)</sup> 福岡高裁 那覇支部宛、第 3 準備書面、2004 年 5 月 13 日、3 頁。

<sup>407)</sup> 福岡高裁判決 2004 年 9 月 7 日、11-12 頁。

の団体としての統制の維持という点からも、入会権の行使における各世帯間の平等という点からも、なんら合理性を有しない。このことは、旧部落民会の会則においては、会員資格は男子孫に限定されていなかったことや、被上告人と同様に杣山について入会権を有する他の入会団体では会員資格を男子孫に限定していないものもあることから明らかである。被上告人においては（中略）女子の入会権者の資格について一定の配慮をしているが、これによって男子孫要件による女子孫に対する差別が合理性を有するものになったとはできない。そして、男女の本質的平等を定める日本国憲法の基本的理念に照らし、入会権を別意に取り扱うべき合理性を見いだすことはできないから、（中略）男子孫要件による女子孫に対する差別を正当化することはできない」<sup>408)</sup>。

このような最高裁の判決は、ウナイの会の主張を受け入れ、多くの人々が納得できるものであった。次にウナイの会は、原告の中で世帯主であるにも関わらず、入会団体の会員と認められなかった2名の事例を挙げ、以下のように差別の解消を訴えた。

女子孫の場合世帯主であっても特別な措置として、入会補償金の支給があるのみで正会員になれる途がない。男子孫は分家あるいは世帯主となると会員になれるが、女子孫は自己の地位に基づいて、入会権者となり会員の地位を承継することが認められない。「YU と GS は他部落の人と結婚したが、配偶者が死亡したことにより、現在は戸籍筆頭者として記載されている」<sup>409)</sup>にもかかわらず、会員と認められていない。

最高裁は世帯主であるにも関わらず、会員と認められなかった原告2名の「会員の地位を否定することは信義上許されない」<sup>410)</sup>として、原審福岡高裁判決を破棄し差し戻した。この判決は、ウナイの会の主張を受け入れたものであった。論旨は以下のようである。

金武部落民会の入会地のように、軍用地として使用されている場合、その会員規定は、資格を決定する上で重要な意味を持つ入会権者の負担が事実上消滅している。このような入会地の利用形態の変化と家制度の消滅という状況変化の中で、男子孫の間で行われてきた入会団体への新規加入がどのような条件の下で認められているかを検討する場合、独立の生計を営む戸籍筆頭者である原告のうち、2名の女性は、配偶者の死亡により世帯主として独立の生計を構えるに至っており、戸籍筆頭者として世帯主要要件を満たしている。それ故、入会の手続きをとっていないことを理由にその会員の地位を否定するこ

<sup>408)</sup> 最高裁判決 2006年3月17日、10頁。

<sup>409)</sup> 最高裁判決 2006年3月17日、6-7頁。

<sup>410)</sup> 最高裁判決 2006年3月17日、11頁。

とは信義上許されない」<sup>410</sup>。

また、最高裁は、離婚あるいは配偶者が死亡した女子孫で世帯主の会員資格について、現行会則は、無効とした。それは新たな判断であった。論旨は以下のようである。

金武部落民以外の男性と婚姻した女子孫は、旧姓に服しない限り、配偶者が死亡するなどして金武区内で独立の世帯を構えるに至ったとしても、入会権者の資格を取得することはできない。

## ② 世帯主要件について

入会団体は世帯主要件が「金武部落民会を含み沖縄の杣山に対する確立した慣行」とし、合法性を強く主張した。論旨は以下のようである。

世帯主要件は確立した慣行で、伊芸財産管理会、並里財産管理会、惣慶杣山権者会の例をあげ、ここでいう「『相続』とは世帯主の地位の承継であり、『分家』とは新たに世帯を構えて世帯主になること」であって、世帯主要件は明確に規定されている。世帯主であることを会員資格即ち入会団体の構成員の資格とすることは、金武部落民会を含み沖縄の杣山に対する確立した慣行である<sup>411</sup>。(中略)書類上形式的に「世帯主」と記載されているだけではなく、現実に独立して生計を営んでいることが必要とされるため、審査に当たっては必要に応じて生活実態調査等も行う、(中略)その慣習は本島中部地域でも色濃く残っており、その改正が必要な場合は、地域の努力によって変えていくもので、法が強制的に介入すべき問題ではない<sup>412</sup>。

最後に、福岡高裁判決は、「地方の慣習に根ざした権利であるから、そのような慣習がその内容を徐々に変化させつつもなお存続している時は、これを最大限尊重すべき」とし、さらに「世帯の代表者にのみ入会権者の地位を認めてきた慣習」は、「不合理とはいえない」<sup>413</sup>と判断した。論旨は以下のようである。

入会権者の資格要件を一家の代表者としての世帯主に限定する部分は、過去の長年月にわたって形成された地方の慣習に根ざした権利であるから、そのような慣習がその内容を徐々に変化させつつもなお存続している時は、これを最大限尊重すべきであ

<sup>411</sup> 第3準備書面(被告弁護人)から福岡高裁に提出(2004年5月13日、13頁)。

<sup>412</sup> 福岡高裁判決、2004年9月7日、24頁。

<sup>413</sup> 福岡高裁判決、2004年9月7日、29頁。

って、その慣習に必要性ないし合理性が見当たらないということから直ちに公序良俗に反して無効と言うことはできない。

入会権は家の代表ないし世帯主としての部落民に帰属する権利であって、入会権者からその後継者に承継されてきた、という歴史的沿革などから、世帯の構成員の人数にかかわらず、世帯の代表者にのみ入会権者の地位を認めてきた慣習は、団体としての統制の維持や世帯の平等という点からも、不合理とはいえない<sup>414)</sup>。

### ③ 女性の政治参画

ウナイの会は会則が金武部落内の一部の男性によってつくられてきたもので、その会則を根拠に慣習の存在を認定し、法的拘束力を有するとは容認できないと強く主張した。論旨は以下のようである。

金武部落の住民の先祖が獲得した山が、軍用地として賃借され、このことによって控訴人に賃借収入が入るようになったが、この沿革的には先祖伝来の財産による果実を、男性だけで会を結成し、男性だけで会則を決め、そして男性だけでこの果実による利益を享受することが果たして公序として許されるのかという問題である<sup>415)</sup>。

私たちは過去の補償金支払いのみでなく、今後の被告団体の貯金の使途を含め、被告団体の協議の場に参加させてもらいたいと思っている<sup>416)</sup>。

また離婚した女性は、旧姓に服した場合のみ会員資格を得られるという条項は違法とされた。これは他の裁判にも影響を及ぼすことが予想され、女性の法的権利が一步前進したものである。しかし、ウナイの会は世帯主要件を覆せず敗訴した。

ここで、訴訟におけるウナイの会の裁判対策に触れたい。それは、世帯主が並里区出身者である7人のウナイの会会員を原告としたことである。その対策が功を奏し、最高裁判決後、7人は正会員と認められた。居住範囲は、裁判後1962年の基準に戻ったのである。

上記の判決を受けて、金武区入会団体は2006年5月に会則改正を行なった(資料7)。その会員要件は、「世帯主の男子孫」から「世帯主の子孫」に変更された。

さらに、裁判では世帯主について具体的に示されなかったため付則として、世帯主は、満20才以上であること、独立した生活世帯の代表者であること、年齢に関係なく婚姻していれば成人と見なす条項も加えられた。これにより、満20才以上で世帯主であれば男・女子孫を問わず会員となった。

<sup>414)</sup> 最高裁判決、2006年3月17日、6-7頁。

<sup>415)</sup> 被控訴人第2準備書面、2004年4月12日、4頁。

<sup>416)</sup> 陳述書、2003年9月3日、6頁。

しかし、現在の日本では、婚姻関係のある世帯の世帯主はほとんどが男性である。そのため、金武杣山訴訟は女性の権利回復運動であったが、世帯主要件を会員資格とすることで、皮肉にも男子孫要件を強めるものとなった。司法権の行使は、人権や社会を公平に導く手立てとはなり得なかったのであった。また、日本が女性差別撤廃条約を批准しているにも関わらず、最高裁は女子孫が総会などで会の運営に参画できないことについて言及しなかった。

### 第3節 再編・強化された女性差別

金武入会団体の会則における最大の特徴は、地縁・血縁関係を重視した会則であることだ。ここで会則改正の経過を見てみよう。

#### 1 金武区の会則改正<sup>417)</sup>

金武区は入会団体の名称変更や会則改正が何度も行われ、その経過は複雑である<sup>418)</sup>。2013年現在、軍用地料を扱う入会団体は、金武入会権者会である。前述したように、1982年から2000年11月の間は2団体あった(図10)。最初の団体は1956年に設立された金武共有権者会であったが、1961年に金武入会権者会と名称変更した。二番目の団体は1982年に設立された金武部落民会であった。2団体は、2000年11月に合併し、1982年の名称を継続し金武部落民会とした。合併の理由として、NS③は「体質が全く同じ」<sup>419)</sup>であったためと記している。ウナイの会は、「合併することによる事務経費削減などのメリットで、一人あたりの軍用地料の増額を見込めるためだろう」<sup>420)</sup>とした。会則改正では以下の3点に注目しよう。

第1は、会員資格要件は一貫して世帯主の男子孫で、男性だけが総会議決権を持っていたことだ。戦争未亡人や離婚した女子孫は姓を服しないと正会員と認められなかった。

第2は、徐々に厳しくした居住開始要件と居住範囲の変遷だ。一番目の団体の発足時には「本来の土着民」で、次の改正時には「明治以前からの金武部落民」とし、1982年まで続く。二番目の団体の会則は、その要件を「1906年杣山払い下げ当時の部落民で杣山等の使用収益権(入会権・263条)を有していた者」で世帯主とした。最初の団体は1962年に会員確認作業を行ったが、居住範囲を金武区に限っておらず、区の境界が曖昧な並里区居住者も会員としていた<sup>421)</sup>。そのことから先述したように原告団には、並里区出身者を多く選

<sup>417)</sup> 資料2-7参照。

<sup>418)</sup> 金武入会権者会総会資料、2012年4月1日に入手。

<sup>419)</sup> 注347と同じ。

<sup>420)</sup> NM①の聞き取り(於：金武町、2013年2月3日)。

<sup>421)</sup> 資料1、金武入会権者会「金武入会権者会沿革誌」1984年、1962年9月29日確認委員会議事録、11頁。

んだ。二番目の団体が設立された時、後法は前法を制し一番目の会の居住開始要件と居住範囲を同時に変更した。

第3は、1952年に僅かばかりの軍用地料が支給された後、大幅な値上げが3回あったことである。なお、後継会員は1956年の団体設立当時から事項である。2000年から2006年までは会則に記載されていないが慣習として行われてきた。それは、会員の死亡により資格を喪失したときには同居する配偶者を、本人の申し出により理事会の議を経て、一代限りの後継とすることができるものであった。ただし、正会員ではなく総会議決権もなかった。これは配偶者の出身地域を問わない。長男が成人したら権利を移すのである。

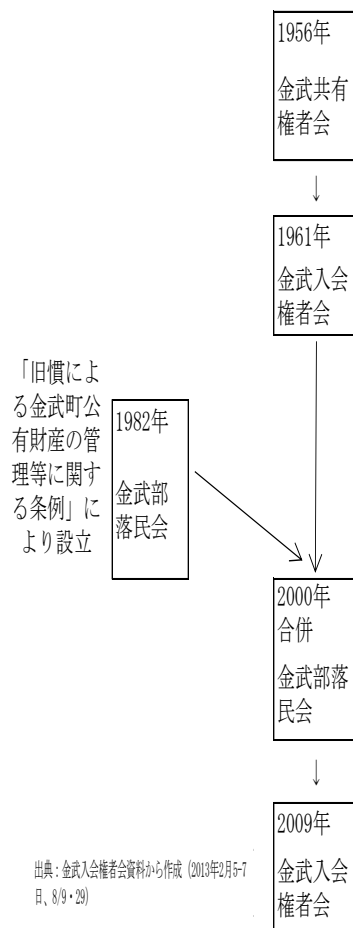
並里区では請願運動によって1999年からはじまった事項である。入会団体にかかわる事項は、一貫して自身による届け出が必要であった。並里区では正会員が死亡すると、その配偶者が自動的に受給者となる。

以上を踏まえ、会則改正の時期から4期に分けて1956年から1961年、1982年から2000年、2002年から2006年、2006年以降一経過をみよう(表B)。

第1は、1956年から1961年である。はじめに会員資格要件のうち居住開始時期についてみよう。当初居住開始時期は「本来の土着民」(1956年)、「この会の会員たる資格は明治以前から金武の部落民として入会地を求めた者およびその者の男子孫」(1961年)と曖昧であった。金武共有権者会沿革誌<sup>422)</sup>は、金武共有権者会は杣山の権利と世帯主の男子孫が権利を継承することについて以下のように述べている。

杣山は「土族民「先祖」が集落の発祥に当たってその居住要件を満たすため要所々に造成された遺産である。これ等の財産は琉球王庁時代から集落共有の使用財産として公認されてきた」「入会権は父祖伝来の権利であり、本来の土族民で当時金武部落に居住していた世帯主の男子孫が受け継ぐ」。

図10 金武入会団体の経過



<sup>422)</sup> 金武共有権者会「金武共有権者会沿革誌」1984年、1頁。

1961年に入会団体は、会員の確認作業をすることになった。その作業は1962年から1963年に実施された。これは軍用地料が高額になってきたことと、基地建設により金武区に区外出身者が増加したためと考えられる。金武共有権者会議事録によると、その基準は「戦前金武区に家を構えて居た人を基準に置き、配分を戸数割とし確認年を1962年とした。他の確認基準は「戦争立ち退き前に正規の寄留手続きをして世帯を構成して居住していた人」、「村外居住者は戦前の戸主とし、村外での分家者は復帰で認める」、「並里区居住者も認める」であった。この確認事項は、居住範囲を金武区に限っていないことを示し、戦前の戸主が金武区に復帰し、その子孫が転入した際会員とすることも認めたものだった。

しかしウナイの会会員によると、1980年代以降には金武区以外の世帯主は並里区であっても資格対象ではなかった。

次に、準会員資格についてみよう。1956年当時は準会員の規定はなかった。

準会員は、1962年の金武入会権者会会則で「昭和20年3月1日以前から金武の世帯主で、毎年区の行政費として木草賃を納付していたもの及びその男子孫」とした。彼らは、名称こそ準会員であるが、総会の議決権を持ち軍用地料も1956年から2002年まで正会員と同額であった。2002年から2006年度末まで配分額は減額された。再度の会則改正により2007年から正会員と同額になった。なお、準会員は入会団体の役員には就けない。

次に長男以外の男子孫と養子についてみよう。嫡男以外の男子孫と養子は、世帯主であれば正会員の権利があり、軍用地料の配分も行われていた。

次に女子孫に対する条項をみよう。女子孫に対するものとして、代行権と特例が作られた。これは、軍用地料の配分を受ける資格であった。

代行権は、1956年から女子孫に対し設けられた。会員の死亡時同居していた女子孫が一代に限り、満33年間代行権をもつとされ、それには位牌継承が必要であった。位牌を他に移した場合、代行権は消滅した。

特例は、1961年に「女子孫で50才を越え金武区域内で世帯を構え独立生計にある者、本人の申し出でにより理事会の議を経て一代に限り、会員同等の入会補償金を支給する」ものであった。子どもの有無は問わない。これは女子孫が再婚して他家の位牌継承をすることがなく、子供を産む可能性がない年齢を想定しているだろうと言われてきた。

離婚した女子孫で世帯主であるものに対して、1961年には金武区に居住し旧姓に服した場合のみ、軍用地料の配分を受ける資格を得られる条項が作られた。

第2は、1982年から2000年である。居住開始時期の変更が行われた。それは1982年から「明治39年（1906年）杣山払い下げ当時の部落民」とされ、現在も続いている。1982年の旧慣条例<sup>423</sup>には、居住開始時期について記載されておらず、各入会団体で決定された。

---

<sup>423</sup> 資料6を参照。



旧慣条例における会員資格要件「世帯主の子孫」は、金武入会団体では採用されず、「世帯主の男子孫」を継続した。

また、養子の事項は削除された。彼らに配分が行われていたのは、1956年から1982年までとなっている。養子が会則から削除された理由について入会団体では、旧慣条例に記載がなかったためと述べた。これにはどの慣習を採用するかを検討した跡が見られる。門中制を支える父系嫡男相続制と位牌継承はそのまま残し、区外出身者となる養子のみ削除した。ただし旧慣条例には養子だけでなく、父系嫡男相続制と位牌継承も記載していない。

ここで安和守茂の論述を参考にしよう。彼は、沖縄の門中は「その歴史が比較的浅いこと、現行の門中制度にまつわる様々な慣行や観念は時間とともに徐々に強化整備されてきた」とのべ、「中国、朝鮮の宗族と違って」「社会的、作為的な性格の強い集団」と論じている<sup>424)</sup>。入会団体は土着性を採用し、会員から区外出身者を締め出してきたと考えられる。

代行、特例会員と位牌継承要件は引き続き採用された。金武部落民会は1982年に旧慣条例に基づいて設置された。金武入会権者会は、そのうち主に2点、1906年以前という居住開始時期の採用と養子が記載されていないことを取り入れたのであった。

第3は、2002年から2006年である。長男特別補償は、軍用地料の配分を受ける資格で、2002年に設けられた事項である。50才以上になった世帯主の長男は、それ以前戸主である父親の世帯主が配分を受けているため二重取りになるとして配分されてこなかった。

しかし寿命が延びたことなど会員からの不満を受けて、50才以上で世帯主であれば軍用地料の配分を受けることができた。但し、正会員ではないため、総会議決権はない。

代行権が廃止された。それは会員からの異論であった。理由は、代行権は死亡した世帯主の33回忌が終了したら、同居していた親族の女子孫が部落や入会団体から締め出されることと同義である。寿命が伸びていることもあり、それはあり得ないということであった。

配分額の変更が行われた。準会員、代行会員、特例会員の配分額が50万円に値下げされ、新たに作られた長男特別補償も50万円であった。正会員は変更なしで60万円であった。

第4は、2006年以降（裁判終了後）の改正である。先述したように、最高裁結審後の2006年5月には会則改正が行われ、会則から沖縄固有の慣習の要素を払拭し、民法に則したものに改正した。会員資格は世帯主の子孫と変更された。これは、1982年金武部落民会会則と同質であった。区外出身者の男性と婚姻した女子孫は、現在も軍用地料の配分はないが、その子供で20才以上の世帯主であれば、届け出により会員となる。それまでであった女子孫の特例、位牌継承要件は廃止された。

---

<sup>424)</sup> 北原淳・安和守茂『沖縄の家・門中・村落』第一書房、2001年、215-238頁。

このことから、ウナイの会では、自分はもらえなかったが、子どもが貰えるようになったからよしとするという声も聞く。離婚者は、旧姓に服しないと会員資格を得られなかったが、最高裁の判決を受け旧姓に服さずとも会員資格を得られるとした。1962年の会員確認委員会の記録に則り並里出身者は正会員となり、戦前移民した人の子孫が金武区に転入し会員となった事例もある。2002年の改正では、軍用地料の配分額に差をつけたがこれを止め、全員同額とした。

## 2 並里区の会則改正

並里区は、1982年に並里財産管理会を設立し会則を作成した<sup>425)</sup>。その目的は、金武町からの分収金及びこれから生ずる財源の管理運営をすることであった。会則は1982年の旧慣条例を踏襲した<sup>426)</sup>。

会員要件は世帯主の子孫で、居住開始時期は昭和21年(1946年)4月1日以前に並里区に本籍を有したもので、現に「旧並里区」に居住している世帯主であった。前述したように、居住開始時期は旧慣条例で示されておらず、各入会団体が決定されたものである。

1991年の会則改正では、居住開始要件を満たす「会員資格を有しない世帯主の配偶者」を追加した<sup>427)</sup>。これは、女子孫の請願運動によるものであった。

1999年の会則改正は、同じく請願を受け入れ「この会員である者が死亡したとき、その配偶者は、その血族たる子孫が、その世帯主になるまで会員になることが出来ること」を追加した<sup>428)</sup>。この場合の配偶者は性別・出自を問わない。

## 3 裁判中とその後

グループで運動を行う場合、最も重要なことは、運営の仕方と活動資金であろう。次にネットワークと協力者の存在、情報の共有が継続できるかどうかであろう。なぜなら、運動が長期化すると会議の参加率が落ちる傾向があるため、協力者の援助を得てネットワークを拓げるとグループ内も活発になり、運動資金の工面も工夫が凝らせると考えるためである。運動の経過について、NM②が証言する。

——ウナイの会にはどのようなことを助言されたのですか？

ううん、向こうは弁護士さんがついて裁判中だったので、余分なことを言っ

---

<sup>425)</sup> 資料8を参照。

<sup>426)</sup> 資料6を参照。

<sup>427)</sup> 資料8を参照。

<sup>428)</sup> 資料8を参照。

けないと思って、特にアドバイスはしなかった。でも「私の時はどのように事を運んだかは話した、何度も話しに行って3年掛かってやっと実現したことを話した。いろいろな入会団体の会則を集めて学習したこととか。

ウナイの会は弁護士事務所、区内の男性協力者、並里区のYY、NM②らの協力を得て提訴に踏み切った。彼女らは一審で勝訴したが、思いがけず二審で逆転敗訴<sup>429)</sup>した。女性たちは徐々に裁判の重さを知ることになった。裁判についてNM①が証言する<sup>430)</sup>。

——裁判は最高裁まで行きました、そのように予想していましたか？

いやー、すぐ終わると思った、女性差別で負けるはずがないと思っていたからね、特に那覇地裁で勝訴した時には、裁判所は恐ろしいところだ、着席すると足が震えた。おまけに、裁判中の言葉遣いは独特だから、話の意味がさっぱりわからなくて、みんな顔を見合わせたよ。

裁判への出席は那覇地裁と最高裁は全員で参加、福岡高裁はNM①と他1名で2人が参加した。後述する人権を考えるウナイの会を支援する会からは、HM、NH②<sup>431)</sup>の2名が福岡高裁へ参加。最高裁はHMが参加した。

ウナイの会は金武岫山訴訟が新聞報道されたことで、他地域の人々からの問合せ、研究者らの支援、裁判の趣旨を県内大学などで報告会を行い、支援のネットワークを広げていった。詳細は第6章で考察する。

まとめると金武入会団体の会則は、明治民法下で女性の財産相続権が検討されないまま作成された。翌年、沖縄でも新民法の施行がはじまったが、それにもかかわらず、位牌継承の慣習を継続し男子孫優位を進めた。さらに、軍用地料が高額になるにつれ会員の居住開始要件を厳しく定め、1982年頃からその地域を宇金武から金武区に狭めてきたことがわかった。軍用地料が、区外出身者の男性に渡らぬよう会則を再編・強化し、区外出身者の男性と婚姻した女子孫を締め出してきたといえる。基地の賃貸料である軍用地料は女性差別を温存すると言わざるを得ない。裁判後にNM①は「お礼のため金武を回ったわね」。TAが裁判後の地域の変化を証言する<sup>432)</sup>。

<sup>429)</sup> 資料14を参照。

<sup>430)</sup> NM①の聞き取り(於：金武町、2012年11月25日)。

<sup>431)</sup> ウナイの会を支援する会事務局長NH②は、金武町金武区在住者、軍用地料の配分を受けている夫の配偶者で区外出身女性。

<sup>432)</sup> TAの聞き取り(於：金武町、2013年2月5-7日)。

——裁判終了後に何か変化はありましたか？

現在、20歳以上で世帯主になると女性も貰えるので女の子しかいない人たちから喜ばれている。この地域で立ち上がったことはすごいことで、今は応援してきてよかったと思う。私も権利はあるが、いつ申請するか決めていない。私はずっと懸命に働き、今の生活を築いてきた。じつは、不労所得を受け取ることに違和感もある……。

入会権者会の会員動向は変化したのであろうか。入会団体によると、「金武区の1世帯当たりの人数が減って、今では2.5人になっている、2006年から会則が変わって20歳以上になると世帯を分ける人が多い。会員が毎年約40人増えている。並里区の人で金武区へ入ろうとする人がいてね、賃料配分率が高い方へと移動するんだ」子どもが成人すると世帯を分けることは、並里区でも同様である。金武区外出身者の集住する新開地では、この裁判をどのように見ていたのか。GSは証言する。

——新開地周辺で、金武山訴訟のことを聞くと皆さん注視していたと言われます。裁判をどのように受け止めていましたか？

裁判は、様々な場面で話題になった。金武区に住む自分たちにも権利があるのではないかと考える人々の空気が生まれ、その資格と権利について改めて調べた。みんなで入会権や山のことを<sup>433)</sup>。明治期に県から買い取りしたときの領収書も探した、あったよ。みんなに見せたね。

以上から、宇金武の女性運動は沖縄固有の家父長制の問題を持つが、軍用地料にかかわる地域の利権構造とその強固さゆえに、長年地料配分に異議申し立てができなかったという構図が見出せる。しかし1990年代後半には、女性たちの中に“権利は黙っていても掴めない”という自己の利益を主張する力が蓄えられていたことが考えられる。その背景には地域経済の悪化や当時、原告らの多くが高齢期にさしかかり、共働きを続けてもなお経済的なゆとりが得られにくかったことと密接に関係しているだろう。

#### 第4節 運動主体の職業と移動

ここで、金武入会団体の2000年時会員数から同区の出身地別世帯数を見ると、①旧金武区民の出自を持つ男性を世帯主とする世帯数は587人（33%）で、②旧金武区民出自の女

<sup>433)</sup> GEの聞き取り（於：金武町、2015年9月16日）。

性の世帯（世帯主が金武区外出身者）は約110人（6%）、これに対して、③区外出身者同士の世帯は1074人（61%）である<sup>434</sup>。このうち②は原告の母体であった。

次に、原告グループ15人のライフストーリーの概略を述べよう（表18）。その就労経験は提訴までの経緯や裁判を継続することへどのような影響を持っていたのか。

原告グループは全て学業終了後から働き続けた人々であった。同時に複数の仕事に就いていた人は約5割である。全員沖縄県人と婚姻し、それによって親元から離れ、同一区内で区外出身者の夫と別世帯を持った<sup>435</sup>。学業や就労などで県内外への転出経験を持つものはGJ、GT、NM①、OT①、KS、NT①の6人であった。しかし、一旦町外に転出した人々も1980年代前半に金武町に戻る。

移動の契機の第1は戦前の移動である。戦前フィリピンで出生したのは、NM①、IS②である。GTは戦前大阪西成区に出稼ぎに行き、敗戦で18歳の時送還された。後に結婚し戦争未亡人であった姑と4人の子どもを育て生計を立ててきた。「働きずめで生活は苦しかった」。夫は行商・アルバイトで早世した。彼女がどのような経緯で大阪に行ったのかを尋ねた。

——当時、大阪へ行くことは勇気がいったでしょうね、仕事はつらくなかったですか？

楽しかったさー、同じ年代の女性が集まっています。出稼ぎに行ったのは、とにかく親や兄弟・姉妹から離れたかった。親が現金を必要としていたので大阪へ行ったが、敗戦でやむなく戻った。空襲で預金通帳も服もみんな燃え、手ぶらで沖縄へ戻ったので親や姉妹から毎日ひどく怒られた。それがとても辛かった。送還されて1年もたたない19歳の時結婚し家を離れた。

長女である彼女は沖縄の血縁と地縁の2重の縛りから解放されたかったという背景を持ち、出稼ぎに向かったことが推測される。そして彼女の語りは、親や親族によるDV（言葉によるものも含む）があったことを覗わせる。これは貧困問題にかかわり、前述した「貧困や貧困感が他者に対する攻撃性として表われ、自分より弱い立場のものを支配・従属させようとするもの」と思われる<sup>436</sup>。彼女は3年間紡績工場の女性労働者として、労務管理

<sup>434</sup> 金武入会権者会総会資料・表1と聞き取りから計算した（2013年8月から9月）。

<sup>435</sup> 谷は子どもが結婚後に同一区内に居住することについて「沖縄の家族の伝統的な居住形態が村（シマ）における近接居住を特徴とする」と記す（谷富夫「第一章沖縄的なるものを検証する」谷富夫・安藤由美・野入直美編『持続と変容の沖縄社会 沖縄的なるものの現在』ミネルヴァ書房、2014年、6-13頁）。

<sup>436</sup> 竹下小夜子「第7章 女性に対する暴力の背景」喜納育江・矢野恵美編『沖縄ジェンダー学 2 法・社会・身体』大月書店、2015年、191-215頁。

され労働者になった。GTは労働組合に加入していない。彼女からは従順さより、むしろ冷静な状況判断をもった女性労働者であったことが伺われた。

第2は働く意欲や職業上の昇進である。NM①は長女で父と兄は戦死。高卒後に事務職として金武町内で就業し家族を支えてきた。結婚後、子育てを実母に頼み昇進に合わせ県内を3回転勤した。彼女は「女性差別を争う裁判で負けるはずはない」とウナイの会結成に当初からかかわった。彼女はトートーメ裁判を意識しこれからも「この地域に住み続けていく、そのためにも地域をよくしたい、女性差別をなくしたい」<sup>437)</sup>と述べた。

彼女は、二審の敗訴後に新聞のインタビューで実名を公表し、沖縄県内の大学や全国女性史研究の集いin奈良、沖縄県女性総合センターにいるるで報告を行った。担当弁護士は「彼女たちは最初から元気だったが、裁判が進む中で益々生き生きしてきた」<sup>438)</sup>と回想した。

NT①は沖縄市で進学し医療系専門職となった。那覇市を経て金武町へ戻り、病院に就職した。その後、沖縄県における医療・看護体制の中で飽き足らず、復帰後本土へ経験を積み転出し、県内外の移動を7回繰り返し昇進していった。80年代には家族とともに金武町に戻り、55歳まで勤務した。現在も他の職場で勤務している。夫は宮古出身で定職に就かなかった。裁判について「職場の親しい人に誘われ会に入った。夫が亡くなり地料をもらっている。いまでも続く女性差別をどうしていくかが課題だ」と述べた。

GJは那覇の大学へ進学し、復帰運動に参加した。その頃はエイサーのグループにも入り活発だった。卒業後には教員として就労した。結婚後は夫と金武町へ戻った。

第3は就労先を町外に求めた2人である。KSは高卒後地元以外の就職先を求め、うるま市の米軍基地で事務職となった。その後、彼女は那覇市で結婚し外資系民間会社で勤務後、子育てを実母に頼むため、金武町の基地に再就職した。55歳で退職後に自営業となった。彼女は、区婦人会会長や役員を歴任し、90年代の地域の女性運動の中心にいた人物である。原告になることを誰に相談したのだろうか「誰にも相談せず自分で決めた、人にとやかく言われても気にしなかった、女性の権利は黙っていても握めない」とし、NM①とともに裁判にかかわる新聞インタビューを実名で受け、女性差別に抗する正当性を主張した。

第4は財産相続である。原告グループの中で、財産を相続（主に土地）したのは、NH①、IS②、NT①、NM①、OT①の5人である。彼女らは親から財産を相続し旧金武区内に居住する。金武町は、町役場を中心に円周上に番地が振られ形成された地域で、旧金武区民の世帯は役場を中心にした一定の地域に集住してきた。原告グループは、夫が区外出身者であるが、相続を受けた人は旧金武区民の地域に居住している。旧区民らは、区外出身者などに土地を売ることはほとんどなかったため、区外出身者世帯はその地域に入ることはな

<sup>437)</sup> NM①の聞き取り（於：金武町、2015年5月18日）。

<sup>438)</sup> 原告弁護士（於：沖縄市、2013年2月8日）。

く、復帰後の人口増加に伴い開発されたその周辺地域に集住してきた。これは地域内の出自別棲み分けとも言えるだろう。OT①が裁判の原告となった経緯を証言する。

——生まれは金武町ですか？ 金武町外へ出られたことはありますか？

ここで生まれた。父は11歳の時亡くなった。軍作業員でハウスクリーニングに就いた。最初の結婚は親が決めたが、自分で離婚を決めた。30歳で再婚し、夫の出身地である奄美で九年間生活した。夫は次男だった。

39歳の時、金武町の両親が亡くなった。兄たちは3人とも移民して沖縄には親族が誰も居なかったの、相談の結果、沖縄に誰も居ないのも困るからと私が兄の相続分をもらうことになった。それで奄美から戻ってきた。夫は建設業（サッシ工）で、私は農業で農業日雇いもやった。

——位牌のお世話もされてますか？戦争のことを覚えていますか？

位牌は兄がハワイへ持って行ったからこちらには何も残っていない、他の人より10年遅れたので、生活が大変だった。ガマでの空襲体験は忘れられない。爆撃や青い目の大きな男性が恐ろしかった。戦後もしばらく夜夢を見てうなされた。それがなくなったのは復帰後頃だった。小学校卒だが今は新聞を読むことが励みであり、楽しみ。戦争はいけない、平和でなくちゃ。

——ウナイの会はどのようなきっかけで入会されましたか？

呼びかけの配付ビラから入会した。私は地料を貰えないが、息子が貰えるようになったので良とした。

彼女の話から、この地域では移民が特別でなく普通に行われていることや、家の跡取りがいなくなった中で、女性が財産を相続することも特別ではないことがわかる。ただし、位牌は沖縄社会の特徴として男性が相続している。このように女性の相続が行われることを踏まえた上で、なお、彼女の生活は苦しく、財産相続は生活を好転させるようなものでなかった。しかし、彼女にとって財産相続や裁判に参加したことが生活の転機となり自信に繋がったこともうかがえる。

以上から、GT、OT①、NM①、KS、NT①、GJの6人に共通することは、彼女らの社会性が就学終了頃に自覚されたこと、その後の就業や転勤などで経済的自立、社会性の成熟、複

雑な社会組織への適応力も成熟し、復帰運動・労働組合・婦人会活動など政治への関心や参加傾向が読み取れる。

原告グループのうち移動しなかった女性は8人である。町を出なかった理由は雇用があったためとする。職業は軍作業員経験者が4人である。軍作業員は学歴・就労経験を問わず就業できたため、金武町では1950年代後半から復帰頃まで男女ともに増加した、現金収入が得られる身近な雇用先であった。この職種は男女の賃金差別はない。しかし、暴力事件と隣り合わせでもあった。YS①はガソリン給油、NH①はハウスキーパーやクリーニング、TY②はウエイトレスなどに従事してきた。事務職はIS②、IHの2人で地元の公務員となった。公務員は移動経験者のNM①、NT①を合わせると4人になる。アルバイト経験者は3人で、農家・農業日雇いは5人である。

IHは1998年の署名運動当時のメンバーである。軍用地料について「裁判の形であったが、公然と言えなかったこと、女性差別があることを公表できたのでやって良かった。原告になることは家族に相談したが、目立つことをすると、人の見る目が明らかに変わることが改めてわかった」と述べ、町内に留まった理由については「1人娘であったため親が手元に置きたがって、就職先も見つけてきた。自身も親の近くで暮らしたかった」と述べた。TY②は高卒後洋裁の技術を習得した。宮古島出身の夫と結婚後、夫と同職種の免許を取得した。新開地周辺の自営業である。彼女は「裁判までやったのに負けた。子どもがなく地料は貰えなかった。その後の運動がないことが残念だ」と証言した。

表 18 原告グループの移動経歴

在在先\移動年		1950年代	1960年代	1970年代	1980年代
金武町	在住	GT. YS①. NN②. TY① TY②. IH. TY③	NH①	OT①. KS	NM①. GJ. NT①
	転出	NH①	KS. OT①. NT①. GJ. NM①		
沖縄市			NT①		
うるま市				NM①	
宜野湾市		NH①			NT①
名護市				NM①	NT①
那覇市			NT①. KS	GJ	
宮古島市			NT①		
奄美市			OT①		
関西				NT①	
関東					NT①

出典：原告の聞き取りから作成（於：金武町、2013年2月3日、5月14日・5月17日・5月18日、8月8日・8月9日・8月10日・8月19日・8月20日、2015年1月11日・1月12日・1月13日・1月14日・1月16日・1月17日・1月18日）。

注：破線は学業・実線は就業・2点破線は病気療養の移動を示す。



当時原告グループの夫らの職業は、運輸関係2人、建設関係1人、公務員3人、卸売業2人、自営業3人、行商1人、アルバイト1人、無職1人である。原告グループの5割、夫の約7割が本業とアルバイトに従事した。

原告グループの夫たちと男性協力者は情報収集に協力し裁判を応援した。夫たちは15人のうちすでに11人が亡くなり、2人は病氣療養中である。TY②の夫は免許職種で「自営業のため表だって裁判の応援はできなかった」。NKは那覇市の大学を卒業後教員となり、後に町長となった。彼らの語りは、女性差別が男性の問題であることも示している。夫たちのうち、金武町外から転入した人は10人であった。彼らの移動時期は1950年から60年代である。

まとめると原告グループは、戦中・占領期を経験し子どもの頃から杣山の労働を身近に見て、男性と変わらず働き続けてきた人々であった。彼女らの力は、地域を守るといふより移動経験や働き続けた経験が深く関わり、それが女性差別を許さないという運動につながったと推測される。夫の語りは女性問題が男性問題であることも示す。また、彼女らの多くは、共働きを続けてもなお経済的なゆとりが得られにくかった人びとといえるだろう。

## 第5節 小括—運動の成果と到達点

2006年の最高裁判決は事実上敗訴であった。しかし、裁判は、金武入会団体が軍用地料を区外出身者男性に渡らぬよう入会団体の会則改正に沖縄固有の家父長制を維持するばかりでなく、むしろ再編・強化しその配偶者である旧金武区民・女子孫を軍用地料の受領から締め出してきたことを明らかにした。基地の借地料は女性差別を温存すると言わざるを得ない。この訴訟に関連して、地域に配分される軍用地料の用途が白日の下にさらされ、労働に基づかない地料の金額決定が、市場要因ではなく政治的要因を含むという問題を改めて確認させた。

### 1 裁判はなぜこの時期だったのか

筆者は研究者らから軍用地料をめぐる女性差別は以前からあったのに、なぜこの時期に提訴されたのかと疑問を聞いている。調査の中で金武区と並里区の運動経過から、裁判が突然起こったものでなく、10数年に及ぶ運動の後段で提訴されたことがわかった。

提訴した直接の契機は、2000年代に入って団体の会則改正が2回行われ、地料配分が18万円(1992年)から30万円(2000年の改正)、さらに60万円(2002年の改正)と、男性会員(男子孫<sup>おとこしそん</sup>)の受取額が一気に3倍へ増額されたことにある(表12)。原告らはこの2回の会則改正を男子孫優位に固執する入会団体の象徴的な姿勢と判断し、1998年の署名運動の挫折以来、潜在していた不満が一気に高まり、裁判を決意するに至った。並里区ではすでに10数年前に同様な請願が受け入れられていたことから、金武入会団体の対応の差

が際立ったことも大きな要因といえよう。

また、背景として地域経済の悪化が考えられる。運動の時期は、好景気が続いた後にバブルが崩壊した不況の最中であった。金武町も例外ではなかった。前述したように、1996年における金武町の一人当たりの町民所得は、沖縄県の平均、金武町周辺地域、例えば恩納村、宜野座村よりもかなり落ち込んでいた<sup>439)</sup>。この傾向はその後も続いていく。原告らの多くは高齢期にさしかかり配偶者の死亡、共働きを続けてもなお経済的なゆとりが得られにくかった人々であり、女性たちの運動はそれと密接に関係しているだろう。

また運動をたたかった女性たちが、これまでのライフサイクル上で重ねてきた体験が、異議申し立てをする際の貴重な糧となったと考えられる。彼女たちは戦中・占領期を金武町で暮らし、子どもの頃から杣山の労働を身近に見て、男性と変わらず働き続けてきた経験を持つ。その体験に、さらに青壮年期における各種の移動経験や労働現場の豊富な経験が深く関わり、「女性の権利は黙っていてもは握めない」と女性差別に抗する運動や、同時並行的に展開した基地被害抗議運動に繋がったと思われる。運動は突然起こされるものではない。これらの背景からすれば、彼女らの運動は、住民運動に見られる「地域を守る」という受動的で保守的な契機によるものではないことがわかる。

## 2 運動の到達点

約4年間に及ぶ裁判は地域内の軋轢を生んだにもかかわらず、結果は敗訴であった。とはいえ裁判後の入会団体会則改正では、一定の前進がみられた。判決の翌年に金武入会団体の会員資格要件は、男子孫から世帯主へ改正され、宜野座村など近隣の入会団体でも同様な改正が行われた。その会則改正後の女性会員の増加は前記した。けれども、世帯主の多くは男性で占められるため、女性差別は根本的には解消されていない。

この訴訟の経過を振り返ると、裁判にかかわる情報がマスコミで報道され、県議会<sup>440)</sup>でも取り上げられ、一部の女性たちの支援もあった。当該地区では区外出身者住民の大きな注目を集めた。女性たちの運動は、軍用地料問題が日米の安保政策と基地の利権に密接な関わりをもつこと、軍用地料から派生する不公平感と経済的格差、旧区民と区外出身者間における排他性、慣習に収まらない複雑な問題をはらみ言葉にされてこなかった地域社会の様々な問題を浮き彫りにした。

ところで、軍用地料をめぐる裁判はもっぱら旧区民・男女間の争いと解釈された。基地維持の利権構造に異議を申し立て、女性の人権の拡大や、日常生活における反基地、軍事

<sup>439)</sup> 「市町村データ集」(平成24年度)(内閣府沖縄総合事務局総務部、[最終閲覧 2015年2月5日](http://www.ogb.go.jp/soumu/003102.html)、<http://www.ogb.go.jp/soumu/003102.html>。

<sup>440)</sup> 2003年12月3日、県議会12月定例会一般質問(『沖縄タイムス』記事情報、2003年12月4日)。

主義への抵抗の意志を示す運動という要素を持っていたにも関わらず、この運動は、家父長制や入会権の問題に限定するかたちで理解されたのではないかと考えられる。県内の女性運動を牽引する女性運動家が、「今回の女性たちの提訴で懸念されることは、この問題を一般の県民が軍用地の是非や軍用地料の多寡にすり替えないかということである」<sup>441)</sup>と投書で警鐘を鳴らしたのは、このような危険性を察知しての発言であろう。

またこの運動は、米軍基地の集中という日本と沖縄の複雑な関係が錯綜するもとの、基地維持の利権構造から締め出されている女性が、利権構造が維持されていることによる弊害(女性差別、軍用地料配分の不公平性等)を変質させようとしたものと位置づけられる。

ところが、女性たちが基地からの利権を得ようとする運動とそれを壊そうとする反基地運動を平行してたたかったことは、沖縄社会でも矛盾とみなされ、支持を得にくい事態となったのかもしれない。そのため問題が、県内の全女性の問題とまらないばかりでなく、町内の全女性の問題とさえならず、原告の孤立を招いたと思われる。

このような限界性が生じた背景には、軍用地が「銃剣とブルドーザー」によって強制的に接收された歴史があり、「軍用地」地権者の既得権を認めるという沖縄県内の了解があるためと思われる。しかしそれは、基地維持がはらむ利権構造の問題点から目をそらすことになり、全県的な関心を引き起こしにくくさせる。女性の権利獲得が、いかに困難であるかが改めてわかる。

けれども、軍用地料問題の複雑さから目をそらさざるをえない状況を生み出したのは、他でもない基地の集中を押しつけている日米政府の安保政策であり、それに異議を申し立てる全県的な世論や運動の欠如と考えられる。事態は重大である。

以上をまとめると、宇金武の女性運動は1990年代に、「女性の権利は黙ってはいは掴めない」という確信となり、基地を受け入れる中での軍用地料獲得運動と反基地運動に通じる一見共存しないような立場の運動をたたかった。この運動は、家父長制、長年続く基地にかかわる性暴力被害や軍用地料をめぐる女性差別、経済的格差や貧困が重層的に絡まる生活全般にかかわる運動といえよう。加えて、そこには反基地運動や女性の地位向上・政治参画を目指した発言がみられる。

このことから、金武山訴訟は基地を抱える地域社会で行われた、基地と軍事主義に抗する日常生活に根ざした抵抗運動のひとつと位置づけられる。しかし、女性たちの連帯は一部に留まっており、依然、過渡期にあるといえよう。また、裁判後の彼女らは基地返還後の跡地利用計画にも強い関心を抱き、町議会の傍聴などに積極的に参加している。新たに入会団体の正会員となった女性らは、団体の総会で積極的に発言もしている。彼女らの政治参加の意欲は衰えていないが、次に続く運動はまだ始まっていない。

---

<sup>441)</sup> 資料15、[論壇]宮城晴美/女性にも入会権を/あから様な女性差別(『沖縄タイムス』記事情報、2003年11月19日)。

表 B 金武区入会団体とその会則改正と会員数などの変遷

入会団体名	会の目的	会員と認める居住時期	世帯主	男子孫	子孫	会員軍用地料／年額	会員数
金武共有権者会 (1956.9)	祖先から受け継いできた共有の財産を管理運営し会員同志の生活向上を図る	記載なし：本来の土着民である	○	○	×	\$50	456
金武入会権者会 (1961)	父祖伝来の土地の権利を確認し、旧慣を明文化し、入会地乗りよう及び収益を管理運営する	明治以前から金武の部落民	○	○	×	\$50	456 (1962年の基準で算定した会員)
金武部落民会 (1982)	「旧慣による金武町公有財産の管理に関する条例」に規定された者の男子孫	①正会員(注3) ②準会員(注6)	○	○	×	7万円	480
金武部落民会設立と改正 (2000)	「旧慣による金武町公有財産の管理に関する条例」に規定された者の男子孫	同上	○	○	×	30万円	587
金武部落民会改正 (2002)	同上	同上	○	○ 長男特例	×	60万円	608
金武入会権者会部落民会改正 (2006)	「旧慣による金武町公有財産の管理に関する条例」に規定された者の子孫	①正会員 ②準会員	○	×	○	50万円	899

注1 ○要件あり，×要件なし。

注2 二男・三男は分家した後、世帯主の男子孫となる。

注3 正会員の男子孫は、先祖が1906年杣山払い下げ当時の部落民である者の男子孫。

注4 子孫は、先祖が1907年杣山払い下げ当時の部落民であるもの。

注5 長男特例は長男特別補償として50才以上。独立生計者は世帯継承まで補償金を支給。

注6 準会員は、先祖が1907-1945年3月まで杣山等を利用していた(入会権・民法264条)者の男子孫。

出典：①金武町入会権者会資料から(2013年2月5-7日、8月9日・29日)、②金武共有権者会誌 1961年の会員数と年額軍用地料は、1963年1月に開催した第1回金武共有権者会総会で承認された金額と会員数による。

[資料1] 金武共有権者会沿革誌（抜粋）（1984年7月23日）

「これ等は昔から金武区の土族民「先祖」が集落の発祥に当たってその居住要件を満たすため要所々に造成された遺産である。これ等の財産は琉球王府時代から集落共有の使用財産として公認されており、又廃藩置県に伴う所有権の登記行為も「外何名」で今日に至っている。（中略）この土地は明治三十九年政府から三十カ年の年賦償還によって買った財産」であり、1936年頃杣山の払い下げ代金を完納したと記されている。「本会所有財産管理は、金武の集落発祥以来、昭和三十一年（1956年）まで村頭（区長）がその掌に当たっていたが、米軍がキャンプ・ハンセン基地に沖縄最大の兵舎建築計画のあることがそれより一年以前に有志の間で察知していた為に、有志会や区政員会および戸主会等を開いて財産の保全対策について審議を重ね（中略）財産の保全団体を組織し区長管理から組織（本会）に一済の権限を移すこと」となった。

[資料2] 金武共有権者会則（抜粋）（1956年9月16日制定）

## 第一章総則

第一条（目的） この会は祖先から受け継いできた共有の財産（土地、地上物件及び現金以下「財産」をいう）をこの会則の定めるところにより管理運営し会員同志の生活向上を図ることを目的とする。

## 第二章会員

第六条（会員） は、①この会の会員とは金武の行政区域に住所を有しかつ会員名簿に登載されているものを持って会員とする。

2 前項の会員の男子が相続し又はその者の男子孫が分家しかつ前項に規定する区域内に住所を有するものはその世帯主である者の届出によって入会することが出来る。

（入会資格権）

第七条 この会の会員である者の男子孫が第六条に規定する区域内で分家し独立生計にある者又は会員であった者が絶家となったとき、その者の後継者として養子入りした男子の者はこれ等の申し出によって入会することができる。

2 元来本区の土着民である男子孫の者が本区外に住所を有していたため現に会員でない者またはそれ等の妻が帰郷し本区に定住したときは本人の申出によって理事会の議を経て入会することができる。

（後継会員の取得権）

第八条 この会の会員である者が死亡したとき、または会員であるものが第六条に規定する住居の家族と別れて別居した場合はその者の妻かまたはそれらの男子孫たる者のいずれかが後継会員となる。ただし、後継会員となる者はその旨本会に申し出でなければならない。

- 2 前項後段の申し出を受けて理事会で決定したことに対し名義変更を理由に意義することが出来ない。

(代行権の資格および制限)

第九条 この会の会員が死亡しその者に男子孫の後継者が不在の場合その者と生前から同居していた女子孫が引き続き残存し後継的状态にある場合は理事会の議によって会員としての代行権を付与することが出来る。しかし、その権利は会員であった者の死亡した日から起算し、満三十三年間に限る。ただし、右期間ないであつても（中略）もしくは会員であった者の位牌が別に移動し代行権者の手を離れたときはその日をもって代行権を失う者とする。

[資料3] 金武入会権者会会則（抜粋）（1962年11月1日改正）

## 第一章総則

(目的)

第一条 この会則は、この会の有する共有の性質を有する入会権が父祖伝来の権利たることを確認し総会員の責任においてこの入会地を保全するため旧慣を明文化し入会地の利用及び入会地から生ずる収益をこの会総体のために適正に管理運営することを目的とする。（1962年11月改正）

## 第二章会員

(会員)

第六条 この会の会員たる資格は明治以前から金武の部落民として入会地を求めた者およびその者の男子孫。

- 2 昭和20年3月1日以前から金武区民として世帯を構え、かつ毎年区の行政費として木草賃を納付していた者およびその者の男子孫。
- 3 前各項に該当する会員は金武区の行政区域に居住し、かつ会員名簿に搭載された者とする。

(特例)

第六条の二 第六条に規定する女子孫で五十才を越え金武区の行政区域内で世帯を構え独立生計にある者本人の申し出でにより理事会の議を経てその者の一代限りの

特例として会員同等の入会補償金を支給することが出来るとされた。(1978年3月改正)

[資料4] 金武部落民会会則(抜粋)(1982年7月12日制定)

## 第一章総則

### (目的)

第1条 金武部落民会は(以下「この会」)は旧慣による金武町公有財産の管理等に関する条例(昭和57年1月6日公布以下「条例」という。)第1条の趣旨に基づき条例第2条に規定する部落民及びその子孫の世帯主又はその家の代表者を持って組織し、条例第3条・第4条に規定する財産及び個人名義で登記されている部落有地の管理・処分並びに会員相互の発展に寄与することを目的とする。

## 第二章会員

### (会員)

第5条 この会の会員は正会員及び準会員とする。

- 2 この会の正会員は条例第1条及び第2条の規定に基づき明治39年杣山払い下げ当時の金武部落民で杣山等の使用収益権(入会権・民263)を有していた者の子孫で現に金武区域内に住所を有し居住している者で、かつ、金武部落民会活動を行なう世帯主とする。
- 3 この会の準会員は明治40年から昭和20年3月まで杣山等を利用して(入会権・民法264条)者又はその子孫で現に金武区域内に住所を有し居住している者で、かつ、金武部落民会活動を行なう世帯主とする。
- 4 2項、3項に該当する会員が死亡により資格を喪失したときには、2項、3項に該当しない同居する配偶者を、本人の申し出により理事会の議を経てその者を一代限りの、会員とすることができる。

[資料5] 金武部落民会会則(抜粋)(2000年5月19日制定)

## 第一章総則

### (目的)

第1条 この会は旧慣による金武町公有財産の管理等に関する条例(昭和57年1月6日公布以下「条例」という。)第1条の趣旨に基づき条例第2条に規定する部落民及び

その男子孫の世帯主又はその家の代表者を持って組織し、条例第3条・第4条に規定する財産及び個人名義で登記されている部落有地の管理・処分並びに会員相互の発展に寄与することを目的とする。

## 第二章 会員

### (会員)

第5条 この会の会員は正会員及び準会員とする。

- 2 この会の正会員は条例第1条及び第2条の規定に基づき明治39年杣山払い下げ当時の金武部落民で杣山等の使用収益権（入会権・民263）を有していた者の男子孫で現に金武区域内に住所を有し居住しているものとする。
- 3 この会の準会員は明治40年から昭和20年3月まで杣山等を利用していた（入会権・民294）者またはその男子孫で現に金武区域内に住所を有し居住している者とする。

### (代行会員)

第6条 この会の会員が死亡しその者に男子孫の後継者がいない場合その者と生前から同居していた女子孫が引き続き残存し後継的状态にある場合は本人の申し出により役員会の議によって会員としての代行権を付与することが出来る。

- 2 前項の代行権の期限は会員であった者の死亡した日から起算して33年とする。但しその期限内であってもそれに変わる後継男子ができた時又は代行権を有する者がその家を出た時、もしくは会員であった者の位牌が別に移動し代行権者の手を離れた時はその日をもって代行権を失うものとする。
- 3 会員が2世帯以上同居している場合は一会員と見なす。

### (特例会員)

第7条 第六条に規定する女子孫で満50才を越え金武区の行政区域内で世帯を構え独立生計にある者本人の申し出により役員会の議を経てその者の一代限りの特例会員として会員同等の権利を附与することができる。

[2002年5月の改正]

- ・長男特別補償として50才以上で独立生計者は、世帯継承まで補償金を支給

[資料6] 旧慣による金武町公有財産の管理等に関する条例（抜粋）（1982年1月6日制定）

### (趣旨)

第1条 この条例は、明治39年、金武町内の各部落において政府より払い下げた杣山を、金武孫公有財産に統合の際、将来における杣山の使用権について、「当該部落民



会と第4条に規定する旧慣について」協定のあったことを確認し、その財産の管理、処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例において「部落民会」とは、杣山払い下げ当時当該部落の住民として生活のため杣山を利用していた者及び多雨外部落民会の協議によって会員と定めた者の団体をいい、「金武町公有財産」とは第3条に規定されている財産をいう(以下本条例において同じ。)

2 この条例において「旧慣使用権」とは、町村制施行以前から続いていた杣山を使用する慣行(旧慣)をいい、その権利は当該部落の住民又は当該部落民会の協議によって認められた者及び当該慣行のある公有財産につき、金武町議会の議決を経て新たに使用権を得た者の有する使用権をいう。

[資料7] 金武部落民会権者会会則(抜粋)(2006年5月26日改正)

## 第一章総則

(目的)

第1条 この会は旧慣による金武町公有財産の管理等に関する条例(昭和57年1月6日公布以下「条例」という。)第1条の趣旨に基づき条例第2条に規定する部落民及びその子孫の世帯主をもって組織し、条例第3条・第4条に規定する財産及び個人名義で登記されている部落有地の管理・処分並びに会員相互の発展に寄与することを目的とする。

## 第二章会員

(会員)

第5条 この会の会員は正会員及び準会員とする。

2 この会の正会員は条例第1条及び第2条の規定に基づき明治39年杣山払い下げ当時の金武部落民で杣山等の使用収益権(入会権・民263)を有していた者の子孫で、現に金武区域内に住所を定めて居住している者で、かつ、金武入会権者会活動を行う世帯主とする。

3 この会の準会員は、明治40年から昭和20年3月まで杣山等を利用していた(入会権・民294)者またはその子孫で、現に金武区域内に住所を定めて居住している者で、かつ、金武入会権者会活動を行う世帯主とする。

4 2項、3項に該当する会員が死亡により資格を喪失した時には、2項、3項に該当し

ない同居する配偶者を本人の申し出により理事会の議を経てその者を一代限り、会員とすることができる。

5 二世帯以上同居している場合は、一世帯と看做す。

6 2項、3項の判断基準は、別途理事会にて規則で定める。

[資料8] 並里財産管理会 会則（抜粋）（1982年5月26日制定）

（『配分金等請求訴訟事件』並里財産管理会・並里区2012）

## 第1章 総則

第1条 目的 この会の目的は、町よりの分収金及びこれより生ずる財源の管理運営することを目的とする。

## 第2章 会員

第6条 この会の会員とは、次の各号の一に該当する者で、かつ会員名簿に登載された者とする。

- (1) 昭和21年4月1日以前に並里区に本籍を有したもので、現に、並里区(昭和21年4月1日以前に並里区の区域に含まれていた区域を含む。以下これを「旧並里区」といい、単に「並里区」というときは、昭和21年4月1日以降の並里区をいうものとする。)に居住している世帯主。
- (2) 昭和21年4月1日以前に旧並里区に本籍を有した者の血族たる子孫で、旧並里区に本籍を有し、かつ、並里区に居住している世帯主。
- (3) 会員資格を有しない世帯主の配偶者で、前1号又は号の条件を充たす者。
- (4) この会の会員である者が死亡したとき、その配偶者は、その血族たる子孫がその世帯主になるまで会員になることができる。

[資料9] 「署名のお願い趣意書」 趣旨（入会権者会会員のみなさまへ）

「私たちは戦前から金武区で生まれ育ち、戦後今日に至るまで金武区民として郷里の伝統と文化を継承し、区の発展に協力し区民との融和を図りつつ誇りを持って生活しています。ところで、金武区では入会権者会が設置され、会員の福祉向上のための事業が推進され、会員からも非常に喜ばれていますが、私たち数十人は会員として認められず、その恩恵に浴することなく現在に至っていますことは、まことに腑に落ちず残念でたまりません。私たちはこれからも金武区民として区の発展に寄与すべく努力をするつもりでいますので

その主旨をよくご理解いただき、一日も早区会員として承認されますよう署名にご協力賜りたくお願い致します。 平成10年6月」

(注：比嘉道子「金武町金武区における軍用地料配分の慣行と入会権をめぐるジェンダー」  
沖縄大学研究成果報告書『沖縄における近代法の形成と現代における法的諸問題（2005年  
283-310頁から）

[資料10] 「金武入会権者会から文書」

「会員各位 (略) 最近、会員外の皆さんが入会補償金を求めるために会員のご家庭を訪問して署名を集めていますが、この署名かつ小津は入会権者会の組織の実態、運営を知らないばかりか、地方の慣習を否定し、組織への不当介入であり、全く理解できません。役員会はこの事態を重視して、慎重に協議した結果、これら一連の行動は組織の存亡にかかわるもので容認できるも(マ)ではないことを確認いたしました。入会権者会を守り継承することは会員全体の責務であります。 会員の皆さん、彼女たちの言動に惑わされることなく毅然として態度で署名に拒否してください。また、署名した会員は勇気を持って署名を取り消してください。

平成十年六月二十二日敬具 金武入会権者会会長 仲間久 金武入会権者会長之印」

\*留意 (権利停止) 第十一条 この会の会員である者が次のいずれかに該当するときは理事会の決議によって、その者の一代限り会員としての資格を停止することができる。ただし、権利の停止に該当する者は理事会及び総会において弁明することができる。

- 一 故意にこの会に損害を与えた場合。
- 二 会員にあるものが、連帯して、この会に害を与えたとき。

(注：比嘉道子「金武町金武区における軍用地料配分の慣行と入会権をめぐるジェンダー」  
沖縄大学研究成果報告書『沖縄における近代法の形成と現代における法的諸問題（2005年  
283-310頁から）。

[資料11] 署名運動に対する「お礼」(略)

さて、私たち女性は(別紙名簿)(略)は、金武区で生まれ育ち、ずっと金武区で生活しながら、他区出身者の男性と結婚し他とのことで、入会権者会の会員になっていませんが、何かと特段のお計らいをお願いしたいと要請致しました所会員も明らかにされず、詳しい説明もなく現在の会則では会員に該当する資格はないともことで、断られました。そこで、

何とか会員のご理解とご協力を賜り会員の資格を得たいとのことで、署名運動を展開しましたが、その節は誠に有り難うございました。しかしながら、私たちが署名運動をしている最中に入会権者会から文章が発送され署名されたみなさまに少なからず、動揺を与えご迷惑をおかけしましたことは、本当に申し訳なく思っております。

実は、後から会員になった方々の事情を聞きますと、特例が設けられ、1 他区出身の男性と結婚したが、離婚された方は該当(イゲダチは該当する)、2 他区出身の男性と結婚したが、不幸にも先立たれた未亡人となった方は該当しない、ただし、離婚手続きをした方は該当する(イゲダチではないのか)、3 戦前の金武区以外の出身者でありながら、会員になっている方もいらっしゃるのとこと、4 他の区の似たような入会権者ではその区出身の女性も会員として認められているのに、何故金武区の会では認められないのか。私たち関係者は以上のようなことを、口伝えに聞き、素朴な疑問を持ち、私たちが申請したら会員になれるかもしれないと、微からの望みをもって行動しましたが、私たちは会則も教えてもらいませんでした。役員もわかりません。「慣例」という言葉も度々聞きますがよくわかりませんし、会には会としての色々な事情があるとは思いますが、いずれにしても納得いく説明を求めたいと思います。

また、会員でないからこそ、こういう行動をしたことをお含みください。同じ金武区で生活しながら、不必要な争いや、いがみ合いをしたくありません。署名に応じてくださった方々にお礼を申し上げるとともに、趣旨をご理解くださいます事を心から願っています。

◎折角、ご厚意あるご署名をいただきましたが、諸般の事情により入会権者会への提出はしないことにしました。 平成10年7月 要請者一同(別紙順不同)(略)

(注:比嘉道子「金武町金武区における軍用地料配分の慣行と入会権をめぐるジェンダー」  
沖縄大学研究成果報告書『沖縄における近代法の形成と現代における法的諸問題』2005年  
283-310頁から)

[資料12] 金武部落民会の弁護を勤めたAB弁護士のインタビュー(2013.3.7 コザ法律事務所にて)

戦後、軍用地使用が60数年になってきた。地元は入会地と言うが、今入会地と言えるだろうかと現時点では疑問を持っている。不労所得は入会権とは違うと考えているから。そして、入会地と民法は、矛盾している。入会地は慣行で旧民法下に生まれたものだ。男尊女卑の、家制度の仕組みが組み込まれている。軍用地料は不労所得だ、基金を作って戸主単位に配分することは入会地の性格とは異なるものとなっていており、基地利用の対価を入会地の名目で配分していると思える。

入会地は戸主単位の利用権だった。会員が無制限に広がることに對し制限を加える理由を戸主単位とすることは、地域慣行して選択されたが、合理的と考えている。この裁判は人権問題ではない。男尊女卑は当然許せるものではない。裁判後、会員が増えているのは世帯主ということで男女差がなくなったためだ。入会地は総有という感覚が壊れてきているから、法的に崩壊しているとみるのが正解だろう。区と共同意識からなる集落は別のものだ。今後お金をどう使うかということが問題だ。不労所得が部落の人たちの感覚を変え、集落・共同体が分裂や崩壊していく時、お金を巡る醜い争いが大きな問題として起こるのではないかと心配している。

【資料13】 **【金武部落民会会長の談話】**（沖縄タイムズ2003年12月18日論壇）  
【論壇】 仲間清一／一審に不服、控訴を議決/入会権と祖先伝来の財産を守る

「金武町は米軍基地とともに、外から移住者が増えてきた。祖先伝来の財産を守るために、財産管理を金武区事務所から分離独立させて「金武共有権者会」を1956年9月16日に設立した。初代会長は区長が兼任した。当時の役場の顧問弁護士を当会の顧問弁護士にして会則を制定した。古来の慣習を条文化した。現会則の源流である。その後「金武共有権者会」は「金武入会権者会」と名称を変更した。

金武町議会では旧慣条例が議決され1982年1月6日公布される。協議事項だった軍用地料の分収金が条例によって約束された。その受け皿として旧「金武部落民会」が同年7月12日に設立された。体質が全く同じ「金武入会権者会」と「金武部落民会」は3年前に合併した。新しい会の名称に、理事会と総会でも反論があった。土着民と入会権の意味から「金武部落民会」とすることに総会で決まった。

金武町内には任意の財産管理団体が4つある。会員資格を男子孫だけは2団体、1団体は十年前に改正し男女同格にした。残りの女子孫は一代限りと資格に制限がある。軍用地を持つ他市町村を調べてみたが、男子孫に限定している団体が大半である。沖縄の慣習として、財産は男にと言う原点があり、女性は結婚で夫に帰属する。戸主会で運営され入会権は戸主原則等が起因していると推考する。わが団体は大昔から続いてきた慣習をかたくなに守ってきた私的組織である。規則および運営については定期総会で審議され決定されている。

会長になる前に原告の一人から相談を受けた。総会で会員の意見がないと理事会で審議されない。男子だけの権利には不自然があると思う。慣習原則の私的団体が会員以外の意見に左右されると組織は崩壊する。総会で会員の声を多くすることが資格獲得への道であると答えた。今回の判決に不満を持つ。単純に女性差別の視点だけで結審された感を受け

る。任意団体が昔からの慣習、伝統を守ることを指導するならともかく、国家権力の介入に疑問である。私たちは世帯主なら女性にも権利を与えている。世帯主でない男性には資格を与えていない。原告の大半は世帯主ではない。決して女性を虐待、差別の観点から組織を維持しているとは思っていない。

祖先伝来の財産を守り子孫に承継していく手段方法としてつくられた団体であり会則がある。会則が成文化されて半世紀になる。当時は旧民法の時代。会長として約7百人の会員の権利および財産を子々孫々まで守る使命がある。時代の変化で会則改正の必要性は認める。その改正は会員の総意で決めるべきとの信念がある。理事会では、入会権および伝来の財産を守るために、上の審判を受ける決意で12月1日に控訴することを全会一致で議決した」。



## [論壇]／宮城晴美／女性にも入会権を／あからさまな性差別

2003.11.19 朝刊-1集 5頁 オピニオン面 写有 (全1,204字)



昨年十二月二日、沖縄本島北部在住の女性たちが、米軍用地に接収された公有林の入会権者でつくる任意団体を相手取り、憲法の男女平等の原則を求めて提訴した。その地区で生まれ育ち、現在も住んでいるというのに、夫がよその地域の出身ということだけで、彼女たちに入会権は認められていない。

団体の規約では、会員の資格が「入会権を有する男子孫」と定められ、男性は二十歳になれば必然的に会員になれる。ただ女性の場合でも、平成八年の改正によって、未婚か、離婚後旧姓に戻ってその地区に在住する人に限り、五十歳以上の女性だけが準会員として認められるという。会員、あるいは準会員には、毎年定額の軍用地料が支払われる。

あからさまな性差別に疑問を持った女性たちは、五年前に「人権を考えるウナイの会、二十六人の女性」を結成、団体に対して平等に会員にしてみよう何度も申し入れをした。しかし先方は「慣習」を盾に一切応じず、彼女たちはとうとう提訴という手段に出た。

この問題に、よそ者の私が意見を述べるのははばかれるが、一地域の一部の女性の問題としてだけでは片付けられない要素を含んでおり、あえて投稿した次第である。

「入会権」とは、特定の地域の住民が特定の山林や漁場から利益を得ることのできる権利で、その法的根拠である民法の規定では、地方の慣習に従えばよいことになっている。その意味では、二十六人の女性たちが提訴した団体の規約が「慣習」に従って女性を排除したといえば、それで理屈は通るかもしれない。ところが、要は、その入会権を得た時期だ。国有地から地元に払い下げられた明治三十九年、つまり、女性を「社会的無能力者」と位置付け、相続を認めない明治民法下での出来事である。

この場所は、戦後米軍用地に接収され、入会権が軍用地料という「不労所得」として入ってきたことで、「慣習」がより前面に押し出されたきらいがある。もっとも、入会権者の男性たちが任意団体を組織したのは昭和三十一年（一九五六）年のことで、戦後とはいえ沖縄はまだ明治民法が適用されており、現在の民法の制定はその翌年であった。しかし、団体の規約は最近まで何度か変更されたといわれ、当初の「慣習の形」そのものが変わってきたと思われる。近隣地区では、女性も対等に入会権者として認められているが、この地域だけはなぜか、女性差別の「慣習」をかたくななまでに引き継いでいるという。

今回の女性たちの提訴で懸念されることは、この問題を一般の県民が軍用地の是非や軍用地料の多寡にすりかえないかということである。沖縄の女性をとりまく厳しい環境の中で、そして小さな地域社会の中で、彼女たちがリスクを覚悟のうで声を上げたことを重く受け止めたい。彼女たちの行動は、どんなにか同じ境遇にある女性の励みになることだろう。願わくば、入会権者の皆さんの歩み寄りに期待したい。（沖縄女性史家）

(写図説明)宮城晴美

沖縄タイムス社

[一覧に戻る](#)[再検索](#)[ハイライト表示なし](#)



## 第6章 ウナイの会と女性運動の可能性

本章では基地被害抗議運動に参加しつつ軍用地料問題に取り組んだウナイの会が、戦後沖縄における女性史の中でどのように位置づけられるかを検討する。

第1節では沖縄の女性運動が1995年を境に可視化されてきた問題がウナイの会にどう引き継がれたのかを考察する。第2節はウナイの会がなにによって結束し、運動を継続し続けたのかを検討する。第3節は、会の問題が町内外で理解されずジレンマに陥ったことの問題点はなにであったかを考察する。第4節は小活として金武山訴訟が女性史にしめる位置について整理する。

### 第1節 女性と基地被害抗議—1990年代以降の金武町—

本節は、軍隊が基地周辺の女性にとってどのような存在かを軍用地料問題がたたかわれた頃の基地被害抗議運動から検討する。

#### 1 基地・軍隊の存在と女性

1995年の沖縄米兵少女暴行事件に抗議する県民集会は世界に発信され、米兵による「女性への性犯罪が“基地問題”として正面からとらえられ」<sup>442)</sup>、「日米同盟を揺り動かすほどの運動」<sup>443)</sup>となった。ところが一方では、「安保の問題を女の問題として矮小化するな」といわれた。この言葉から3つの問題が浮かび上がる。

第1は、それまで米兵の性犯罪は『個人的な問題』として、反基地闘争のテーマにはなりえなかったことがある<sup>444)</sup>。しかし米兵による性犯罪は人権侵害であり、安全な生活にかかわる問題であると主張したことだ。そこには、「戦後50年たってまだ苦しまなければならぬのか」<sup>445)</sup>という女性たちの怒り、女性の権利は黙っていてはつかめないと異議申し立てする立場がある。そして忘れてならないのは、問題を告発する力量が女性側に備わっていたことだ。県民集会で司会を務めたIMは証言する<sup>446)</sup>。

——1995年の県民集会で司会をされたとのことですが、印象に残っていることはありますか？

<sup>442)</sup> 宮城晴美「沖縄のアメリカ軍基地と性暴力」中野敏雄・波平恒男・屋嘉比収・李孝徳編『沖縄の占領と日本の復興 植民地主義はいかに継続したか』青弓社、2006年、43頁。

<sup>443)</sup> 沖縄県教育庁文化財課史料編纂班、前掲書、14頁。

<sup>444)</sup> 注442と同じ。

<sup>445)</sup> YMの聞き取り(於：那覇市2015年5月21日)。

<sup>446)</sup> IMの聞き取り(於：那覇市、2016年7月14日)。

あの集会は開催宣言前に物音、咳払い一つ聞こえなかった。“しーん”という言葉がト書きのように会場を覆っていた。わたしはとても緊張したが、この様子は日・米政府、米駐留軍にとっても恐ろしかったと思う。

沈黙が覆う抗議集会は、「今までずっと沖縄で起こったことがもう一つ起こった、そしてそのことを知っている私たちは、このことに本気で取り組むんだ、(中略) 一步前が出る」<sup>447)</sup> 決意であったと考えられる。それは、戦後米軍基地周辺で起きた性暴力事件を隠し続けてきたが、そうさせてきたことへの抗議も含まれ、もはやそのような沈黙をしないという現れであったろう。県民集会の映像は、筆者にとってこれまで多くが黙されていることをうすうす知っていながら、触れないできたことを想起させ、声さえ出せないものであった。

第2は、女性たちが反基地運動の中で兵士による性暴力事件を告発することを「基地問題、安全保障問題の矮小化だと男性から批判された」<sup>448)</sup>。その背景には安保という政治問題に比べ、女の問題は二次的なものという前提が透けて見えることだ。それは女性にかかわる性暴力、DV問題が、政治問題の下位に位置づけられるばかりでなく、人権問題とさえ認識されないことを窺わせる。「城間貴子<sup>449)</sup>は、日米安全保障は沖縄では、とくに女性にとっては、日々生きるか死ぬかの問いであることを強調する。その上で日本「本土」の研究者、運動家による安全保障の言説、又女性学の取り組みが不十分」<sup>450)</sup> とし、下記のように述べる。

女性が、安保、法、国家、国際法等にいなかった、というのが、安保条約と女性という視点をもてなかったということになるのかもしれない。(中略) 95年以降、安保そのものが、女性に関係している、ということ、私たちに生死を分けるほどのこと、より深く、女性を、子供を傷つけるものなんだ、ということ沖縄の中では、付きつけられた。沖縄の中では、95年以降、変わらざるをえなかった、大転換だった。

1990年代は全国で女性の政治参画が重要な課題となっていた。とりわけ沖縄で政治参画が大きく取り上げられたのは、安保条約と女性の関係が日々の生活に直結していることを

<sup>447)</sup> 高里鈴代『沖縄の女たち 女性の人権と基地・軍隊』明石書店、1996年、25頁。

<sup>448)</sup> 秋林こずえ「安全保障とジェンダーに関する考察：沖縄「基地・軍隊を許さない行動する女たちの会」の事例から」『ジェンダー研究』お茶の水女子大学ジェンダー研究センター年報、2004年3月、80頁 (<http://hdl.handle.net/10083/35596>)。

<sup>449)</sup> 城間貴子は「基地・軍隊を許さない行動する女たちの会」の会員(秋林こずえ、同上論文、81頁)。

<sup>450)</sup> 注447の81頁。

付きつけられ、女性は黙ってはいられない、前面に出ざるを得ないと確信を持ったことにあるのではないか。ここに米軍基地が集中する沖縄と本土の女性との異なる位置がみえる。

また基地問題を語る時、「女の受けた被害の悲惨さを強調するのはかまわないが、『被害を受けた女の問題』に焦点を当てて語ってはならない」<sup>451)</sup>ということだろう。それは「性差別的な社会における感情問題の不可視化」<sup>452)</sup>を意味するのではないか。

基地の町では軍隊に性暴力はつきものとし、その対策として基地周辺に歓楽街を形成し、ドル稼ぎを目論んできた。そこには、暴力の犠牲となる女性たちを作り出すという家父長制の中で女性間の差別が隠され続けてきたといえる。だが性暴力・暴力犯罪は歓楽街ばかりでなく基地周辺の生活圏で多数引き起こされてきた。そのことを黙するのは、被害者の人権を無視し被害を個人的なことにすり替え、地域の中で被害を語らないという暗黙の圧力になってきたのではないかと思われる。暗黙の圧力は性暴力・暴力被害が犯罪であることを隠すばかりでなく助長することに繋がったのではないか。また、本当に軍隊に性暴力はつきものなのか、軍隊・兵士の暴力性はじつは訓練でつくられるものではないかという問いが浮かび上がる。

1995年9月4日の沖縄米兵少女暴行事件は9月6日に新聞報道され、金武町議会は9月22日に「米兵による少女暴行事件に対する抗議」<sup>453)</sup>決議を採択した。那覇市在住のIMは、決議・県民集会までの金武町は「事件が新聞報道された後、おしよせるマスコミの対応、主に個人情報漏れないように、被害者が自身で告発を決めたのだから、あの子を守らなくては行けないと町中が冷静に行動したと聞く」<sup>454)</sup>と証言する。

ところが字金武の女性運動参加者は、1995年の事件にかかわる質問に一言も返答しない。ただし、1996年以後、金武町では女性の区行政委員、農業委員、区議会議員が主に婦人会の支援を受けて誕生していった。女性が地域の役職者に参画していったことは、「女性の権利は黙っていても掴めない」<sup>455)</sup>と言う確信を持つ女性たちが、1995年を境に増加し、行動にでたといえる。なお上記の事件以後、女性たちの要求で『沖縄の米軍基地』に「米軍人等の公務外の事件・事故」の節が追加された<sup>456)</sup>。

第3は、基地・兵士による性暴力被害は安全な地域にかかわる生活の問題であるとし、日米安保体制が動かしがたいものであることへの疑義を問うた。これは日米地位協定が不

---

<sup>451)</sup> 鄭柚鎮「第11章「安保の問題を女の問題として矮小化するな」という主張をめぐるある政治—感情問題をめぐる政治の葛藤、あるいは葛藤という政治」富山一郎・森宣雄編『日本学叢書3 現代沖縄の歴史経験 希望あるいは未決性について』青弓社、2010年、391頁。

<sup>452)</sup> 注450と同じ。

<sup>453)</sup> 金武町議会事務局資料、40-41頁（2013年10月9日受領）。

<sup>454)</sup> YMの聞き取り（於：那覇市、2015年5月21日）。

<sup>455)</sup> 注41と同じ。

<sup>456)</sup> 『沖縄の米軍基地』は沖縄基地対策課により5年ごとに発行されている。高里鈴代の聞き取り（於：那覇市の事務所、2016年3月16日）。

平等条約であることからその改定を求めたのである。その後の日米政府の動きは、政府が現在も沖縄へ従属的な関係を押しつけていることを確認させるものであった。

そのような状況の中で高里鈴代那覇市議らは「基地・軍隊を許さない行動する女たちの会」<sup>457)</sup>を結成した。

こうしたことから見えてくるのは、基地・軍隊は周辺住民、特に女性や子供に対する暴力を産み出し続ける可能性を持つ存在といえよう。女性たちは基地の町で、軍隊や兵士に対し日々身構えざるをえないのである。そのため安全な地域で住み続けるためには、他人任せでなく女性たち自身が行動せねばならないことに帰着したと思われる。

そして90年代には男性中心の色合いがぬぐいきれない反基地運動が問われる一方、戦後の米軍占領、復帰後も変わらぬ米軍基地の集中と日米との関係、そして女性への暴力を黙してきた地域社会の関係が明るみになったといえよう。

## 2 新たな基地機能強化に抗する—金武町の事例

1995年以降金武町では、基地返還交渉の一方で米軍基地の再編と機能強化が次々に提起された。この時期は軍用地料にかかわる宇金武の女性運動がすでにはじまっていた。

第1は、電波傍受施設「象のオリ」施設による基地の機能強化である。そこには単に代替・移設するのではなく、施設・設備を高度に強化することが含まれるため、町民はこれ以上の基地機能を受け入れられないと反対した。NM②<sup>458)</sup>はその時のことを証言する。

——当初、金武町役場の立場は曖昧でしたが、結局受け入れたのですね。婦人会ではどのような動きをされたのですか？

あれは、金武町で反対表明をしなかったもので、婦人会として抗議集会はできなかった。でも、自主参加にしていくつかのグループで抗議集会をやった。結局、金武町は受け入れを決めてしまった。

---

<sup>457)</sup> この会は1980年代に組織された複数の地域グループから出発しているが、地域の運動とは異なり、沖縄県内外の研究者、政治家、個人が参加し、代弁者的な役割を持つ。それは日本国内だけでなくフィリピン、ハワイ、アメリカなど太平洋周辺の米軍基地地域とネットワークを作り行動している。行動する会は、米軍人から受ける性暴力事件は女性の人権侵害であること、軍隊による「女性に対する暴力は個人の問題ではなく、社会構造の問題であり、ひいては構造的暴力として捉えるべき」ではないかと問うている。秋林こずえ「安全保障とジェンダーに関する考察—沖縄「基地・軍隊を許さない行動する女たちの会」の事例から」お茶の水女子大学ジェンダー研究センター 編『ジェンダー研究』お茶の水女子大学ジェンダー研究センター年報(7)(通号24)、2004年、75-85頁。

<sup>458)</sup> 注41と同じ。

それは政府が基地返還・跡地利用計画と引き替えに、新たな軍事施設を受け入れることを持ち出したため、抗議行動を行ったものだ。金武町の婦人会はそれをよしとする町役場の方針に疑義を持ち、自由参加としてグループで反対運動に参加した。現職の婦人会役員が町行政に反する行動を起こすことは、やむにやまれぬものであったと思われる一方、金武町における婦人会の立場が窺われる。

第2は2003年から05年に金武町伊芸区の特テロ訓練とその施設建設に反対した運動である。これは米軍の特テロ用「都市型」戦闘訓練施設<sup>459)</sup>が、基地キャンプ・ハンセン内に新設されることに対する反対・抗議運動であった。

抗議運動は2003年11月の伊芸区行政委員会による建設反対表明からはじまり、基地キャンプ・ハンセン第1ゲート前の早朝集会など足掛け3年に及ぶ運動となった(写真1)。計画は2001年12月に米陸軍が報道し、2003年11月19日には政府が伊芸区に近いキャンプ・ハンセン内「レンジ4」の建設計画を公表した。

当初この計画に対する県側の動きは鈍く、計画内容の説明は曖昧で反対運動は盛り上がらなかった。それは計画に反対しない県知事の支持基盤と反対する住民という「沖縄側の内部矛盾」<sup>460)</sup>のためとされる。しかし、伊芸区では「いくつもの射撃区域(レンジ)に囲まれ、沖縄の実弾被害はこの小さな区に集中してきた。人身や家屋の被弾・流弾事故は、判明しているだけで戦後15回を数える」<sup>461)</sup>と抗議を続けた。

金武町では伊芸区を中心に2004年2月、5月に反対抗議集会。9月から婦人会・女団協などを中心に伊芸区で100日集会。12月には200日集会へ突入。2005年5月から365日集会を開催<sup>462)</sup>。2005年5月26日「反対行動1年」の地元集会では、「戦場にすな」などのプラカードが林立した。2005年7月には金武町伊芸区で、1万人の緊急抗議県民集会が成功した。伊芸区では「1年以上も頑張って、やっとここまで漕ぎ着けた」<sup>463)</sup>と基地前で早朝行動に連日参加した女性(60)は述べる。この語りから、当初県内には伊芸区の施設建設に反対しない人々が、多かったことを推測させる。

しかし、繰り返し抗議集会がたたかわれたにもかかわらず、2005年7月12、13日には基地キャンプ・ハンセン「レンジ4」で、米陸軍特殊部隊(グリーンベレー)の小隊規模(30-40人)が、人型を標的に実弾射撃を行った。

---

<sup>459)</sup> 「都市型」戦闘訓練施設とは対テロ対策訓練を実弾射撃により実施するための訓練場と施設をいう。

<sup>460)</sup> 新崎盛暉『岩波沖縄現代史 新版』岩波書店(岩波新書)、2005年、222頁。県知事が「日米両政府の政策転換による政治的ダメージを回避しようと動き始めていた」ことにかかわるだろう。

<sup>461)</sup> 「県民結集に期待」『琉球新報』2005年7月19日、朝刊。

<sup>462)</sup> 『朝日新聞デジタル』最終閲覧、2005年05月30日

<http://www.asahi.com/area/okinawa/articles/MTW20999999480150738.html>。

<sup>463)</sup> 「県民結集に期待」『琉球新報』2005年7月19日、朝刊

これまで沖縄では、度々基地にかかわる大規模な県民抗議集会が繰り返されていた<sup>464)</sup>。伊芸区の県民集会では集会の意義にかかわり、県内の与党の一部は、「この集会が一施設に限定されたもので、むしろ反基地的世論の盛り上がりを防ぐガス抜き意図を持つもの」とさえ語った<sup>465)</sup>。足掛け3年におよぶ住民の反対抗議は、「ガス抜き」の役割を持つ県民集会の開催で、沈静化されると堂々と言われていたことになる。当時の県議会与党は県民集会をそのように位置づけ、表面的な対応を続けてきたと推測される。

そのような中で該当住民が、たたかいを継続できたその要因は何であったろうか。県民集会の参加者の声をみよう<sup>466)</sup>。

YM②(伊芸区)は、「ここはまだ戦場だ。ゲリラ訓練が始まると危険はこんなものではない。軍雇用員として射撃訓練もしたので、銃口が少し動いても先では何メートルもずれることは実感している。県民の力を結集して実弾訓練を止めたい」と語り、実弾射撃訓練が戦場であることを窺わせる。

NU(45)(金武区)は、「求めているのは安心できる暮らし、基地がある故の被害は伊芸だけの問題じゃない」と、この問題が生活の安全を求めるものであることを述べる。

YY②(65)(伊芸区)は、「小さい集落の訴えが多くの人を動かした。運動の盛り上がりを感じ、とても頼もしい。訓練が始まった時はもうおしまいだと思った。でも、本当の闘いはこれから始まる。訓練を中止に追い込むまで、気を引き締めて運動を続けたい、運動は継続していくことが力になる」と述べる。

YK(60)(金武町)は、「金武町は基地がなければ生活できず、表だって反対の気持ちを伝えるのは難しかったが、子や孫の生活、命には代えられない。金武町だけの問題ではないことを認識してもらえるように大きな声を張り上げたい」と、軍事基地の問題が一地域の問題でないこと、生活の安全を求めるものであることを述べる。

YY③(22)(金武町)は、「地元の切実な訴えに耳を貸さない政府に怒りを感じる。町民の一人として町を良くするために何が出来るかと思い参加した」と、基地の町を良くし

---

<sup>464)</sup> 1990年代以降の県民抗議集会を振り返ると、1995年10月は8万5千人、2004年9月には沖縄大へり墜落抗議市民集会が3万人規模で開催された。2005年7月に金武町伊芸区では1万人の緊急抗議県民集会が、さらに2007年9月には「教科書検定意見撤回を求める県民集会」が11万人規模へと続く。

<sup>465)</sup> 注459の224頁。

<sup>466)</sup> 「県民結集に期待」『琉球新報』2005年7月19日、朝刊。

たいと意思表示する。

NY②(48) (金武町) は、「若い頃、米軍にジープで追いかけられたことがあり、その恐怖は今でも忘れられない。子どもたちが部活で夜遅くなったときはとても不安になる。危険のない普通の生活を子どもたちに送りたい」と、基地の町の生活の中には常に緊張感があり、安全で安心できる町の暮らしを望む切実さを述べる。

IK (伊芸区) は、「『基地の中にある沖縄』の異常さを訴える。四百日以上続く抗議集会は体力の限界だが、静かな集落を取り戻すため力は衰えない」<sup>467)</sup> と、基地周辺の生活が不安であり、安心で安全な生活を取り戻したいと述べる。

このような談話は基地の町の生活が、日常的に生命を脅かす暴力的な外圧に曝されていることを物語る。その被害と恐怖は伊芸区だけの問題ではなく、基地周辺の住民すべてが受ける。抗議・反対運動は危険のない安心してらせる生活を求めることから発しているといえる。

写真1 沖縄県：基地キャンプ・ハンセン第1ゲート前



(2017年3月26日 筆者撮影)

### 3 軍用地料と基地被害抗議の関係

<sup>467)</sup> 「県民結集に期待」『琉球新報』2005年7月19日、朝刊。

軍用地料を得ているならば、基地を容認するべきと言われることにかかわり、集会参加者の声をみよう。

YK(61) (並里区) は、「町内には基地がらみの収入がある人も多いし、大きな声で基地反対とは言いにくい。それでも都市型の訓練も始まり、危機感が高まる。おばあの体験を繰り返してはいけない。自分たちの身を守るために立ち上がらないと」<sup>468)</sup> と、軍用地料を貰っているからといって、基地被害を受け入れることにはならないと決意を述べる。

UM(24) は、抗議行動を「軍用地料を上げるためか」という人もいるが、間近に施設がある現場を見れば、そんなことは言えないはずだ<sup>469)</sup> と、反基地運動の高まりの中で、軍用地料が値上げされてきたことを突きつけられるが、基地周辺の生活の危険に黙ってはいられないことを述べる。

なお、2009年3月1日にも米軍による被弾事件に抗議した伊芸区民総決起集会が実施された。「2008年12月、民家に駐車していた車のナンバープレートに弾丸が撃ち込まれているのが見つかった。県警は弾丸を米軍のものと特定したが、米側は訓練との関係を否定。伊芸財産保全会<sup>470)</sup> は2009年3月、抗議の意を込めて、米軍キャンプ・ハンセン内に所有する土地の2010年度以降の契約を拒否することに決めた。その後(中略)真相は解明されないまま捜査は終結した」<sup>471)</sup>。

しかし、「次第に会員の中から『いつまで拒否するのか』の声が上がりはじめる。伊芸財産保全会は2010年12月、契約拒否を解除することを決めた。だが、事件への怒りが収まったわけではない。山里哲男会長は『不起訴になったことは今でも納得できない』と語る<sup>472)</sup>。

伊芸区の入会団体が軍用地料に関わる契約拒否を一定期間行ったことは、軍用地料を貰っているから基地を容認していると判断できないことだ。しかし、基地被害抗議集会が「ガス抜き」であり一定期間抗議運動を行うと被害への不満が発散される側面をもつと思われ、軍用地料を貰っているならば基地維持を許容する、むしろ許容すべきと考えられている面

<sup>468)</sup> 「都市型訓練危険性を訴え」『琉球新報』2005年7月23日、朝刊。

<sup>469)</sup> 同上、『琉球新報』。

<sup>470)</sup> 伊芸区が受領する軍用地料を管理・運営する団体。「伊芸財産保全会には拒否した所有地の地料約4600万円のほか、町が持つ軍用地の分配金約2億3000万円も入る。区への補助金は分配金から出すため、契約を拒否しても区の運営に影響はなかったが、財産保全会に影響はなかったが、財産保全会が積み立ててきた基金に回せる額が減った」(琉球新報社『ひずみの構造 新報新書[4] 基地と沖縄経済』琉球新報社、2012年、133頁)。

<sup>471)</sup> 琉球新報社『ひずみの構造 新報新書[4] 基地と沖縄経済』琉球新報社、2012年、132頁。

<sup>472)</sup> 琉球新報社、前掲書、133頁。



があることを想起させる。地料の値上げには基地被害を我慢する分を、上乘せしていると推測させる政府の懐柔策が功を奏し、地域内からも抗議行動は軍用地料を上げるためか、いつまでやっているのかとさえ言われる。

地域には基地被害の拡大が想定されるため、このままではいけないと行動する一方、基地維持を支える中の葛藤が見て取れる。軍用地料の受領には、地料が賃貸料だから貰えば良いというだけでは、すまないことがあるのではないか。むしろ、そこには、地料を受け取り、基地を容認できない中に、痛みともいえる心持ちを抱え込む側面が見て取れる。

ところで、いつ頃から軍用地料を貰っているなら基地被害への抗議を口にするべきでないとなったのか。それは復帰時期の土地連の変化からはじまるといわれている<sup>473)</sup>。

けれどもそれは日米関係と沖縄という基地維持の体制に依存する各種の政治・経済的な関係がなかったならば、このような状況がなかったとは思われない。このような県内の構図は、軍用地地主が要求行動を起こしつつ対政府への交渉力をつけていく過程で徐々につくられたのではないか。例えば、「講話発効前補償」獲得運動、「島ぐるみ闘争」、復帰前後、1995年の県民集会である。

こうしたことから基地・軍隊は、基地周辺地域に事件・暴力被害を発生させる存在であり、町内は日常的に生命を脅かすその暴力的な外圧に曝されているといえる。その上、軍用地料問題同様それを口にしないという地域からの抑圧を受けている。それゆえ基地の町に住み続けるには、生活の諸問題を一つ一つ黙っていないで告発する姿勢を持ち続けねばならないといえる。それは、安全な地域で安心して生活したいという金銭に変えられない至極真っ当な主張である。それゆえ地域社会の運営を男性任せに出来ないと女性たちが自覚したこと、それは1995年の県民集会以後女性たちが受け継いだものといえよう。それは軍用地料をもらっているからといって、我慢する性格のことではないだろう。しかし軍用地の契約拒否は長く続けられなかった伊芸区をみると、地域内のせめぎ合いが見て取れる。

## 第2節 ウナイの会という運動体

本節では、ウナイの会がなにによって結束したのかと支援者との関係を検討する。

### 1 結束の力

ウナイの会は、裁判を決意し2002年8月に弁護団同席のもとで設立された(表C)。ここでは原告団が結成され、会長をはじめ事務局が選出された。月1回の定例会では、弁護

---

<sup>473)</sup> 新崎盛暉によると、「日本政府は復帰に際し、強制収用されて米軍基地となった軍用地に対し新たな賃貸借契約を結ばねばならなかった。その状況の中で、前述したように軍用地料を従前の約6倍以上に値上げし、1950年代には島ぐるみ闘争の牽引者だった土地連を、基地維持政策の支柱に変質させた」と論ずる(新崎盛暉『岩波沖縄現代史 新版』岩波書店(岩波新書)、2005年、42-43頁)。

団からの経過報告を始め金武入会団体の会則だけでなく他地域の会則も入手し勉強会が開催された。裁判が長引くにつれ、弁護士事務所からの通知、裁判所判決・陳述書記録、研究者からの報告などが共有された。マスコミ・雑誌社、研究者のインタビューなどは主に会長と事務局が窓口となり複数で慎重に行動した。NM①が提訴から二審判決頃の活動を証言する<sup>474</sup>。

——会員が多いです。どこで会合を開いたのですか、中央公民館を使われたのですか？

いいや、地区の外れで目立たない場所でやった。会員の家だけど。その後いつも使わせて貰った。

——提訴する前の準備は忙しかったでしょうね、入会団体の会則は部外者に見せてくれませんが、つてがありましたか？

そうよ、金武入会団体の会則は団体から見せてもらえなかったもので、知人の男性会員から見せてもらった。その人から他の地域の入会団体会則も見ないといけないだろうから、紹介しようといってもらい、情報収集した。本当にその方にはお世話になった。女性差別をなくしたい・地域をよくしたいという気持ちを理解してもらった。

——一審で勝ちましたが、提訴した頃の心づもりは最高裁まで行くと思っていましたか？

いいや、女性差別の問題で負けるはずがないと思っていたから、那覇地裁へみんなと行って勝訴したので、とてもうれしかった。これで終了と思っていた。

——では入会団体が控訴した時は、複雑な思いでしたね。

地域でも控訴するのは止めたらどうかという話もあったので、どうするかと思っていたが控訴したのよ。

——福岡高裁で逆転敗訴になった時は、驚かれたでしょうね。

---

<sup>474</sup> NM①の聞き取り（於：金武町、2012年11月25日）。

本当に驚いた。あの判決には支援してくれた方々も驚いたと思う。

——署名運動から始まって提訴となり、その後地域内で様々なことが言われたのではないですか？

いろいろ、いわれたさー。無言電話や”夜道に気をつけろ”と脅迫めいた電話がかかって、それだけいうとガチャンと切れて。気味悪かったよ。それで、電話を工夫した。

——ご兄弟との関係はどうでしたか？

父と兄が戦死した、わたしは長女よ。軍用地料は父が戦死したので、母が資格を持った。でも母が高齢になって、資格は弟が引き継いで軍用地料を貰っている。妹は金武区男性と結婚し、夫が亡くなった後その資格を引き継いだ。

結局区外出身者と結婚したわたしだけが貰っていない。そういう中で裁判を起こしたので、当時道で会っても挨拶もしなかった。裁判後もそれが続いた。でもこの頃は元に戻っている。

——他の会員の方たちのインタビューをお願いしたいのですが、受けてもらえるでしょうか？

他の人たちは話さないと思う、紹介は出来ない。

NM①会長は両親の出稼ぎ先であったフィリピンで出生した。10歳の時(1943年)母が里帰り金武町へ戻った。はじめはすぐフィリピンに戻る予定だったが、戦況が悪化し戻れなくなった。その翌年米軍の爆撃に遭った。幸いなことに実家は焼けなかったため、宜野座や屋嘉の収容所へは入らなかった。先述したように当時まだ子どもであったが、米軍が金武町で飛行場を造成していた現場を鮮明に覚えている。それは昼夜を問わず煌々と電気をつけて行われ、あっという間にできあがったのである。その飛行場は1950年代後半キャンプ・ハンセンとして拡張していった。副会長も同様にフィリピンで生まれた。彼女は戦後福岡に引き揚げ、沖縄に送還された。2人がフィリピン生まれであったことから、NM①が関係を証言する。

——お二人はフィリピン時代からのお知り合いですか？

いいや、軍用地料問題を相談する中ではじめてお互いがフィリピン生まれということを知った。

——偶然というか、それ程フィリピンで働く人は多かったのですね。

会長と副会長のインタビューは3回受けて貰えた。その中で他の会員の方々のエピソードは聞くことが出来なかった。しかしHMと「人権を考えるウナイの会」を支援する会を運営し、事務局長をつとめたNHを紹介された。その後原告の聞き取りは町内在住者にお願ひできた。この経過を振り返ると、会は会長と事務局が対外的な窓口となり、他の原告とマスコミ・研究者・調査者との接触をなるべくさける方針ではなかったかと思われる。

その理由は複雑だろう。様々な話が区外に漏れること、それによって原告が逆に中傷されることを懸念したためではないだろうか。会長は当時老人会役員であったし、会員の中には婦人会長経験者も存した。その上、この会が軍用地料問題で結束した個人を主体とする集団であり、老人会や婦人会という金武町の既存団体とは異なり、地域秩序に収まらない活動を行ったことにより、なるべく個々の女性を表に出さないことになったと思われる。そのことからむしろ町や区内の混乱や軋轢の強さが窺われる。

会は活動資金をどのように賄ったのだろうか。会は政党や各種の団体とも距離を置き、特にカンパ活動もせずすべて自前で賄った。会は昼食を取りながら行われる場合もあった。そのため、活動はつねに会計を念頭に置かねばならなかった。

ウナイの会は一審で勝訴し入会団体の控訴後頃から、会長の活動量は増加していく。NM①会長による最初の町外報告は、2003年11月の「第8回JAC全国シンポジウム—時代を切り開く女性のエンパワーメント—」の分科会であった<sup>475)</sup>。

その後会長はHMの助力を受け、大学などで事例報告を何度も行った。それは県内だけでなく他府県からのインタビューも加わり、支援者が増えていくことにも繋がった。そのためウナイの会の定例会議には研究者、例えば民法・ジェンダー学や大学生など多数の人々が、入れ替わり立ち替わり出入りするようになった。しかし支援者が増えたことにより、苦しい会計に影響をもたらした。

——会計が苦しかったことは、具体的にどのようなことでしたか？

会長は研究者や県内の大学生がインタビューなどに来ると、彼らにお弁当を配

<sup>475)</sup> 第8回JAC全国シンポジウム（於：沖縄県総合女性センター「ていいる」、2003年11月21日）。

り、お土産を渡した。でもそれはやり過ぎよ、運動に賛同してくれるなら、カンパしてもらわねばと思った。

——そのことは相談されましたか？

もちろん、会議で苦しい会計の中からお弁当やお土産は出せない、むしろ、カンパ協力を要請すべきではないかと発言した<sup>476)</sup>。

その議論から接待の経費は徴収している会費からは支出しないとされ、会長が支払うこととなった。そして、カンパも募ることとなった。

この事例は、賛同者・支援者をどのように増やすかの手法の問題と考えられる。会長は選挙運動の経験者である。食事を提供しお土産を渡すという方法は、しばしば選挙活動で見られるものである。一方賛同署名を募りカンパを行うことは、前記した金武町の住民運動や労働組合運動では、長らく行われているスタイルである。次に、NT<sup>477)</sup>は最高裁判決後の運動について証言する。

——この後の軍用地料問題の運動は出来そうでしょうか？

本当は出来ると良いのだが、先の裁判ではお金がかかり大変だった。今の所そのような動きはない、運動の活動資金を工面する方法を考えないと出来ないと思う。

ウナイの会全員が原告になると財政的には良かったと思う。もっとも人数が多いと別の問題で大変だったかも・・・。

この証言からウナイの会は最高裁で敗訴となったため、苦しい会計は最後まで解消されなかったことがわかる。会長をはじめとする原告のインタビューでは、裁判をたたかう際の主要な問題の一つは資金であったとし、ウナイの会全員が原告になると良かったと振り返る。さらに会は、会長と事務局が対外的な活動の表に立ったこともわかる。

会は支援をどのように募ったのだろうか。ウナイの会会長は、提訴前にUSを訪ね会の趣旨、地域の状況と裁判を考えていることを相談した。彼女がそれをどのように受け取っていたか証言する<sup>478)</sup>。

---

<sup>476)</sup> IHの聞き取り（於：金武町、2013年5月17日）

<sup>477)</sup> NTの聞き取り（於：金武町、2013年8月10日）。

<sup>478)</sup> USの聞き取り（於：与那原町、2016年5月10日）。彼女は「うないフェスティバル」などにかかわる女性史研究会の一員。

——金武町で軍用地料の裁判を考えていることを聞き、どのように返答されたのですか？

それは進めた方が良く、弁護士さんを紹介しましょうかと答えた。でも、弁護士事務所はすでに決めているといわれた。

——その後コンタクトは取られたのですか？

それきりで、1度だけだったわ。

——彼女らは支援団体を持たなかったですが、そのことについてどう思いますか？

提訴後を見ると、それは賢明な判断だったと思う、金武町金武区の軍用地料問題だったから。

会長が女性史研究者の US を訪ね、提訴前に金武区の軍用地料問題を問うたことに注目する。というのは、軍用地料問題の提訴が女性史研究者からどのように受け取られるかを知りたかったためと思えるからである。金武山訴訟はこの重要性にもかかわらず、じつは意外と知られていない。軍用地料にかかわる女性差別問題は金武町以外にもあり、基地建設以来の問題だ。そのことは多くの人が気づいていたが、語られず問題とされてこなかったためだ。

これまで県内で軍用地料を論ずる場合、土地連や反戦地主、基地と地域経済の関係から論じられることが多く、女性問題あるいは地域と女性という視点から問われてこなかった。軍用地料と女性、地域社会における複雑さは、この裁判で初めて明らかになったのだ。

また US とウナイの会の関係は、沖縄の女性ネットワークといえるものだ。だがその面談では支援を依頼せず1回きりの相談だった。支援者 HM が支援団体について証言する<sup>479)</sup>。

——団体から支援の申出はなかったのですか？

申出らしいことはあった、ウナイの会は全国から注視されていた、いろんな分野の人たちが何人も現れて、NM①たちもストレスになったと思う。ずっと距離を置いて結

---

<sup>479)</sup> HM の聞き取り（於：那覇市内、2013年3月5日）。

局支援団体は持たなかった。それも、納得できたのよ、彼女らは地域の問題は自分たちでやっていくという強い気持ちを持っていたから。

当時金武町は「都市型」訓練施設建設にかかわる抗議運動が激しくなってきた頃だった。この抗議集会への参加は、金武町伊芸区や他区の婦人会だけでなく、2004年頃には女団協を含む県内の支援団体との共闘を始めていた。そこに連帯した女団協は支援をしなかったのであろうか。このことについて女団協会員KT<sup>480)</sup>が証言する。

——金武山訴訟をご存じですか？ 那覇市や南部地域で聞くと以外と知られていませんが、どのようにして知ったのですか？

もちろん知っている。新聞で知ったのよ。

——応援・支援はされましたか？

金武山訴訟では、女団協から何人かで二審を傍聴し応援に行ったわ。

——どなたから判決日を聞かれましたか？

金武町の「都市型」訓練施設の反対集会に行った時、仲間から聞いたと思う。

じつは二審判決では、女団協会員だけでなく沖縄県会議員が裁判の傍聴にやってきた。ウナイの会会長<sup>481)</sup>はその時のことを複雑に話す。

——支援団体は持たなかったと聞きましたが、申し入れはあったようですね。

申し入れらしきことはあった、でもはっきり頼まなかったの、そうしない方が良いと思ったから。でも福岡高裁の判決の時、女団協の人たちや県会議員が事前に相談もなく突然やってきたのよ。県会議員は私たちの横で新聞のインタビューに答えていた。これは私たちが頼んだと思われかねない様子だったから、誰が知らせたのかとおもった。

---

<sup>480)</sup> KTの聞き取り（於：沖縄市 2016年5月7日）。沖縄女性連絡協議会は1967年に発足し、当初は略称を婦団協としていた。1999年に女団協に改称した。

<sup>481)</sup> NM①の聞き取り（於：金武町、2013年5月18日）。

この話によると、女団協は支援団体ではなかったようだ。当時の女団協会長はこのことを証言する<sup>482)</sup>。

——女団協はウナイの会を支援されたのですか？ 会員の方から裁判の傍聴に行かれたと聞きましたが。

会として支援するという決議はあげなかった。だからこの裁判について会員の中で知らない人も多い。それでも一部の人は応援にいったのね……。判決日はどのようになつてで知ったのかわからない。

これは個人参加ということと受け取れる。原告女性の支持政党はじつは多様である。そのため、政党やそれを窺わせる団体とは距離を置き明確にしてこなかった。県会議員らの行動は、ウナイの会があたかも諸団体に支援を依頼したかのように受け取られるため、嫌ったと思われる。ウナイの会は運動をどのように捉えていたかを類似した軍用地料問題を持つ他地域からの相談からきいてみよう。NM①は証言する<sup>483)</sup>。

——軍用地料の配分で女性が差別されていることは他地域にもあると聞きます。裁判に踏み切ったことで何か反響はありましたか？ 他地域からの相談にはどのように答えられたのですか？

電話と直接の訪問で5カ所位から相談があった。小祿からは電話相談を受けた。でもあそこは大変難しい。2人で家に来た人もいた、突然家にやってきてびっくりしたね。

——思い詰めた感じがありますね、他にも見えたのですか？

豊見城市はだめだった。許田からも相談を受けた。伊芸区から裁判をしたいと思うので、弁護士さんを紹介してほしいと言われた。

——どのように答えられたのですか？

---

<sup>482)</sup> IMの聞き取り、2016年7月11日（於：那覇市内弁護士事務所）。

<sup>483)</sup> NM①の聞き取り（於：金武町2013年2月3日、5月18日）。



いやー、裁判はいろいろわからないことが多いし、お金もかかるからもう一押し二押しの方がいいよと、並里区では3回目だったんだから、それでだめだったら電話してくださいと言った<sup>484)</sup>。

みんなどのようにして裁判に持ち込むのかおしえてほしい、相談に乗ってほしいと話した。それで金武の事例から、この問題は地域の中で同じ考えを持つ仲間を募り、まず地元で運動をはじめることが先決で、外からあれこれ指導することではないと思うこと、そしてその後に困難なことは話し合おうといった。

—その後、グループを作ったという話は聞きましたか？

いやー、どこも1回きりの話だった。短期間でグループを作るのは難しいよ。ここも1998年頃から話していた。提訴を決めるまでに4年かかったのだから。

でもね、裁判が終わって偶然石川<sup>485)</sup>のスーパーで家に来た人とばったり会ったの。そしたら地区で話をしてくまくいった、本当にありがとうとお礼を言われた。それを聞いてわたしもうれしかったさー。

これまで見たように、ウナイの会は個人を主体とする女性で構成され、金武区という地域に限定した運動体であった。外部から接触し応援した人々は限られていた。状況は地域ごとに異なるが、生活や地域の運動は、政党や支援団体が外から運動体をつくろうとできるものではない。それゆえグループや団体、例えば「基地・軍隊を許さない行動する女性たちの会」、女性史のグループ、女団協会会員らは運動を注視しつつ、時に応じて個人として応援したと思われる。これは1970年代頃までの幅広い団体と共闘するというものではない。

またこの問題ではウナイの会のみが裁判をたたかった。けれども他の地域でもすでにはじまっていたのではないか。相談に来たことがそれを現しているといえる。それにNM①の話は一部で助言を受け、行動に移した人々がいたこともわかる。他地域から問い合わせがあったことは、ウナイの会にとって励みになっただろう。たとえそれが、目立つものでなかったとしても。

会はどのような運営の仕方をしたのであろうか。会では月1回の定例会を中心に様々な問題が話し合われた。また、会から何らかの利益を得ようとする支援者が度々現れた。その主な事例を見てみよう。裁判が長期化したことからまず事務局志願者が現れた。彼は北部地域に居住する人で、度々定例会に支援者として参加し会員と顔見知りになった。2004

---

<sup>484)</sup> 注482と同じ。

<sup>485)</sup> うるま市石川のこと。

年2月開催の「ている」―地域リーダー講座にも同席した。彼とウナイの会がどのような関係であったかを会長が証言する。

―事務局をやろうという人がいたと聞きましたが、その方はどのような人でしたか？

あの人は職を求めにやってきたのよ。事務所を作って、事務的なことをやってあげるといつてきた。会員と懇意になり、それを切り出したのはしばらくしてからだった。でも、電話FAXなど通信費だけでも多額になっていたのに、事務所費や給料までとても支払えないと話し断った<sup>486)</sup>。

ウナイの会の事務局体制だけでは大変だから、頼めば良いと思った。でも会長らは断ったのよ。もし頼んでいれば、弁護士を増やすかどうか決める時にも、その人がクッションになったかもしれなかったのに残念だった<sup>487)</sup>。

結局、会の財政状況では人を雇う余裕がないとの判断で断った。このことから支援者を名乗る人たちが、定例会議や会長の自宅にやってきたことがわかる。しかし彼らの一部は、会長や事務局との打ち合わせなしで行動していた。

次に二審で敗訴し、最高裁へ向けてその対策が問題となった。被告である入会団体は豊富な資金力を背景に、入会権に詳しい並里区出身の弁護人を1名増員した。

一方ウナイの会では最高裁で勝訴するための手立てについて集中的に何度も議論された。そこでは特に入会権・女性の政治参画問題に精通した弁護人の増員が必要ではないか、勝てるなら弁護士事務所を変えることも検討すべきではないかという強い意見が出された。原告らの複雑な心情が見て取れる。

ところで表Cでみるように、金武山訴訟はマスコミ、県内外の女性研究者、沖縄県選出国會議員・市會議議員、法学系研究者などから注目されていた。そのような頃に、弁護人を買って出る研究者が現れた。OT(入会権問題の研究者)は2004年9月頃に弁護を買って出た<sup>488)</sup>。HM<sup>489)</sup>が話の経過を証言する。

―弁護を買って出るといって、勝算の根拠を説明されたのでしょうか？

OTはこの裁判が最高裁で勝算があると直接会長・事務局に説明したと聞く。しか

<sup>486)</sup> NM①の聞き取り(於:金武町、2013年5月18日)。

<sup>487)</sup> IHの聞き取り(於:金武町内自宅 2013年5月17日)。

<sup>488)</sup> 彼は2審頃には金武山訴訟にかかわる論文を発表した。

<sup>489)</sup> HMの聞き取り(於:那覇市、2013年3月5日)。

しこの話は私には寝耳に水だった。聞いたのは揉めだしてからだった。彼は当初の弁護士事務所とは自身で話をつけるといったそうだ。

ここでウナイの会、弁護団と OT の間で弁護を巡って、聞いている・聞いていないなどのトラブルが発生した。

——上告審に向けて弁護士の専門性や増員を考えてはという声があったと聞きましたが、どのようなことだったのですか？

会議でいろいろ発言があった。わたしも勝算がつかなら専門性を考えて弁護人の増員をと強く発言した。しかし会長・事務局は、弁護士の増員は資金難で増やせない。弁護士事務所は今までの経過があるので変更しないと押し切った<sup>490</sup>。

結局ウナイの会は OT の申し出を断った。しかし、ウナイの会と弁護団はその後方針を検討し、弁護士業務の専門性にかかわる部分を補強するため弁護人 1 名を増員した。事務局では様々なつながりを辿って、2004 年 11 月には入会権の専門家である NH や女性差別撤廃条約を論ずる HN<sup>④91</sup>などの協力が得られることとなった。その上で上告理由書を補強し、最高裁へ提出したのである。つまり会はこれまでの弁護団との信頼関係をこわすことなく、OT の関係で浮上した新たな裁判対策もクリアできたと思われる。

この一連の経過から、会の特徴が段々見え始めた。それは会員が納得できる裁判費用で課題の達成度を最大限に引き出す際に最も重要なこと、会がどのような規範で結束し運動を継続できたのかである。

ウナイの会は当事者として運動の中心に位置し、会員間の関係は強い会則なしで緩やかな関係を維持していた。それ故にこそ裁判が長引くにつれ、会から利益を得ようとする人々が次々現れ、つまずきともいえる混乱の中で活発な意見が交わされたことがわかる。

しかし度々おこるつまずきからは、既存の運動体の枠に収まらない側面を持っていたこともわかる。つまり苦しい会計が議題とされ、度々混乱が起きるといふ会維持の危うささえ見え隠れするならば、それを防ぐ強い会則をつくろうとするものである。

しかし彼女らはそうはしなかった。それは毎日顔を合わせ知り尽くした人々によるグループであること、これまで彼女らが地域で発言を抑えられてきたためでもあるだろう。それ故に強い会則が意味を持たないし、その選択をしなかったと思われる。けれどもここに

<sup>490</sup> IH の聞き取り（於：金武町、2013 年 5 月 17 日）。

<sup>491</sup> 女性差別撤廃条約にかかわる弁護士の団体（HM の聞き取り、於：那覇市内、2013 年 3 月 5 日）。

女性たちの運動の鍵があるのではないか。

会の結束力は女性を抑圧する地域秩序とは異なり、会員1人1人の利害から発言や行動が保障されるゆるやかな関係、互いの差異を認める関係と考えられる。そのことによって、裁判の判決が真逆に変わるという事態や、外部から主導権を脅かされそうになる危機を乗り越え、原告団の結束を維持できたのではないかと思う。

## 2 枝葉のように拡大する支援者

金武山訴訟の新聞報道は、提訴の翌日から始まった。提訴は2002年12月3日の『沖縄タイムス』と8日の『琉球新報』で取り上げられた。この裁判は本島南部ではあまり知られていない。当然のことであるが、基地周辺市町村でよく知られている。会の活動は人権擁護委員会からはじまりそこから枝葉のように拡大した。それは弁護人の助言も含むと思われるが、女性差別の解消が日常の生活でまだ達成されていないことに因るのだろう。

表Cをみると、政党団体や反基地運動のグループとのつながりは見えてこない。むしろ地元メディアや女性問題の行政機関、女性研究者が協力し、2003年11月北京 JAC 沖縄大会<sup>492)</sup>、2004年2月に、「ているる」主催の地域リーダー養成講座<sup>493)</sup>、2004年10月にはうなないフェスティバルでパネル展示と意見交換会を行った。これは沖縄県女性センターや那覇市女性センター、那覇市民文化部歴史資料館室、財団法人アジア女性交流・研究フォーラム<sup>494)</sup>などの支援と協力によるものだ。そこでは会の主旨、軍用地料の配分とともに入会団体の運営にかかわり「政治的意思決定への参加、女性参加の地域コミュニティの形成」<sup>495)</sup>につながる施策と実践を訴えた。

こうしたことから金武山訴訟は政治的な要素を持つが、ウナイの会は地域の生活の問題であることを前面に出し、個人の支援を募った会だったからこそ、多様な機関の協力が受けられた面も考えられる。そしてマスコミと女性史研究者や行政関係者の特徴は、代弁者ではなく支援者であったといえる。

---

<sup>492)</sup> 北京 JAC とは、「1995年、北京で開催された国連第4回世界女性会議において日本政府と NGO の話し合いの場がもたれました。これに参加した NGO 関係者を中心に、この会議で採択された「北京政治宣言」と「行動綱領」の実施をめざして、同年11月、政府・自治体・議員・政党などにロビイングと政策提言を行うため発足した 全国ネットワークの NGO です。北京 JAC は東京に事務局をおき、世話人会により運営されています。発足当時の目標は、女性省の設置・男女平等法の制定・女性に対する暴力防止法の制定でした。（最終閲覧日 2017年2月13日 <http://pekinjac.or.tv/about-beijingjac/index.html>）

<sup>493)</sup> 『沖縄タイムス』2004年2月21日朝刊。

<sup>494)</sup> (公財) アジア女性交流・研究フォーラムは、1990年10月に日本およびアジア地域の女性の地位向上を目的として設立された団体。日本およびアジア地域の女性のエンパワーメント、男女共同参画を目指し、「まなびあう」「ふれあう」「たすけあう」をテーマに、事業活動を展開している（最終閲覧日 2017年2月15日 <http://www.kfaw.or.jp/about/>）。

<sup>495)</sup> 栗屋利江・井坂里徳・井上貴子編『現代インド5 周縁からの声』東京大学出版会、2015年、156頁。

### 3 支援者を自認する研究者

HMは当時県内で大学非常勤講師としてジェンダー学などの教鞭を執り、ウナイの会を支援した。HMがその経緯を証言する<sup>496)</sup>。

—いつ頃ウナイの会を知ったのですか、支援を始めたきっかけはどのようなことだったのですか？

新聞で見たのよ、2002年12月に。あっ、これは女性の人権問題だと思った。2003年の6月頃に金武町へ行ってはじめて話を聞いた。明確な目的を持って、この地域で生きていくという自負心がすばらしいと思った。ほら、トートーメ裁判の時原告は勝訴したが、結局住みづらくなって本土へ引っ越したでしょ。

でも、この人たちは地域で住み続けるという強い気持ちをみんなが持っていて、応援しようと思った。

—ウナイの会・定例会へは参加されましたか？

金武町へ言って弁護士さんの話も聞いた。私が会議の席で、支援活動にはお金がかかるという趣旨の話をした時のNTの言葉が忘れられない。“ジンヤジンカラドリモウキラリンドウ”（お金はお金からしか生まれないからね）といった。NTは夫とともに建設業を営む人だった、みな苦勞してきた人たちだった。

—ジェンダーの視点についてはみなさんどのように考えたのですか？

ジェンダーについては、ウナイの会で勉強会をやったことがあった。でも、大学生に講義するようなやり方では無理だった。この地域の活動という1点での話であった。

その後、HMはこの問題を研究者などへ発信する窓口的な役割を担っていった。金武山訴訟の調査は、HMを介するのだと紹介された。当時彼女は、授業・集会などで金武山訴訟を紹介し、NM①会長に報告の場を用意した。沖縄本島では沖縄国際大学、琉球大学、名桜大学、「ているる」、奈良県全国女性史研究の集い in 奈良でも報告した。HMがその経過を証言する。

---

<sup>496)</sup> HMの聞き取り（於：那覇市、2013年2月2日）

——大学の講義で報告することはどのような経緯から始められたのですか？

一審で勝訴したけれど、入会団体が控訴した。その頃やっぱり疲れた感があつて。改めて運動に自信を持ってもらいたくて、この問題を多くの学生に知ってもらうために大学での報告会を準備した。

——学生の反響はどうでしたか？

反応は良かった、行った先の学生がウナイの会の定例会に参加して、金武町で交流会も行った。彼女たちはそうする中で、さらに元気になっていった<sup>497)</sup>。

——2005年1月「人権を考えるウナイの会を支援する会」(略称：支援する会)を発足されました。時期が少しずれているように思いますが、なぜこの時期だったのですか？

2004年の秋二審で敗訴した。それで、もう一周り運動を広げたいと思い、支援署名も企画した。支援の会通信も作った、でも1回しか作れなかった<sup>498)</sup>。

ウナイの会を支援する会は創刊号を大学や奈良での報告会で配布した。それは、マスコミ報道もされ「創刊号配布後、毎日のように会員の申し込みがある。(中略)女性だけでなく、男性や県外からも入会希望がある」<sup>499)</sup>と一定反響を呼んだ。しかし次号は作成されずじまいであった。それは事務局体制が手薄であることや、活動資金の問題があつた。

ウナイの会が学生や一般の人々に裁判の趣旨説明を行ったことは、運動の正当性を自ら確かめる意味もあつたろう。NM①をはじめ事務局では、HMに大きな信頼を寄せている。会の取材やインタビューを受ける時などには、報告資料の相談をはじめ、会員だけでは客観的な目を持って「相談したい時、電話ですぐに答えてくれた」<sup>500)</sup>という。

——裁判が終わって一連の判決についてはどのようにうけとめられましたか？

土地・基地に依存した暮らしを続けるかどうかやお金(軍用地料)の使い方を考える問題は、世帯主だけの問題ではないのに、相手方の弁護士に「これは人権問題では

<sup>497)</sup> HMの聞き取り(於：那覇市内、2013年3月5日・4月30日)。

<sup>498)</sup> 会員は2名HMと金武町在住の「支援する会」事務局女性であつた。

<sup>499)</sup> 「平等へ女性の権利主張普／杣山訴訟支援の会が発足／県内外に輪広がる／「ウナイの会」通信創刊・配布」『沖縄タイムス』2005年3月3日朝刊。

<sup>500)</sup> NM①の聞き取り(於：金武町2012年11月25日)。

ない」とうまくかわされ世帯主あるいは世帯の問題にされてしまった感があった。

なお、被告の弁護団は皮肉なことに沖縄では人権派弁護士として知られている事務所であった（資料12）。

——ウナイの会にとって、HMさんはどのような立場でしたか？

私は支援者であるとともに話し言葉を文字にした。

何気ないこの言葉は運動への共感とともに、翻訳者的な役割を担ったことが見て取れる。この翻訳者的な役割は、主に『けーし風』インタビューのテープ起こしや大学・集会などの講演会で発揮された。これはHMが大学で教鞭を執る傍ら市町史編纂に従事してきたことにかかわるのだろう<sup>501</sup>。

あらかじめ述べておくと、彼女は県内で女性史・移民史研究者として知られている。長年主婦として子育ての傍ら字誌編纂に嘱託員としてかわり、住民の聞き取り調査に従事してきた人である。通常字誌編纂では多くの場合嘱託員として採用される女性が、聞き取りと原稿書きを行う。作業はその後、大学教授などの研究者や編集者によって査読され編纂作業が進む。

そして、彼女は研究者として全国規模の学会には属するが、県内のジェンダー学をはじめとする女性史グループに属さない研究者として知られている。裁判当時HMは、沖縄県女性センター「ているる」の理事を務めていた。

ところですでに見たようにウナイの会は、研究者や支援グループ・団体に慎重な対応をとっていた。なぜHMへは約4年にわたって継続的な支援を求める関係をつくったのだろうか。ここで注目するのは、会長の言葉「相談したい時、電話ですぐに答えてくれた」というものである。彼女はウナイの会の定例会にも参加し、特に事務局とは懇意になり、勉強会も行った。しかし会長の言葉から推測すると、彼女の行動は受け身とも思える姿勢を維持しつつ、協力関係を築いたと思われる。

OTの問題では「私には寝耳に水だった」と述べたことから、毎月定例会に参加していてもウナイの会の抱える問題すべてを聞き知っていたわけでない。このことから会とは受け

---

<sup>501</sup> HMは、長年史誌編集委員を務めた経歴を持つ（名護市、豊見城市など）。字誌編纂（県史、市町村史、字誌）を担う編集委員や研究者は、資料収集や住民による語りを記録し、代弁者あるいは「翻訳者」的立場である。史誌編集委員は、人々の暮らしや感情から発せられる語りに対し、分析的な態度を維持し理論的な言葉に置きかえたり、住民による語りを文字にする役割をも担うといえる。このことから字誌の記述は、一面複数のフィルターによって翻訳された記録ともいえるだろう。

身の姿勢を保ちながら、「ているる」・県内大学のゼミ報告、奈良の全国女性史交流会への参加を企画し、「人権を考えるウナイの会」を支援する会を立ち上げたといえる。

こうしたことから HM を受け入れたウナイの会は、彼女がどの団体にも属さず個人として女性史・移民研究を行っていることや受け身の姿勢を崩さず、相談にのる対応が続いたことから信頼関係が築かれ、支援者として一目置くことになったのではないかと推測される。

以上をまとめると、ウナイの会は個人を主体とし、個人の支援者を募った会であった。会員は那覇を中心とする名の知れた女性らによる運動ではなかった。沖縄の北部に位置しそれ故に運動が起こるとは思われなかった金武町で、裁判がたたかわれ、支援団体に頼らず自分のことは自分で決める決意をしている女性たち、それも長年働き続けた女性たちによる運動であった。

裁判にかかわる継続的な支援を行ったのは、町内外の限られた地元民と研究者であった。一方で活動資金も限られており、それが運動量を規定した側面を持っただろう。会は強い会則を持たず様々な形の支援の申し出によりつまずきともいえる問題を抱えたが、当事者として主導権を確保し会を維持した。それは長年の地域秩序とは異なり女性が抑圧されない緩やかな関係で、自身の利害からの発言や行動が保障され、それを力にした運動体であったと考えられる。それ故にこそ結束できたと思われる。

### 第3節 ウナイの会とジレンマ

本節では、ウナイの会の目的と町内外からどのように見られていたかを検討する。さらに会は、個人参加のグループをつくり、活動したためジレンマといえる状況に陥っていたことを検討する。

#### 1 問題は何か

金武山訴訟の原告たちが何を問題としたかを雑誌『新沖縄フォーラム』<sup>502)</sup>『けーし風』から見てみよう。雑誌のインタビューには、ウナイの会会長 NM①、副会長 IS、支援する研究者 HM、ウナイの会を支援する会事務局長 NH②が出席した。聞き取りは『けーし風』編集者である。

——裁判に勝訴したらどのようなことをしようと思っていますか？

<sup>502)</sup> 雑誌『けーし風』のタイトルは、「台風時の「返し風」の沖縄語読み由来し、沖縄に吹き込む問題を跳ね返す力の一翼たるうとして、1993年に創刊された」。その中心には沖縄現代史の研究と市民運動を牽引してきた新崎盛暉がいる。雑誌『けーし風』は、「沖縄戦を起点とする住民の歴史意識を繰り返し検証し、(中略)誌面において複数の運動や思想潮流を結び合わせることで、現代沖縄の諸運動が共有する特質を浮き彫りにしてきた」(戸邊秀明「現代沖縄民衆の歴史認識と主体性」歴史科学協議会編『歴史評論』NO. 758、校倉書房、2013年、24頁)。



裁判に勝ったら、第1に役員改正をしたいです。そして22億円ぐらいある積立金を含めて今後の軍用地料の使い道について発言をしていきたい。

まずは、子どもたちの人材育成にお金を使いたい<sup>503)</sup>。問題は、金武の若い人たちの働く意欲がなくなっているように見えることにある。区内に仕事がないから。部落民会<sup>504)</sup>の22億円の財産は児童福祉と地域の活性化の基盤づくり、若い人たちが働けるように基盤をつくりたい。

部落民会の役員も20代、30代と各年代層から平等に役員を選び、幅広く発言できるようにしたいとおもう、他の区みたいに。それと、22億円の使途について責任がある。今みたいにするんだったら、これは思いやり予算の一部でみんなの税金なんだから、戻したらいいよね。軍用地じゃなければこんなことはなかったわけよね<sup>505)</sup>。

彼女らの話は大変具体的で、種類の異なる問題が重層的に現れている。インタビューから読み取れる会の目的は、大きく3点に分けられよう。①女性差別を解消させ、軍用地料配分の不公平性を是正する。そのことは原告の夫である区外出身者への対応を変えることにつながる。②入会団体の役員体制をかえ、それを地域変化につなげる。③軍用地料の使途を検討し、地域の活性化—地域づくり、福祉・教育に使おうというものである。

二審判決で、逆転敗訴したウナイの会長は、「ているる」：地域リーダー養成講座で以下のように発言している<sup>506)</sup>。「福岡高裁裁判官が尊重する慣習とは何か、(中略)男たちは都合のいいように会則を変容させ、女性を排除してきたのではないかと、二審の判決には落胆したけど気持ちを取り直して、今はみんな上告して頑張ろうと決意を新たにしている」。

甘利てる代<sup>507)</sup>は金武杉山訴訟原告に共感する立場で、女たちが進める男女平等へのたたかいとして『FEMME POLITIQUE』と『週刊 金曜日』に記事を掲載した。

『FEMME POLITIQUE』<sup>508)</sup>では、「この現実が意味するものは何か。財産を自分たちだけで都合のいいようにコントロールする男たちの既得権への執着」とし、先述した「沖縄

<sup>503)</sup> 新沖縄フォーラム『けーし風』49号、新沖縄フォーラム刊行会議、2005年、17頁。

<sup>504)</sup> ウナイの会の女性らは、旧金武区民の流れをくむ金武入会団体をしばしば“部落民会”と呼ぶ。復帰前まで金武の区会を部落民会と呼んでいたためと思われる。既述したようにそれは復帰後に解散し、業務は金武区事務所と入会団体へ移管された。金武入会団体は提訴の頃(2002年当時)約22億円の預金があった。

<sup>505)</sup> 注502の18頁。

<sup>506)</sup> 沖縄県女性総合センター「ているる」主催：地域リーダー養成講座、2004年2月。

<sup>507)</sup> ノンフィクションライター。彼女は女性、高齢者を主な取材テーマとしている。

<sup>508)</sup> ファム・ポリテイク(政治的女性)2004年秋号通巻45号、2004年9月25日発行。

の慣習として、財産は男にという原点がある」<sup>509)</sup>に反論している。

『週刊 金曜日』<sup>510)</sup>では「軍用地料が人を変える、(中略)小さな町で異議申し立てをした女性たちへの風当たりは強い。時にかげ口をささやかれながら、それでも女性たちの目は未来を見据えている」と記述する。

ウナイの会会長は男性が地域の利権を主導しコントロールしてきたとし、会はそのことに抗する強い意志を述べる。他方で、甘利は慣習と女性差別、地域における女性の政治参画を問題とする。会の主張には男性対女性の構図だけでなく、彼女らの配偶者である区外出身者を受け入れない入会団体という地域の力関係をも告発することが含まれている。ウナイの会は、そのような地域の排他的な状況を変えようとする目的も持つ。ここで1点注目したいことがある。それはウナイの会の家族関係をみると、旧区民と区外出身者の間に位置する。このことが軍用地料問題のありかをクリアーにし、彼女らであつたればこそ、告発できた側面があるのではないか。

甘利はそれについては曖昧である。ウナイの会は、基地維持を支える軍用地料の利権に入ることから、利権構造と地料の用途を変えようとする目的を持つ運動であつた。それは、長らく口に出さないこととされてきた軍用地料問題から派生する重層的な女性差別、区外出身者差別を告発することでもあつた。それは地域の不公平性を問うことになる。

こうしたことから見えてくるのは、会が入会団体の運営や役員体制を刷新し、軍用地料の配分先を変えることによって、出自にかかわる排他性を解消し地域の集団性をつくり替えようとしていることだ。その作業は男性主導でなく、女性と男性が共同して行う地域につくりかえようとするものといえる。

## 2 地域の問題というジレンマ

軍用地料をめぐる女性差別問題は、地域運営を男性主導でなく、女性と男性が共同して行う新たな地域づくりを意図して提訴された。金武山訴訟は、地元新聞・雑誌ではどのように報道されていたのだろうか。はじめに沖縄県内の雑誌から見てみよう。

仲地博は雑誌『けーし風』で、金武山訴訟を「共有地訴訟から見える沖縄社会」<sup>511)</sup>と題して以下のように論じる。裁判は「沖縄社会のいくつかの面を鋭く抉り取って我々に突きつけるもの」だ。第1は「内なる人権意識の低さを暴露した。(中略)莫大

<sup>509)</sup> 『沖縄タイムス』2003年12月18日、朝刊、論壇。

<sup>510)</sup> 甘利てる代「このたたかいは、きっと町を変える」北村肇編「週刊 金曜日」537号、株式会社週刊金曜日、2004年、26-28頁。

<sup>511)</sup> 新沖縄フォーラム『けーし風』42号、新沖縄フォーラム刊行会議、2004年3月、44-45頁。

な軍用地料があつたがゆえに男女差別が目に見える形で温存され、軍用地料があつたがゆえに男女差別の打破を求める運動が起きたのは皮肉である。(中略)草の根で普遍的人権が根付く機会となることを期待しよう」。

第2は「基地に組み込まれる沖縄社会である。(中略)軍用地地主、基地労働者、基地所在自治体の財政の三者が基地の申し子である(中略)。私的団体であり、声を上げることもないので隠れて見えにくい、基地周辺の地縁共同体も共有地を媒介としてまたそうである。地域の自治会を通じ(中略)、あたかも市町村に次ぐ統治機構の趣すらあるのが金武町の例である。これも軍用地と運命を共にするであろう」。

第3は「変容する共同体である。今回の提訴は、秩序と協調を重んじる共同体に抗し、法治を求め司法という外部の力を借りる社会の登場を示している。(中略)戦後の沖縄社会は、各層で急激に変化を遂げたが、もっとも変化に乏しかったのは、基層であるコミュニティ＝地縁共同体であつた。その基層さえも、個の解放という近代化の波に洗われていることを今回の訴訟は示していよう。権利意識の高まりと共に、共同体の拘束力が弱まったのである」。

次に、仲地の提起した3点とウナイの会の問題意識の関係を整理する。

第1は、金武山訴訟の問題を「軍用地料があつたがゆえに男女差別が目に見える形で温存され」と論じる。確かに「軍用地料があつたがゆえに」裁判という形で男女差別が露見した。しかし入会団体は単に男女差別を「目に見える形で温存」したばかりでなく、慣習を維持し会則改正により女性差別を厳しくし、区外出身者の男性に地料が渡るのを阻止してきた。それは軍用地料によって、金武区外出身者だけでなく金武町外出身者を受け入れない傾向を強めるという地域の再編を行ってきたことである。

第2は、「あたかも市町村に次ぐ統治機構の趣すらあるのが金武町の例である。これも軍用地と運命を共にするであろう」と記す。「あたかも市町村に次ぐ統治機構の趣すらある」のは、毎年多額の軍用地料を受け取る区事務所を指すと思われる。軍用地契約が破棄される時、区事務所の運営が大きく変質するといっているのであろう。

ウナイの会は区事務所の運営が、「軍用地と運命を共にする」ことを良とせず、提訴し軍用地料の用途を問うている。軍用地料の用途を変えることは、基地維持を支える地域コミュニティをつくりかえる問題である。裁判の勝訴は地域をかえる足掛かりになるだろう。仲地はこのことに言及していない。

第3は、「沖縄社会は、各層で急激に変化を遂げたが、もっとも変化に乏しかったのは、基層であるコミュニティ＝地縁共同体であつた」とする。

ところが、戦後の沖縄は変化に乏しかったのではなく、基地の町では基地維持と地域経済・軍用地料に関わり、地域が作りかえられ変化してきた。そしてそれが今現在も複雑に

進行しているのではないだろうか。その変容は地域社会が軍事基地から派生する利害に適応し、利権構造を形成する一方、地域の中では軍用地料のことを語らないとされてきた。ウナイの会はその問題解決に地域社会の「秩序と協調」を前提とせず、「権利は黙っていてもつかめない」という信念の下に、集団的な強制力にも頼らず裁判と運動を選択したと思われる。

次に『沖縄タイムス』と『琉球新報』は、金武山訴訟を2審敗訴後に社説で論じている<sup>512)</sup>。記事を見比べてみよう。

『沖縄タイムス』は「旧慣改廃議論の機会に」として「共同体としての地域の力が弱まる中、女性たちの訴えは、21世紀型の地域コミュニティをどう構築していくかの課題も突きつける」と記す。

『琉球新報』は「慣習に潜む性差別が問題」として、「地域住民が旧慣習の改廃を自ら判断し、解決するという共同体の自浄作用の回復も期待したい」と述べる。

2社の社説は女性の人権に触れながら、もっぱら地縁共同体あるいは慣習問題とする傾向をもち、仲地の言説を踏襲しているかにみえる。確かにそれは裁判の争点になった。しかしそうすることで、ウナイの会が軍用地料問題で明らかにした複数の論点を曖昧にしていると思われる。

論点を整理すると、第1はすでに述べたように、軍用地料を得て正会員になることは基地維持を支える地域コミュニティの運営を問うことが可能になる。にもかかわらず裁判の論点が「旧慣習の改廃」問題に帰するとされることは、結果として慣習あるいは因習とたたかうフェミニズムというこれまでの関係でとらえることになる。それはウナイの会の要求や動きの広がりが見えなくなるばかりでなく、むしろ運動の可能性を切り縮める効果をもつとさえ思われる。

第2は地域共同体の慣習は様々な契機で再編されてきた。それが地域の力関係の中で起きていることは、女性差別撤廃条約の議論で知られていることである。しかもこの町では区外出身者に排他的な傾向に連動している。社説ではその点に触れず問題とされていない。

第3は、確かにウナイの会は個人による金武区の問題として運動を行った。しかし、地域の慣習問題とすることは、他地域の人々が金武区の問題を論ずることを結果として牽制するような効果を生んでしまったと思われる。

土地連をはじめとする軍用地地主は、基地を維持し軍用地料の受領を不変的な位置に置

---

<sup>512)</sup> 『沖縄タイムス』2004年9月9日朝刊、『琉球新報』2004年9月9日朝刊。

こうしているようである。一方原告らは基地を絶対的なものと見なさず、入会団体の運営を地域で見直そうと問うている。こうしたことから提訴した女性たちは、軍用地料の権利要求をたたかいつつ、反基地運動へ参加するに何ら違和感がないと思われる。ところで、那覇市在での島ぐるみ運動の参加者に金武杣山訴訟について尋ねた<sup>513)</sup>。

——金武杣山訴訟について知っていますか？

聞いたことない。そんな裁判があったのね。

——軍用地料を配分されていない女性たちが、その権利を裁判という手段で獲得しようとする事について、どう思いますか？

別に違和感はない。基地は賃貸契約で貸している。軍用地料は基地賃貸料だ。受領の権利を争える立場の女性が立ち上がったということだ。

だから軍用地料を貰っていても反基地運動を制限されるものではない。反基地運動をやっているのは、米軍が基地被害や基地周辺地域で性暴力事件を多発しているにもかかわらず、日本政府がその刑事責任も問えないならば、基地に出て行って貰うしかない。そう思って運動に参加している。

この発言から金武杣山訴訟は、権利があると思われる人による軍用地料の権利獲得闘争という論点で了解され、地料獲得と反基地運動は権利と生活を守るという視点から共存すると見なされる。

新聞報道などは、ウナイの会が権利は黙っていつかめないという確信をもち、1990年代後半から軍用地料問題に取り組んできたことや反基地運動へ参加しつつ裁判をたたかったことに触れていない。そのことは彼女らの問題意識と地域共同体自体が基地維持を支えていることを曖昧にしたと思われる。それがこの問題を結果的に変わらない慣習問題や地域共同体の位置に留めたといえるのではないか。

しかし金武杣山訴訟は、地域で絶大な力を持つ入会団体が慣習を利用し会則改正を度々行い、慣習を強めたことを明らかにした。入会団体の体制と基地維持の利権構造を問うことはつながっており、それを問うのは経済的権利の獲得と生活の安全確保の問題に帰着するといえるだろう。新聞報道・雑誌はそこに踏み込んでいない。

### 3 町内でどのように語られたのか

<sup>513)</sup> MI の聞き取り (於:那覇市、2015年3月17日)。

軍用地料問題は県内だけでなく金武町内でも、地域を変えようという問題と受け取られず、もっぱらトートーメ問題、「地料がほしかったんだ」<sup>514)</sup>、「養豚団地建設問題と似ている」<sup>515)</sup>といわれていた。ウナイの会は字・行政区の規範や秩序からはみ出る運動なため、入会団体の正会員になり軍用地料の用途などを変更し、地域を変えようとすることは度外視され、個人の利害にかかわる地料獲得のみが表面化したと考えられる。そのため彼女らは村八分的な状況に陥った。当時原告らは、地域の様子をどのように感じ取っていたのかをみよう。NM①が証言する<sup>516)</sup>。

——裁判をはじめて女性同士の中でも何か感ずるものがありましたか？

やっぱり、皆の態度が変わった。それで、町の老人会をはじめとする地域役員をすべて降りた。裁判が終ってしばらくしてから、また復帰したけどね。

これは提訴事由が地域共同体に抗することであったため、人々の視線から役員を自重せざるを得なかったこと、裁判終了後に女性差別にかかわる入会団体の会則改正があり、彼女らの主張の正当性が一部認められたことから地域の役員に復帰したと考えられる。

またこの裁判は、単なる女性差別の問題と受け取られていたのだろうかについて、IH<sup>517)</sup>が証言する。

——この裁判は、固有の家父長制、女性差別の問題として受け取られたのでしょうか？

たしかに地域内の男女差はひどいものがある。親の介護も嫁の仕事といわれて、遠くに住んでいても頻繁に出かけなくてはいけない。区会は年に何回かあるけれど男性と女性の席はきっちり別々で、会議が終わると男性は酒宴がはじまり、そこに参加する女性は少ない、参加する雰囲気ではないように思う。

そのような女性差別に対し 50 歳代になって反発した一面はあるけれど。でもこれは普通の権利の主張とは違う、軍用地料問題なのだ。この問題では実母も応援してくれた。

この証言から、訴訟が古くからの女性差別問題の告発でばかりでなく、区外出身者を受

---

<sup>514)</sup> 金武入会団体の聞き取り（於：金武町、2013年2月2日）。

<sup>515)</sup> 第4章 第3節 地域有力者の姿勢で記した、養豚団地建設問題のこと。これは公害問題とともに町内の旧区民と戦後転入した住民間にかかわる融和性と排他性の問題と考えられる。

<sup>516)</sup> NM①の聞き取り（於：金武町、2012年11月25日）。

<sup>517)</sup> IHの聞き取り（於：金武町、2015年1月14日）。

けいけない傾向を含み、基地維持を支える地域の利権構造への異議申し立てと考えられる。

「実母も応援してくれた」ことは、戦後から長年続いた軍用地料について口にしないと  
いう地域の歴史をすべて受け入れた上で、男性だけでなく女性たちも自身の利害から発言  
し行動ができる地域社会にしたいというものだろう。それゆえ敗訴した後地料を受領でき  
ない立場にあっても、運動は「今までいえなかったことを裁判という形であったが言えた  
のでやって良かった」<sup>518)</sup> という発言になったと思う。NK が地域内にある区外出身者に対  
する排他性について証言する<sup>519)</sup>。

——入会団体から受け取る軍用地料は、既に杣山の仕事はなくなっている状況の中で、  
多くが個々の軍用地を持っていない人々が受け取るものですね。地域の中で不労所  
得のある人に対する異議申し立てとも思えます。地料の配分には区外出身者に対す  
る排他的な様子が窺えますが、どうですか？

だから、運動するものには見えない地域の目がある。それが怖いから、会に表  
立って応援や協力できないところがあったのだろう。

——軍用地料の配分問題では未解決な世帯主要件が残っていますが、運動の継続は考え  
ていますか？

いやー、もうできない、わたしも80歳になろうとしている。若い人が考えるこ  
とだ。でも夫が、裁判後の会則改正で会員の権利を得たのでわたしが代理で出席し、  
総会では毎回いろいろ意見を言っている<sup>520)</sup>。

このことから地域の基地維持を支える利権構造が区外出身者への排他性を同時に含んで  
いるにもかかわらず、関係修復がされてこなかった。さらに女性が表に立ち、ことを起こ  
すことに疑義を持つ人々が存在している。その状況の中で”あの人たちは軍用地料がほし  
かったんだ”という一言は、町民を黙らせる圧力を持っていたのだろう。それは根深い地  
域の利権構造の縛りといえるのではないか。

#### 4 区外出身者との関係

すでに見たように、この地域の女性差別は男性対女性というだけでなく、ウナイの会の

<sup>518)</sup> IHの聞き取り（於：金武町、2015年1月14日）。

<sup>519)</sup> 注396と同じ。

<sup>520)</sup> NM①の聞き取り（於：金武町、2013年5月18日）。

配偶者である区外出身者や町外出身者、例えば頻繁に移動する新開地の人々、流れ者ともいえる女性従業者を含んでいる。入会団体のインタビューでは、戦前は寄留者への差別は見られず、軍用地料が発生してからの傾向といわれている。

金武杣山訴訟は区外出身者が多数居住する新開地周辺の人々に衝撃を与えた。その問題は様々な場面で話題となり、既述したように「金武区に住む自分たちにも権利があるのではないか」といわれ検討された。金武町議会でも発言された。

その中で入会権の概要、金武町財政の3割は軍用地料が占め、金武区事務所予算の約6割が金武入会団体の軍用地料からの補助金で支払われていることが話し合われた。区外出身者には個人配分がないが、町役場・区事務所の予算にかかわり軍用地料の恩恵を受けていることなどが確認された。

一方、1966年に新開地地区へ転入した元女性経営者GK①は、「50年もここで生活している。いつになったらこの地域の住民と認められるのだろう」と問う<sup>521</sup>。彼女の語りは区外出身者の不満の声で、入会団体の居住開始条件が持つ不公平感を強く浮き彫りにしている。

また、裁判は軍用地料をめぐる配分が問われ、区外出身者への排他性を浮き彫りにした。その上その排他性には、新開地地区の性産業に従事した女性従業者などへの差別や暴力問題をも浮き上がらせた。

上記から軍用地料問題は、基地の町に女性差別の重層的な問題<sup>522</sup>があることを浮き彫りにした。既述したように原告女性からは、裁判中の新開地地区との関係や動きについて語られなかった。彼女らの夫は当然皆応援したが、約60%以上存する区外出身者の世帯主との表だった関係は語られていない。しかしNM①夫がいうように、「表立っての応援は限られていたが、裏では多くの人が応援してくれた」<sup>523</sup>ということに隠されていると思われる。

最後に、弁護人が「ウナイの会」をどのようにみていたのか証言する<sup>524</sup>。

——約4年にわたる長い期間一緒にたたかわれ、今は金武杣山訴訟をどのように思っていますか？

彼女らは長い期間よく頑張ったよ。軍用地料の用途にかかわる地域の運営は、男性だけの知恵では限界があったと思っている。彼女らはそこを指摘した。不労所得である地料の使い方を、世帯主だけで決めることで良いのか、金武の子どもには学習塾を

<sup>521</sup> GK①の聞き取り（於：金武町、2015年10月14日）。

<sup>522</sup> 基地の町の女性たちへの複雑な抑圧構造、そこには基地経済の一翼を担ってきた歓楽街の女性従業者を含む。

<sup>523</sup> 注518と同じ。

<sup>524</sup> ゆあ法律事務所（於：沖縄市弁護士事務所、2013年2月5日）。



無料にするとか、留学を勧めるとか。お金の使途に知恵を出すといい。

この地料の配分に異議を申し立てたのは、金武区の住人だったら権利があるという発想から始まったと思う。彼女たちの運動は、時代を切り開いたと思う。時代を前進させたと言えるよ。

以上をまとめると、ウナイの会は生活に根ざした問題として軍用地料の使途を問い、地域を変えることを目的とした。この目的は経済的権利の獲得、基地維持を支える利権の構図を変えることや生活の問題を優先する新たな地域をつくる足がかりとなるだろう。

#### 第4節 小括—女性運動の可能性

##### 1 地域の軋轢と女性たち

ウナイの会の問題提起は、軍用地料の女性差別を解消し、正会員になることから経済的権利を獲得し、軍用地料の使途を変えるとともに基地維持の利権構造と地域コミュニティの変革を目指すものであった。その問題提起は、地域の区外出身者への対応を是正すること、入会団体の役員体制を変えることにより、地域の活性化につなげようとする極めて根深い生活の問題があった。

けれども、彼女らが新たなグループを結成し提訴した行動は、古い慣習との対立と受け取られ、金銭の獲得ばかりが注目され、地域を変えようとしたことが理解されなかった。

そのことは当時の地域経済の落ち込みから、経済的な問題が原告女性だけのものでなく、町内の区外出身者をはじめとする多くの人々が、感じていた問題も含んでいただろう。

他方でこうした行動を選択した背景には、1995年の県民集会の問題提起があるだろう。これまで50年間、性暴力被害はひたすら隠されてきた。しかし、少女が性暴力事件を告発したことにより、女性たちは性暴力被害を人権と生活の安全問題として地域内でやるべきことをやり、県民集会を成功に導いた。その際、女性の人権問題は我慢しないで告発してよいばかりでなく、女性らが奔走した県民集会以降、日米安保体制の土台を揺るがすほどの域に達したことから、行動することが確信になったと考えられる。

その確信は女性たちの中に、“権利は黙っていても掴めない”と主張する主体的な力を蓄え、婦人会活動の枠を超えた「象のオリ」受入抗議、「都市型」訓練施設建設、これまで問われてこなかった男性が主導する地域社会への抗議、軍用地料問題としてウナイの会に引き継がれたと思われる。むしろ女性らは地域の生活にかかわる問題で行動を起こさざるを得なかったといえよう。

それは基地と軍隊の存在により、日常的に生活が脅かされるという生活の安全・安心にかかわるものであり、女性という立場で地域社会の利害を超えて発言できる要素を持っていたからと思われる。

金武町では当時、基地被害抗議運動を取り組みながら地域のネットワークを維持できた側面がある。基地被害抗議運動をたたかってきた仲間との金武山訴訟だったからこそ、会がつぶされずに維持出来た要素があるのではないか。こうしたことからウナイの会は、経済的権利の獲得と生活の安心・安全問題が生活問題であるとともに女性問題として長年地域の軋轢を産み出してきたが故に、運動が起こされたと考えられる。

## 2 女性運動の可能性

ウナイの会は個人を主体とし、個人の支援者を募った。会員は那覇を中心とする「“中央”に出た何らかの際だった足跡を残した女性たち」<sup>525)</sup>ではなく、沖縄でも“地方”に属しそれ故に運動が起こるとは思われなかった金武町で裁判がたたかわれた。

それは自分のことは自分で決める決意をしている女性たち、それも長年働き続けた女性たちによる運動であった。そして、裁判にかかわる継続的な支援を行ったのは、町内外の限られた地元民と研究者であった。一方で活動資金も限られており、それが運動を規定した。会は強い会則を持たず様々な形の支援の申し出によりつまずきともいえる問題を抱えたが、当事者として主導権を維持した。

オルソンは、集合行為が運動体となるには、例えば虐げられているから結束できるのでなく、何によって結束するかにかかっていると論じた。ウナイの会は女性差別問題でグループをつくったが、個人の生活問題をわかっているもの同士が、自身の利害からの発言や行動を保障され続け、互いの意見の違いを議論する関係性を維持できたため運動体として力を持ったと思われる。それは長年の地域秩序とは異なり、強制力をもたず、女性が抑圧されない緩やかな関係のグループであった。

また、裁判の原告らは新開地の女性従業者に差別意識を持ちながら、自らの経験も含め一言も口にしない。そこには性暴力被害を語らないことと同様、彼女らについて語らせない地域社会の排他性とその根本に貧困問題があることを示唆している。ウナイの会と女性従業者の関係は見えなかったが、語られない中にその関係性をみせているようである。ここに今後の連帯の可能性を見出せると思われる。

以上から、会は男性だけでなく女性とともに基地維持を支える利権の構図を変えること、地域の排他性を取り除くこと、安全な地域で生活する権利を獲得し、新たな地域をつくることを目指したといえる。それは地域の内部から生活の問題を問い直すものであり、沖縄の女性運動の一翼を担う歴史を切り開いた事例と位置づける。

---

<sup>525)</sup> 鹿野政直『婦人・女性・おんな—女性史の問い 岩波新書』岩波書店、1989年、198頁。

表 C

## ウナイの会 活動記録 (2002年～2006年)

年	月日	事 項
2002	7月30日頃	沖縄市「行政相談」で、MH弁護士に面談。
	8月14日	「ウナイの会」設立総会、裁判を決める。
	9月20日	ウナイの会代理人MH弁護士とウナイの会代表NM①他7名と入会補償について部落民会と話し合い。
	11月頃	ウナイの会はMH弁護士とともに金武入会部落民会会長NM④(当時)を訪問。和解に向けて話し合いを求めるが、会長は会則を立てに応じず話し合いは決裂。
	12月2日	ウナイの会は「会員であることの確認」と「過去10年の補償金約7800万円の支払いを求める訴訟」を那覇地方裁判所へ提訴。
2003	6月2日	那覇法務局沖縄人権擁護委員連絡事務局長、HYさんへ趣旨説明。法務局YIさんへ趣旨説明、指導を受ける。
	6月4日	女性総合センター「ているる」館長TTさんへ趣旨説明。
	6月11日	YIさんの紹介で沖縄タイムス社会部記者YAさんへ趣旨説明。
	6月23日	大学非常勤講師・ジェンダー史研究者HMさんへ趣旨説明。
	6月24日	琉球大学法文学部教授NH③さんへ趣旨説明。
	6月27日	沖縄国際大学の講義で学生に事例報告。
	7月3～4日	金武町伊芸区・並里区、宜野座村漢那区・祖慶区で柚山に関する会則その他の資料収集。
	8月15日	ゆあ法律事務所3名の弁護士による説明会。
	10月3日	沖縄タイムス社会部記者JNさん取材。取材内容は11月18日、19日に「地料男子限定は違憲 私たちにも権利を」(上、下)として掲載。
	10月15日	名桜大学の講義で学生に事例報告。
	11月5日	沖縄県総務部知事公室男女共同参画室室長KJさん(当時)、同主幹ZKさん(当時)へ趣旨説明。
	11月11日	那覇市民文化部歴史資料室主幹MH②さんへ趣旨説明。
	11月19日	沖縄タイムス論壇「女性にも入会権を、あからさまな性差別」MH②さん)掲載。
	11月19日	第一審判決 那覇地方裁判所全面勝訴(地位確認等請求事件)
	11月22日	北京JAC第8回シンポジウムでNM①が事例発表(於:ているる)。
	12月2日	部落民会、控訴。
2004	1月13日	琉球大学の講義で学生に事例報告。
	1月14日	東京新聞記者KY②さん取材。
	2月13日	平成15年度地域リーダー養成講座で事例発表(於:ているる)。
	2月26日	琉球大学・沖縄国際大学・沖縄大学非常勤講師NH④さん、TIさんへ趣旨説明。
	3月22日	中央大学理工学部・法学部兼任講師、沖縄大学地域研究所特別研究員HSさんへ趣旨説明。
	6月9日	名桜大学の講義で学生へ事例報告。
	6月11日	沖縄国際大学の講義で学生へ事例報告。
	8月25日	Femme Politique「女だから政治」のATさん(フリーライター)取材。
	9月7日	控訴審判決 福岡高等裁判所那覇支部逆転敗訴
	9月10日	衆議院議員HMさんへ趣旨説明(NH②さん、勝連町町議の紹介)。
	9月11日	東京弁護士会OK①さんへ、ゆあ法律事務所を通して判決文一式を送付。
	9月16日	ウナイの会最高裁上告。島根大学法務研究科教授OT②さん、沖縄大学地域研究所TTさんへ趣旨説明。
	9月29日	沖縄県人権擁護委員会連合会、人権専門委員会合同研修会でNM①さんが趣旨説明(於:梯梧荘)。
10月1日	沖縄大学法経学部教授・弁護士KHさんへ趣旨説明。TEさん資料収集。	

2004	10月12日	ATさん二度目の取材。現地調査。
	10月13日	沖縄大学のゼミ（KH、OT②さん担当）で学生7名を交えて意見交換と質疑応答。
	10月21日	HM、NY、NM⑦（那覇女性センター）さんと最高裁に向けて一審、二審の判決文をチェック。
	10月24日	那覇市「うないフェスティバル」に参加。パネル展示とサーターアンダギーを販売。衆議院議員IKさんに趣旨説明。
	10月30日	沖縄女性総合センターの「ているフェスタ」に参加。パネル展示と意見交換会。琉球新報社会部記者ST②さん取材。MMさんへ趣旨説明。
	11月6日	沖縄大学法文学部教授T0さん、MHさん、NM⑦さん他7名に事例報告、質疑応答（於：那覇女性センター）。
	11月7日	大塚法律事務所弁護士NH④さん（入会団体第一人者）を囲んで、趣旨説明と意見交換。
	11月8日	「歴史を拓く女性の家」プレイベントのNM①他2名参加。ウナイの会の活動を紹介（GK②さんの紹介）。
	11月11日	早稲田大学教授弁護士HHさんへ判例文一式送付。
	11月14日	MMさんへ金武部落民会元役員を紹介し話し合いを持つ。現地調査。
	11月17日	北九州市財団法人アジア女性交流研究フォーラムOYさんへ判決文一式と上告理由書他資料を送付。
	11月19日	MMさんを通して、NH④さんより補足文届く。今後の取り組みについて話し合う。
	12月16日	OT②さん、KHさん現地調査。アドバイスを受ける。
	12月11日	HMさん、聞き取り調査。
	12月13日	大塚法律事務所弁護士NH④さん、OK②、IAさんと事務官SSさんと意見交換。入会権研究の第一人者であるNH④さんは、部落民会が20歳になると男性には特例会員の資格を与えるなどの入会権の恣意的なあり方に危惧を示され、上告理由書に補足文を追加して下さることになった。
	12月18日	MH②、TS、NM⑦さん他8名、会員より聞き取り調査。
12月21日	ゆあ法律事務所3名弁護士による説明会。	
2005	1月15日	「人権を守るウナイの会」を支援する会を設立、その通信創刊号を発行。
	9月3・4日	第10回「全国女性史研究交流のつどいin奈良」、NM①さん事例報告。
	11月24日	HHさん（第二東京弁護士会所属で研究者）と2審判決の法的問題点について懇談。
	12月20日	新沖縄フォーラム刊行会議「けし風」第49号-特集「杣山訴訟が等軍用地とジェンダー」掲載。
	12月21日	杣山訴訟 最高裁へ上告理由書提出。
2006	2月17日	上告審弁論
	3月17日	最高裁判決 福岡高裁判決の一部を破棄、原告2人の審理を差し戻した。24名は敗訴が確定。
	11月27日	福岡高裁差し戻し審、和解成立。

出典：2003年-2004年は「人権を守るウナイの会」を支援する会通信、創刊号（2005/01/15）。その以外は新聞とインタビューから筆者が加筆。なお、人名はイニシャルとした。

## 終章 生活の問題を問う女性たち

本章は、これまでの考察から軍用地料問題はどのような地域でたたかわれ、その運動は沖縄の女性史にどのように位置づけられるかを整理する。

第1節は、基地維持を支える軍用地料が地域をどのように再構成してきたかを描く。第2節は、宇金武の女性運動のうちウナイの会がそれまでの女性運動の課題をどのように引き継ぎ、女性史における会の到達点を記述する。そのことを踏まえ、女性たちにとって軍用地料問題と反基地運動の両者をたたかうことは何を意味するのかを整理する。

### 第1節 再構成される地域

金武町が基地を受け入れた経緯は複雑である。もちろん背景にはアジア太平洋戦争で日本が沖縄を捨て石とし、沖縄戦がたたかわれたことや米軍占領を受け、土地収用が武力をもって行えたことから米軍基地を沖縄へ集中させたことがある。そして沖縄の人々はそれを忘れていない。

だが他方で、地域社会が強権的な米軍の土地接收に直面し、その押しつけを条件闘争に持ち込む様相が垣間見られる。そこには戦前からの地域有力者が大きく関わり、彼らが積極的に動いた様子が窺われる。軍用地料が支払われるようになると、金武区の地域有力者らは入会団体を設立し、基地維持を支える軍用地料の利権構造を形成した。

一方で彼らは基地門前にドル稼ぎと性暴力被害を町内に拡散させないためとして、新開地という軍人専用の遊興地を造成した。復帰時には政府と利害が一致し、地料が大幅に値上がり利権構造の強化に繋がった。

彼らは入会団体会則に沖縄固有の慣習を維持し、区外出身者に軍用地料が渡らないように会則を改正してきた。金武山訴訟はその経緯を明らかにした。会則改正は金武区内の軍用地料の受領有無による区外出身者への排他性を強める一方、米軍占領期以来、町内で軍用地料問題と性暴力被害は口に出さないとする暗黙の了解に影響を与え続けてきたといえる。特に女性は両者の問題で差別や被害を受けてきたにもかかわらず、基地を支える地域の利権とその運営に参画できない・させないという地域社会の圧力の中で押し黙ってきた。

こうしたことから見えてくるのは、金武町なかでも金武区は、戦後米軍基地を支える体制を半ば積極的に造ることに影響力を持ち、慣習や区外出身者への排他性を再編・強化し、利益確保に向け変化してきたことだ。他方で、地域秩序は沖縄戦を境に断絶したのではなく、むしろ急速に蘇り軍用地料が高額になるにつれ、地域を共に支えてきた女性を置き去りにしたまま作りかえてきた。中心となった地域有力者は戦中・占領期を経験し、体を張って地域の立ち直りに尽力した人々であった。

1980年代後半には町の基地被害が増加し、町民の抗議行動も高まる。冷戦終結後の1990年代には、女性たちの中にそれまでの日常的な女性活動の中で、基地の町の生活をもう一度問い直すという価値観の変化、経済力や社会性の高まりを迎えた。

性暴力被害は1995年の県民抗議集会となり、反基地運動にひそむ家父長的な側面も表面化した。軍用地料問題では並里区の請願運動が成功する傍ら、金武区では裁判となり、もはや地料配分の取り決めに慣習を利用することでは地域内を納得させることが困難となった。

また、新開地の営業は1995年の県民集会以後、基地軍人・軍属の消費動向の変化や基地と性産業の関係が問われたことから、営業利益は減少した。歓楽街で性産業に従事する女性たちは、地域とは隔絶された世界で就労する低賃金女性労働者たちであった。

ところでウナイの会の女性たちは新開地の女性従業者に差別意識を持ちながら、性暴力事件について自らの経験も含め一言も口にしない。旧区民女性と女性従業者の関係は、単に重層的な差別構造と言いつつ、逆に語らないことが複雑な女性間の繋がりを現していると思われる。地域の中で区外出身者と婚姻する働く女性への抑圧を成立させるには、新開地区の女性従業者という働く町外出身者、差別や暴力的な被害をより多く受ける可能性を持つ女性が存在し続ける、その構図が必要であったのではないか。

新開地の営業は1990年代後半から激変し、2000年代半ばには外国籍女性従業者が皆無となった。このことは女性差別の様相を変化させたと思わせる。

こうしたことから地域は、一見日米政府による強固な基地維持政策を支持し、軍用地料を介して従属的な依存関係におかれているように見える。しかし、実は地域を主導する人々は利権構造を形成し、軍用地料を維持するだけでなく増額し、地域秩序をコントロールしつつ、変化させてきた。そのことから地域と日米政府とは、単なる従属的な関係とは言いつつ、その構造は日米政府との相剋の中で地域をつくりかえてきた関係といえよう。そしてそれは、現在も変わりつつある何ものかという複雑さを浮き彫りにする。

## 第2節 地域の内部から問う

軍用地料問題がたたかわれていた頃、町では基地被害抗議行動が頻繁に行われていた。ところが、金武山訴訟やウナイの会は裁判の争点や慣習との関係で語られることが多い。町の基地被害抗議運動に触れないことは、軍用地料問題の一部分だけを切り取ることになり、問題の全容を説明できないと思われる。

そしてなぜこれまで反基地運動では、基地維持を支える地域内の力関係を変えることや、軍用地料の用途を問うことが論議されなかったのだろうか。そのことが金武山訴訟を家父長制・トートーメ問題として区分けされることになったのではないか。

基地維持の利権構造や軍用地料の用途を問い、地域をつくりかえようとする運動は反基

地運動に重なり合う視点を含むと考えられる。

ウナイの会は、女性の権利は黙ってはいは掴めないと思っている長年働き続けた女性たちによる運動体であった。彼女らは長年同一地域で生活しこれからもこの地域で暮らし続ける意思を確認して、軍用地料問題でグループをつくった。このグループは個人の利害からの発言や行動を互いに保障し、意見の違いを話し合いで解決する関係性を維持したことから、結束力を保持できたと思われる。それは地域秩序とは異なり、強制力をもたない、女性が抑圧されない緩やかな関係のグループであった。

なぜこの地域で裁判となったのかを考えると、ウナイの会の女性たちは地域における性暴力事件の多発だけでなく、米軍基地が集中し、その上地域社会が再構成されてきたという本土と異なる歴史の中で、困難で複雑な問題—性暴力被害に黙し、軍用地料から排除されてきた—と最もたたかわなければならないという立場にあった。これも女性たちが行動に立ち上った理由であろう。

また、町には長年生活の安全を重視するのか、雇用や経済効果などを重視するのかという地域社会の利害にかかわる問題がある。女性たちは、この問題を軍用地料にかかわる基地の利権構造を変えるという論点から地域を変えることを導きだし、地域の利害を超えて安全で安心な生活の獲得を発言できる要素を持たせたといえる。その論点こそが 1995 年以降に現れ、この運動が引き継いだ課題と考えられる。

そこへ行き着いたのは、越境的な激しい人の移動を助長する経済のグローバル化の拡大や 1990 年代の女性のネットワークづくり・政治参画の到達点として、価値観が変わったという言葉では十分言い表せない。女性らが働き続ける中で自信を得て、生活の中に根深くある女性差別から地域を見直し、もう一度安全で安心な生活をつくろうとしたことが、女性運動を成立させた力といえるのではないか。ここにこそ女性たちの運動の正当性が見出せるのだろう。

会の活動は基地被害抗議運動に取り組みながら、県内と地域のネットワークが維持できた反面、反基地を表に出さない形でこそ、会が維持できた要素もあったと思われる。それは、単に軍用地料の獲得と反基地運動が両立したという語りでないばかりか、従来の保守か革新かという対抗軸でもない。

そのことは、ウナイの会の運動が、軍用地料問題から出発し地域を内部から変えようとたたかわれた日常生活に根ざした新たな運動と位置づけられる。しかし、女性たちの連帯は一部に留まっており、依然、過渡期にあるといえよう。

地域を内部から変えようとするグループは、見方を変えると基地維持を容認し軍用地料の用途を問わないこれまでの地域秩序に沿う組織では、語れなかったともいえる。そのため、地域秩序に沿った組織とは異なるグループで、安全で安心な生活を優先するために結集することは、女性たちをより強くする力があり、新たな地域をつくることになるのでは

ないかというのが、本研究から得られる到達点である。

新たな地域は男性主導でなく女性と男性によって創り出す、公平性が保たれる地域である。その運動は不断の行動を要し、終わりが無いといえる。こうした検討を経て本論文は、軍用地料配分のあり方を問う運動が、地域社会を内部から変えようとする運動と考えられる。

### 第3節 今後の展望

最後に、運動から見出された課題を整理して今後の展望を記したい。第1に、軍用地料問題は生活の問題や反基地運動と見なされず、多くの人々に地域における旧区民・男女間の争いで慣習問題と解釈された。本研究からそれは生活の問題であり、女性問題だけでなく地域問題であることが明らかになった。他地域にも基地と女性グループのたたかいは存在する。そのようなグループの調査研究は、地域の多様性と共通性の知見を得ることにつながると考えるため、今後の課題としたい。

第2に、原告グループの多くは戦時・占領期を経験し男性と変わらず働き続けてきた人々であった。彼女らの力は移動経験や働き続けた経験が深く関わり、村八分的な状況においても女性の権利は黙ってはいは掴めないという確信につながったのではないかと推測される。今日の越境的な人とももの移動、情報の動きの中で、人の移動は女性たちの生活や活動経験にどのように影響を及ぼすかは、さらに調査・研究が必要と考えられるため今後の課題としたい。それは女性たちがなぜ生活の問題で運動を行うか、またその移動は地域社会にどのような影響を与えているかを検討することになるだろう。



別添資料(裁判記録)

資料 16 那覇地裁

資料 17 福岡高裁

資料 18 最高裁

2013.2.21 判決  
F1

平成15年11月19日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成14年(ワ)第1195号 地位確認等請求事件 (口頭弁論終結日 平成15年9月10日)

判 決

原	告	別紙原告目録記載のとおり
原告ら訴訟代理人弁護士		宮 國 英 男
同		池 田 修
同		田 島 啓 己

沖縄県国頭郡金武町字金武224番地

被	告	金 武 部 落 民 会
代 表 者 会 長		仲 間 清 一
訴 訟 代 理 人 弁 護 士		新 垣 勉
同		松 永 和 宏

主 文

- 1 原告らと被告との間において、原告らがいずれも被告の正会員の地位を有することを確認する。
- 2 被告は、原告■■■■■に対し120万円、その余の原告らに対し各306万円及びこれらに対する平成14年12月12日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 4 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨。

第2 事案の概要

本件は、「柚山」と呼ばれる林野の入会権を有していた部落住民の女子孫で

ある原告らが、当該入会地を公有財産等として管理・処分等を行う被告に対し、被告の正会員の資格を当該部落住民の男子孫に限る被告の会則規定は、専ら性別のみを理由とする不合理な差別を定めたもので、憲法14条1項、民法1条の2に違反し、同法90条により無効であるとして、原告らが被告の正会員たる地位を有することの確認を求めるとともに、被告の正会員たる地位に基づいて、原告■■■■■につき平成13年度及び平成14年度に支払われるべき補償金合計120万円、その余の原告につき平成4年度から平成14年度までの間に支払われるべき補償金合計各306万円並びにこれらに対する本件訴状送達の日翌日である平成14年12月12日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めたものである。

1 前提事実（証拠掲記のないものは、争いが無い。）

(1) 当事者

原告らは、いずれも明治39年に金武村（現在の金武町及び宜野座村）所在の「杣山」と呼ばれる林野が国から払い下げられた当時の同村金武部落（現在の金武区域）の住民で「杣山」等の使用収益権（入会権。以下「本件入会権」という。）を有していた者（以下「払下げ当時の住民」という。）の子孫であって、遅くとも平成4年以降現在に至るまで金武区域内に住所を有し居住している者である（甲4～29の各1・2、弁論の全趣旨）。

被告は、金武町の「旧慣による金武町公有財産の管理等に関する条例」（昭和57年1月6日制定金武町条例第1号。以下「本件条例」という。）1条の趣旨に基づき、同2条に規定する部落民及びその男子孫の世帯主又はその家の代表者をもって組織し、同3条、4条に規定する財産（当該部落民に使用権の設定されている公有財産として管理処分等が定められている土地。以下「本件公有土地」という。）及び個人名義で登記されている部落有地（以下「本件部落有地」という。また、本件公有土地と併せて「本件土地」という。）の管理及び処分並びに会員相互の発展に寄与することを目的とす

る権利能力なき社団である（乙1）。

(2) 本件土地の払下げから被告設立までの経緯等

ア 本件土地の払下げ等

本件土地は、古来「杣山」と呼ばれる入会地であり、明治32年公布の沖縄県土地整理法によりいったん官有地とされ、明治39年に沖縄県杣山特別処分規則により当時の金武部落に払い下げられた。

その後、本件土地のうち本件公有土地は、昭和12年ころに金武村の公有財産に編入され、昭和57年以降は金武町の公有財産に編入されて管理・処分等が行われ、公有財産に編入されなかった土地（本件部落有地）は、部落代表者の個人名で登記され、管理・処分等が行われてきた。

本件土地は、戦後、国が賃借した上で米軍基地として使用され、その賃料（いわゆる軍用地料）は、被告らにより収受、管理され、その一部が被告の会員に対し、毎年度補償金として支給されている。

イ 旧「金武部落民会」

金武部落（金武区域）では、本件土地の払下げ後、同部落の規則及び旧来の慣習（旧慣）に基づき本件土地の管理・処分等を行ってきたが、本件公有土地については、その官有財産化後は、金武村との間で締結された協定ないし合意に基づき、管理・処分等がなされていた。さらに、本件条例が制定されると、これに対応して、昭和57年7月12日に被告の前身となる旧「金武部落民会」が設立されたうえ、旧「金武部落民会会則」（乙5。以下「旧部落民会会則」という。）が制定され、同条例に規制される形で本件公有土地の管理・処分等が行われてきた。

ウ 金武入会権者会及び金武共有権者会

本件部落有地については、本件公有土地が官有財産とされた後も、金武部落の従来規則及び旧慣に基づき管理・処分等がなされていたが、昭和31年9月16日にこれらを参照、整理した「金武共有権者会会則」（甲

3。以下「共有権者会会則」という。)が制定され、同会則に基づいて、「金武共有権者会」の名称で管理・処分等が行われるようになり、さらに、昭和61年3月19日に会の名称が「金武入会権者会」に変更され、それに伴い会則の名称も「金武入会権者会会則」(乙4。以下「入会権者会会則」という。)に変更された。

## エ 被告の設立

旧金武部落民会が設立された昭和57年以降、金武区域(旧金武部落)では、外観上、本件公有土地の管理・処分等を行う同会と、本件部落有地の管理・処分等を行う金武入会権者会の2会が併存する状況となったが、両会の実態が同一であったことから、平成12年5月19日、両会が合併して被告が設立され(乙6)、これに伴い改正前の「金武部落民会会則」(甲2。以下「前会則」という。)が制定された。その後、平成14年5月17日に前会則を改正したものが現行の「金武部落民会会則」(乙1。以下「現行会則」という。)である(以下、現行会則、前会則、旧部落民会会則、入会権者会会則、共有権者会会則を「被告に関する諸会則」と総称することがある。)

### (3) 被告に関する諸会則における会員資格に関する規定

被告に関する諸会則には、会員たる資格について、次のような規定がある。

#### ア 共有権者会会則第6条

1項 この会の会員とは金武の行政区域に住所を有しかつ会員名簿に登載されている者をもって会員とする。

2項 前項の会員の男子が相続し又はその者の男子孫が分家しかつ前項に規定する区域内に住所を有する者はその世帯主である者の届出によって入会することができる。但し入会申込は毎年6月30日までとする。

(甲3)

#### イ 入会権者会会則第6条

- 1 項 この会の会員たる資格は明治以前から金武の部落民として入会地を求めた者及びその者の男子孫。
- 2 項 昭和20年3月1日以前から金武区民として世帯を構え、かつ毎年区の行政費として木草賃を納付していた者及びその者の男子孫。
- 3 項 前各項に該当する会員は金武区の行政区域に居住し、かつ、会員名簿に登載された者とする。(乙4)

#### ウ 旧部落民会会則第5条

- 1 項 この会の会員は、正会員及び準会員とする。
- 2 項 この会の正会員は、条例(本件条例)第1条、第2条の規定に基づき明治39年柚山払い下げ当時当該部落の住民として、柚山の使用収益権を有していた者の子孫で現に金武区の行政区域内に居住し、かつこの会の会員名簿に登載された世帯主をもって正会員とする。(乙5)

#### エ 前会則及び現行会則各第5条

- 1 項 この会の会員は正会員及び準会員とする。
- 2 項 この会の正会員は条例(本件条例)第1条及び第2条の規定に基づき明治39年柚山払い下げ当時の金武部落民で柚山等の使用収益権(入会権・民263)を有していた者の男子孫で現に金武区域内に住所を有し居住しているものとする。
- 3 項 この会の準会員は明治40年から昭和20年3月まで柚山等を利用していた(入会権・民294)者又はその男子孫で現に金武区域内に住所を有し居住しているものとする。(甲2, 乙1)

#### (4) 被告に関する諸会則における女性の会員資格等に関する規定

被告に関する諸会則には、女性の会員等の資格に関し、下記ア、イのような規定があり、また、女性に対する入会補償の支給に関しては、下記ウ、エのような規定がある。

ア 共有権者会会則及び入会権者会会則各第9条（代行権の資格及び制限）

この会の会員が死亡しその者に男子孫の後継者がいない場合その者と生前から同居していた女子孫がその家に引続き残存し後継的状态にある場合は理事会の議によって会員としての代行権を附与することができる。しかし、その権利は会員であった者の死亡した日から起算し、満33年間に限る。ただし、右期間内であってもそれに代わる後継男子がでてきたとき、または代行権を有する者がその家を出たとき、もしくは会員であった者の位牌が別に移動し代行権者の手を離れたときはその日をもって代行権を失うものとする。

イ 前会則

第6条（代行会員）

1項 この会の会員が死亡しその者に男子孫の後継者がいない場合その者と生前から同居していた女子孫がその家に引き続き居住し、後継的状态にある場合は本人の申し出により役員会の議を経て会員としての代行権を附与することができる。

2項 前項の代行権の期限は会員であった者の死亡した日から起算し33年とする。但しその期限内であってもそれに代わる後継男子ができた時又は代行権を有する者がその家を出た時、もしくは会員であった者の位牌が別に移動し代行権者の手を離れた時はその日をもって代行権を失うものとする。

第7条（特例会員）

第5条に規定する会員の女子孫で満50歳を超え金武区域内で世帯を構え独立生計にある者は本人の申し出により役員会の議を経てその者の一代限り特例会員として会員同等の権利を附与することができる。

ウ 入会権者会会則第6条の2（特例）

第6条に規定する会員の女子孫で50才を超え金武区の行政区域内で世

帯を構え独立生計にある者は本人の申出により理事会の議を経てその者の一代限り特例として会員同等の入会補償金を支給することができる。

エ 現行会則第48条（女子世帯及び長男世帯）

1項 第5条に規定する会員の女子孫及び長男で満50歳を超え金武区域内で世帯を構え独立生計にある者は特別の事情に鑑み特別措置として本人の申し出により役員会の議を経て入会補償を予算の定めるところにより支給することができる。但し女子孫についてはその者の一代限り、長男については現会員からの譲渡及び相続がなされるまでの間とする。

(5) 被告に関する諸会則における会員への補償支払に関する規定

被告に関する諸会則には、会員への補償支払に関し、次のような規定がある。

ア 入会権者会会則第60条（収益金の処分）

1項 財産収益金はこの会の運営に必要な経費を控除し次の各号に処分することができる。

3号 会員への入会権補償

2項 前項によって処分するときはその年度の予算に計上しなければならない。（乙4）

イ 前会則第42条（補償金）

この会の会員に賃貸料の一部を予算の定めるところにより補償金を支給することができる。（甲2）

ウ 現行会則第40条（補償金）

この会の会員に賃貸料の一部を予算の定めるところにより補償金を支給することができる。（乙1）

(6) 平成4年度ないし平成14年度における補償金の支払額

被告及びその前身である金武入会権者会が、平成4年度から平成14年度



までの間に、各正会員に対して支払った補償金の額は、別表のとおりである。

## 2 争点

- (1) 被告に関する諸会則のうち被告の正会員たる資格を本件土地払下げ当時の住民の男子孫に限る規定部分は、公序良俗に反し無効か。

(原告らの主張)

被告に関する諸会則には、被告の正会員たる資格を本件土地払下げ当時の住民の男子孫に限定する規定部分が存するが、当該規定部分は、専ら女性であることのみを理由として差別するものであり、そのように被告の正会員たる資格について男女間において異なる取扱いをすることには合理的理由がない。したがって、当該規定部分は、性別のみによる不合理な差別を定めたものとして、両性の平等を規定する憲法14条1項及び民法1条の2に違反し、男女間の平等的取扱いという公序に違反するから、同法90条により無効である。この点に関し、被告が被告の正会員たる資格を本件土地払下げ当時の住民の男子孫に限ることは不合理なものではないとして主張する点は、次のとおり、いずれも正会員たる資格について男女間で異なる取扱いをすることの合理的理由にはならない。

### ア 旧慣に基づくとの点について

入会権が部落の旧慣に従って管理処分されるものであるとしても、当該旧慣が、憲法はもちろん、その趣旨を受けた公序に違反するものであれば、その旧慣もまた無効である（法例2条）。

被告は、旧慣では、本件入会権が部落の構成員である家の家長に帰属するとするが、そもそも、入会権が部落に総有的に帰属する場合、その部落民であれば原則として誰でも入会権者として入会地を使用収益する権能を有するのであり、被告の主張するような本件入会権が家に帰属するという旧慣はない。金武部落での慣行を確認した本件条例においても、本件土地払下げ当時の住民の子孫という限定以外に特段の限定はない。

仮に被告の主張するような旧慣が存在するとしても、そのような家制度は、男性を家の中心的存在である家長として優遇する封建的制度であり、かかる家制度自体が性別による差別の禁止及び両性の平等に反し公序に違反する。なお、この点は、被告の主張するように沖縄の家制度が、旧民法と無関係の沖縄独自の風習に基づく家制度であったとしても同様というべきである。

したがって、被告主張の旧慣は、公序に違反し無効である。

イ 女性にも一定の措置を講じているとの点について

被告は、女性に対しても、一定条件の下に会員に準ずる資格を認め、補償金を支給しており、女性であることを理由に会員資格を排除していない旨を主張するが、そのような制度があるからといって、正会員たる資格を男性に限ることに合理的理由があるということにはならない。すなわち、被告に関する諸会則においては、従前、女性について代行会員や特別会員として会員たる資格が与えられていたものの、依然として正会員の資格は与えられていなかった。また、代行会員や特例会員の制度は、男性が正会員であることを前提として正会員である男性の妻などにその男性の地位が承継される形で与えられていたのであって、女性につき合理的な理由なく差別的取扱いをしていたものである。そして、現在、被告からその会員またはこれに準じて取り扱われている女性は、従前の代行会員、特例会員と全く同じ条件によってその地位を認められているのであり、結局、被告が男性と女性を差別していることに合理的な理由がないことに変わりはない。

ウ 原告らが金武部落民以外の者と婚姻していることについて

なお、被告は、金武部落の旧慣に基づき、入会権は家に帰属するものであるとして、金武部落民以外の者と婚姻した原告らに被告の会員たる資格はない旨を主張するが、元々本件土地払下げ当時の住民の子孫で、本件土地に入山できるようになれば直ちに本件土地を生活のために利用できる立

場にいる者という意味で、金武区域内にいる者であれば被告の構成員となり得るのである。その構成員が女性であっても同様であり、他部落出身の者と婚姻したからといって入会権を承継する資格を失うという慣行はない。また、金武部落民の男性が金武部落民以外の者と婚姻しても正会員たる資格を失うことはないのに対し、女性が金武部落民以外の者と婚姻したというだけで正会員たる資格を奪われることに合理的理由はない。原告らは、金武部落民以外の者と婚姻したといっても、いずれも金武部落内に居住する者であり、会則上、かかる者は正会員の資格を有する。

(被告の主張)

被告に関する諸会則は、次のとおり、入会権に関する旧慣を基本にしなが  
ら、自主的に制定、改定されてきたものであり、仮にその内容に若干不適切  
な点が存するとしても、原告らが主張するように当該規定部分が無効となる  
ほどの不合理性が存するものではない。

ア 一般に入会権は、旧慣に従い長年にわたって管理、処分されてきたもの  
であるから、本件入会権についても、金武部落における旧慣に従って管理、  
処分されることについて合理的理由を有するものである。

すなわち、本件入会権は、本件土地払下げ当時の部落民で、かつ、その  
使用収益権を有していた者が保有していたものであるところ、当時の使用  
収益権承継の旧慣においては、入会地使用収益権を有する者の男子孫がこ  
れを承継するものとされていたことから、被告に関する諸会則においても、  
これに従い、正会員たる資格を男子孫に制限したものである。本件入会権  
は、金武部落に総有的に帰属するものと解されるが、ここでいう金武部落  
とは、本件土地払下げ当時の金武部落に居住していた部落民全員を指すも  
のではなく、当時の金武部落を構成する社会的単位となっていた家（沖縄  
の旧慣に従った「家」であり、必ずしも旧民法でいう「家」とは同一でな  
い。）により構成される部落であった。したがって、他部落出身者は、金

武部落内に居住していても入会権の帰属主体となる金武部落の構成員とはされなかったし、金武部落民であっても他部落の男性と婚姻した女性は、金武部落の構成員とはみなされなかった。部落の構成員は家が単位とされ、かつ、家の家長たる男性が構成員としての権利を有し、家の家族は金武部落が定める規則及び部落の慣行に従って使用収益権を行使するものとされ、入会権の帰属者と入会地の使用収益とは異なるものとして取り扱われてきたのである。

被告に関する諸会則は、このような本件入会権の性格、金武部落の構成、管理処分等に関する規則を受け継いで制定されたものであり、歴史的、社会的、法的にみて不合理な差別と評されるものではない。

イ 被告に関する諸会則は、正会員たる資格について基本的な変更はみられないが、女性の代行権等については次のような経過が存する。すなわち、共有権者会会則及び入会権者会会則では、女子孫について、男子孫が存しない場合に限って当該家の男子孫が有すべき会員権を代行する制度（会員権代行制度）を設け、また、入会権者会会則では、一代限りの特例として会員同等の入会補償金を支給する規定を設けるなど、会員権の代行や特例の形で入会補償金を一定の条件を具備する女子孫に支給する途を用意していた。前会則では、女子孫について、会員権代行制度に付加する形で、特例会員制度を設け、特別会員となる途も残していた。そして、現行会則においても、一定の要件の下に女子孫に対して入会補償金の支給を認めている。また、被告においては、正会員の資格を有した男子孫が死亡し、それを継承する男子孫がいない場合、または男子孫が幼少である場合には、例えば前会則ないし現行会則1条の「その家の代表者」の解釈として、部落会の承認で正会員であった男子孫の配偶者について会員に準ずる扱いを認めてきており、決して女性であることを理由に会員資格を排除しているものではない。

ウ 前記のとおり、本件入会権は、旧慣によれば、当時の金武部落を構成する社会的単位となっていた家に帰属するものであったから、他部落出身者は、金武部落内に居住していても入会権の帰属主体となる金武部落の構成員とはされなかったし、金武部落民であっても他部落の男性と婚姻した女性は、金武部落の構成員とはみなされなかった。かかる旧慣に従えば、原告らは、いずれも他部落出身者と婚姻した者であり、被告の正会員たる資格を有しない。

(2) 原告らは、被告の承諾を得たり、あるいは加入申込手続をすることなく、被告の会員たる地位を認められるか。

(被告の主張)

ア 権利能力なき社団の構成員たる地位は、その社団の設立行為への参加若しくはその後の入会契約（入会希望者による入会申込と社団による承諾）により取得されるものであり、社団の設立後にその会員の地位を主張するには、入会契約が前提となる。それゆえ、原告らにおいて、被告が原告らを会員として承認しないことを法的に争うには、私法上の権利として、原告らが被告に対し合理的理由のない限り入会を承諾しなければならないという権利を有していることが前提となり、そのような権利が存しない限り、会員資格を定めた規定の合理性を争う余地はない。しかるに、被告がいかなる者について会員資格を認めるか（入会契約を締結する相手方を誰とするか）については、契約自由の原則より、被告が自由に定めることができるのであるから、会員たる資格を本件土地払下げ当時の住民の男子孫に限っている被告に関する諸会則の規定は有効であり、原告らが当該規定の合理性、無効性を争う余地はない。

イ また、仮に、原告らが被告の会員たる資格を有するものとしても、原告らは、本件訴えの提起前に、現行会則7条に規定する加入申込手続を履践していないのであるが、既に会員たる地位を取得していることを前提と

して、直接に、被告の会員たる地位の確認を求めたり、補償金の支払を求めめることはできない。

(原告らの主張)

通常、社団においてその構成員たる地位を得るには、その社団の設立行為への参加もしくはその後の入会契約締結が必要であるが、私法上の団体には様々なものがあり、それぞれの団体の構成員となる要件ないし入会の要件は、それぞれの団体の実態に即して判断されなければならない。特に、法人と異なる権利能力なき社団においては、その団体の組織、内容等は様々であり、当該社団においていかなる者が構成員となるかについては、必ずしも入会契約を必要とすべきではなく、当該社団の性格、成り立ち、従前の構成員の決定の仕方等その実態に即して判断されなければならない。なかでも、近代法治国家成立以前から存在する団体を承継する形で現在まで存続する団体にあつては、血縁関係にあるか否かなどその団体の性格に合わせた基準・要件で構成員であるか否かが判断され、かかる団体について入会契約は不要というべきである。

ところで、被告は、近代法治国家成立以前から「杣山」と呼ばれる本件土地を生活のために使用するなどして入会権を持っていた者達の子孫で、明治39年に本件土地の払下げがなされた当時の部落民で本件土地の使用収益権を有していた者からその権利を承継した者らにより組織された入会団体であつて、その設立時から厳格な設立行為への参加が行われていたか、また、各会員について厳格に入会契約手続が取られていたか定かではなく、むしろ、そのような厳格な手続が取られていたかは疑わしい。仮に、特定の会員についてそのような手続が取られていたとしても、その承認等に法的意味はない。

被告の構成員決定の実態としては、明治39年当時本件土地を使用していた者達の子孫であるという血縁関係と、仮に米軍基地が返還された場合に従前同様本件土地を使用できること、すなわち、金武区域内に居住していると

いう地縁関係があれば、当然に被告の構成員になり得るものであった。ただし、被告においては、これらの要件に加えて性別という資格要件を設け、構成員となる資格を男性に限定したきたのである。現行会則上も、正会員の要件は、性別の要件を除けば、血縁関係及び地縁関係の要件が必要とされている。なお、現行会則7条において、加入手続として「第5条に規定する会員の男子孫が相続し又はその者の男子孫が分家しその世帯主の届出によって役員会の議を経て加入することができる。」と規定されているが、当該規定は、会員の承継の場合の手続要件について定めているのみであり、被告の入会について入会契約を必要とするものではない。

以上のとおり、被告の実態としては、構成員であるためには、本件土地払下げ当時の住民の子孫であるという要件（血縁関係の要件）及び金武区域内に現在も居住しているという要件（地縁関係の要件）を満たしていればよく、入会契約は不要である。

したがって、以上の血縁関係及び地縁関係という2つの要件を満たしている原告らは、男子孫に限るという性別要件が無効であれば、当然に被告会員となる。それゆえ、原告らは、現行会則の無効を主張することができ、これが無効であれば被告会員の地位にあるから、その地位の確認も当然に請求できる。

### 第3 当裁判所の判断

- 1 争点(1)（被告に関する諸会則のうち、被告の正会員たる資格を本件土地払下げ当時の住民の男子孫に限る規定部分は、公序良俗に反し無効か。）について前記第2の1の(3)及び(4)のとおり、被告に関する諸会則のうち旧部落民会会則以外の会則は、いずれも、その規定上、被告の会員たる資格を本件土地払下げ当時の住民の男子孫に限定し、男女間において異なる取扱いをしている。

一般に、社団の構成員（会員）たる資格をどのように定めるかは、私的自治の原則により、その社団が自由に決定することができるものであるが、かかる

自由はおおよそ無制限なものではなく、その会員資格に関する定めにおいて、本件で問題とされているような性別のみを理由として異なった取扱いがなされている場合には、当該取扱いについて、これを正当化する合理的な理由が存しない限り、当該取扱いに関する定めは、法の下での平等、性別による差別禁止を規定する憲法14条1項、両性の平等を定める民法1条の2の趣旨に違反し、公序良俗に反するものとして、民法90条により無効となるといわなければならない。

そこで、以下、被告の会員資格に関し、上記のような男女間で異なった取扱いをすることについて、合理的な理由が認められるか否かを被告の主張に沿って検討する。

(1) 旧慣に基づくとの点について

ア 被告は、前記第2の2(1)の(被告の主張)アのとおり、被告に関する諸会則において正会員たる資格が本件土地払下げ当時の住民の男子孫に制限されているのは、金武部落の旧慣に基づくものであり、当該規定部分は、かかる旧慣に基づく合理的な差別であって、不合理な差別と評されるものではない旨を主張する。

イ なるほど、入会権は、各地方の旧慣に従って管理、処分されるべきものであるところ(民法263条、294条)、前記のとおり、被告は、明治39年の本件土地払下げ当時の住民等の子孫で現に金武区域内に住所を有し居住している者により構成される権利能力なき社団であり、旧慣による使用权(入会権)の設定されている公有財産及び個人名義で登記されている部落有地である本件土地の管理・処分等を活動の目的とするものであるから、被告が金武部落の旧慣に基づいてその会則を定め、本件土地の管理・処分等を行うことには相応の合理性が認められるというべきである。

ウ そして、前記第2の1の事実、証拠(乙3, 8, 証人■■■■)及び弁論の全趣旨によれば、①被告に関する諸会則においては、旧部落民会会則



を除き、各会則とも一致して正会員たる資格を本件土地払下げ当時の住民の男子孫に限定する規定が存すること、②女子孫に正会員の資格又は正会員に準ずる地位が認められるのは、男子孫の後継者がいない場合で女子孫がその後継的状态にある場合又は一定年齢（50歳）を超えて独立世帯である場合としていること、③男子孫についても、各会則とも一致して世帯を基準として正会員の資格又は正会員に準ずる地位を認める規定が存すること（共有権者会会則6条2項、7条1項、入会権者会会則6条2項、7条1項、旧部落民会会則5条2項・4項、6条1項、前会則及び現行会則各6条2項、同7条1項、現行会則48条）、④共有権者会会則及び入会権者会会則においては、男子会員が死亡、又は別居したときは、その妻又は男子孫のいずれかが後継会員となる旨の規定が存すること（同各会則8条1項）、⑤現行会則においては、他の被告に関する諸会則に規定されているような男子孫の後継者がいない場合についての規定は存しないが、被告は、成熟した男子孫の後継者がいない場合には、同会則1条の「その家の代表者」として死亡した男子会員の妻に正会員としての地位を認める取扱いをしていることが認められる。

上記認定事実によると、金武部落（金武区域）においては、本件入会権について、基本的には男性を中心とする「家（世帯）」単位に帰属するものとして取り扱う旧慣が存するものと認められ、かかる旧慣が存するという限度では、一応被告の主張に符合する。そうすると、かかる旧慣に従って、被告の会員資格を本件土地払下げ当時の住民の男子孫に限定する規定が設けられたとの被告の主張もあながち否定できるものではない。

エ しかしながら、被告の会員たる資格を本件土地払下げ当時の住民の男子孫にのみ限定する規定部分が本件で問題とされるのは、男子孫であるという性別以外の要件をすべて満たす者であっても、その者が女子孫、すなわち女性であるが故に会員たる資格から除外される結果となるからにほかな

らず、当該規定部分は、専ら女性であるという性別のみを理由として、正会員たる資格について女性を排除して男性と異なる取扱いをするものといわざるを得ない。

それゆえ、当該規定部分が被告の主張するような「入会権の帰属する主体を家の家長とする」との金武部落の旧慣に従って定められたものであると解したとしても、そもそも、そのような旧慣自体が「入会権の帰属主体とされる家の家長は、男性である」との旧慣を前提とするものであって、合理的な理由なく女性を男性と差別するものであるから、結局、当該規定部分は、男性が入会権の帰属する主体である家の家長として扱われることを前提とし、男性を家の中心的存在として扱う一方で、女性が入会権の帰属する主体としての家の家長として扱われることを原則として否定するものにほかならず、女性を女性であるが故に合理的な理由なく男性と差別する規定であるといわざるを得ない。

オ したがって、被告が、旧慣が存在することをもって、当該規定部分の合理性を主張することは失当というべきであり、採用することができない。

## (2) 女性にも一定の措置を講じているとの点について

ア 被告は、前記第2の2(1)の(被告の主張)イのとおり、女子孫にも一定要件の下で会員たる資格を認めており、また、一定条件を満たした女子孫に対し入会補償を支給する規定も設けられているから、不合理な差別ということとはできない旨を主張する。

イ この点、前記第2の1(4)の事実、証拠(乙7, 証人■■■■)及び弁論の全趣旨によれば、①共有権者会会則及び入会権者会会則において女性についての会員たる資格の代行権の制度が、前会則において女性についての代行会員及び特例会員の制度がそれぞれ規定され、女性にも一定の要件の下において会員の代行権又は会員と同等の権利が与えられていたこと、②被告においては、現行会則上女子孫に会員資格を認める直接の規定は存し

ないものの、現行会則1条の「その家の代表者」の解釈として、会員である男子孫が死亡した場合には、死亡した男子孫の配偶者に会員たる資格を認める取扱いをしていること、③現行会則48条の規定によれば、女子孫は被告の会員としては扱われないものの、一定の要件の下、入会補償の支給を受けることができること、④現在、被告において実際に正会員として認められている女性の人数は約80名程度（全正会員数は約450名程度）であり、また、現行会則48条の規定に基づく入会補償の支給を受けている女性は約50名程度であることが認められる。

しかしながら、他方、前掲証拠及び弁論の全趣旨によると、⑤前会則における代行会員や特例会員の制度は、いずれも男子孫に会員たる資格が与えられることを前提として、会員である男子孫の配偶者や当該男子孫の女子孫が、一時的、例外的、かつ限定的に男子孫の会員たる資格を承継するというものにすぎないこと、⑥被告が現行会則1条の「その家の代表者」の解釈として、一部の女子孫及び女性について認めている会員たる資格要件及びその内容は、基本的には、上記の代行会員、特例会員と實際上同様のものにすぎないこと（すなわち、正会員たる資格を有する者の子孫でも女性である場合には、前会則の特例会員のような要件を満たさない限り、被告の正会員たる資格を認められないが、他方において、正会員たる資格を有する者の男子孫の配偶者である女性については、その女性自身が正会員たる資格を有する者の子孫ではなくても、その夫である男子孫が死亡したときには、一定の要件の下で死亡した夫である男子孫の正会員たる資格を承継することができる。）、⑦現行会則48条の規定により行われている入会補償の支給は、準会員と同等の内容のものにすぎないことが認められる。

ウ これらの事実を照らすと、被告においては、合併前の時期も含めて、女子孫にも一定要件の下で会員たる資格を認め、また、一定条件を満たした

女子孫に対し入会補償を支給するなどして、本件土地払下げ当時の住民の女子孫に対し一定の措置を講じてはいるものの、当該措置の要件及び内容は、相当程度限定的なものであって、かかる措置が講じられているからと  
いって、直ちに、本件土地払下げ当時の住民の子孫であるが故に当然に正  
会員たる資格を認められる男子孫との取扱いの差異を補完し得るものでは  
ない。

すなわち、被告が講じている前記措置によっても、被告の正会員となっ  
ている男性と、地縁関係、血縁関係において同じ条件下にある女性が、補  
償金の支給を全く受けられず、あるいは受けられるとしても、上記男性と  
異なった限定的要件が付されている事実は、解消されるに至っていない。

エ したがって、女子孫に前記一定の措置を講じていることをもって、被告  
の正会員たる資格を本件土地払下げ当時の住民の男子孫に限定し、女子孫  
を区別して取り扱うことを正当化することはできないというべきであるか  
ら、この点に関する被告の主張も、採用することはできない。

### (3) 原告らが金武部落民以外の者と婚姻していることについて

被告は、旧慣によれば、本件入会権は家を単位としてその家長に帰属する  
ものであり、他部落出身者と婚姻した原告らには、被告の会員たる資格が認  
められない旨を主張する。

しかしながら、被告の主張する旧慣自体、前記(2)アのとおり、合理的な理  
由なく、女性を男性と差別するものであり、實際上、本件土地払下げ当時の  
住民の男子孫が他部落出身者と婚姻しても何ら会員資格を失うことはないの  
に、女子孫のみ他部落出身者と婚姻したというだけで、会員資格を有しない  
という取扱いをすることに、およそ合理的な理由は認められず、女性をその  
性別のみを理由として差別するものというほかない。

したがって、かかる不合理な差別を前提とする被告の主張は失当であり、  
採用することはできない。

(4) 以上によれば、被告に関する諸会則の規定のうち、被告の正会員たる資格を本件土地払下げ当時の住民の男子孫に限定する部分は、女子孫に対し、合理的な理由なく男子孫と異なる取扱いをするものであり、専ら性別のみによる不合理な差別を規定したものとイワざるを得ず、したがって、両性の平等を規定する憲法14条1項及び民法1条の2の趣旨に反し、男女間の平等的取扱いという公序に違反するものであるから、民法90条により無効といふべきである。

2 争点(2) (原告らは、被告の承諾を得たり、あるいは加入申込手続をすることなく、被告の会員たる地位を認められるか。) について

(1) 被告は、権利能力なき社団の構成員たる地位については、その社団の設立行為への参加若しくはその後の入会契約の締結により取得されるものであり、被告がいかなる者について会員資格を認めるか (入会契約を締結する相手方を誰とするか) は、契約自由の原則により、被告が自由に定めることができるものであるから、原告らにおいて、会員たる資格を男子孫に限っている被告に関する諸会則の規定の合理性、無効性を争う余地はない。また、仮に原告らが被告の会員たる資格を有するものとしても、原告らは、本件訴えの提起前に、被告に関する諸会則に規定する加入申込手続を履践していないのであるから、既に会員たる地位を取得していることを前提として、直接に、被告の会員たる地位の確認を求めたり、補償金の支払を求めることはできない旨主張する。

(2)ア そこで検討するに、一般的には、社団の構成員たる地位を取得するためには、設立行為への参加又は当該社団との入会契約が必要であると解されるが、私法上の団体、とりわけ権利能力なき社団においては、その団体の組織、内容等の点で様々なものがあり、いかなる者が当該社団の構成員となるかについては、入会契約の要否の点も含めて、当該社団の性格、成り立ち、従前の構成員の決定の仕方等、その実態に即して判断する必要がある

る。

イ 被告は、前記第2の1(1)及び(2)のとおり、近代法治国家成立以前から「柚山」として入会使用されてきた本件土地の管理処分等を目的として、明治39年の本件土地払下げ当時の金武部落民で本件土地の使用収益権（本件入会権）を有していた者（本件土地払下げ当時の住民）を基準とし、その者からその権利を承継した者らにより組織された入会団体（権利能力なき社団）であって、その成立過程に照らしても、社団の目的や構成員において、極めて血縁的、地縁的要素が強い団体であるといえる。被告の現行会則をみても、前記第2の1(3)のとおり、その規定上は、被告の正会員たる資格要件として、男子孫であるという性別要件を除けば、①本件土地払下げ当時の金武部落民でその使用収益権を有していた者の子孫であること（血縁的要件）、②現に金武区域内に住所を有し居住している者であること（地縁的要件）という要件以外には格別の資格要件は定められていない（同会則5条）。また、証拠（乙8、9、証人■■■■）及び弁論の全趣旨によれば、被告においては、被告の会員たる資格を認めるに当たり、被告に関する諸会則に規定されている加入手続（入会申請書の提出及びこれに対する役員会における審査）が必要とされ、実際にも、申請者からの入会申請書の提出及びこれに対する役員会における資格調査が実施されているものと認められるものの、その内容は、現行会則に規定する会員たる資格要件に該当するかどうかといういわば形式的な要件を審査するものにすぎず、それ以上に実質的な要件（例えば、構成員としての能力、資力等）を審査するものではないこと、証人■■■■が理事に就任した平成12年5月以降、入会申請を認めなかった事例は、現行会則5条の会員たる資格要件に該当しなかった者が申請した1例のみで、同条の要件を充足するにもかかわらず、会員たる資格を認めなかった事例はないことが認められる。

これらの事実等によれば、結局、被告の会員として本件入会権を有する者であるかどうかは、結局、男性であるという要件を除けば、①本件土地払下げ当時の金武部落民でその使用収益権を有していた者の子孫であるかどうかという血縁関係と、②現に金武区域内に住所を有し居住しているかどうかという地縁関係があるかどうかにより決せられることになるということができ、被告の会員となるためには、このような血縁関係及び地縁関係の要件を充足することが必要不可欠であり、かつ、それで十分である。

そうすると、被告における入会の申請及びこれに対する役員会の審査といった入会手続も、前記の血縁関係及び地縁関係という会員たる資格要件に該当するかどうかを形式的に審査するためのものにすぎず、被告の会員（構成員）となるためには、いわゆる意思表示の合致としての申込み及びこれに対する承諾といった契約を必要とするものと解することは相当でない。

すなわち、男性であるという性別要件を除いて考えると、前記血縁的要件及び地縁的要件を充足する者であれば、当然に被告の会員たる地位を取得すると解するべきである。

ウ したがって、男子孫であるという点を除く前記血縁的要件及び地縁的要件の各要件を充足する原告らは、被告に関する諸会則において、男子孫であるとの性別を被告正会員の要件として規定する部分が無効であるならば、被告の正会員たる資格要件を充足し、当然に被告の正会員たる地位を有する者に該当することになるから、被告の正会員たる資格を男子孫に限定する当該規定部分が無効である旨を主張して、被告の会員たる地位を有することを直接に確認することができ、併せて、被告の正会員たる地位に基づいて、本来支給されるべきであった補償金の支払を被告に対し求めることができるというべきである。

(3) よって、この点に関する被告の前記主張は採用することができない。

3 なお、乙5号証によると、平成12年に合併する前の旧部落民会会則では、旧金武部落民会の正会員たる資格を男子孫のみに限るような規定は見当たらないが、旧金武部落民会と同時期に併存している金武入会権者会ないし金武共有権者会においては、前記のとおり正会員たる資格を男子孫のみに限る会則が存することや、旧金武部落民会において原告らが正会員として補償金の支払を受けていたような形跡が本件証拠上窺えないこと（原告■■■■も、代行会員として補償金配分を受けていたものである。）に鑑みると、旧金武部落民会でも、実際は会員資格を男子孫のみに限る取扱いが行われていたものと推認することができる。

#### 第4 結論

以上の次第で、原告らの本訴請求は、いずれも理由があるから、これらを認容し、訴訟費用の負担につき民事訴訟法61条を、仮執行の宣言につき同法259条1項を適用して、主文のとおり判決する。

#### 那覇地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官 西 井 和 徒

裁判官 松 本 明 敏

裁判官 岩 崎 慎



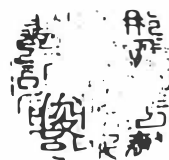


これは正本である。

平成15年11月19日

那覇地方裁判所民事第1部

裁判所書記官 石 橋 正



平成16年9月7日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成16年(ネ)第16号 地位確認等請求控訴事件 (原審・那覇地方裁判所平成14年(ワ)第1195号)

判 決

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の頭書事件について、当裁判所は、平成16年6月15日終結した口頭弁論に基づき、次のとおり判決する。

主 文

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人らの請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1, 2審とも、被控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者双方の申立て

1 控訴人

主文と同旨。

2 被控訴人ら

- (1) 本件控訴を棄却する。
- (2) 控訴費用は、控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

本件は、「杣山」と呼称される林野の入会権を有していた部落住民の女子孫である被控訴人らが、入会権者らを構成員とする団体であって当該入会地の管理・処分を行っている控訴人を相手として、当初の入会権者らの子孫であって現に部落に居住する住民であれば誰でも入会権者として入会地を使用収益する権能を有しており、控訴人の正会員の資格を原則として当初の入会権者らの男子孫に限る控訴人の会則規定は、専ら性別のみを理由とする不合理な差別を定めたもので、憲法14条1項、民法1条の2に違反し、同法90条により無効

であるなどと主張して、被控訴人らが控訴人の正会員たる地位を有することの確認を求めるとともに、控訴人の正会員たる地位に基づいて、控訴人に対し、被控訴人■■■■■につき平成13年度及び平成14年度に支払われるべき補償金合計120万円、その余の被控訴人らにつき平成4年度から平成14年度までの間に支払われるべき補償金合計各306万円並びにこれらに対する本件訴状送達の日翌日である平成14年12月12日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

1 当事者間に争いのない事実等（証拠掲記のないものは、争いが無い。）

(1) 当事者

被控訴人らは、いずれも明治39年に金武村（現在の金武町及び宜野座村）所在の「杣山」と呼ばれる林野が国から払い下げられたときに同村金武部落（現在の金武区域。以下「金武部落」という。）の住民であって「杣山」の入会権（以下「本件入会権」という。）を有していた者（以下「払下げ当時の住民」という。）の子孫であって、遅くとも平成4年以降現在に至るまで金武区域内に住所を有し居住している者である（甲4ないし29の各1・2、弁論の全趣旨）。

控訴人は、金武町の「慣習による金武町公有財産の管理等に関する条例」（昭和57年1月6日制定金武町条例第1号。以下「本件条例」という。）1条の趣旨に基づき、同2条に規定する部落民及びその男子孫の世帯主又はその家の代表者をもって組織し、同3条、4条に規定する財産（当該部落民に使用権の設定されている公有財産として管理処分等が定められている土地。以下「本件公有土地」という。）及び個人名義で登記されている部落有地（以下「本件部落有地」という。また、本件公有土地と併せて「本件土地」という。）の管理及び処分並びに会員相互の発展に寄与することを目的とする団体である（乙1）。

(2) 本件土地の払下げから控訴人設立までの経緯等

#### ア 本件土地の払下げ等

本件土地は、古来「杣山」と呼称される入会地であって、明治32年公布の沖縄県土地整理法によりいったん官有地とされ、明治39年に沖縄県杣山特別処分規則により金武部落に払い下げられた。

その後、本件土地のうち本件公有土地は、昭和12年ころに金武村の公有財産に編入され、昭和57年以降は金武町の公有財産に編入されて管理・処分等が行われ、公有財産に編入されなかった土地（本件部落有地）は、部落代表者の個人名で登記され、管理・処分等が行われてきた。

本件土地は、第二次世界大戦後、国が賃借した上で米軍基地として使用され、その賃料（いわゆる軍用地料）は、控訴人により収受、管理され、その一部が入会権者である控訴人の構成員（会員）らに対し、毎年度補償金として分配されている。

#### イ 旧「金武部落民会」

入会団体たる金武部落は、本件土地の払下げ後、同部落の旧来の慣習及び規則に基づき本件土地の管理・処分等を行ってきた。なお、本件公有土地については、その官有財産化後は、金武部落が金武村との間で締結した協定ないし合意に基づき管理・処分等がなされていたが、本件条例が制定されると、これに対応して、昭和57年7月12日に控訴人の前身となる「金武部落民会」（以下「旧金武部落民会」という。）が設立されたうえ、「金武部落民会会則」（乙5。以下「旧部落民会会則」という。）が制定され、同条例に規制される形で本件公有土地の管理・処分等が行われてきた。

#### ウ 金武入会権者会及び金武共有権者会

本件部落有地については、金武部落の従来規則及び慣習に基づき管理・処分等がなされていたが、昭和31年9月16日にこれらを参照、整理した「金武共有権者会会則」（甲3。以下「共有権者会会則」という。）

が制定され、同会則に基づいて、「金武共有権者会」の名称で管理・処分等が行われるようになった。さらに、昭和61年3月19日に会の名称が「金武入会権者会」に変更され、それに伴い会則の名称も「金武入会権者会会則」（乙4。以下「入会権者会会則」という。）に変更された。

#### エ 控訴人の設立

旧金武部落民会が設立された昭和57年以降、金武部落では、外観上、本件公有土地の管理・処分等を行う同会と、本件部落有地の管理・処分等を行う金武入会権者会の2会が併存する状況となったが、両会の実態が同一であったことから、平成12年5月19日、両会が合併して控訴人が設立され（乙6）、これに伴い改正前の「金武部落民会会則」（甲2。以下「前会則」という。）が制定された。その後、平成14年5月17日に前会則を改正したものが現行の「金武部落民会会則」（乙1。以下「現行会則」という。）である（以下、現行会則、前会則、旧部落民会会則、入会権者会会則、共有権者会会則を「控訴人に関する諸会則」と総称することがある。）。

### (3) 控訴人に関する諸会則における会員資格に関する規定

控訴人に関する諸会則には、会員たる資格について、次のような規定がある。

#### ア 共有権者会会則第6条

1項 この会の会員とは金武の行政区域に住所を有しかつ会員名簿に登録されている者をもって会員とする。

2項 前項の会員の男子が相続し又はその者の男子孫が分家しかつ前項に規定する区域内に住所を有する者はその世帯主である者の届出によって入会することができる。但し入会申込は毎年6月30日までとする。

(甲3)

#### イ 入会権者会会則第6条

1 項 この会の会員たる資格は明治以前から金武の部落民として入会地を求めた者及びその者の男子孫。

2 項 昭和20年3月1日以前から金武区民として世帯を構え、かつ毎年区の行政費として木草賃を納付していた者及びその者の男子孫。

3 項 前各項に該当する会員は金武区の行政区域に居住し、かつ、会員名簿に登載された者とする。(乙4)

ウ 旧部落民会会則第5条

1 項 この会の会員は、正会員及び準会員とする。

2 項 この会の正会員は、条例(本件条例)第1条、第2条の規定に基づき明治39年杣山払い下げ当時当該部落の住民として、杣山の使用収益権を有していた者の子孫で現に金武区の行政区域内に居住し、かつこの会の会員名簿に登載された世帯主をもって正会員とする。(乙5)

エ 前会則及び現行会則各第5条

1 項 この会の会員は正会員及び準会員とする。

2 項 この会の正会員は条例(本件条例)第1条及び第2条の規定に基づき明治39年杣山払い下げ当時の金武部落民で杣山等の使用収益権(入会権・民263)を有していた者の男子孫で現に金武区域内に住所を有し居住しているものとする。

3 項 この会の準会員は明治40年から昭和20年3月まで杣山等を利用していた(入会権・民294)者又はその男子孫で現に金武区域内に住所を有し居住しているものとする。(甲2, 乙1)

(4) 控訴人に関する諸会則における女性の会員資格等に関する規定

控訴人に関する諸会則には、女性の会員等の資格に関し、下記ア、イのような規定があり、また、女性に対する入会補償の支給に関しては、下記ウ、エのような規定がある。

ア 共有権者会会則及び入会権者会会則各第9条（代行権の資格及び制限）

この会の会員が死亡しその者に男子孫の後継者が不在の場合その者と生前から同居していた女子孫がその家に引続き残存し後継的状态にある場合は理事会の議によって会員としての代行権を附与することができる。しかし、その権利は会員であった者の死亡した日から起算し、満33年間に限る。ただし、右期間内であってもそれに代わる後継男子がでてきたとき、または代行権を有する者がその家を出たとき、もしくは会員であった者の位牌が別に移動し代行権者の手を離れたときはその日をもって代行権を失うものとする。

イ 前会則

第6条（代行会員）

1項 この会の会員が死亡しその者に男子孫の後継者が不在の場合その者と生前から同居していた女子孫がその家に引き続き居住し、後継的状态にある場合は本人の申し出により役員会の議を経て会員としての代行権を附与することができる。

2項 前項の代行権の期限は会員であった者の死亡した日から起算し33年とする。但しその期限内であってもそれに代わる後継男子ができた時又は代行権を有する者がその家を出た時、もしくは会員であった者の位牌が別に移動し代行権者の手を離れた時はその日をもって代行権を失うものとする。

第7条（特例会員）

第5条に規定する会員の女子孫で満50歳を超え金武区域内で世帯を構え独立生計にある者は本人の申し出により役員会の議を経てその者の一代限り特例会員として会員同等の権利を附与することができる。

ウ 入会権者会会則第6条の2（特例）

第6条に規定する会員の女子孫で50才を超え金武区の行政区域内で世

帯を構え独立生計にある者は本人の申出により理事会の議を経てその者の一代限り特例として会員同等の入会補償金を支給することができる。

エ 現行会則第48条（女子世帯及び長男世帯）

1項 第5条に規定する会員の女子孫及び長男で満50歳を超え金武区域内で世帯を構え独立生計にある者は特別の事情に鑑み特別措置として本人の申し出により役員会の議を経て入会補償を予算の定めるところにより支給することができる。但し女子孫についてはその者の一代限り、長男については現会員からの譲渡及び相続がなされるまでの間とする。

(5) 控訴人に関する諸会則における会員への補償支払に関する規定

控訴人に関する諸会則には、会員への補償支払に関し、次のような規定がある。

ア 入会権者会会則第60条（収益金の処分）

1項 財産収益金はこの会の運営に必要な経費を控除し次の各号に処分することができる。

3号 会員への入会権補償

2項 前項によって処分するときはその年度の予算に計上しなければならない。（乙4）

イ 前会則第42条（補償金）

この会の会員に賃貸料の一部を予算の定めるところにより補償金を支給することができる。（甲2）

ウ 現行会則第40条（補償金）

この会の会員に賃貸料の一部を予算の定めるところにより補償金を支給することができる。（乙1）

(6) 平成4年度ないし平成14年度における補償金の支払額

控訴人及びその前身である金武入会権者会が、平成4年度から平成14年



度までの間に、各正会員に対して支払った補償金の額は、別表のとおりである。

## 2 争点

(1) 被控訴人らが入会権者たる資格を取得したか、否か。

(被控訴人らの主張)

ア 控訴人は、金武部落の慣習では本件入会権は部落の構成員である家の代表に帰属するとするが、入会権が部落に総有的に帰属する場合、その部落の居住者であれば原則として誰でも入会権者として入会地を使用収益する権能を有するのであり、控訴人の主張するような本件入会権が家族ないし世帯に帰属するという慣習は存在しない。控訴人に関する諸会則には会員資格を世帯主に限る旨の規定はないし、控訴人の主張する世帯主の意義自体が明らかでない。控訴人は、入会権者から成る入会団体としての性格のみを有するものではなく、団体として收受する軍用地料の管理・保管、構成員への分配等を行っている権利能力なき社団であるから、入会団体と同様に世帯を単位として構成員を定めなければならないものではない。金武部落での慣行を確認した本件条例においても、本件土地払下げ当時の住民の子孫という限定以外に特段の限定はない。また、控訴人と同様に杣山の入会権者の子孫を構成員とし、杣山に所在する土地を管理している旧金武村に所属する他の団体（漢那杣山権利者会、並里財産管理会、伊芸財産保全会及び惣慶杣山権利者会）は、いずれも会員資格を男子に限る規定は設けていない。

したがって、男子孫であることや世帯主であることを入会権者たる資格取得の要件とする慣習はなく、払下げ当時の住民の子孫であって現在金武区域内に住所を有する被控訴人らは、当然に入会権者たる資格を有する。

イ 仮に控訴人の主張するような慣習が存在するとしても、そのような慣習が前提とする家制度は、男性を家の中心的存在である家長として優遇する

封建的制度であり、かかる家制度自体が性別による差別の禁止及び両性の平等に反し公序に違反するから無効である。この点は、控訴人の主張するように沖縄の家制度が、旧民法と無関係の沖縄独自の風習に基づく家制度であったとしても同様というべきである。控訴人に関する諸会則には、控訴人の正会員たる資格を本件土地払下げ当時の住民の男子孫に限定する規定部分が存するが、当該規定部分は、専ら女性であることのみを理由として差別するものであり、そのように控訴人の正会員たる資格について男女間において異なる取扱いをすることには合理的理由がない。したがって、当該規定部分は、性別のみによる不合理な差別を定めたものとして、両性の平等を規定する憲法14条1項及び民法1条の2に違反し、男女間の平等的取扱いという公序に違反するから、同法90条により無効である。この点に関し、控訴人が控訴人の正会員たる資格を本件土地払下げ当時の住民の男子孫に限ることは不合理なものではないとして主張する点は、次のとおり、いずれも正会員たる資格について男女間で異なる取扱いをすることの合理的理由にはならない。

(ア) 慣習に基づくとの点について

本件入会権が部落の構成員である家の家長に帰属するというような慣習は存在しないし、仮に存在するとしても、公序に違反する慣習は無効であるから、合理的理由にはならない（法例2条）。

(イ) 女性にも一定の措置を講じているとの点について

控訴人は、女性に対しても、一定条件の下に会員に準ずる資格を認め、補償金を支給しており、女性であることを理由に会員資格を排除していない旨を主張するが、そのような制度があるからといって、正会員たる資格を男性に限ることに合理的理由があるということにはならない。すなわち、控訴人に関する諸会則においては、従前、女性について代行会員や特別会員として会員たる資格が与えられていたものの、依然として

正会員の資格は与えられていなかった。また、代行会員や特例会員の制度は、男性が正会員であることを前提として正会員である男性の妻などにその男性の地位が承継される形で与えられていたのであって、女性につき合理的な理由なく差別的取扱いをしていたものである。そして、現在、控訴人からその会員またはこれに準じて取り扱われている女性は、従前の代行会員、特例会員と全く同じ条件によってその地位を認められているのであり、結局、控訴人が男性と女性を差別していることに合理的な理由がないことには変わりはない。

(ウ) 被控訴人らが金武部落民以外の者と婚姻していることについて

控訴人は、金武部落の慣習に基づき、入会権は家に帰属するものであることを前提に、金武部落民以外の者と婚姻した被控訴人らに控訴人の会員たる資格はない旨を主張するが、元々本件土地払下げ当時の住民の子孫で、本件土地に入山できるようになれば直ちに本件土地を生活のために利用できる立場にいる者という意味で、金武区域内にいる者であれば控訴人の構成員となり得るのである。その構成員が女性であっても同様であり、他部落出身の者と婚姻したからといって入会権を承継する資格を失うという慣習はない。また、金武部落民の男性が金武部落民以外の者と婚姻しても正会員たる資格を失うことはないのに対し、女性が金武部落民以外の者と婚姻したというだけで正会員たる資格を奪われることに合理的理由はない。被控訴人らは、金武部落民以外の者と婚姻したといっても、いずれも金武部落内に居住する者であり、会則上、かかる者は正会員の資格を有する。

(控訴人の主張)

ア 一般に入会権は、慣習に従い長年にわたって管理、処分されてきたものであるから、本件入会権についても、金武部落における慣習に従って管理、処分されるものである。

すなわち、本件入会権は、本件土地払下げ当時の部落民で、かつ、その使用収益権を有していた者に帰属していたものであるところ、金武部落においては、入会権を有する者の男子孫（家族ないし世帯の代表者）がこれを承継するものとされていた。控訴人に関する諸会則は、この慣習に従い、正会員たる資格を原則として男子孫に制限したものである。本件入会権は、金武部落民に総有的に帰属するものと解されるが、ここでいう金武部落民とは、本件土地払下げ当時の金武部落に居住していた部落民全員を指すものではなく、当時の金武部落を構成する社会的単位となっていた家（沖縄の慣習に従った「家」であり、必ずしも旧民法でいう「家」とは同一でない。）を構成単位とするものであった。したがって、他部落出身者は、金武部落内に居住していても入会権の帰属主体となる金武部落の構成員とはされなかったし、金武部落の居住者であっても他部落の男性と婚姻した女性は、金武部落の構成員とはみなされなかった。部落の構成員は家が単位とされ、かつ、家の家長たる男性が構成員としての権利を有し、その家族は金武部落が定める規則及び部落の慣行に従って使用収益権を行使するものとされ、入会権の帰属者と入会地の使用収益とは異なるものとして取り扱われてきたのである。入会団体を構成する基本単位は、当該地域集団における「家」ないし世帯であり、権利義務もすべて「家」ないし世帯に属するから、入会権者たる個人とは「家」ないし世帯を代表する個人を指すものと解するのが入会権についての一般的な解釈である。

したがって、男子でも世帯主でなければ入会権者（控訴人の構成員）たる資格を認められない。にもかかわらず、被控訴人らの主張によれば、世帯主であるか否かを問わず、払下げ当時の入会権者の子孫であって現在金武区域内に居住するという要件を満たすだけで誰でも入会権者たる資格を取得するという極めて奇妙な事態を招来することとなる。

被控訴人らは、旧金武村に所属する他の団体（漢那杣山権利者会、並里

財産管理会、伊芸財産保全会及び惣慶杣山権利者会)の会則には会員資格を男子に限定する規定はないと主張するけれども、これらの会則は、古いものでも昭和48年(惣慶権利者会。乙19)、最近のものでは平成14年に施行ないし会則変更されたものに過ぎない。また、控訴人と同様に会員資格を男性に限定する入会団体も多数存在する(屋嘉財産管理会、財団法人嘉手納町野里共進会等)。

控訴人に関する諸会則は、入会権に関する慣習を基本にしながら、本件入会権の性格、金武部落の構成、管理処分等に関する規則を受け継いで制定されたものであり、歴史的、社会的、法的にみて不合理な差別と評されるものではない。入会団体の活動の主体は家族であって、一つの家族から選出される一名の者を構成員とすることは平等の要請にかなうものであり、合理的である。控訴人の会則第1条が「この会は・・・世帯主又はその家の代表者をもって組織し・・・」と規定し、同第5条4項において「二世帯以上同居している場合は一世帯と看做す。」としているのもこの趣旨である。実際の運用においても世帯単位の原則が維持されており、世帯主でない者が会員として扱われたことはない。

イ 上記のような慣習ないし控訴人に関する諸会則の規定は、合理的な理由を有するものであって公序良俗に違反しない。

控訴人に関する諸会則は、正会員たる資格について基本的な変更はみられないが、女性の代行権等については次のような経過が存する。すなわち、共有権者会会則及び入会権者会会則では、女子孫について、男子孫が存しない場合に限って当該家の男子孫が有すべき会員権を代行する制度(会員権代行制度)を設け、また、入会権者会会則では、一代限りの特例として会員同等の入会補償金を支給する規定を設けるなど、会員権の代行や特例の形で入会補償金を一定の条件を具備する女子孫に支給する途を用意していた。前会則では、女子孫について、会員権代行制度に付加する形で、特

例会員制度を設け、特別会員となる途も残していた。そして、現行会則においても、一定の要件の下に女子孫に対して入会補償金の支給を認めている。また、控訴人においては、正会員の資格を有した男子孫が死亡し、それを継承する男子孫がない場合、または男子孫が幼少である場合には、例えば前会則ないし現行会則1条の「その家の代表者」の解釈として、部落会の承認で正会員であった男子孫の配偶者について会員に準ずる扱いを認めてきており、決して女性であることを理由に会員資格を排除しているものではない。なお、仮に、性別により異なる取扱いをする規定が公序に違反すると評価されるとしても、世帯（家族）単位で一人の代表を定め、これを会員とすることについては合理的理由があるところ、被控訴人らは、「世帯主」に該当しないから、いずれにしても入会権者たる資格を有しない。

ウ 前記のとおり、本件入会権は、慣習によれば、当時の金武部落を構成する社会的単位となっていた家に帰属するものであったから、他部落出身者は、金武部落内に居住していても入会権の帰属主体となる金武部落の構成員とはされなかったし、金武部落民であっても他部落の男性と婚姻した女性は、金武部落の構成員とはみなされなかった。かかる慣習に従えば、被控訴人らは、いずれも他部落出身者と婚姻した者であり、控訴人の正会員たる資格を有しない。

(2) 被控訴人らが加入申込手続又は控訴人の承諾なくして控訴人の構成員（正会員）たる地位を取得するか、否か。

（被控訴人らの主張）

通常、社団においてその構成員たる地位を得るには、その社団の設立行為への参加もしくはその後の入会契約締結が必要であるが、私法上の団体には様々なものがあり、それぞれの団体の構成員となる要件ないし入会の要件は、それぞれの団体の実態に即して判断されなければならない。特に、法人と異

なる権利能力なき社團においては、その団体の組織、内容等は様々であり、当該社團においていかなる者が構成員となるかについては、そのために必ず入会契約が必要であると解するのは相当でなく、当該社團の性格、成り立ち、従前の構成員の決定の仕方等その実態に即して判断されなければならない。なかでも、近代法治国家成立以前から存在する団体を承継する形で現在まで存続する団体にあつては、血縁関係にあるか否かなどその団体の性格に合わせた基準・要件で構成員であるか否かが判断され、かかる団体の構成員の資格取得については入会契約は不要といふべきである。

ところで、控訴人は、近代法治国家成立以前から「杣山」と呼ばれる本件土地を生活のために使用するなどして入会権を持っていた者達の子孫で、明治39年に本件土地の払下げがなされた当時の部落民で本件土地の使用収益権を有していた者からその権利を承継した者らにより組織された入会団体であつて、その設立時から厳格な設立行為への参加が行われていたか、また、各会員について厳格に入会契約手続が取られていたか定かではなく、むしろ、そのような厳格な手続が取られていたかは疑わしい。仮に、特定の会員についてそのような手続が取られていたとしても、その承認等に法的意味はないといふべきである。

控訴人の構成員決定の実態としては、明治39年当時本件土地を使用していた者達の子孫であるという血縁関係と、仮に米軍基地が返還された場合に従前同様本件土地を使用できること、すなわち、金武区域内に居住しているという地縁関係があれば、当然に控訴人の構成員になり得るものであつた。ただし、控訴人においては、これらの要件に加えて性別という資格要件を設け、構成員となる資格を男性に限定したきたのである。現行会則上も、正会員の要件は、性別の要件を除けば、血縁関係及び地縁関係の要件が必要とされている。なお、現行会則7条において、加入手続として「第5条に規定する会員の男子孫が相続し又はその者の男子孫が分家しその世帯主の届出によ

って役員会の議を経て加入することができる。」と規定されているが、当該規定は、会員の承継の場合の手續要件について定めているのみであり、控訴人の入会について入会契約を必要とするものではない。

以上のとおり、控訴人の実態としては、構成員であるためには、本件土地払下げ当時の住民の子孫であるという要件（血縁関係の要件）及び金武区域内に現在も居住しているという要件（地縁関係の要件）を満たしていればよく、入会契約は不要である。

したがって、以上の血縁関係及び地縁関係という2つの要件を満たしている被控訴人らは、男子孫に限るという性別要件が無効であれば、当然に控訴人会員となる。それゆえ、被控訴人らは、現行会則の無効を主張することができ、これが無効であれば控訴人の正会員の地位にあるから、その地位の確認も当然に請求できる。

(控訴人の主張)

ア 権利能力なき社団の構成員たる地位は、その社団の設立行為への参加若しくはその後の入会契約（入会希望者による入会申込と社団による承諾）により取得されるものであり、社団の設立後にその会員の地位を主張するには、入会契約が前提となる。それゆえ、被控訴人らにおいて、控訴人が被控訴人らを会員として承認しないことを法的に争うには、私法上の権利として、被控訴人らが控訴人に対し合理的理由のない限り入会を承諾することを求める権利を有していることが前提となり、そのような権利が存しない限り、会員資格を定めた規定の合理性を争う余地はない。しかるに、控訴人がいかなる者について会員資格を認めるか（入会契約を締結する相手方を誰とするか）については、契約自由の原則より、控訴人が自由に定めることができるのであるから、会員たる資格を本件土地払下げ当時の住民の男子孫に限っている控訴人に関する諸会則の規定は有効であり、被控訴人らが当該規定の合理性、無効性を争う余地はない。



イ また、仮に、被控訴人らが控訴人の会員になり得る資格を有するものとしても、被控訴人らは、本件訴えの提起前に、現行会則7条に規定する加入申込手続を履践していないのであるから、既に会員たる地位を取得していることを前提として、直接に、控訴人の会員たる地位の確認を求めたり、補償金の支払を求めることはできない。

ウ 控訴人においては、男子の場合でも入会申込みなしに会員資格を認めた前例はなく、まして入会以前に遡って会員資格を認め、過去の補償金を分配した前例もそのような慣習もない。

### 第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (被控訴人らが入会権者たる資格を取得したか、否か。) について

(1) 本件土地は、古来「杣山」と呼称される入会地であり、明治32年公布の沖縄県土地整理法によりいったん官有地とされたが、明治39年に沖縄県杣山特別処分規則により当時の金武部落に払い下げられたこと、払下げ当時の金武部落の住民らが杣山の入会権(本件入会権)を有していたこと、その後、本件土地のうち本件公有土地は、昭和12年ころに金武村の公有財産に編入され、昭和57年以降は金武町の公有財産に編入されたこと、公有財産に編入されなかった土地(本件部落有地)は、部落代表者の個人名で登記されたこと、払下げ後、入会団体たる金武部落が、本件公有土地については金武町との間で協定を締結した上、本件土地の管理・処分等を行ってきたこと、本件土地の管理・処分を行う団体として、本件部落有地につき昭和31年に「金武共有権者会」が発足し、本件公有土地につき昭和57年に旧「金武部落民会」が発足したが、両会の会員及び実態は同一であったこと、平成12年5月19日、両会が合併して控訴人が発足したこと、控訴人は、金武部落民及びその男子孫の世帯主又はその家の代表者をもって組織し、本件土地(本件公有土地及び本件部落有地)の管理及び処分並びに会員相互の発展に寄与することを目的とする権利能力なき社団であるとされ、以後は控訴人が

本件土地の管理・処分等を行っていること、本件土地は、第二次世界大戦後は国が賃借した上で米軍基地として使用されており、控訴人は、その賃料（いわゆる軍用地料）を収受、管理して、その一部を入会権者である控訴人の構成員らに対し、毎年度補償金名目で分配していることの各事実は、いずれも第2の1に認定したとおりである。

これらの事実からすれば、本件土地（本件公有土地及び本件部落有地）は入会地であって、控訴人は、本件土地の入会権者らを構成員とする入会団体であると認められるから、被控訴人らが控訴人の構成員たる地位を有するというためには、まず、被控訴人らが入会権者であること（本件入会権を取得したこと）が認められる必要がある。そして、入会権については各地方の慣習に従うとされているから（民法263条、294条）、入会権の得喪についても当該地方の慣習によって定められるべきものであって、慣習によらずに相続や譲渡等によって当然に入会権の得喪が生じることはない。したがって、被控訴人らが入会団体たる控訴人の構成員たる地位を有するというためには、被控訴人らが当該地方（金武部落）の慣習に基づいて本件入会権者たる資格を取得したことが認められなければならない。

なお、被控訴人らは、控訴人は入会権者から成る入会団体としての性格のみを有するものではないと主張するところ、その主張の趣旨は必ずしも明らかでない。たしかに、本件土地は、第二次世界大戦後は米軍基地として使用されていて、現在は個々の入会権者が直接入会地に立ち入ってその産物を取得するといった形態での利用が行われているわけではないけれども、入会権に基づく入会地の利用形態には様々なものがあり、入会団体が入会権者以外の第三者（国）との間で契約を締結してその利用の対価を徴収したとしても、当該契約に基づく利用の対価としての収入は入会権者からなる入会団体の総有に帰するものであるし、契約終了後は入会団体ないし入会権者の総意によって入会地の利用形態を変更することもできるのであるから、このような利



用形態を取っているからといって、本件土地の入会権が消滅するわけではないことはもちろんであるし、このことから直ちに本件入会権の内容ないし控訴人の入会団体としての性質が変容を受けるとか、通常の入会権と異なる取扱いをすべきであるなどということもできない。したがって、被控訴人らの上記主張は採用することができない。

(2) そこで、被控訴人らが慣習に基づいて入会権者たる資格を取得したか否かを判断する前提として、入会権者たる資格の得喪に関する金武部落の慣習がどのようなものであったかについて検討する。

ア 第2の1に認定した事実に、証拠（甲1ないし3, 30, 乙1, 4ないし6, 7, 10, 証人■■■■, 被控訴人■■■■本人）及び弁論の全趣旨を総合すれば、以下の事実を認めることができる。

(ア) 金武村（現在の金武町及び宜野座村）の集落（金武部落）の住民らは、古来、杣山に入って薪を取ったり材木を伐採するなどしていた。杣山は、明治32年公布の沖縄県土地整理法によりいったん官有地とされたが、明治39年、沖縄県杣山特別処分規則により、当時の金武部落民らが30年の年賦償還で本件土地の払下げを受けた。その購入代金は、村頭（区長）が、昭和8年まで正規の部落民である各戸主から償還金を賦課徴収して支払った。

入会団体たる金武部落は、本件土地の払下げ後、同部落の規則及び慣習に基づき本件土地の管理・処分等を行ってきた。なお、本件土地のうち本件公有土地は、昭和12年ころに金武村の公有財産に、昭和57年以降は金武町の公有財産に編入されたが、これについても、金武村との間で締結された協定ないし合意に基づき、金武部落がその管理・処分等を行っていた。

本件土地の払下げ後第二次世界大戦末期まで（明治40年から昭和20年3月まで）に他地区から金武部落に移住した者（寄留民）について

は、各戸につき、木草金（木草賃）として毎年50銭を金武区事務所に納入することにより杣山の木草の採取が認められ、また、各戸につき200円を納付すれば金武部落民としての資格を得ることができた。

(イ) 昭和31年9月16日、本件部落有地の入会権者らを構成員とする団体として金武共有権者会が発足するとともに、金武部落の従来の規則及び慣習を参照、整理して共有権者会会則（甲3）が制定され、以後は同会則に基づいて「金武共有権者会」の名称で本件部落有地の管理・処分等が行われるようになった。昭和36年から昭和38年にかけて、数回にわたり委員会が開催され、本件部落有地の共有権者（入会権者）の確認等について議論が行われた結果、戦前に正規の寄留手続を経て金武行政区に世帯を構成していた者を基準とすること、村外居住者は戦前の戸主とし、村外での分家者については復帰することにより入会権者たる地位を認めること、配分の基準は戸数制とすることなどが確認された。なお、金武共有権者会は、昭和61年3月19日に会の名称が「金武入会権者会」に変更され、それに伴い会則も変更されて入会権者会会則（乙4）が制定された。

他方、本件公有土地については、上記のとおり金武町の公有財産に編入された後も、金武村との協定ないし合意に基づいて金武部落が管理・処分等を行っていたが、昭和57年1月16日に金武町により本件条例（甲1）が制定された。本件条例は、明治39年に政府から杣山の払下げを受けた各部落（金武部落もこれに含まれる。）の使用権について、杣山を公有財産に統合する際に各部落との間で協定のあったことを確認し、その財産の管理、処分に関し必要な事項を定めることを目的とするものであった。本件条例の制定に対応して、昭和57年7月12日、控訴人の前身となる旧金武部落民会が設立され、旧部落民会会則（乙5）が制定された。

旧金武部落民会が設立された昭和57年以降、金武区域（旧金武部落）では、外観上、本件公有土地の管理・処分等を行う同会と、本件部落有地の管理・処分等を行う金武入会権者会の2会が併存する状況となったが、両会の実態が同一であったことから、平成12年5月19日、両会が合併して控訴人が設立され、これに伴い前会則（甲2）が制定された。その後、平成14年5月17日に前会則が改正され、現行会則（乙1）となった。

(ウ) 控訴人に関する諸会則には、会員資格等について、以下のように規定されている。

A 昭和31年9月16日に制定された共有権者会会則（甲3）では、金武の行政区域に住所を有しかつ会員名簿に登載されている者が会員資格を有すると規定し（6条1項）、会員の男子が相続し又はその者の男子孫が分家しかつ前項に規定する区域内に住所を有する者はその世帯主である者の届出によって入会することができる（同条2項）とされていた。

また、会員の男子孫が区域内で分家し独立生計にある者等は申出によって入会することができること（7条1項）、会員が死亡したとき又は区域内の住居の家族と別れて別居した場合は、その者の妻か男子孫のいずれかが後継会員となること（8条1項）、会員が死亡しその者に男子孫の後継者がいない場合、その者と生前から同居していた女子孫がその家に引き続き残存し後継的状态にある場合は理事会の議により会員として代行権を付与することができるが、その権利は満33年間に限ること（9条）などの規定があった。

B 昭和61年3月19日に会の名称が共有権者会から金武入会権者会に変更されたのに伴い変更・制定された入会権者会会則（乙4）は、その目的として、慣習を明文化し入会地の利用及び収益を会総体のた

めに適正に管理運営することと規定し（1条），会員資格について，①明治以前から金武の部落民として入会地を求めた者及びその男子孫（6条1項），並びに，②昭和20年3月1日以前から金武区民として世帯を構え，かつ毎年木草賃を納付していた者及びその男子孫（同条2項）であって，金武区の行政区域内に居住し，かつ会員名簿に登載された者と規定していた。同会則は，会員の男子孫が相続し又は分家した場合や会員が死亡した場合等について，概ね上記Aと同趣旨の規定があった（7条1項，8条1項，9条1項）ほか，会員の女子孫で50歳を超え金武区の行政区域内で世帯を構え独立生計にある者は，本人の申出により理事会の議を経て一代限り特例として会員同等の入会補償金を支給することができる旨の規定（6条の2）が新設された。

C 昭和57年7月12日に本件公有土地につき旧金武部落民会が設立されたのに伴って制定された旧部落民会会則（乙5）は，会員を正会員及び準会員と規定していた（5条2項）。正会員とは，払下げ当時（明治39年）に住民として杣山の使用収益権を有していた者の子孫で現に金武区の行政区域内に居住し，会員名簿に登載された世帯主であり（同条2項），準会員とは，明治40年から昭和20年まで杣山を利用していた者又はその子孫で現に金武区の行政区域内に居住し，会員名簿に登載された世帯主とされた（同条3項）。なお，一家に二世帯以上同居している者は一世帯とみなす旨の規定があった（同条4項）。

同会則には，会員の男子孫が相続し又は分家した場合について，その世帯主たる者の届出によって理事会の議を経て入会することができる（6条1項）との規定があったが，それ以外には，会員の妻や女子孫が会員たる地位を取得する場合等についての規定はない。

D 平成12年5月19日，旧金武部落民会と金武入会権者会が合併し

て控訴人が設立されたのに伴い制定された前会則（甲2）では、同会は本件条例2条に規定する部落民（杣山払下げ当時の部落民及び当該部落民会の協議によって会員と定めた者）及びその男子孫の世帯主又はその家の代表者をもって組織するものとされていた（1条）。会員を正会員及び準会員としていること（5条1項）は旧部落民会会則と同様である。また、正会員及び準会員の定義も概ね旧部落民会会則に類似しているが、前会則においては、いずれも「男子孫」と規定している一方、「世帯主」とは明記されていない点が旧部落民会会則とは異なる。

前会則には、会員の男子孫が相続し又は分家した場合について、その世帯主の届出によって役員の議を経て入会することができること（9条1項）、会員が死亡しその者に男子孫の後継者がいない場合、その者と生前から同居していた女子孫がその家に引き続き居住し、後継的状态にある場合は本人の申出により役員会の議を経て会員としての代行権を付与することができるが（6条1項）、その権利は会員であった者の死亡した日から起算して33年とすること（同条2項）、会員が2世帯以上同居している場合は一会員とみなすこと（同条3項）、会員の女子孫で満50歳を超え金武区域内で世帯を構え独立生計にある者は、本人の申出により役員会の議を経て一代限り特例会員として会員同等の権利を付与することができること（7条）などが規定されていた。

E 平成14年5月17日、前会則が改正されて現行会則（乙1）が制定された。現行会則は、部落民及びその男子孫の世帯主又はその家の代表者をもって会を組織すること（1条）、会員を正会員及び準会員としていること（5条1項）、正会員は払下げ当時の部落民（入会権者）の男子孫で現に金武区域内に住所を有し居住している者とし（同

1

条2項)、準会員は明治40年から昭和20年3月まで柚山等を利用して入会権者又はその男子孫で現に金武区域内に住所を有し居住している者とする(同条3項)、会員が二世帯以上同居している場合は一会員とみなす(同条4項)、会員の男子孫が相続し又は分家した場合について、その世帯主の届出によって役員議を経て入会することができる(7条1項)などは、前会則の規定と同様である。また、現行会則は、会員の女子孫及び長男で満50歳を超え金武区域内で世帯を構え独立生計にある者は、特別措置として本人の申出により役員議を経て入会補償を予算の定めるところにより支給することができるが、女子孫については一代限り、長男については現会員からの譲渡及び相続がなされるまでの間とする(48条)と規定している。ただし、会員が死亡しその者に男子孫の後継者がいない場合、一定の条件の下に女子孫に会員としての代行権を付与することができる旨の前会則の条項は、会則案(乙6)には存在したものの現行会則には存在しない。

- (エ) 金武共有権者会、金武入会権者会、旧金武部落民会及び控訴人においては、概ね控訴人に関する諸会則に従い、入会資格(入会権者たる資格)の審査及び手続が行われてきた。

もともと、現行会則及び旧部落民会会則には、会員が死亡しその者に男子孫の後継者がいない場合、一定の条件の下に女子孫に会員としての代行権を付与することができるなどの条項が存在しないことは上記(ウ)に認定したとおりであるけれども、控訴人においても、現実の運用としては、会員が死亡し、男子孫の後継者がいない場合や幼少である場合などには、その妻を正会員として取り扱い、また、会員が金武区域外に転出して配偶者が区域内に居住し続けている場合などにも、慣習に基づき当該妻に会員としての資格を認める取扱いとしている。実際にもそのような取扱



いを経て控訴人の正会員たる資格を取得した女性が相当数存在する。なお、この場合には当該妻が払下げ当時の住民（入会権者）の子孫であることは要件とはされず、他部落の出身者であっても資格が認められる。他方、入会権者の子孫であっても、他部落の男性と婚姻した女子孫は、離婚して旧姓に復しない限り、金武部落の入会権者たる資格は認められない。

金武部落の構成員（入会権者）は一世帯につき一名とされていて、男性であると女性であることを問わず、過去に同一世帯で二名以上が同時に会員ないし入会権者たる資格を認められた例はない。

会員資格（入会権者たる資格）のうち世帯主であること等の審査に当たっては、申請者に戸籍謄本及び住民票等の書類の提出を義務づけ、これに基づいて審査を行うが、単に書類上形式的に「世帯主」として記載されているだけでは足りず、現実にも独立して生計を営んでいることが必要とされるため、審査に当たっては必要に応じて生活実態の調査等も行われる。

(オ) 杣山は、第二次世界大戦後は米軍基地とされたが、昭和35年ころまでは部落民及びその家族が自由に立ち入ることができた。被控訴人■■■■も、そのころまで実際に杣山に立ち入って草を採るなどしていた。もともと、同被控訴人は、当時、既に婚姻していたものの実家で母及び弟と同居していて、弟が戦死した父の後継者として入会権者たる資格を認められていた。

(カ) 被控訴人らのうち、被控訴人■■■■及び同■■■■（以下、両名を併せて「被控訴人■■■■ら」という。）を除くその余の被控訴人らは、いずれも世帯主ないし戸籍筆頭者ではない（甲5, 6, 8ないし29。いずれも枝番を含む。）。被控訴人■■■■らは、いずれも他部落民（払下げ当時の金武部落民又はその後継者でない者をいう。以下同じ。）と婚

姻したが、配偶者が死亡したことにより、現在は戸籍筆頭者として記載されている（甲4の1, 2, 甲7の1, 2）。

イ 上記アに認定した事実によれば、本件土地の入会権の得喪についての金武部落における慣習は、以下のようなものであったと認められる。

(ア) 明治39年に杣山の払下げを受けた当時、金武部落民として世帯を構成していた一家の代表者（戸主）は、いずれも杣山につき入会権を有し、入会団体の構成員である。

(イ) 明治40年から昭和20年3月までに他地区から金武部落に移住した一家の代表者（戸主）であって、一定の金員を納めるなどして部落民たる資格を認められた者もまた、杣山につき入会権を有し、入会団体の構成員である。

(ウ) 入会権者たる資格は、一家（一世帯）につき代表者一名にのみ認められる。一家の代表者（世帯主）として認められるためには、単に住民票等に形式的に「世帯主」として記載されているのみでは足りず、現実にも独立した世帯を構えて生計を維持していることを要する。

(エ) 入会権者（会員）の死亡や旧民法下における家督相続によって一家の代表者（旧民法下の戸主ないし世帯主）が交替した場合には、新たな戸主ないし世帯主が後継者として入会権者たる資格（会員たる地位）を承継する。この場合の戸主ないし世帯主は、原則として男性（男子孫）に限られるが、例外的に、入会権者たる会員が死亡し又は金武区域外に転出して、男子孫の後継者がいない場合や幼少のため後継者として適当でない場合には、会員の妻が入会権者たる資格を取得することが認められる。ただし、入会権者は一世帯につき一名のみであるから、幼少であった男子孫が成長して当該人が入会権者たる資格を取得するに至った場合は、会員の妻は入会権者たる資格を失う。また、入会権者たる会員が死亡し後継者となるべき男子孫がいない場合には、女子孫が入会権者たる資格

を承継することも認められる。しかし、いずれの場合も、男子孫の後継者がいない場合には入会権者として認められるのは当該女性一代限りである（なお、旧部落民会会則及び現行会則にはこのように例外的に女子孫が資格を承継する場合につき明文の規定はないけれども、昭和31年に制定された共有権者会会則を初めその余の諸会則にはいずれも同旨の規定があること、控訴人自身、現在に至るまで運用としてこのような取扱いをしていることを認めていることなどからすれば、会員が死亡した場合等につき上記のと通りの慣習があることが認められる。）。

男子孫が分家し、金武区域内に独立の世帯を構えるに至った場合は、その世帯主から会（入会団体）に対する届出により、当該男子孫は入会権者たる資格を取得する。

独身の女子孫については、50歳を超えて独立した生計を営み、金武区域内に居住しているなど一定の要件を満たす場合に限り、特例として、一代限りで入会権者たる資格を認められる。

(3) 被控訴人らは、金武部落の慣習として、世帯主であることや原則として男子孫であることが入会権者たる資格（会員資格）を取得する要件とされているとしても、そのような慣習は、男女の平等を定めた憲法14条に違反し公序良俗に反するから無効であって、被控訴人らが入会権者たる資格を取得するためには、払下げ当時の住民ら（当初の入会権者ら）の子孫であること及び現に金武区域内に居住していることのみで足りると主張する。

㉞ そこで、上記(2)に認定した金武部落における慣習が公序良俗に違反して無効であるか否かについて検討する。

ア 本件土地についての入会権は、金武部落の構成員（部落民）に総有的に帰属する権利であるが、ここでいう構成員（部落民）とは、当該共同体に居住する家族を含めた居住者全員を指すものではなく、金武部落内に世帯

㉞ を構える一家の代表（戸主ないし世帯主）を指すものと解すべきである。

このことは、上記(2)のア(ア)及びイ(イ)に認定したとおり、払下げ当時の住民ら及びその後昭和20年3月までに金武部落に寄留した住民らにつき、各戸（家ないし世帯）を単位として割り当てられた金員を納付することによりその代表（戸主）が杣山の入会権を有する正規の部落民として認められたこと、昭和31年に発足した金武共有権者会においても、会員たる資格は各戸ないし世帯を単位としてその代表者（戸主）に認められることが前提とされ、配分も戸数割りとするのが確認されていることなどの経緯に徴しても明らかである。また、そもそも入会権は、家ないし戸を基本単位とする封建社会の生活共同体において、当該生活集団としての部落を構成する部落民に総有的に帰属する権利として発祥したものであるという歴史的沿革に照らしても、入会権の帰属主体としての部落民とは、生活の基本単位である家ないし戸の代表者を指し、入会権は、家の代表者からその後継者へと承継されるのを原則とするのが自然な理解というべきである。このことは、入会権については当該地方の慣習に従うと規定し、原則として民法の個人法的相続原理に服しないこととした法の趣旨にも合致するところである。

このことからすれば、入会権者は一世帯につき一名のみであることを前提にその資格を一家の代表としての世帯主に限定する慣習は、入会権の本質にも合致するものであって何ら不当ではない。むしろ、上記の入会権についての負担が各戸を単位として割り当てられてきた従前の経緯からすれば、各戸は平等に扱われるべきであるにもかかわらず、被控訴人らの主張を前提にすると、入会権者の子孫であって金武区域内に居住する者は、乳幼児に至るまで全員が当然に本件土地の入会権を取得し、入会権者として控訴人に財産（軍用地料）の分配を請求することができ、居住者数の多い家族ほど多額の分配金を受領できることとなってしまう、かえって、各戸間の不公平、不平等が生じるという不合理な結果を招来してしまうことに

手おきよる。

なる。したがって、入会権者を一世帯につき一名のみとすることが不合理  
 ということはできないし、これを前提にその資格を世帯主に限定する慣習  
 が公序良俗に違反し無効であるともいえないというべきである。

イ また、金武部落の慣習によれば、男子孫の場合には分家して金武区域内  
 に独立の世帯を構えることにより新たに入会権者たる資格を取得すること  
 ができるのに対し、女子孫の場合は、他部落の男性と婚姻すると、離婚し  
 て旧姓に復しない限り、仮に配偶者が死亡するなどして独立の世帯を構え  
 るに至ったとしても金武部落の入会権者たる資格は認められない。この点  
 については、仮に、他部落の男性と婚姻したにもかかわらず配偶者が死亡  
 したために女子孫が独立の世帯を構えるに至ったときには、当該女子に金  
 武部落の入会権者たる資格を認めるとすれば、当該女子は、金武部落民と  
して入会権者たる資格を有しながら夫の有していた他部落民としての入会  
権者たる資格をも取得するという不都合な事態が生じる可能性も否定でき  
ない（居住地域が判然とは区分できない部落もあるから〔乙10〕、部落  
 内に居住することを要件とするだけではこのような事態を防ぐことはでき  
 ない。）ところであるのに対し、男子孫については、實際上、そのような  
 事態が生ずることは想定し難い。このことを考慮すれば、他部落の男性と  
 婚姻した女子孫につき、離婚して旧姓に復しない限り金武部落の入会権者  
 たる資格を認めない取扱いとすることにはそれなりの理由があり、当該慣  
 習が公序良俗に違反して無効であるとまではいえない。

ウ そうすると、被控訴人らが控訴人の正会員たる資格を有するというため  
 には、前提として、被控訴人らが上記ア、イに認定した金武部落の慣習に  
 基づいて入会権者たる資格を取得したことが認められる必要があるところ、  
 このことについての主張立証はない、すなわち、被控訴人 らを除くそ  
の余の被控訴人らは、そもそも家の代表としての世帯主であることの主張  
立証がないし、被控訴人 らは、いったん他部落民と婚姻した後に配偶

者が死亡したことにより世帯主として独立の生計を構えるに至ったものであるから、結局、いずれの被控訴人らについても、金武部落の慣習により、入会権者たる資格を取得することができないことになる。

なお、補足的に判断するに、金武部落の慣習によれば、家の代表ないし世帯主として入会権者たる資格を承継することができるのは原則として入会権者の男子孫に限られ、女子孫の場合には、後継者たるべき男子孫がないなど一定の場合に一代限りで入会権者たる資格を認められるに過ぎないところ、このように男子孫と女子孫とで取扱いに差異を設けるべき必要性ないし合理性は特に見当たらない。また、控訴人と同じく柚山について入会権を有する者によって構成される他の入会団体の中には、近年会則を変更するなどして、「世帯主」である限り男子孫と女子孫とで差異を設けない取扱いをするようになった団体もあること（甲35ないし37、乙16ないし19）が認められ、これらのことからすれば、社会的経済的変容に伴う団体構成員ら（入会権者ら）の意識の変化その他の諸状況により、将来において金武部落における上記のような慣習自体が変容することも十分に考えられるところである。しかしながら、入会権は、過去の長年月にわたって形成された各地方の慣習に根ざした権利であるから、そのような慣習がその内容を徐々に変化させつつもなお現時点で存続していると認められる以上は、その慣習を最大限に尊重すべきであって、上記のような慣習に必要性ないし合理性がないということのみから直ちに当該慣習が公序良俗に違反して無効であるということとはできない。入会権が家の代表ないし世帯主としての部落民に帰属する権利であって、当該入会権者からその後継者に承継されてきたという歴史的沿革を有すること、歴史的社会的にみて、家の代表ないし跡取りと目されてきたのは多くの場合男子（特に長男）であって、現代においても、長男が生存している場合に次男以下又は女子が後継者となったり、婚姻等により独立の世帯を構えた場合に女子が

女子孫

「資料は別」  
「世間一般」  
「知られている」

家の代表ないし世帯主となるのは比較的稀な事態であることは公知の事実といえること、控訴人以外の入会団体の中にも会員資格（入会権者たる資格）を原則として男子孫に限定する取扱いをしているところが少なからず存在すること（乙11ないし15）などに照らせば、家の代表ないし世帯主として入会権者たる資格要件を定めるに際し男子と女子とで同一の取扱いをすべきことが現代社会における公序を形成しているとまでは認められないし、このことに加えて、男子と女子とで入会権者たる資格が認められる要件に差異があることにより一世帯の内部において男子と女子の間で生じうる不平等については、相続の際の遺産分割協議その他の場面で財産的調整を図ることも可能であることを併せ考慮すれば、入会権者たる資格について男子孫と女子孫とで取扱いを異にする上記のような金武部落の慣習が公序良俗に違反するとまで認めることはできない。

(4) したがって、被控訴人らの請求は、その余の点につき判断するまでもなく、理由がないことに帰する。

2 争点(2)については、判断する必要がない。

#### 第4 結論

以上の次第で、被控訴人らの本訴請求は理由がないから、これをいずれも棄却すべきところ、当裁判所の上記判断と結論を異にする原判決は不当であるから、これを取り消した上、被控訴人らの請求をいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所那覇支部民事部

裁判長裁判官 窪田正彦

裁判官 永 井 秀 明

裁判官 増 森 珠 美



## 被告正会員への年度別補償金表

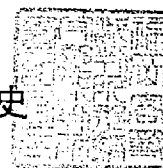
年度	補償金額
平成4年度	180,000円
平成5年度	190,000円
平成6年度	190,000円
平成7年度	200,000円
平成8年度	200,000円
平成9年度	200,000円
平成10年度	200,000円
平成11年度	200,000円
平成12年度	300,000円
平成13年度	600,000円
平成14年度	600,000円
合計	3,060,000円

これは正本である。

平成16年 9 月 7 日

福岡高等裁判所那覇支部民事部

裁判所書記官 新 田 浩 史



2013.2. 入会団体判

言渡	平成18年3月17日
交付	平成18年3月17日
裁判所書記官	

9/20

平成16年(受)第1968号

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の福岡高等裁判所那覇支部平成16年(ネ)第16号地位確認等請求事件について、同裁判所が平成16年9月7日に言い渡した判決に対し、上告人らから上告があった。よって、当裁判所は、次のとおり判決する。

主 文

- 1 原判決のうち上告人[ ]及び同[ ]に関する部分を破棄し、同部分につき、本件を福岡高等裁判所に差し戻す。
- 2 その余の上告人らの上告を棄却する。
- 3 前項に関する上告費用は、前項記載の上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人宮國英男ほかの上告受理申立て理由第4の2及び同3について

1 原審の確定した事実関係の概要等は、次のとおりである。

(1) 沖縄県の金武村(現在の金武町及び宜野座村)金武部落(現在の金武区)の住民らは、古来、「杣山」と呼称される林野(以下「本件入会地」という。)に入って薪を採取したり、材木を伐採するなどしていた。

本件入会地は、明治32年公布の沖縄県土地整理法によりいったん官有地とされ

たが、明治39年、当時の金武部落の住民（以下「金武部落民」という。）らに対し、30年間の年賦償還で払い下げられた（以下、この払下げを「本件払下げ」という。）。本件払下げに係る代金は、金武部落の村頭（区長）が、昭和8年まで正規の金武部落民である各戸主から賦課徴収して支払った。その後、本件入会地の一部は昭和12年ころに金武村の公有財産（昭和57年以降は金武町の公有財産）に編入され、残りの土地は部落代表者の個人名で登記された（以下、本件入会地のうち公有財産とされた部分を「公有地部分」といい、部落代表者の個人名で登記された部分を「部落有地」という。）。

(2) 入会集団である金武部落（以下、「金武部落」とは入会集団としての金武部落をいい、「金武部落民」とは入会集団としての金武部落の構成員をいう。）は、本件払下げ後、金武部落の旧来の慣習及び規則に基づいて本件入会地の管理を行い、昭和12年ころ以降、公有地部分については、金武村と締結した協定等に基づいて管理を行ってきた。

そして、明治40年から昭和20年までの間に金武部落の地区外から地区内に移住してきた者については、各戸につき木草賃として毎年50銭を金武区事務所に納入することにより本件入会地の木草の採取が認められ、また、各戸につき20円を納付するなどすれば金武部落民の資格を取得することができた。

(3) 昭和31年9月16日、本件入会地の入会権者から成る団体として金武共有権者会（昭和61年に名称を金武入会権者会に変更）が設立され、以後、本件入会地のうち部落有地については、同団体の名で管理が行われてきた。また、公有地部分については、昭和57年7月12日、「旧慣による金武町公有財産の管理等に関する条例」（昭和57年金武町条例第1号）の制定に対応して金武部落民会（被上

告人の前身。以下「旧部落民会」という。)が設立され、同条例に規制される形で、旧部落民会の名で管理が行われてきた。しかし、部落有地を管理する金武入会権者会と公有地部分を管理する旧部落民会とは実態が同一であったことから、平成12年5月19日、両会が合併して被上告人が設立された。

(4) 本件入会地の入会権の得喪についての金武部落における慣習(以下「本件慣習」という。)は、次のようなものであり、被上告人は、本件慣習に従って入会権者とされる者を会員としている。なお、金武共有権者会、金武入会権者会及び被上告人の会則は、おおむね本件慣習に基づいて定められていたが、旧部落民会の会則は、本件慣習とは異なり、会員資格を男子孫に限定していなかった。

ア 本件払下げを受けた当時、金武部落民として世帯を構成していた一家の代表者は、いずれも本件入会地につき入会権を有する。

イ 明治40年から昭和20年3月までの間に金武部落の地区外から地区内に移住してきた一家の代表者であって、一定の金員を納めるなどして金武部落民の資格を認められた者も、本件入会地につき入会権を有する。

ウ 入会権者たる資格は、一家(1世帯)につき代表者1名のみ認められる。そして、一家の代表者として認められるためには、単に住民票に世帯主として記載されているだけでは足りず、現実にも独立した世帯を構えて生計を維持していることを要する。

エ 入会権者の死亡や家督相続によって一家の代表者が交替した場合には、新たな代表者が後継者として入会権者の資格を承継する。入会権者の資格を承継する代表者は、原則として男子孫に限られるが、男子孫の後継者がいない場合や幼少の場合には、例外的に旧代表者の妻が資格を取得することもあり(ただし、幼少の男子

孫が成長して入会権者の資格を取得すれば、妻は資格を失う。）、また、旧代表者が死亡し男子孫がない場合には、女子孫が入会権者の資格を承継することも認められるが、入会権者として認められるのは当該女子孫1代限りである。

オ 男子孫が分家し、金武区内に独立の世帯を構えるに至った場合は、その世帯主からの届出により、入会権者の資格を取得する。独身の女子孫については、50歳を超えて独立した生計を営み、金武区内に居住しているなど一定の要件を満たす場合に限り、特例として、1代限りで入会権者の資格を認められる。なお、金武部落民以外の男性と婚姻した女子孫は、離婚して旧姓に復しない限り、配偶者が死亡するなどして金武区内で独立の世帯を構えるに至ったとしても、入会権者の資格を取得することはできない。

(5) 被上告人と同様に杣山について入会権を有する他の入会団体の中には、近年会則を変更するなどして、世帯主である限り、男子孫と女子孫とで差異を設けない取扱いをするようになった団体もある。

(6) 被上告人においては、本件慣習に基づいた会則（金武部落民会会則）を有しており、新たに入会する者については、届出又は申出に基づき役員会の議を経ることを要することとし、入会資格の審査が行われてきた。そして、入会の申請者には戸籍謄本、住民票等の提出を義務づけ、これに基づいて審査を行うが、単に書類上世帯主として記載されているだけでは足りず、現実にも独立して生計を営んでいることが必要とされるため、審査に当たっては必要に応じて生活実態の調査等も行われてきた。

(7) 上告人ら（なお、上告人■■■■は、当審係属中の平成16年11月28日死亡し、その夫と子3名がその地位を承継した。以下においては、亡■■■■を含めて

「上告人ら」ということがある。)は、いずれも、本件払下げ当時の金武部落民であって本件入会地について入会権を有していた者の女子孫であり、遅くとも平成4年以降現在に至るまで金武区内に住所を有し居住している。上告人■■■■及び同■■■■(以下「上告人■■■■ら」という。)は、いずれも、金武部落民以外の男性と婚姻したが、その後夫が死亡したことにより、現在は戸籍筆頭者として記載され、世帯主として独立の生計を構えるに至っている。上告人■■■■らその余の上告人(以下「上告■■■■ら」という。)は、いずれも、戸籍筆頭者ではない。

(8) 本件入会地は、第2次世界大戦後、国が賃借した上でアメリカ合衆国の軍隊(以下「駐留軍」という。)の用に供するために使用され、その賃料は、被上告人により収受・管理され、その一部が入会権者である被上告人の構成員らに対し、補償金として分配されている。

2 本件は、上告人らが、被上告人に対し、本件慣習(本件慣習に基づいて定められた被上告人の会則を含む。以下同じ。)のうち入会権者の資格を世帯主及び男子孫に限り、金武部落民以外の男性と婚姻した女子孫は離婚して旧姓に復しない限り資格を認めないとする部分が公序良俗に反して無効であるなどと主張して、上告人ら(ただし、上告人亡■■■■関係を除く。)が被上告人の正会員であることの確認を求めるとともに、平成4年度から平成14年度までの補償金として各306万円の支払(ただし、上告人亡■■■■訴訟承継■■■■については153万円の、同■■■■、同■■■■及び同■■■■については各51万円の、上告人■■■■については、平成13年度及び平成14年度の補償金として120万円の各支払)を求めるものである。

3 原審は、前記事実関係の下で、次のとおり判断し、上告人らの請求をいずれも棄却した。

(1) 被上告人は、本件入会地の入会権者を構成員とする入会団体であるから、上告人らが被上告人の構成員の地位を有するというためには、上告人らが本件入会地の入会権を取得したことが認められる必要がある。そして、入会権については各地方の慣習に従うとされているから、上告人らが入会団体である被上告人の構成員の地位を有するというためには、上告人らが当該地方（金武部落）の慣習、すなわち本件慣習に基づいて本件入会地の入会権者の資格を取得したことが認められなければならない。なお、本件入会地は、第2次世界大戦後は駐留軍の用に供するために使用されていて、現在は個々の入会権者が直接入会地に立ち入ってその産物を取得するといった形態での利用が行われているわけではないけれども、入会権に基づく入会地の利用形態には様々なものがあり、入会団体が第三者との間で入会地について賃貸借契約等を締結してその対価を徴収したとしても、その収入は入会権者の総有に帰属するのであって、入会権が消滅するわけでも、入会権の内容や入会団体としての性質が変容するものでもない。

(2) 本件慣習のうち、本件入会地の入会権者の資格要件を一家の代表者としての世帯主に限定する部分（以下、この資格要件を「世帯主要件」という。）は、入会権の本質に合致するものであって、公序良俗に反して無効とはいえない。

上告人らは、家の代表者としての世帯主であることの主張立証がなく、本件入会地の入会権を取得したものとはいえない。

(3) 本件慣習のうち、入会権者の資格を原則として男子孫に限り、金武部落民以外の男性と婚姻した女子孫は離婚して旧姓に復しない限り入会権者の資格を認めな



いとす部分（以下、この資格要件を「男子孫要件」という。）も、それなりの合理性があり、公序良俗に反して無効とはいえない。もっとも、男子孫と女子孫とで取扱いに差異を設ける必要性ないし合理性は特に見当たらないし、被上告人と同様に杣山について入会権を有する他の入会団体の中には、近年会則を変更するなどして、世帯主である限り、男子孫と女子孫とで差異を設けない取扱いをするようになった団体もあることが認められる。しかし、入会権は、過去の長年月にわたって形成された地方の慣習に根ざした権利であるから、そのような慣習がその内容を徐々に変化させつつもなお存続しているときは、これを最大限尊重すべきであって、その慣習に必要性ないし合理性が見当たらないということから直ちに公序良俗に反して無効ということはできない。そして、入会権が家の代表ないし世帯主としての部落民に帰属する権利であって、当該入会権者からその後継者に承継されてきたという歴史的沿革を有すること、歴史的社会的にみて、家の代表ないし跡取りと目されてきたのは多くの場合男子、特に長男であって、現代においても、長男が生存している場合に二男以下又は女子が後継者となったり、婚姻等により独立の世帯を構えた場合に女子が家の代表ないし世帯主となるのは比較的まれな事態であることは公知の事実といえること、被上告人以外の入会団体の中にも会員資格を原則として男子孫に限定する取扱いをしているところが少なからず存在することなどに照らせば、家の代表ないし世帯主として入会権者の資格要件を定めるに際し男子と女子とで同一の取扱いをすべきことが現代社会における公序を形成しているとまでは認められない。これに加え、男子と女子とで入会権者の資格が認められる要件に差異があることにより1世帯の内部において男子と女子の間で生じ得る不平等については、相続の際の遺産分割協議その他の場面で財産的調整を図ることも可能であるこ

とをも併せ考慮すれば、本件慣習のうち男子孫要件が公序良俗に違反するとまで認めることはできない。

そうすると、上告[ ]らは、金武部落民以外の男性と婚姻した後に配偶者の死亡により世帯主として独立の生計を構えるに至ったものであるから、本件入会地の入会権を取得したとはいえない。

4 しかしながら、原審の上記(1)、(2)の判断は是認することができるが、(3)の判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 前記事実関係によれば、被上告人は、本件入会地の入会権者で組織され、本件入会地の管理・処分を行うこと等を目的とする入会団体（権利能力なき社団）であると認められる。また、本件入会地は、戦後、国が賃借した上で駐留軍の用に供するために使用されているが、その賃料は、入会団体である被上告人により管理されているというのであるから、本件入会地について、いまだ入会権が消滅したのもその性質を変容したのもいふことはできない。そうすると、上告人らは、被上告人の会員の地位を有するというためには、本件入会地について入会権者の地位を有すること、すなわち、本件慣習に基づいて本件入会地について入会権者の地位を取得したことを主張立証しなければならないというべきである（最高裁昭和35年（オ）第1244号同37年11月2日第二小法廷判決・裁判集民事63号23頁参照）。

そして、本件慣習によれば、上告人らが被上告人の会員の地位を取得したというためには、原則として、①上告人らが本件払下げ当時の金武部落民又は明治40年から昭和20年までの間に一定の要件を満たして金武部落民と認められた者の男子孫であり、現在金武区内に住所を有し居住していること、②上告人らが金武区内に

住所を有する一家の世帯主（代表者）であり，被上告人に対する届出等によってその役員会の議を経て入会したことという要件を満たす必要があるということになる。

(2) ところで，入会権は，一般に，一定の地域の住民が一定の山林原野等において共同して雑草，まぐさ，薪炭用雑木等の採取をする慣習上の権利であり（民法263条，294条），この権利は，権利者である入会部落の構成員全員の総有に属し，個々の構成員は，共有におけるような持分権を有するものではなく（最高裁昭和34年（オ）第650号同41年11月25日第二小法廷判決・民集20巻9号1921頁，最高裁平成3年（オ）第1724号同6年5月31日第三小法廷判決・民集48巻4号1065頁参照），入会権そのものの管理処分については入会部落の一員として参与し得る資格を有するのみである（最高裁昭和51年（オ）第424号同57年7月1日第一小法廷判決・民集36巻6号891頁参照）。他方，入会権の内容である使用収益を行う権能は，入会部落内で定められた規律に従わなければならないという拘束を受けるものの，構成員各自が単独で行使することができる（前掲第一小法廷判決参照）。このような入会権の内容、性質等や，原審も説示するとおり，本件入会地の入会権が家の代表ないし世帯主としての部落民に帰属する権利として当該入会権者からその後継者に承継されてきたという歴史的沿革を有するものであることなどにかんがみると，各世帯の構成員の人数にかかわらず各世帯の代表者にのみ入会権者の地位を認めるという慣習は，入会団体の団体としての統制の維持という点からも，入会権行使における各世帯間の平等という点からも，不合理ということとはできず，現在においても，本件慣習のうち，世帯主要要件を公序良俗に反するものということとはできない。

① しかしながら、本件慣習のうち、男子孫要件は、専ら女子であることのみを理由として女子を男子と差別したものというべきであり、遅くとも本件で補償金の請求がされている平成4年以降においては、性別のみによる不合理な差別として民法90条の規定により無効であると解するのが相当である。その理由は、次のとおりである。

男子孫要件は、世帯主要件とは異なり、入会団体の団体としての統制の維持という点からも、入会権の行使における各世帯間の平等という点からも、何ら合理性を有しない。このことは、旧部落民会の会則においては、会員資格は男子孫に限定されていなかったことや、被上告人と同様に杉山について入会権を有する他の入会団体では会員資格を男子孫に限定していないものもあることから明らかである。被上告人においては、上記1(4)エ、オのとおり、女子の入会権者の資格について一定の配慮をしているが、これによって男子孫要件による女子孫に対する差別が合理性を有するものになったということとはできない。そして、男女の本質的平等を定める日本国憲法の基本的理念に照らし、入会権を別異に取り扱うべき合理的理由を見いだすことはできないから、原審が上記3(3)において説示する本件入会地の入会権の歴史的沿革等の事情を考慮しても、男子孫要件による女子孫に対する差別を正当化することはできない。

(3) 上告~~■■■■~~らについては、前記のとおり世帯主要件は有効と解すべきであり、家の代表者としての世帯主であることの主張立証がないというのであるから、本件入会地の入会権者の資格を取得したものとは認められず、上告人~~■■■■~~らが被上告人の会員であることを否定した原判決は、正当として是認することができる。この点についての論旨は、採用することができない。

他方、上告人[ ]は、金武部落民以外の男性と婚姻した後に配偶者の死亡により世帯主として独立の生計を構えるに至ったものであるというのであるから、現時点においては、世帯主要件を満たしていることが明らかである。もっとも、上告人[ ]らが、被上告人の会則に従った入会の手続を執ったことについては、その主張立証がないけれども、男子孫要件を有する本件慣習が存在し、被上告人がその有効性を主張している状況の下では、女子孫が入会の手続を執ってもそれが認められることは期待できないから、被上告人が、上告人[ ]らについて、入会の手続を執っていないことを理由にその会員の地位を否定することは信義則上許されないというべきである。したがって、男子孫要件を有効と解して上告人[ ]らが被上告人の会員であることを否定した原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。この点をいう論旨は、理由があり、原判決のうち上告人[ ]らに関する部分は破棄を免れない。そして、以上の見解の下に上告人[ ]らの請求の当否について更に審理を尽くさせるため、上記部分につき、本件を原審に差し戻すのが相当である。 ✓

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、裁判官滝井繁男、同古田佑紀の各補足意見がある。

裁判官滝井繁男の補足意見は、次のとおりである。

地域社会における人々の生活関係の中で形成された慣習であっても、今日の市民社会において合理性を持たないものに規範性を認めることはできず、そのことはその内容が地方の慣習により定まるものとされている入会権においても例外ではない。したがって、本件慣習の一部を公序良俗に反するものとした法廷意見に賛成するものであるが、本件事件においてその意味するところにつき若干の意見を補足し

て述べておきたい。

入会団体を構成する基本単位は当該地域集団における家ないし世帯であって、その権利義務は家ないし世帯に属し、地域に居住することのみから権利の主体となり得るものではない。そして、その権利は原則として家ないし世帯の代表者から代表者へと承継されていくものであって個人的相続原理に服さないが、そのことは入会権という権利の性質に照らして合理性を失っているものということとはできない。

入会権者は地域を退出したとき、その資格を失うが、その家ないし世帯が残っている限り、その中で代表者を自由に選ぶことができるのであって、世帯の代表者に女性を選んでも、そのことのみを理由として構成員として資格を失うものではなく、そのような内容の慣習があるとすればそれは良俗に反し、その効力を持ち得ないものである。

しかしながら、入会団体が形成されたときからの構成員に加えてどのような者に新規の権利者としての資格を認めるかについての慣習は、性によって差別するなど今日の普遍的な平等原理に反するものでない限り、その合理性を失うものではない。

原判決によれば、本件入会権の資格取得に関する慣習によれば、男子孫が分家し、金武地区内に独立の世帯を構えるに至った場合は、その世帯主からの届出によって入会権者の資格を認められるとされているというのである。しかしながら、分家は、家族制度の下で、家族が戸主の同意を得てその家から分離しその家と同じ氏を創立する行為とされており、家の制度と不可分に結びついたものであった。

家制度が認められなくなった今日、本件入会地において、男子孫がどのような条件の下で独立の世帯を構えたものとして新規にその構成員として承認されることに

なっているのか、原判決の認定からは必ずしも明らかではない。

従来、入会団体の構成員としての資格は、入会権者が共同財産を維持するために必要とする無償の負担に応じることが要請されることから、そのこととの関連において決定されることが多かったと思われるが、本件入会地にみられるように権利者が入会地自体の共同利用に代えて入会地を第三者に使用させてその対価を分配するという収益形態をとるようになった場合においては、入会団体の構成員としての資格を画する上で重要な意味を持つ入会権者の負担が事実上消滅しているのである。

本件において、このような入会地の利用形態の変化と家制度の消滅という状況の変化の中で、本件入会地において男子孫の間で行われてきた入会団体構成員としての新規加入がどのような条件の下で認められているのかがまず明らかにされ、その上で本件入会地における女子孫についても同じ条件での加入が認められるべきものである。

したがって、上告人■■■■■らはいったん他部落の男性と結婚した後に配偶者が死亡したことに伴い独立の生計を構えることになったというのであるが、いったん部落を出た後帰村して独立して生計を立てるに至ったとすれば、そのような男子孫がどのように扱われているのかが検討された上で、上告人■■■■■らが女性であることのみによって差別されたのかどうか、その時期はいつかが明らかにされなければならないものと考えるのである。

裁判官古田佑紀の補足意見は、次のとおりである。

私は、本件における入会権者の資格に関し、独立の生計を営むに至った男子孫であっても直ちに入会権が認められているわけではないことにかんがみ、前記1(4)オの「分家」の意義等男子孫について入会権が認められる条件を更に明らかにして検

討する必要があるという趣旨において、滝井裁判官の補足意見に同調する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	津	野	修
裁判官	滝	井	繁
裁判官	今	井	功
裁判官	中	川	了
裁判官	古	田	佑



## 参考文献

- 浅尾むつ子、戒能民江、若尾典子『フェミニズム法学』明石書店、2004年。
- 足立啓二『専制国家私論—中国史から世界史へ—』柏書房（株）、1998年。
- 新崎盛暉『沖縄現代史 新版 岩波新書』岩波書店、2005年。
- 同上 『未完の沖縄闘争』沖縄同時代史別巻 岩波書店、2005年。
- 同上 『新崎盛暉が説く 構造的沖縄差別』高文研、2012年。
- 同上 『沖縄を越える 民衆連帯と平和創造の核心現場から』凱風社、2014年。
- 荒川章二『日本史リブレット 95 軍用地と都市・民衆』山川出版社、2007年。
- 同上 『軍隊と地域』青木書店(シリーズ日本近代からの問い6)、2001年。
- 同上「「軍隊と地域」関係史の「発見」—歴史を研究することと地域生活体験」『宮城歴史科学研究』第70号、2012年、1-19頁。
- 同上「東富士演習場と地域社会—占領期の基地問題—」、栗屋憲太郎編『近現代日本の戦争と平和』、現代史料出版、2011年、431-482頁。
- 天野正子・伊藤公雄・伊藤るり・井上輝子・上野千鶴子・江原由美子・大沢真理・加納実紀代編『新編 日本のフェミニズム4 権力と労働』岩波書店、2009年。
- 栗屋利江『世界史リブレット イギリス支配とインド社会』山川出版社、1998年。
- 栗屋利江・松本悠子編『ジェンダー史叢書 第7巻 人の移動と文化の交差』明石書店、2011年。
- イエーリング『権利のための闘争』小林孝輔・広沢民生訳 日本評論社、1978年。
- イ・ヨンスク『異邦の記憶』晶文社、2007年。
- 伊波普猷「沖縄女性史」『伊波普猷全集第七巻』平凡社、1975年。
- 岩崎実・大川雅彦・中野敏雄・李孝徳編『継続する植民地主義 ジェンダー／民俗／人種／階級』青弓社、2005年。
- 岩崎実・上野千鶴子・北田暁大・小森陽一・成田龍一編著「戦後日本スタディーズ ①」紀伊國屋書店、2009年。
- 市川房枝『日本婦人問題資料集成 第一巻』ドメス出版、1978年。
- 海野福寿、権丙卓『恨 朝鮮人軍夫の沖縄戦』河出書房新社、1987年。
- 内海愛子、松井やより『アジアから来た出稼ぎ労働者』明石書店、1988年。
- 岡田知弘、川瀬光義、鈴木 誠、富樫幸一『国際化時代の地域経済学』有斐閣、1997年。
- 岡部政夫『日本史リブレット 海を渡った日本人』山川出版社、2002年。
- 大久保潤『幻想の島』日本経済新聞出版社、2009年。
- NHK取材班『基地はなぜ沖縄に集中しているのか』NHK出版、2011年。
- 岡本恵徳『「沖縄」に生きる思想』岡本恵徳批評集 未来社、2007年
- 山城善三・佐久田繁編『沖縄事始め・世相史事典』月刊沖縄社、1983年。
- 小熊英二『社会を変えるには』講談社、2012年。
- 沖縄人権協会『戦後沖縄の人権史』高文研、2012年。
- 沖縄婦人運動史研究会編『沖縄・女たちの戦後』ひるぎ社、1986年。
- 沖縄問題調査会『瀬長亀治郎序 水攻めの沖縄 囚われの島・沖縄の日本人』青木書店、1957年。
- 沖縄県『沖縄県史 通史 第1巻』1977年。

- 沖縄県『沖縄県史 第7巻各論集6 移民』1974年。
- 沖縄婦人運動史研究会、宮里悦編『沖縄・女たちの戦後―焼土からの出発―』ひるぎ社、1986年。
- 戒能通孝『小繋事件』岩波書店、1964年。
- 川瀬光義『基地維持政策と財政』日本経済評論社、2013年。
- 北原淳、安和守茂『沖縄の家・門中・村落』第一書房、2001年。
- 喜久村準・金城英男『どこへいく、基地・沖縄』高文研、1989年。
- 喜納育江・矢野恵美編『琉球大学 国際沖縄研究所ライブラリー 沖縄ジェンダー学2 法・社会・身体制度』大月書店、2015年。
- 喜納育江編『琉球大学 国際沖縄研究所ライブラリー 沖縄ジェンダー学1 「伝統」へのアプローチ』大月書店、2014年。
- 木村邦博『大集団のジレンマ 集合行為と集団規模の数理』ミネルヴァ書房、2002年。
- 来間泰男『沖縄の農業 歴史のなかで考える』日本経済評論社、1979年。
- 同上『沖縄経済の幻想と現実』日本経済評論社、1998年。
- 同上 「九五転機の沖縄経済「振興策」」『雑誌経済』新日本出版社、2010年。
- 同上 『がじゅまるブックス4 沖縄の米軍基地と軍用地料』榕樹書林、2012年。
- 同上 『沖縄の覚悟 基地・経済・独立』日本経済新聞社、2015年。
- 小森陽一『沖縄とヤマト』かもがわ出版、2012年。
- 庄司俊作『家族農業経営の変革と継承』（日本村落研究会編年報『村落社会研究 第30集 家族農業経営と女性―村落研究の課題を求めて』日本村落研究会、1994年。
- 同上 『近現代日本の農村』吉川弘文館、2003年。
- 島袋純、阿部浩己編『シリーズ日本の安全保障4 沖縄が問う日本の安全保障』岩波書店、2015年。
- 新報新書『ひずみの構造 基地と沖縄経済』琉球新報社、2012年。
- 徐京植『半難民の位置から』影書房、2002年。
- 女性学研究会編『講座女性学4 女の目で見ると』勁草書房、1987年。
- ジラー・アイゼンシュタイン、奥田のぞみ訳『明石ライブラリー118 フェミニズム・人種主義・西洋』明石書店、2008年。
- 高里鈴代『沖縄の女たち 女性の人権と基地・軍隊』明石書店、1996年。
- 知念ウシ『シランフナー―知らんぷり―の暴力 知念ウシ政治発言集』未来社、2013年。
- 鳥羽耕史『1950年代「記録」の時代』河出ブックス書房新社、2010年。
- 鳥山淳『沖縄 基地社会の起源と相克 1945―1956』勁草書房、2013年。
- 鳥越皓之『琉球国の滅亡とハワイ移民』吉川弘文館、2013年。
- 竹下小夜子「第7章 女性に対する暴力の背景」喜納育江・矢野恵美編『沖縄ジェンダー学2 法・社会・身体制度』大月書店、2015年。
- 鶴見俊輔「サークルと学問」『日常的思想の可能性』筑摩書房、1967年。
- 同上「なぜサークルを研究するのか」思想と科学研究会『共同研究 集団 サークルの戦後思想史』平凡社、1976年。
- 富山一郎『近代日本社会と「沖縄人」』(株)日本経済評論社、1990年。
- 同上 『暴力の予感』岩波書店、2002年。

同上 『戦場の記憶』日本経済評論社、2006年。

戸邊秀明「現代沖縄民衆の歴史認識と主体性」歴史科学協議会編『歴史評論』NO.758、校倉書房、2013年、23-40頁。

永原陽子編、吉澤論文「第4章日本の戦争責任論における植民地責任」『植民地責任論』青木書店、2009年。

那覇市総務部女性室『那覇女性史（戦後編）なは・女のあしあと』那覇市総務部女性室編、2001年。

中島琢磨『現代日本政治史3 高度成長と沖縄返還』吉川弘文館、2012年。

西山太吉『沖縄密約』岩波書店、2007年。

二宮厚美『ジェンダー平等の経済学』新日本出版社、2006年。

野村浩也『無意識の植民地主義 日本人の米軍基地と沖縄人』御茶の水書房、2005年。

橋本敏雄編『沖縄読谷村「自治」への挑戦—平和と福祉の地域づくり』溪流社2009年

原田史緒『沖縄・金武入会賢訴訟』『司法におけるジェンダー・バイヤス』第二東京弁護士会、明石書店、2003年。

比嘉政夫『沖縄の門中と村落祭祀』三一書房、1983年。

比嘉佑典『沖縄の婦人会 その歴史と展開』ひるぎ社、1992年。

堀場清子『イナグヤナナバチ』ドメス出版、1990年。

喜如嘉誌刊行会『喜如嘉誌』喜如嘉誌編集委員会、1996年。

金武町誌編纂委員会編『金武町誌』金武町役場、1983年。

金武区『金武区誌 戦前編』1994年、『金武区誌 戦争編』2002年。

金武町社交業組合『創立20年誌』1981年。

沖縄県金武町『金武町と基地』1991年。

金武町軍用地等地主会編集員『金武町軍用地等地主会 四十 h 数年記念誌』金武町軍用地等地主会、1993年。

沖縄県女性団体連絡協議会『沖縄県女団協三五年の歩み 平和・平等・発展を燈しつつづけて』琉球出版社、2003年。

小川竹一「沖縄における入会権の諸相」沖縄大学研究成果報告書『沖縄における近代法の形成と現代における法的諸問題』2005年、109-147頁。

土地連五十周年記念誌編集員会『土地連のあゆみ=創立五十年史=』沖縄県軍用地等地主会連合会、2004年。

比嘉道子「金武町金武区における軍用地料配分の慣行と入会権をめぐるジェンダー」沖縄大学研究成果報告書『沖縄における近代法の形成と現代における法的諸問題』2005年 283-31頁。

陳泌秀「金武区軍用地料裁判から読み取る村落文化の伝統と変化」沖縄民族研究第25号、2007年。

中野敏雄／波平恒男／屋嘉比収／李孝徳編『沖縄の占領と日本の復興 植民地主義はいかに継続したか』青弓社、2006年。

並里区誌編纂委員会編『並里区誌 戦前編』並里区1998年。

並里区・並里財産管理会『配分金等請求訴訟事件—杣山・区有地裁判記録集』2012年。

並里区婦人会『創立50周年記念誌』金武町並里区婦人会創立50周年記念事業実行委員会、2000

- 年。
- 20周年記念誌編集委員会『新日本婦人の会沖縄県本部20周年記念誌』新日本婦人の会沖縄県本部、1983年。
- 野田正彰『戦争と罪責』岩波書店、1998年。
- 林博史歴史文化ライブラリー336『米軍基地の歴史 世界ネットワークの形成と展開』吉川弘文館、2012年。
- 林博史『暴力と差別としての米軍基地 沖縄と植民地—基地形成史の共通性』かもがわ出版、2014年。
- 藤目ゆき「第1部 広島湾の軍事化と女性に対する暴力の構造化」『女性史からみた岩国米軍基地—広島湾の軍事化と性暴力—』ひろしま女性学研究所、2010年。
- 堀田碧『女性がつくる家族 女性学研究第4号』女性学研究会編、1996年。
- 松井やより『愛斗怒り闘う勇氣』岩波書店、2003年。
- 同上 『女たちのアジア』岩波書店、1983年。
- 同上 『女たちがつくるアジア』岩波書店、1996年
- 同上 『市民と援助』岩波書店、1990年
- 同上 『アジアの観光開発と日本』新幹社、1993年
- 松井やより「国家主権、伝統文化を人権に優先させてよいのか アジアの人権論争—女性の視点から見る」『女たちの21世紀』編集委員会「WOMEN'S ASIA」アジア女性資料センター、1997年。
- 松下孝昭『軍隊を誘致せよ 陸海軍と都市形成』吉川弘文館、2013年。
- 牧瀬菊江『聞書 ひたむきの女たち』朝日選書59、朝日新聞社、1976年。
- 三宅芳夫・菊池恵介編『[共同研究]近代世界システムと新自由主義グローバリズム—資本主義は持続可能か?』作品社、2014年。
- 宮城晴美『母の遺したもの：沖縄・座間味島「集団自決」の新しい証言』高文研、2000年。
- 同上『母の遺したもの：沖縄・座間味島「集団自決」の新しい事実』高文研、2008年。
- 宮地尚子編『性的支配と歴史 植民地主義から民族浄化まで』大月書店、2008年。
- 宮里政玄『日米関係と沖縄 1945—1972』岩波書店、2000年。
- 宮本憲一編、宮本憲一「「沖縄政策」の評価と展望」『開発と自治の展望・沖縄』筑摩書房1979 11—34頁。
- 宮本憲一・川瀬光義『沖縄論』岩波書店、2010年
- 宮本憲一『戦後日本公害史論』岩波書店、2014年。
- 宮城涼子「基地沖縄の女性たち」『今、この現実のなかで・・・共に生きる』女性パウロ会、1988年。
- 宮地尚子『性的支配と歴史 植民地主義から民族浄化まで』大月書店、2008年。
- 向井清史『沖縄近代経済史 資本主義の発達と辺境地農業』日本経済評論社、1988年。
- 水溜真由美『『サークル村』と森崎和江—交流と連帯のビジョン—』ナカニシヤ出版2013年。
- 保莉実『ラディカル・オーラルヒストリー—オーストラリア先住民のアポリジの歴史実践』御茶の水書房、2004年。
- 前泊博盛編者『日米地位協定入門』創元社2013年。
- 孫崎享・木村朗編『終わらない<占領>—対米自立と日米安保見直しを提言する!』法律文化社、2013年。

- 三宅芳夫・菊池恵介『[共同研究] 近代世界システムと新自由主義グローバリズムー資本主義は継続可能か?』作品社 2014 年。
- 山口智美・斉藤正美・荻上千キ『社会運動の戸惑い』勁草書房、2012 年。
- 与那国暹『戦後沖縄の社会変動と近代化ー米軍支配と大衆運動のダイナミズム』沖縄タイムス社 2001 年。
- 前田哲雄・林博史、我部政明編『(沖縄) 基地問題を知る辞典』吉川弘文館、2013 年。
- 若尾典子「身体・性を生きる性と人権」『フェミニズム法学ー生活と法の新しい関係』明石書店 242-261 頁
- 渡辺治・二宮厚美・岡田知弘・後藤道夫『新自由主義か新福祉国家かー民主党政権下の日本の行方』旬報社、2009 年。
- 渡辺浩『東アジアの王権と思想』東京大学出版会、1997 年。
- 若桑みどり『戦争とジェンダー』大月書店、2005 年。
- 森住卓『沖縄戦・最後の証言』新日本出版者、2016 年。
- 吉村朔夫『日本辺境論叙説 沖縄の統治と民衆』御茶の水書房、1981 年。
- 和田春樹『北朝鮮現代史』岩波書店 2012 年。
- 蘭信三『帝国崩壊とひとの再移動 引揚げ、送還、そして残留 (アジア遊学)』勉誠出版、2011 年。
- 琉球銀行調査部編『戦後沖縄経済史』株式会社琉球銀行、1984 年。
- 統計資料編『沖縄の米軍および自衛隊基地』沖縄県総務部知事公室 1986-2013 年。
- 秋林こずえ「ジェンダーの視点と脱植民地の視点から考える安全保障 軍事主義を許さない国際女性ネットワーク」『「安全保障」を問い直す[平和研究 第 43 号]』日本平和学会、2014 年、64 頁。
- 澤田佳世「日米支配の沖縄のリプロダクティブ・ライツ」『女たちの 21 世紀』アジア女性資料センター、2012 年 9 月、30-34 頁。
- 由井晶子「沖縄女たちの決起と国際連帯への試み」『月刊情況 [特集沖縄は近代と国家を問う]』情況出版株式会社、1996 年、40-50 頁。
- 熊本近代史研究会編『第六師団と軍都熊本』、創流出版、荒川章二直接執筆『第六師団の歴史と地域社会』(総論) 2011 年、14-46 頁。
- ジュディス・バトラー「単に文化的な」『批評空間』太田出版、1999 年、227-240 頁
- 基地・軍隊を許さない行動する女たちの会・沖縄「沖縄・米兵による女性への性犯罪」第 10 版、2012 年。
- 「けーし風」新沖縄フォーラム刊行会議 第 49 号 2005 年 12 月。
- 「人権を考えるウナイの会通信」2005 年 1 月 15 日創刊号。
- 金武共有会「金武共有権者会沿革誌」1984 年。
- 沖縄県金武町『統計きん』1981 年、1986 年、1991 年、1996 年、2001 年、2006 年、2011 年。
- 裁判記録
- 訴状 那覇地方裁判所 平成 14 年 12 月 2 日。
- 陳述書 平成 15 年 9 月 3 日。
- 那覇地裁判決平成 14 年(ワ)第 1195 号 判決言渡平成 15 年 11 月 19 日。
- 福岡高裁判決 平成 16 年(ネ)判決言渡 平成 16 年 9 月 7 日。
- 最高裁 平成 16 年(受)第 1968 号判決言渡 平成 18 年 3 月 17 日。
- 福岡高裁(和解)平成 16 年(受)第 1968 号 判決言渡 平成 18 年 3 月 17 日。

- 第3回弁論準備手続き調書（和解）判決言渡 平成18年11月28日。  
準備書面 2004年6月15日（金武部落民会）。  
上告受理申立理由書 平成16年11月8日（ウナイの会）。  
「金武入会権者会会則」1972年、1977年、2006年。  
「金武部落民会会則」2000年。  
「金武入会権者会・金部落民会の合同臨時総会資料」金武入会権者会、1999年。  
Bell Hooks(2000)*FEMINISM IS FOR EVERYBODY: Passionate Politics*, South End Press (堀田碧訳『フェミニズムはみんなのもの 情熱の政治学』新水社、2003年)。  
Chandra Talpade Mohanty (2003)*FEMINISM WITHOUT BORDERS*, Duke University Press(堀田碧監訳、菊池恵子・吉原令子・我妻もえ子訳『境界なきフェミニズム』財団法人法政大学出版局、2012年)。  
David, Harvey(2005)*A Brief History of Neoliberalism*, Oxford University Press(渡辺治監訳、森田成也、木下ちがや、大屋定晴、中村好孝訳『新自由主義 その歴史的展開と現在』作品社、2007年)。  
David Vine(2015)*BASE NATION: How U.S. Military Bases Abroad Harm America and the World*, Brain J. Robertson(西村金一監修、市中芳江・露久保由美子・手嶋由美子訳『米軍基地がやってきたこと』株式会社社原書房、2016年)。  
Kent E. Calder (2007) *Embattled Garrisons Comparative Base Politics and American Globalism*, Kent E. Calder (武井楊一『米軍再編と政治学—駐留米軍と海外基地のゆくえ—』日本経済新聞出版社、2008年)。  
Maria, Mies(1994)*Patriarchy and Accumulation on a World Scale*, Zed Books Ltd(奥田暁子訳『国際分業と女性 進行する主婦化』日本経済評論社、1997年)。  
Jürgen Osterhammel (2003) *KOLONIALSMUS: GESCHICHTE-FORMEN-FORGEN*, C. H. Beck OHG(石井良訳『植民地主義とは何か』論創社、2005年、33-42頁)。  
Michel WIEVIORKA(1998)*LE RACISME, UNE INTRIDUCTION, LA DECOUVERTE*(森千香子訳『レイシズムの変貌』明石書店、2007年)。  
Mancur Olson(1965)*THE LOGIC OF COLLECTIVE ACTION*, Harvard University Press (依田博・森脇俊雅訳『MINERVA 社会学叢書⑧ 集合行為論—公共財と集団理論』ミネルヴァ書房、1983年)。  
Wayne Ellwood (2001)*THE NO-NONSENSE GUIDE TO GLOBALIZATION*, New Internationalist Publications Ltd(渡辺雅男・姉齒暁訳『こぶしフォーラム8 グローバリゼーションとはなにか』こぶし書房、2003年)。

## 謝 辞

同志社大学大学院への博士課程学位請求論文であるため、本学大学院の先生方と友人への謝辞はここでは差し控えたい。内心は、私の研究を信じてくださり、ご指導ご鞭撻を頂戴した先生方のお名前を上げ、謝辞を述べたいが、そうしてくださった先生方のご意向もあり、差し控えたい。

次に、同志社大学人文科学研究所の庄司俊作教授からは、研究会のお手伝いだけでなく研究に対する様々な議論とご指導を頂いた。ここで、お礼を申し上げたい。また人文研叢書の刊行に際し、大学院生であるにもかかわらず共著として論文を採用していただきました。初めての経験で大変光栄であると同時に、他の先生方と名前が並ぶという緊張感がこの研究を進展させた。このような機会を与えてくださったことに感謝を述べたい。本当にありがとうございました。

以下では、学外の方々、特に沖縄の方々に謝辞を述べたい。まず、金武町現地調査の際に、金武山訴訟の原告団、訴訟の支援者、金武区・並里区の区事務所・入会団体、社交業組合をはじめとする皆様方からは、大変貴重なお話とアドバイスを頂いた。全ての方々にお礼を申し上げたい。お一人ずつ名前を上げて、お礼を申し上げたいが、紙面の都合と個人情報の観点から差し控えることとした。

また、金武町役場、教育委員会、町立図書館などでも、金武町訪問の際に情報と資料収集に大変なご協力をいただいた。感謝いたします。みなさま方のご協力がなければ、この研究は全く違ったものになっていただろう。

沖縄県、金武町、那覇市などの方々との出会いとご縁は、この調査研究を通して得た最大の宝物だと思う。心より感謝を述べたい。また、比嘉道子先生や宮城晴美先生などからは、様々な議論をさせていただき、ご指導を頂戴しました。ありがとうございました。

学外では、同時代史学会のみなさまには大会時だけでなく、多くの援助も頂きました。数々の貴重なご指摘と意見を頂戴し、感謝いたします。

本研究の現地調査では、同志社大学から財政的援助を頂いた。改めて感謝の意を述べたい。最後になったが、私の研究を応援し続け関心を持ってくれた友人たちに心から感謝を述べたい。

「話を大きく広げなさい」、現研究科の博士課程に入ったときに指導教官の富山一郎教授から頂いた言葉である。この言葉が少しでも体現できた博士論文だと信じて。

2017年5月末